

令和5年第3回定例会会議録

令和5年第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期30日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8月30日	水	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
8月31日	木	休 会	議案調査
9月 1日	金	休 会	議案調査
9月 2日	土	休 会	(市の休日)
9月 3日	日	休 会	(市の休日)
9月 4日	月	休 会	議案調査
9月 5日	火	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
9月 6日	水	本会議	一般質問
9月 7日	木	本会議	一般質問
9月 8日	金	本会議	一般質問
9月 9日	土	休 会	(市の休日)
9月10日	日	休 会	(市の休日)
9月11日	月	本会議	一般質問
9月12日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月13日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月14日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月15日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月16日	土	休 会	(市の休日)
9月17日	日	休 会	(市の休日)
9月18日	月	休 会	(市の休日)敬老の日
9月19日	火	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
9月20日	水	休 会	議事整理
9月21日	木	休 会	議事整理
9月22日	金	休 会	議事整理
9月23日	土	休 会	(市の休日) 秋分の日
9月24日	日	休 会	(市の休日)
9月25日	月	委員会	予算決算常任委員会
9月26日	火	休 会	議事整理
9月27日	水	休 会	議事整理
9月28日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和 5 年 第 3 回菊池市議会定例会会議録（目次）

8 月 3 0 日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 1 号	23
2. 本日の会議に付した事件	24
3. 出席議員氏名	25
4. 欠席議員氏名	26
5. 説明のため出席した者の職氏名	26
6. 事務局職員出席者	27
7. 開 会	28
8. 開 議	28
9. 日程第 1 会議録署名議員の指名	28
10. 日程第 2 会期の決定	28
11. 日程第 3 議案第 5 5 号 上程・説明	29
休 憩	32
開 議	32
議案第 5 5 号 質疑・討論・採決	33
12. 日程第 4 議案第 5 6 号から議案第 7 5 号まで一括上程・説明	33
13. 日程第 5 報告第 1 6 号から報告第 2 2 号まで一括上程・報告	41
・ 質疑	45
荒木崇之議員質疑	45
休 憩	45
開 議	45
○山田哲二建設部長答弁	45
荒木崇之議員質疑	46
休 憩	46
開 議	46
○山田哲二建設部長答弁	46
荒木崇之議員質疑	46
○山田哲二建設部長答弁	47
平直樹議員質疑	47
休 憩	47
開 議	47
○山田哲二建設部長答弁	48

14. 日程第6 陳情第2号 上程	48
15. 日程第7 議員の派遣について	48
16. 日程通告 散会	49

8月31日(木曜日) 休 会

9月 1日(金曜日) 休 会

9月 2日(土曜日) 休 会

9月 3日(日曜日) 休 会

9月 4日(月曜日) 休 会

9月 5日(火曜日) 本会議 頁

1. 議事日程第2号	53
2. 本日の会議に付した事件	53
3. 出席議員氏名	53
4. 欠席議員氏名	54
5. 説明のため出席した者の職氏名	54
6. 事務局職員出席者	54
7. 開 議	55
8. 日程第1 質疑	55
東奈津子議員質疑	55
○中尾健康福祉部長答弁	55
9. 日程第2 委員会付託	56
10. 日程通告 散会	57

9月 5日(火曜日) 予算決算常任委員会

9月 6日(水曜日) 本会議 頁

1. 議事日程第3号	61
2. 本日の会議に付した事件	61
3. 出席議員氏名	61
4. 欠席議員氏名	61
5. 説明のため出席した者の職氏名	62
6. 事務局職員出席者	62
7. 開 議	63

8. 日程第1 一般質問	63
(1) 泉田栄一朗議員質問	63
「職員研修について」	63
○開田智浩総務部長答弁	64
泉田栄一朗議員質問	64
○開田智浩総務部長答弁	65
泉田栄一朗議員質問	65
○開田智浩総務部長答弁	65
泉田栄一朗議員質問	66
○開田智浩総務部長答弁	66
泉田栄一朗議員質問	67
○開田智浩総務部長答弁	67
泉田栄一朗議員質問	68
○江頭実市長答弁	68
(2) 泉田栄一朗議員質問	69
「有害鳥獣被害防止について」	69
○三池克徳経済部長答弁	70
泉田栄一朗議員質問	70
○三池克徳経済部長答弁	71
泉田栄一朗議員質問	72
○三池克徳経済部長答弁	72
泉田栄一朗議員質問	73
○三池克徳経済部長答弁	73
休憩	74
開議	74
(1) 稲継智康議員質問	74
「本市におけるごみ分別アプリとごみ収集場所・収集日に関して」	75
○宇野木浩二市民環境部長答弁	75
稲継智康議員質問	75
○宇野木浩二市民環境部長答弁	76
稲継智康議員質問	76
○宇野木浩二市民環境部長答弁	77
稲継智康議員質問	77
○宇野木浩二市民環境部長答弁	79

稲継智康議員質問	80
○江頭実市長答弁	81
(2) 稲継智康議員質問	82
「成人のスポーツに対する本市の取り組みに関して」	82
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	83
○村田義喜教育部長答弁	83
稲継智康議員質問	84
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	85
稲継智康議員質問	85
○村田義喜教育部長答弁	86
稲継智康議員質問	87
○村田義喜教育部長答弁	87
(3) 稲継智康議員質問	88
「まちなかデザイン会議に関して」	88
○北島悠子政策企画部長答弁	89
稲継智康議員質問	89
○北島悠子政策企画部長答弁	90
昼食休憩	91
開 議	91
(1) 後藤英夫議員質問	91
「生成A I について」	92
○北島悠子政策企画部長答弁	93
○北島悠子政策企画部長訂正	94
○村田義喜教育部長答弁	94
後藤英夫議員質問	95
○北島悠子政策企画部長訂正	97
○村田義喜教育部長答弁	97
(2) 後藤英夫議員質問	97
「四季の里旭志の事業提案型プロポーザル審査（結果等）について」	98
○三池克徳経済部長答弁	98
後藤英夫議員質問	98
○三池克徳経済部長答弁	98
後藤英夫議員質問	99
○三池克徳経済部長答弁	99

休 憩	100
開 議	100
(1) 平直樹議員質問	100
「前進塾について」	100
○村田義喜教育部長答弁	101
平直樹議員質問	102
○村田義喜教育部長答弁	102
平直樹議員質問	103
○村田義喜教育部長答弁	103
平直樹議員質問	104
○村田義喜教育部長答弁	104
平直樹議員質問	104
○村田義喜教育部長答弁	104
平直樹議員質問	105
○村田義喜教育部長答弁	105
平直樹議員質問	105
○村田義喜教育部長答弁	106
平直樹議員質問	106
○村田義喜教育部長答弁	106
平直樹議員質問	107
○村田義喜教育部長答弁	107
平直樹議員質問	108
○村田義喜教育部長答弁	108
平直樹議員質問	108
○村田義喜教育部長答弁	109
平直樹議員質問	109
○江頭実市長答弁	109
9. 日程通告 散会	111
9月 7日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	115
2. 本日の会議に付した事件	115
3. 出席議員氏名	115
4. 欠席議員氏名	115

5. 説明のため出席した者の職氏名	116
6. 事務局職員出席者	116
7. 開 議	117
8. 日程第1 一般質問	117
(1) 島春代議員質問	117
「本市男性職員の育児休業取得について」	117
○開田智浩総務部長答弁	118
島春代議員質問	119
○開田智浩総務部長答弁	119
(2) 島春代議員質問	120
「防災に関する取り組みについて」	120
○開田智浩総務部長答弁	121
島春代議員質問	122
○開田智浩総務部長答弁	122
(3) 島春代議員質問	123
「学校図書館の充実について」	123
○村田義喜教育部長答弁	124
島春代議員質問	125
○村田義喜教育部長答弁	125
休 憩	126
開 議	126
(1) 田中教之議員質問	127
「公共交通について」	127
○北島悠子政策企画部長答弁	128
田中教之議員質問	129
○北島悠子政策企画部長答弁	131
田中教之議員質問	132
○北島悠子政策企画部長答弁	134
田中教之議員質問	134
○江頭実市長答弁	135
(2) 田中教之議員質問	135
「スポーツ振興について」	136
○村田義喜教育部長答弁	137
田中教之議員質問	137

○村田義喜教育部長答弁	138
(3) 田中教之議員質問	138
「所有者不明土地の問題について」	139
○宇野木浩二市民環境部長答弁	140
田中教之議員質問	141
○宇野木浩二市民環境部長答弁	141
昼食休憩	142
開 議	142
(1) 福島英徳議員質問	143
「T S M C 進出に伴う住宅開発について」	143
○山田哲二建設部長答弁	143
福島英徳議員質問	144
○山田哲二建設部長答弁	144
福島英徳議員質問	144
○山田哲二建設部長答弁	145
(2) 福島英徳議員質問	145
「市が保有している施設の有効活用について」	145
○山田哲二建設部長答弁	146
福島英徳議員質問	146
○山田哲二建設部長答弁	146
福島英徳議員質問	146
○山田哲二建設部長答弁	147
福島英徳議員質問	147
○山田哲二建設部長答弁	147
福島英徳議員質問	148
○江頭実市長答弁	148
(3) 福島英徳議員質問	149
「不登校の児童生徒について」	149
○村田義喜教育部長答弁	149
福島英徳議員質問	150
○村田義喜教育部長答弁	151
福島英徳議員質問	151
○村田義喜教育部長答弁	151
福島英徳議員質問	152

○村田義喜教育部長答弁	152
福島英徳議員質問	153
○音光寺以章教育長答弁	153
休 憩	155
開 議	155
(1) 猿渡美智子議員質問	155
「小中学校の教員不足について」	155
○村田義喜教育部長答弁	156
猿渡美智子議員質問	157
○村田義喜教育部長答弁	157
猿渡美智子議員質問	158
○村田義喜教育部長答弁	159
猿渡美智子議員質問	159
○村田義喜教育部長答弁	159
猿渡美智子議員質問	160
○音光寺以章教育長答弁	161
猿渡美智子議員質問	162
○音光寺以章教育長答弁	163
(2) 猿渡美智子議員質問	163
「有機農業の推進について」	163
○三池克徳経済部長答弁	164
猿渡美智子議員質問	165
○三池克徳経済部長答弁	165
猿渡美智子議員質問	166
○三池克徳経済部長答弁	168
9. 日程通告 散会	169

9月 8日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	173
2. 本日の会議に付した事件	173
3. 出席議員氏名	173
4. 欠席議員氏名	173
5. 説明のため出席した者の職氏名	174
6. 事務局職員出席者	174

7. 開 議	175
8. 日程第1 一般質問	175
(1) 荒木崇之議員質問	175
「市内3高校魅力化推進事業について」	175
○北島悠子政策企画部長答弁	176
○村田義喜教育部長答弁	177
荒木崇之議員質問	177
○北島悠子政策企画部長答弁	178
荒木崇之議員質問	179
○北島悠子政策企画部長答弁	180
荒木崇之議員質問	180
○江頭実市長答弁	181
荒木崇之議員質問	183
○北島悠子政策企画部長答弁	183
荒木崇之議員質問	184
○北島悠子政策企画部長答弁	185
荒木崇之議員質問	185
○村田義喜教育部長答弁	186
荒木崇之議員質問	187
○音光寺以章教育長答弁	187
荒木崇之議員質問	188
休 憩	189
開 議	189
○村田義喜教育部長答弁	189
荒木崇之議員質問	189
○音光寺以章教育長答弁	189
荒木崇之議員質問	190
○音光寺以章教育長答弁	191
休 憩	193
開 議	193
(1) 緒方哲郎議員質問	193
「市所管の公園の維持管理について」	193
○山田哲二建設部長答弁	193
緒方哲郎議員質問	194

○山田哲二建設部長答弁	194
緒方哲郎議員質問	194
○山田哲二建設部長答弁	194
(2) 緒方哲郎議員質問	195
「ゆうり基金について」	195
○村田義喜教育部長答弁	196
緒方哲郎議員質問	196
○村田義喜教育部長答弁	197
(3) 緒方哲郎議員質問	197
「菊之池小学校の増改築について」	197
○村田義喜教育部長答弁	198
緒方哲郎議員質問	199
○村田義喜教育部長答弁	199
昼食休憩	201
開議	201
(1) 東奈津子議員質問	201
「包括的性教育について」	201
○村田義喜教育部長答弁	202
東奈津子議員質問	203
○村田義喜教育部長答弁	203
東奈津子議員質問	204
○村田義喜教育部長答弁	206
東奈津子議員質問	206
○音光寺以章教育長答弁	206
(2) 東奈津子議員質問	207
「防災問題について」	208
○開田智浩総務部長答弁	209
東奈津子議員質問	209
○開田智浩総務部長答弁	211
東奈津子議員質問	212
○江頭実市長答弁	212
(3) 東奈津子議員質問	213
「自転車用ヘルメット購入費用補助について」	214
○開田智浩総務部長答弁	214

東奈津子議員質問	214
○開田智浩総務部長答弁	215
休 憩	216
開 議	216
(1) 古田浩敏議員質問	216
「病児・病後児保育について」	216
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	216
古田浩敏議員質問	217
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	217
古田浩敏議員質問	218
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	218
古田浩敏議員質問	219
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	220
古田浩敏議員質問	220
○中尾孝浩健康福祉部長答弁	220
(2) 古田浩敏議員質問	220
「有害鳥獣対策について」	220
○三池克徳経済部長答弁	221
古田浩敏議員質問	222
○三池克徳経済部長答弁	222
9. 日程通告 散会	223

9月 9日(土曜日) 休 会

9月10日(日曜日) 休 会

9月11日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	227
2. 本日の会議に付した事件	227
3. 出席議員氏名	227
4. 欠席議員氏名	227
5. 説明のため出席した者の職氏名	228
6. 事務局職員出席者	228
7. 開 議	229
8. 日程第1 一般質問	229

(1) 二ノ文伸元議員質問	229
「菊池市の祭りの現状について」	229
○三池克徳経済部長答弁	230
二ノ文伸元議員質問	232
○三池克徳経済部長答弁	233
二ノ文伸元議員質問	233
○三池克徳経済部長答弁	234
休 憩	235
開 議	235
(1) 木下雄二議員質問	235
「森林環境譲与税の活用状況について」	235
○三池克徳経済部長答弁	236
木下雄二議員質問	236
○江頭実市長答弁	237
(2) 木下雄二議員質問	237
「市職員の市外からの勤務状況について」	238
○開田智浩総務部長答弁答弁	238
木下雄二議員質問	239
○開田智浩総務部長答弁答弁	240
(3) 木下雄二議員質問	240
「市の契約について」	240
○開田智浩総務部長答弁答弁	241
木下雄二議員質問	241
○江頭実市長答弁	242
(4) 木下雄二議員質問	242
「九州産廃菊池事業所廃止後の水迫地区への対応について」	243
○宇野木浩二市民環境部長答弁	244
(5) 木下雄二議員質問	244
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	244
○村田義喜教育部長答弁	245
○北島悠子政策企画部長答弁	246
木下雄二議員質問	246
○江頭実市長答弁	247
休 憩	247

開 議	247
○江頭実市長答弁	247
木下雄二議員質問	248
○江頭実市長答弁	248
(6) 木下雄二議員質問	249
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	249
○宇野木浩二市民環境部長答弁	249
木下雄二議員質問	251
○江頭実市長答弁	251
9. 日程通告 散会	252
9月12日(火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月13日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月14日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月15日(金曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月16日(土曜日)	休 会
9月17日(日曜日)	休 会
9月18日(月曜日)	休 会
9月19日(火曜日)	休 会
9月20日(水曜日)	休 会
9月21日(木曜日)	休 会
9月22日(金曜日)	休 会
9月23日(土曜日)	休 会
9月24日(日曜日)	休 会
9月25日(月曜日)	予算決算常任委員会
9月26日(火曜日)	休 会

9月27日（水曜日） 休 会

9月28日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第7号	255
2. 本日の会議に付した事件	255
3. 出席議員氏名	255
4. 欠席議員氏名	256
5. 説明のため出席した者の職氏名	256
6. 事務局職員出席者	256
7. 開 議	258
8. 日程第1 各常任委員会報告	258
・総務文教常任委員長報告	258
・福祉厚生常任委員長報告	260
・経済建設常任委員長報告	261
・予算決算常任委員長報告	264
委員長報告に対する質疑	271
討論（議案第66号）	271
（1）猿渡美智子議員討論	271
（2）後藤英夫議員討論	271
討論（議案第68号～議案第71号）	272
（1）東奈津子議員討論	272
（2）平直樹議員討論	274
（3）荒木崇之議員討論	274
（4）福島英徳議員討論	275
採決（議案第56号～議案第59号、議案第62号～議案第65号、 議案第67号及び議案第72号～議案第75号まで、並びに 陳情第2号）	276
採決（議案第66号）	277
採決（議案第68号）	277
採決（議案第69号）	277
採決（議案第70号）	277
採決（議案第71号）	277
討論（議案第60号）	277
（1）後藤英夫議員討論	278

	(2) 東奈津子議員討論	278
	(3) 古田浩敏議員討論	278
	(4) 木下雄二議員討論	279
	(5) 二ノ文伸元議員討論	280
	(6) 福島英徳議員討論	281
	(7) 荒木崇之議員討論	282
	採決(議案第60号)	282
	討論(議案第61号)	282
	(1) 後藤英夫議員討論	283
	(2) 東奈津子議員討論	283
	採決(議案第61号)	283
9. 日程第2	議案第76号 上程・説明	283
	休憩	284
	開議	285
	議案第76号 質疑	285
	荒木崇之議員質疑	285
	○三池克徳経済部長答弁	285
	○開田智浩総務部長答弁	286
	荒木崇之議員質疑	286
	○開田智浩総務部長答弁	286
	荒木崇之議員質疑	287
	○三池克徳経済部長答弁	287
	議案第76号 討論・採決	287
10.	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	287
11.	閉会	289

第 1 号

8 月 3 0 日

令和5年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和5年8月30日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度菊池市一般会計補正予算 第6号)
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第56号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 菊池市交流促進センター条例を廃止する条例の制定について
- 議案第59号 菊池市竜門ダム広場条例の制定について
- 議案第60号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第63号 令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和4年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 令和4年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第73号 令和4年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第74号 工事請負契約の締結について

議案第75号 財産の無償譲渡について

一括上程・説明

第5 報告第16号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第17号 継続費精算報告について

報告第18号 継続費精算報告について（菊池市下水道事業会計）

報告第19号 債権の放棄の報告について

報告第20号 債権の放棄の報告について

報告第21号 専決処分の報告について

報告第22号 専決処分の報告について

一括上程・報告・質疑

第6 陳情第2号 要望書

上程

第7 議員の派遣について



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第55号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度菊池市一般会計補正予算 第6号)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第56号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 菊池市交流促進センター条例を廃止する条例の制定について

議案第59号 菊池市竜門ダム広場条例の制定について

議案第60号 菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第7号）

議案第63号 令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2

号)

- 議案第 6 4 号 令和 5 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 5 号 令和 5 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 6 号 令和 5 年度菊池市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 7 号 令和 5 年度菊池市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 8 号 令和 4 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 令和 4 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 令和 4 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 令和 4 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 令和 4 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 3 号 令和 4 年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 7 5 号 財産の無償譲渡について

一括上程・説明

- 日程第 5 報告第 1 6 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 1 7 号 継続費精算報告について
- 報告第 1 8 号 継続費精算報告について (菊池市下水道事業会計)
- 報告第 1 9 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 2 0 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 2 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 2 号 専決処分の報告について

一括上程・報告・質疑

- 日程第 6 陳情第 2 号 要望書

上程

- 日程第 7 議員の派遣について



出席議員 (20 名)

1 番 本 藤 潔

2番	安武睦夫
3番	稲継智康
4番	古田浩敏
5番	島春代
6番	大山宝治
7番	田中教之
8番	福島英徳
9番	緒方哲郎
10番	後藤英夫
11番	平直樹
12番	東奈津子
13番	水上隆光
14番	猿渡美智子
15番	荒木崇之
16番	工藤圭一郎
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	北島悠子
総務部長	開田智浩
市民環境部長	宇野木浩二
健康福祉部長	中尾孝浩
経済部長	三池克徳
建設部長	山田哲二
七城支所長	古田十咲
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	高島英輔

財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
代表監査委員	宮 川 貞 雄
監査委員事務局長	高 木 智 生

別室で待機していた者

市 長 公 室 長	中 川 敬 三
-----------	---------



事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第3回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和5年7月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の結果がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、緒方哲郎議員及び後藤英夫議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から9月28日までの30日間とすることに結論を見ておりますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの30日間と決定しました。

○

日程第3 議案第55号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第55号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月28日までの30日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、全国的にもイベントや祭りが従来の規模で開催されております。

まだまだ油断は禁物ではありますが、本市においても「菊池白龍まつり」や、「しすい孔子公園夏まつり」が4年ぶりに、コロナ前と同じ規模で開催することができ、多くの来場者でにぎわいました。

白龍が勢いよく会場内を駆け回り、幅広い世代のグループがダンスで会場を盛り上げる姿や、祭孔大典の舞の披露、夏の夜空を鮮やかに彩る大輪の花火など、コロナ禍により忘れかけていた感動と興奮に満ちた、特別な日々を思い出させてくれました。

また、多くの地区でふるさと祭りが復活し、参加させていただきました祭りの会場では笑顔があふれ、「お久しぶり」あるいは「元気だったね」と、お互いがお互いの息災を確認し合うなど、和やかな時間と空間を地域の皆様が共有し、心の底から楽しんでいらっしゃいました。

コロナからの復興と地域の活性化は、私たち行政と地域住民の皆様の共通の願いです。

創造力を最大限に働かせながら、地域の貴重な資源を磨き上げ、持続可能な未来を築くための努力をこれからも歩みを止めず、進めてまいります。

次に、7月21日から23日にかけて、福井県で開催されました全日本中学選手権ボート大会におきまして、菊池ローイングクラブの男子ダブルスカル及び女子ダブルスカルが、九州勢として初の全国優勝を成し遂げました。

大会を通じて、幾つもの接戦を制しての2種目優勝は、厳しいトレーニングや、技術を磨くたゆまぬ努力はもとより、逆境に立たされたときこそ、諦めない気持ち

が大事だということを私たちに教えてくれました。

心よりお喜び申し上げます。

優勝、おめでとうございます。

そのほか、菊池南中学校新体操団体女子が、県中体連で3年連続優勝、九州大会でも準優勝し、全国大会へ、また、菊池南中学校水泳男子平泳ぎ個人が、県中体連で優勝、全国大会へ、泗水中学校柔道男子個人及び女子個人が、それぞれ県中体連で優勝、全国大会へ、菊池女子高校剣道部が、県高校総体団体戦で優勝、全国大会ではベスト16に輝きました。

今年は、このほか全てご紹介し切れないほど、本当にたくさんのスポーツや文化活動において、子どもたちの活躍が目を引きました。

地域の子どもたちがもたらしてくれた明るいニュースは、連日の猛暑や物価高騰、さらには、まだまだ油断のできない新型コロナにより疲弊した市民の心を明るく照らし、元気づけてくれました。すばらしい努力の成果であります。

誠におめでとうございます。

最後に、TSMCに関する市の動向についてでございますが、本市では、TSMCの進出を機に、宅地等のゾーニング、宅地開発の補助金、土地バンクの三つを中心に、宅地開発の推進と、それに伴う定住人口の増加策を進めております。

宅地等のゾーニングにつきましては、現在、適地となり得る箇所を選定し、候補地の検討を行っているところです。候補地が決定いたしましたら、対外的にも公表させていただき予定でございます。

次に、宅地開発補助金につきましては、新聞報道等でも取り上げていただきましたことから、市内・市外の様々な事業者の皆様からお問い合わせをいただいております。既に事業が進捗している事例もございます。

土地バンクにつきましては、本年8月末現在、67筆の登録をいただいております。

現に、土地の売買について、民間同士の交渉が行われている状況もございますので、今後も引き続き多くの土地をご登録いただきますよう、引き続き制度の周知を図ってまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第55号は、令和5年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた

します。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第55号につきまして、ご説明をいたします。

画面に、議案書5ページの議案第55号が表示されておりますでしょうか。

議案第55号は、令和5年度一般会計補正予算（第6号）を専決処分したものでございまして、令和2年7月豪雨により被災した、林道八方ヶ岳線及び本年6月末から7月にかけての大雨落雷による災害復旧を早急に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により、専決処分したものでございます。

6ページが、専決第11号専決処分書で、専決日は、令和5年7月26日でございます。

9ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に1億42万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ278億5,786万6,000円とするものでございます。

それでは、まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

15ページをお願いします。

1枠目の目10災害復旧費国庫補助金3,894万8,000円の増額は、令和2年度に発生しました、林道八方ヶ岳線災害復旧のための林業施設災害復旧費補助金でございます。

2枠目の目1財政調整基金繰入金1,327万6,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

最下段の枠、目10災害復旧債4,820万円の増額は、災害復旧において活用できる災害復旧事業債でございます。

なお、令和2年度発生林道八方ヶ岳線災害復旧事業に関する歳入については、説明欄において「過年」と括弧書きがついている項目になります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

1枠目の目1衛生施設災害復旧費44万円の増額は、一般廃棄物最終処分場ののり面の復旧費でございます。

2枠目の目3単独災害復旧費1,100万円の増額は、被災した市道等の復旧に係る重機の借上料や、原材料の費用でございます。

同じく、目5都市計画施設災害復旧費49万2,000円の増額は、公園施設の復旧費でございます。

3枠目の目1農地等災害復旧費437万5,000円の増額は、被災した農地・農業用施設の復旧費でございます。

同じく、目2林業施設災害復旧費のうち、林業施設単独災害復旧事業700万円の増額は、林道の土砂撤去及び倒木撤去に係る復旧費でございます。

17ページの1枠目、令和2年度発生林道八方ヶ岳線災害復旧事業6,500万円の増額は、令和2年7月豪雨にて被災しました林道八方ヶ岳線の復旧費でございます。

なお、林道直下の山腹も被災をしており、これは林道復旧完了後に県営治山工事にて復旧されますが、県治山工事が令和6年度中に完了する必要があるため、県より本市へ早期完了の要望があり、これに対応するためのものがございます。

下段の枠の目1教育施設災害復旧費1,211万7,000円の増額は、主に、本年7月12日の落雷により故障した菊池北中学校のエアコン等の学校設備や、被災した社会体育施設等の復旧費でございます。

ページ戻っていただきまして、11ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

内容としましては、先ほどご説明しました令和2年度発生林道八方ヶ岳線災害復旧事業において、適正な工期が確保できず、年度内に事業を完了することが困難なため、繰越明許費の設定を行うものがございます。

12ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

内容としましては、災害復旧において活用できる、災害復旧事業債4,820万円の増でございます。

以上、議案第55号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時15分

開議 午前10時35分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第56号から議案第75号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第56号から議案第75号までの20案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第56号から議案第61号までは、それぞれ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、放課後児童健全育成事業に関するこども家庭庁通知の改正に伴う、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、農林業の振興を目的とした菊池市交流促進センター、いわゆる龍龍館を、令和6年4月1日から、周辺広場を含めて、自然環境を生かした交流と、地域活性化の推進を目的とした、新たな公の施設として活用することに伴う、菊池市交流促進センター条例の廃止、及び、菊池市竜門ダム広場条例の新規制定、水道料金及び下水道使用料の算定基準となるメーター検針について、令和8年4月1日から、毎月検針を二月ごとの隔月検針へ

変更することに伴う、菊池市給水条例及び菊池市下水道条例の一部改正でございます。

次に、議案第62号から議案第67号までは、それぞれ、令和5年度の一般会計、各特別会計及び上下水道事業会計の補正予算、議案第68号から議案第73号までは、それぞれ、令和4年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第74号は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による工事請負契約の締結、議案第75号は、地方自治法の規定による財産の無償譲渡でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、提案いたします議案第56号から議案第75号までにつきまして、ご説明をいたします。

議案書の19ページをお願いします。

画面に、19ページ、議案第56号が表示されていますでしょうか。

議案第56号、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、次の20ページが改正する条例案で、関係法律の一部改正に伴い、条例における法の引用条項を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いします。

議案第57号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、22ページが改正する条例案で、関係省庁通知の一部改正に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修について、令和5年3月31日までに修了することとされていたものを、放課後児童支援員として業務に従事することとなってから、2年以内に研修を修了するように改正するもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

次に、23ページをお願いします。

議案第58号、菊池市交流促進センター条例を廃止する条例の制定について、及び、25ページの議案第59号、菊池市竜門ダム広場条例の制定については、これまで農林業の振興を目的とした菊池市交流促進センター、いわゆる龍龍館に、令和6年4月1日から周囲の広場を加え、竜門ダム周辺の自然環境を生かした交流と、

地域活性化の推進を目的とする新たな公の施設として活用するため、既存の条例を廃止し、公の施設の設置及び管理に関する事項を新たに条例制定するもので、それぞれ、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、31ページをお願いします。

議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、及び、33ページの議案第61号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、水道料金及び下水道使用料の算定の基準となるメーター検針を毎月から二月ごとへ変更することについて、前回の令和5年第2回定例会では、改正条例の施行期日を令和6年4月1日からとして提案いたしましたが、今回、施行期日を令和8年4月1日から見直し、改めて条例改正を提案するものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第62号、令和5年度一般会計補正予算（第7号）でございます。

36ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に1億5,120万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ280億906万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、4月の人事異動に伴う職員人件費の組替えのほか、県産麦の安定供給のための排水対策用機械導入の支援、10月以降分の出産・子育て応援交付金事業の費用、旭志グラウンドに隣接する広場に遊具を設置するための測量委託、本年6月末から7月にかけての大雨による、農地等災害復旧及び関連する河川整備事業などでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明をいたします。

44ページをお願いいたします。

1 枠目の目5 農林水産業費分担金813万4,000円の増額は、農地や農業用施設等の災害復旧工事に対する地元分担金でございます。

最下段の枠の目2 総務費国庫補助金198万9,000円の減額は、個人番号カード交付事務費補助金の減でございます。

同じく、目6 商工費国庫補助金600万円の減額は、インバウンド誘客促進事業が観光再始動補助事業において採択されなかったため、事業内容の見直しを行い、観光コンテンツ造成支援事業へ事業変更したことによるものでございます。

目9 教育費国庫補助金297万円の減額は、新たな図書館システム導入に対するデジタル田園都市国家構想交付金の減でございます。

目10 災害復旧費国庫補助金1,196万8,000円の増額は、6月末から7月にかけての大雨により被災した、農地や農業用施設等の復旧に対する農地等災害

復旧費補助金の増でございます。

45ページをお願いいたします。

2 枠目の目4衛生費県補助金1,675万2,000円の増額は、出産・子育て
応援交付金の増でございます。

目5農林水産業費県補助金1,583万4,000円の増額は、主に、県産麦安
定生産体系構築支援事業補助金の増でございます。

最下段の目1財政調整基金繰入金7,711万4,000円の増額につきましては
は、今回の補正予算の財政調整でございます。

46ページをお願いいたします。

最下段の枠の款22市債につきましては、八幡川の河川整備に伴う一般事業債1,
800万円の増額や、6月末から7月にかけての大雨による災害復旧事業債530
万円の増額などが主なものでございまして、全体で2,410万円の増となってお
ります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

49ページをお願いいたします。

1 枠目の目2賦課徴収費2,836万3,000円の増額は、過誤納還付金の増
によるものでございます。

2 枠目の目1戸籍住民基本台帳費のうち、2段目の社会保障・税番号制度事業1
98万9,000円の減額は、マイナンバーカードの大規模事業所出張申請事業が、
県の単独事業として実施されることになったことによる減額でございます。

54ページをお願いいたします。

1 枠目の目3母子衛生費1,684万1,000円の増額は、10月以降分の出
産・子育て応援交付金事業の経費でございます。

55ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、下段の県産麦安定生産体系構築支援事業1,468万2,
000円の増額は、県産麦の安定供給のための排水対策用機械導入の支援を行うも
のでございまして、全額県費でございます。

56ページをお願いいたします。

3 枠目、最下段の目4観光費のうち、次の57ページ、上段の観光プロモーショ
ン事業600万円の減額は、歳入でご説明いたしましたインバウンド誘客促進事業
が、観光再始動補助事業において採択されなかったため、事業見直しを行ったこ
とによるものでございます。

58ページをお願いいたします。

1 枠目の目2河川維持費2,000万円の増額は、普通河川である八幡川の河川

トンネル天井の一部が崩落しており、増水時の氾濫や、他の箇所が崩落する可能性があるため、新たにバイパスを整備するものでございます。

2 枠目の目 4 公園費 5 1 万 3, 0 0 0 円の増額は、旭志グラウンドに隣接する広場に遊具を設置するための測量委託料でございます。

6 0 ページをお願いいたします。

1 枠目の目 4 図書館費 1 7 3 万 5, 0 0 0 円の増額は、国からのソフトウェア提供の遅れにより、新たな図書館システムの稼働時期が遅れるため、現システムの稼働を延長することによるものでございます。

6 1 ページをお願いいたします。

目 1 農地等災害復旧費 3, 0 7 7 万円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、6 月末から 7 月にかけての大雨による、農地や農業用施設等の災害復旧に係るものでございます。

ページを戻っていただきまして、4 0 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。

内容につきましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者選定などの準備行為を行う必要がある業務につきまして、今回 2 件の設定を行うものでございます。

4 1 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正でございます。

内容につきましては、先ほどご説明しました八幡川河川整備事業などによる一般事業債や、大雨による災害復旧事業債の増などございまして、全体で 2, 4 1 0 万円の増となっております。

次に、6 5 ページをお願いいたします。

議案第 6 3 号、令和 5 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

6 6 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 1 1 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7 億 1, 1 9 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修による増となっております。

次に、7 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号、令和 5 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

7 2 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に277万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,131万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度過誤納還付金による増となっております。

次に、77ページをお願いいたします。

議案第65号、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

78ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に370万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,736万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度精算返納金による増となっております。

次に、85ページをお願いいたします。

議案第66号、令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

86ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、営業費用を729万2,000円減額し、営業外費用を92万7,000円増額するものでございます。

補正の内容としましては、営業費用は、人事異動に伴う人件費の減額、営業外費用は、令和4年度事業繰越に伴う支払利息が発生したため、増額を行うものでございます。

また、第4条におきまして、契約期間が今年度で終了する水道事業業務委託につきまして、令和8年4月からの隔月検針導入を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの債務負担行為2億7,106万9,000円を設定するものでございます。

次に、93ページをお願いいたします。

議案第67号、令和5年度下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

94ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用をそれぞれ280万5,000円減額し、第4条におきまして、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ314万4,000円減額するものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の減額と、下水道処理施設の汚泥処理等に係る委託料の増額でございます。

次に、議案第68号から議案第73号までは、令和4年度各会計歳入歳出決算の認定についてございまして、議案書は別冊で製本をいたしております。

まず、水色の表紙の令和4年度歳入歳出決算書には、議案第68号、令和4年度一般会計決算の認定から、議案第71号、令和4年度介護保険事業特別会計決算の認定までの4議案を掲載しており、地方自治法の規定により、決算の認定をお願い

するものでございます。

次に、議案第72号及び議案第73号の上下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、ただいまの決算書の次に、さらに別冊で製本をしており、地方公営企業法の規定により、上下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定をお願いするものでございます。

以上、各会計の決算の認定につきましては、監査委員の審査意見書を付して、認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、各会計の決算に係る主要施策の成果及び令和4年度決算に伴う支払対象職員数一覧を添付いたしております。

議案書に戻りまして、103ページをお願いいたします。

画面のほうをご覧ください。

議案第74号、工事請負契約の締結については、令和5年度菊池南中学校長寿命化改良工事の契約締結につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、7月25日に条件付一般競争入札を実施し、2事業者から応札があり、その後の事後審査等の事務処理を経て、8月1日に落札者を決定し、8月10日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、令和5年度菊池南中学校長寿命化改良工事、工事場所は、菊池市隈府地内、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約の金額は、14億9,633万円、契約の相手方は、岩永・八方・アスク建設工事共同企業体でございます。

次に、105ページをお願いします。

議案第75号、財産の無償譲渡については、泗水町南住吉区の消防倉庫の土地の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町住吉の土地でございます。土地の地番・地目は、記載のとおり、土地の面積は、59.09平米、譲渡の相手方は、認可地縁団体である南住吉区でございます。

以上、議案第56号から議案第75号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

○

○水上隆光 議長 次に、代表監査委員から監査報告の申出がっておりますので、これを許します。

宮川代表監査委員。

[登壇]

○宮川貞雄 代表監査委員 それでは、令和4年度決算における審査の報告をさせていただきます。

令和5年7月20日から8月2日におきまして、議員選出の古田監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、法令に準拠して作成されておりまして、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符号し誤りのないものと認めます。

また、審査に付されました公営企業会計決算報告書、その他の財務諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

決算審査意見書では、14ページから審査意見を述べておりますので、中心部分は省略し、主な点を報告させていただきます。

本市では、合併後の平成17年度から令和6年度までに延長されました変更後の新市建設計画を基礎に、「人と自然が調和し、希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」の理念の下に、本年度は第3次菊池市総合計画の第1年度として、具体的な施策がスタートしました。特に、TSMCの菊陽町への進出決定以来、本市へも世界的な半導体関連企業の進出など、大きな波及効果が出ている中、これまでの懸案でした企業立地や、住宅開発などの各種の見直しが推進されてきました。まさに、この好機を生かした本市の発展の短中期の迅速な施策の実施が不可欠になっております。

今後も、癒しの里戦略を土台とした、明快なランドデザインを掲げての住みたい、生活し続けたいと思わせるような総合施策の実施を期待します。と同時に、大変厳しい環境下にあります農業振興、商工観光面については、本市の優れた政策担当者のリーダーシップ、各種事業者や関係団体との粘り強い協議・検討を重ねつつ、全国モデルにも発展する本格的な経済振興が待たれるところです。

また、森林譲与税の有効活用の観点から、菊池市内に有する森林整備の振興とともに、100ヘクタールを超える市有林経営の管理計画の充実と、年度評価が一段と求められます。

合併後も統合できていない土地改良区や、社会福祉協議会等の関係団体への補助金や委託料につきましては、固定的な考え方での交付が続いておりまして、時代のニーズに合致させつつ、行政施策の充実発展のために必要な見直しが求められるところです。

最後になりますが、コロナ禍が徐々に落ち着きつつある中、激動する社会変化を先取りする行政施策の展開と市政のますますの充実を願いつつ、菊池市の限りない

発展と公共の福祉向上が実現していくことを願ひまして、決算審査意見とします。

なお、水道事業の公営事業運営等では、全国的に水道料金の値上げの動きがある中であって、長年にわたり関係者によります、安心・安全、おいしい水の提供とともに、効率的な経営実現へのご尽力に高い評価をしつつも、熊本市等の隔月検針事例を以前から把握していたこともあり、5年前から隔月検針での効率的な経営の移行を要望してまいりました。そのため、さきの市議会での充実した議論とその結果を十分に尊重しながらも、いよいよ来年は5年間を経過し、現在の委託事業の業者の契約期間が終了し、更新されるという極めて重要な期間でございます。このため、誠に恐縮に存じますが、どうぞ執行部からは、実施時期を配慮した隔月検針に関する条例等の再度のご提案となりましたが、それを受けられての市議会での一層の充実したご審議を切に要望しまして、決算審査の報告に際しての監査意見とさせていただきます。

以上です。

○水上隆光 議長 以上で、代表監査委員の報告を終わります。



日程第5 報告第16号から報告第22号まで一括上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第5、報告第16号から報告第22号までの7件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、議案書107ページをお願いいたします。

画面には107ページの報告第16号が表示されておりますでしょうか。

報告第16号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、「実質赤字比率」につきましては、令和4年度における普通会計の実質収支額が黒字でございますので、赤字比率として算定されず、数値は表示されません。

次に、「連結実質赤字比率」につきましては、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合にも実質収支が黒字でございますので、数値は表示されません。

次に、「実質公債費比率」ですが、これは普通会計及び特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に当てられた負担金等の標準財政規模に占

める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。

本市の「実質公債費比率」は9.2%となっておりますので、早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、「将来負担比率」ですが、土地開発公社及び第三セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されます。

本市の「将来負担比率」は6.5%となっておりますので、早期健全化基準350%を下回っており、適正水準を確保しております。

最後に、「公営企業会計の資金不足比率」につきましては、上下水道事業会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

両会計において、資金不足が生じていないため、資金不足比率については数値が表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保しておりますが、今後、社会経済の動向や、公共施設に係る維持補修費等の負担を考慮した場合、比率が変動することも見込まれるため、さらなる健全な財政運営を図る必要があると考えております。

次に、109ページをお願いいたします。

報告第17号、継続費精算報告についてでございます。

令和4年度までに継続費の設定を行った事業につきまして、議会に報告するものでございます。

110ページが、令和4年度継続費精算報告書でございます。

まず、1段目の款2総務費、項1総務管理費、事業名、七城支所庁舎整備事業につきましては、継続費の設定年度が令和2年度から令和4年度までの3年間でございます。

表の見方としましては、左側が全体計画、中央に実績、右側が比較となっております。

計の欄でご説明をいたします。

全体計画額4億5,434万5,000円に対しまして、実績額4億1,008万4,260円で、差引き4,426万740円の残額となっております。

次に、2段目の款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業 新型コロナワクチン接種委託につきましては、設定年度が令和3年度から令和4年度までの2年間、全体計画額1億997万8,000円に対しまして、実績額も同額で、差引き0円となっております。

次に、3段目の款7土木費、項4都市計画費、事業名、さくら山公園地質調査業

務につきましては、設定年度が令和3年度から令和4年度までの2年間、全体計画額981万5,000円に対しまして、実績額961万4,617円で、差引き20万383円となっております。

次に、最下段の款9教育費、項3中学校費、事業名、中学校長寿命化改良事業泗水中学校につきましては、設定年度が令和2年度から令和4年度までの3年間、全体計画額17億9,401万1,000円に対しまして、実績額16億613万945円で、差引き1億8,788万555円となっております。

次に、111ページをお願いいたします。

報告第18号は、下水道事業会計の継続費精算報告についてでございます。

112ページをお願いいたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、国道325号汚水幹線布設替事業につきましては、設定年度が令和3年度から令和4年度までの2年間、全体計画額3億6,500万円に対しまして、実績額3億4,112万3,130円で、差引き2,387万6,870円となっております。

次に、113ページをお願いいたします。

報告第19号、債権の放棄の報告についてでございます。

債権の放棄の内容といたしましては、債権の名称が住宅使用料等、放棄した債権の額が469万5,520円、債務者数が7人でございます。

次に、債権を放棄した事由等でございますが、「破産」につきましては、「破産法」、「会社法」、その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につき、その責任を免れたものでございまして、菊池市債権管理条例第16条第1号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

次に、「行方不明」につきましては、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、徴収の見込みがないものでございまして、条例第16条第1項第3号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

次に、「強制執行後資力なし」につきましては、強制執行または債権の申出の手続を取っても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力またはこれに近い状態であり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないものでございまして、条例第16条第1項第5号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

最後に、「時効期間満了」につきましては、時効の援用を要する非強制徴収債権につきまして、消滅時効に係る時効期間が満了したものでございまして、条例第16条第1項第6号の規定により、債権の放棄が認められているものでございます。

合計の調定件数は314件、放棄の時期につきましては、令和5年3月23日で

ございます。

次に、115ページをお願いいたします。

報告第20号、債権の放棄の報告についてでございます。

債権の放棄の内容としましては、債権の名称が水道料金等、放棄した債権の額が1万6,980円、債務者数が6人でございます。

次に、債権を放棄した事由につきましては、行方不明でございます。

合計の調定件数は15件で、放棄の時期につきましては、令和5年3月23日でございます。

次に、117ページをお願いいたします。

報告第21号、専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

118ページが、専決第10号専決処分書で、車両事故について、令和5年7月18日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和5年3月18日、相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市職員が、移住促進イベント業務のため、大分県竹田市の相手方旅館の駐車場に駐車しようとしていたところ、後方確認が不十分だったため、車両右後方部が、駐車場に設置されている電灯に衝突し、電灯を破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、81万9,940円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、119ページをお願いいたします。

報告第22号、専決処分の報告については、次の120ページが、専決第12号専決処分書で、市道の管理瑕疵について、令和5年8月7日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和5年5月31日、相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道桜山上中原線において、相手方が運転する自転車の後輪が、グレーチングの隙間に脱落し、後輪を損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、12万3,365円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第16号から第22号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 宮川代表監査委員。

[登壇]

○宮川貞雄 代表監査委員 財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました令和4年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率並びに公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、7月31日から8月8日におきまして議員選出の古田監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 報告第19号について、お尋ねしたいと思います。

住宅使用料の債権の放棄ということで、取れなかったということではありますが、気になるのがその7人なんですよね。314件で7人ということで、気になるのが二つ目の行方不明というのが42件ということですが、これはもう夜逃げしているんじゃない、跡が追えないということでしょうか。

それと、最後の時効の満了ということですが、時効の満了までに、菊池市がきちんと債権の徴収をやっていたか、どのような債権徴収方法をやっていたかというのをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時21分

開議 午前11時22分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。

それでは、荒木議員のご質問にお答えしたいと思います。

債権徴収方法の中で、住宅使用料の催告等については、一応行方不明者等につきましては、いろいろちょっと調査をしているところなんですけれども、それまでの経緯といたしまして、文書、電話、訪問催告という形で行っているところがございます。

催告に応じないものについては、保証人に請求を行っているところがございます

けども、そういう形で鋭意努力はしているところですけども、なかなか催告に応じ
てくれないという部分もあるところです。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 先ほどの行方不明の方については、転居等、そういった部分
がちょっとつかめないという状況で、その保証人等がいる部分については、保証人
に催告等はしているところなんですけども、そういう状況になっております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 過去にもこの住宅、市営住宅のこの件に関しましては、
大体毎年不納欠損をやっているわけですけども、その中で、これは市町村合併した
んで仕方がないんですが、昔のことを言っても仕方がないんですが、保証人をつけ
ている、つけたときと、つけてないときとあるんですよね。実際、何百人、何千人
いらっしゃる中で、保証人がついている、ついてないというのがあるとは思って
すけど、この7人のうち、何人が保証人がついていますか。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時25分

開議 午前11時27分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

7名中5名の方が保証人が設定をされております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 7名の方をお聞きして、よほど管理がちゃんとされてい
るんだなというふうに思います、暫時休憩までして数を当てるぐらいですから。保
証人がやっぱりこれ、ついてないのが2人いらっしゃると。これ全体的に見ると、
もっと大きな数字になると思うんですよね。

私が何で質問しているかと。やっぱり皆さん、厳しい生活の中で、市営住宅に入りたい人も、入れない人も。厳しい生活の中で、ちゃんと家賃を払っている人が、正直者がばかを見ないように、私は言っているわけで、ごね得、逃げ得をさせないためにも、しっかりやるべきだと思いますけど、債権のその徴収方法について、例えば文書とか、電話とか、保証人に請求とかいうのはありますけども、差押えあたりはやらないんでしょうか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、住宅使用料につきましては、私債権ということでございますので、強制的な差押えというのができない状況でございますので、裁判所に訴えるという必要になってくるかと思えます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 質疑をさせていただきます。

今の荒木議員と同じところですが、報告第19号について、この行方不明の方に関してですけれども、また別の議案書で、我々が前回の決算書を出すときに、提言書というのを出してありますが、その提言についての回答というのを頂いております。そこには、令和4年9月現在の入居者のうち連帯保証人が署名する誓書の提出がなかった13名に対しては、誓書の提出を依頼し、完了しておりますとあります。つまり、全員に保証人がいるというふうに解釈ができるんですけれども、今の荒木議員の質疑の中では、あと2名が足りないということになっておりますが、この行方不明で取れなかったから、ここでもう取りませんということではなく、保証人から取るべきだと考えますが、ここをちょっと教えてください。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時31分

開議 午前11時32分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、保証人から取るべきではないかということでございますけども、この辺につきましては、ちょっと調査をした結果、資力がなかったり、もう既に保証人の方が死亡されていたりと、そういった部分で取れていない部分、催告を行っても、なかなか応じていただけない部分、それぞれでございます。

それから、現在の入居者につきましては、保証人については、全て現状、設定をいただいているというような状況でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 では、今のお答えでは、その我々からの提言に対する回答の中にはない、それまでの保証人のいなかった方ということが含まれるというふうに解釈をいたしますが、保証人をつけるということは、本人の方から取れないときには、そこから取るよということですので、いらっしゃらない場合は、ある程度は仕方ないけど、いらっしゃる場合は取らなきゃならないとは思いますが、そこは、そういう判断をされるのはちょっとどうだろうというふうに思いますが、あとは委員会ですっかり審議していただければと思います。

終わります。

○水上隆光 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 なければ、ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第6 陳情第2号 上程

○水上隆光 議長 次に、日程第6、陳情第2号を議題とします。

陳情第2号が、今定例会までに提出されました陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおります。

○

日程第7 議員の派遣について

○水上隆光 議長 次に、日程第7、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定によって、お手元に配付しているとおります。

議員派遣については、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、原案のとおり

り派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る9月5日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、8月31日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前11時36分

第 2 号

9 月 5 日

令和5年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（19名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二

欠席議員（1名）

20番 山瀬 義也

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	北島 悠子
総務部長	開田 智浩
市民環境部長	宇野木 浩二
健康福祉部長	中尾 孝浩
経済部長	三池 克徳
建設部長	山田 哲二
七城支所長	古田 十咲
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	高島 英輔
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄 和彦
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	中原 親弘
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局 長	前川 幸輝
事務局 課長	松原 憲一
事務局課長補佐	笹本 聖一
議会係 長	志水利 貞
議会係	河田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。
質疑は一括質疑として、3回までとなっています。
質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。
発言の通告があっておりますので、質疑を許します。
東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第57号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をいたします。

提案の理由は、事業の実施に関する国からの通知による一部改正とのことだが、具体的にはどのようなことでしょうか、お聞きします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。東議員の質疑にお答えします。

今回の条例改正は、全国的に問題となっている支援員不足に対応するために、国の放課後児童健全育成事業の内容が変更されたことに伴うものでございます。

変更前までは、支援員は、令和5年3月31日までに、放課後児童支援員認定資格研修を受講することとされておりましたが、支援員として業務に従事してから2年以内に研修を受講するように変更されたものでございます。

これによりまして、みなし支援員を増やすことができ、安定した放課後児童クラ

ブの運営が維持できるものと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　これで、質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○水上隆光 議長　次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第56号から議案第75号まで並びに陳情第2号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和5年第3回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第74号	工事請負契約の締結について
	議案第75号	財産の無償譲渡について
福祉厚生 常任委員会	議案第56号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第57号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第58号	菊池市交流促進センター条例を廃止する条例の制定について
	議案第59号	菊池市竜門ダム広場条例の制定について
	議案第60号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第61号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
	陳情第2号	要望書
予算決算 常任委員会	議案第62号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第7号）
	議案第63号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第64号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第65号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第66号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第67号	令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第68号	令和4年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第69号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第70号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第71号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第72号	令和4年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
	議案第73号	令和4年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日9月6日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午前10時04分

第 3 号

9 月 6 日

令和5年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和5年9月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	北島 悠子
総務部長	開田 智浩
市民環境部長	宇野木 浩二
健康福祉部長	中尾 孝浩
経済部長	三池 克徳
建設部長	山田 哲二
七城支所長	古田 十咲
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	高島 英輔
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄 和彦
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	中原 親弘
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局 長	前川 幸輝
事務局 課長	松原 憲一
事務局課長補佐	笹本 聖一
議会係 長	志水利 貞
議会係	河田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。

いまだに続いているロシアとウクライナの戦争によるエネルギー確保の難しさ、現在、ガソリン価格が170円、180円代と、市民は悲鳴を上げておられます。世界的に蔓延したコロナウイルス感染症による、物やサービスの滞りに加え、円安のため、輸入に頼っている日本は大きく影響を受けております。

そんな中、菊池市は6月議会で、LPガス使用世帯への支援や、学校給食費の食材高騰に対する補助、また、飼料価格高騰による畜産経営者への支援金など、一般会計補正予算で約277億円が決まったことはすばらしいことだと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

職員研修についてであります。

全国的にマイナンバーカードのトラブルが取り沙汰されております。コンビニで別人の証明書が発行されたとか、マイナポイントが別人に付与されたなどと、確かにあってはならないことが起きております。しかし、これはほとんどがシステムそのものではなく、入力ミスで起こったことだということでもあります。

本市では、マイナカードのトラブルはないということでもあります。しかしながら、報道により市民にも不安を感じさせたことは確かなので、本市の職員研修について、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

日本全体がそうであるように、ここ菊池市でも、少子化による急速な人口減少と高齢化という危機に直面しております。このような中で、地方自治体は住民生活に身近で持続可能な行政サービスを提供し続けるために、地域の実情に応じた創意工

夫が求められていると思います。そのためには、職員の人財育成は一層重要になっていきます。職員1人にかかる業務の負荷の増大などにより、研修を効果的に効率的なものにすることによって、広い見識と高い能力を持った職員が育成されると思います。

初めに、本市において、新規採用職員に対する研修はどのようになっているのか、質問をします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。泉田議員の質問にお答えをいたします。

新規採用職員に対します研修につきましては、市独自の研修といたしまして、4月1日から約1週間の日程で研修を行っております。研修の内容としましては、市長講話をはじめ、市職員の心構え、菊池市総合計画、会計事務、文書事務のほか、市の観光や、市の史跡・文化財など、様々な分野での研修を行っているところでございます。

また、熊本縣市町村職員研修協議会が主催する新規採用職員研修に3日間、新規採用職員フォローアップ研修に2日間参加をいたしまして、接遇やマナー、仕事の基本などについて学んでいるところでございます。

そのほか、採用に伴う事前説明会におきまして、市内の行政区一覧及び全図を配布するほか、市独自の新規採用職員研修の中で、先輩職員が作成をいたしました菊池市に関するテストを実施するなど、地元の文化や地域魅力を学ぶ取組を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、三つ、大きく分けてお答えをいただきました。その中で、菊池市の独自のやつも行っているということで、菊池市の文化等の説明があるということでありました。どこまでその内容があるか、私もまたお聞きしたいと思えますけれども、そういう独自のものもやっているということを知りました。

そこで、次に、集合研修では人と人との絆が希薄になっているのではないのでしょうか。やはり集団的な形の研修と、また、その市町村が自ら企画立案した研修、二つがあると思えますけれども、その中で、私が以前、職員の方で退職された方にお聞きしたら、以前は農家の協力の下で、農業体験に行ったり、また地元の商店、スーパー、職場等で体験をしたということもお聞きしました。また、この市の行政の

中の福祉施設で体験したりという現場体験もやっていたということもお聞きしました。

そのほかに、また、自衛隊とか、消防署等、様々な職種を知る機会があったということでもあります。全てやれということではなく、そういう現場体験もあったということです。

また、新人の方は、係長クラスの人が担当して、ある一定の期間、指導されていたと。そういう自分の失敗例とか、いろんなことを説明しながら、その課の以外の課長さん、係長さん等が指導したという経緯も聞いております。

そういう中で、二つ目の質問ですが、職員研修として、市独自で行っている研修、先ほど言われましたけれども、そのほかにあるならお答え願いたいと思います。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えいたします。

市独自で行っております職員研修につきましては、先ほど申し上げましたもののほかに、会計事務、入札契約事務、債権管理などの一般事務研修のほかに、人権・同和教育、男女共同参画、情報セキュリティなど様々な分野で職務の遂行に必要な研修を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、ご紹介がいただきましたけれども、その各課ごとにそれぞれの独自のやつをやっているということでもあります。

それでは、職員が3年、5年、10年と勤務する中で、役職に就かれて、係長、課長、部長となっていくます。そういう中で、例えばベテラン係長から新人係長への引継ぎ、そういうものはどのようになっているのか、職員のスキルアップのために階層別研修というのとはどのようになっているのか、その点を質問します。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、質問にお答えいたします。

それぞれの職員の引継ぎにつきましては、人事異動等に際した場合には、引継ぎを遺漏なく行うようやっております。また、特に役職以上になりますと、文書により引継ぎを行い、上司の確認を行うということを進めております。

階層別の研修につきましては、市独自の研修といたしまして、管理職・監督職を対象としました、組織マネジメント力の向上を目的とした研修、人事評価制度の評

働者研修、広報に関する研修、そのほか、女性のためのキャリアデザイン研修などを行っているところでございます。

また、熊本県市町村職員研修協議会が主催します採用後5年目の職員を対象とした一般職員1部研修、採用後10年目の職員を対象とした一般職員2部研修、新任係長研修、新任課長研修にも参加をいたしております。

そのほか、人財育成につきまして、自治体が抱える現実の課題を見極め、どう対処するかを実践的に研究する早稲田大学マニフェスト研究所「人材マネジメント部会」や課題解決力やリーダーシップ・マネジメント力の養成を通じて、地域の発展を牽引する自治体職員育成のためのプラチナ構想スクールに職員を参加させているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 各階層別で研修をやっておられると。また、職員のスキルアップのためにも様々な取組をされているということが分かりました。

それでは次に、職員数をちょっとお聞きしますけれども、構成として、正職員と会計年度任用職員の方、令和5年4月1日現在の職員数をまずお答えください。

そしてまた、窓口業務に関して、特に質問します。

窓口業務は、市役所に入って一番初めに接する顔であります。市民は様々な用件で来られますので、不安を抱いて来られていると思っております。まず大事なことは、第一印象は身だしなみだと思っております。清潔感のある身だしなみは市職員としての品位を保持します。また、次に挨拶でございますけれども、安心感を持ってもらえるような挨拶はおもてなしの心の発露でもあると思います。そして、言葉遣いでございます。事務的な対応や専門的な用語が一番嫌な感じを持たれると思っております。そういう意味で、聞き取りやすいように、ゆっくり明確に話すことだと思っています。こういうのは議員にも言えることでございます。市役所の顔であるところでもありますので、市民の方は、正職員、会計年度任用職員という区別なく対応されますので、そのところで、窓口業務に従事する職員への研修はどのようになっているのか、質問をします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、まず職員数についてお答えいたします。

正規職員数については、通告のほうにはございませんでしたが、約470名在籍をしております。令和5年4月1日現在で在職します会計年度任用職員の職員数に

については、358名でございます。

なお、この中には、一般事務のほか、学校支援員、保育士など、年間を通して雇用される者や、作業員、歯科衛生士など、期間限定や月に数日程度勤務する者も含まれておるところでございます。

そのほか、窓口業務に対する接遇等のことにつきましては、正職員については、先ほど申し上げたとおりでございます。会計年度任用職員におきましても、そういった窓口に従事する職員の研修につきましては、新たに雇用された際に、所属する部署におきまして業務や接遇について説明をいたしておりますほか、業務内容等に変更が生じた際は、その都度説明を行っております。

以上、お答えをいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 会計年度任用の職員の数が358名という非常に多い方々が来ておられます。そういう中で、市民と接する方々と、裏方というか、後ろのほうで仕事をされる方、様々と思えますけれども、特にやはり市民と接するところというのは、やはり同じように対応しなくてははいけませんので、その研修というのが重要になってくるんじゃないかと思っております。それぞれの課で対応しているということでもありますけれども、その点、重要になってくると思えます。

先ほど、三つ、四つ、身だしなみとか、言葉遣いとかいうことを言いましたけれども、そういうことも含めて、会計年度任用職員の方にはご指導しながら、頑張っていたきたいと思っております。

次に、職員の評価と表彰制度について、質問をさせていただきます。

例えば、職場や地域で貢献した人の評価というのはあるのでしょうか。また、スポーツや、また、消防団等、本来の仕事以外で長きにわたって地域に貢献した職員を見える形で評価することが、職員のやる気につながると考えております。そのような制度があるのか、また、ないなら、今後、職員の評価と表彰をしていく考えがあるのか、質問をします。お願いします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 職員の評価につきましては、本市でも人事評価制度を取り入れて実施をしております。

人事評価制度につきましては、職員の能力・実績に基づく人事管理を進めていく上で基礎となる重要な手段であるとともに、人財育成の意義を有するものでございます。本市におきましては、能力評価と業績評価を行っているところでございます。

次に、職員表彰につきましては、本市では菊池市職員表彰規程を設けておりまして、この中で表彰の基準を定めております。1点目は、災害等の防止など特別な功績があった者、2点目に、地方自治の発展等に特に功績が著しい者、3点目に、退職時の勤続年数が満20年以上で勤務成績が良好であった者、4点目に、その他市政に関して功績が特に顕著な者、このように該当する者を対象として表彰を行っております。

令和4年度につきましては、退職時表彰以外に5名の職員を表彰しておりまして、その主な表彰の事由としましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予約システムの構築による経費削減などがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 職員の評価と、また、表彰制度もあるということで、今お聞きしました。

私も議員は、なかなかそこまで頑張っておられるところを知らなかったと、私が知らなかったということかもしれませんけれども、これもそういう評価として、見える形で出していただければいいなと思っております。

それでは、最後に市長に質問します。

本市では、事務処理ミスが数回ありました。また、本市役所には菊池市民以外の職員も入っておられます。本市独自の研修内容により菊池市の文化や歴史を学び、地域の魅力を学び、発信する力を養うことも必要だと考えております。職員の人財育成、スキルアップが市民サービスにつながることは間違いありません。今後、市独自の研修についてどのような考えがあるか、お答えください。

以上です。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。今後の独自研修について、意見を述べよということでございました。

まず、事務処理ミスがこのところ続いておりましたことを心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

事務処理ミス防止につきましては、個人のスキルアップに加えまして、先ほど階層別研修の中で、総務部長が答弁しましたように、組織マネジメント力の向上というものも非常に重要でございまして、このための研修を継続して行っていくことが、事務処理ミス防止にもつながるというふうに考えております。今後は研修内容をさ

らに充実させまして、上司が部下に対してより適切な助言や指導が適切に行えるような体制づくりを検討してまいります。

また、事務処理ミスを未然に防止するなど、業務の見える化を目的に、現在、業務フロー、事務フローの作成に取り組んでいるところでございます。

また、人財育成につきましても、部長答弁のとおり、早稲田大学マニフェスト研究所やプラチナ構想スクールへの職員の参加、あるいは国及び関係機関へ派遣研修を行うといった形で、地方創生時代を担う職員の育成に努めておるところでございます。

菊池市出身以外の職員につきましても、新規採用の際などに、早い段階から地域の魅力や課題について学ぶ取組も行っているところでございます。こうしたことを引き続きしっかりとやっていきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 魅力ある菊池市と人間性あふれる職員の育成に、今後とも期待をしております。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

私は、平成30年2月、また、令和4年9月に、鳥獣被害について質問をした経緯があります。また、多くの議員の皆様がこの質問をされております。

最近、よくイノシシ、シカ、サルの出没の知らせが入ってきます。私の自宅の庭先にサルが出ました。いよいよこの泗水町田島地域に来たんだという思いがあります。そういう中で、庭先がごそごそするので、家の者が動画を撮りました。そして、サルが私の大事なはさみをくわえて逃げました。そして、どこに逃げたかということで探しましたら、ヤマモモを食べておりました。さすがにはさみは使っておりませんでしたけれども、一昨日はシカも現れ、近隣の人が写真を撮っておられました。また、近隣の竹山にイノシシが出たので、区の人たちとわなをかけるということで、わなの資格は私自身が4年前に取っておりましたので、それを使わせていただきました。

地域の高齢の方も、イノシシやシカ、サルが出没するということは、今まで私が生きてきた中でなかったと。非常に驚いておられました。そういうことで、この私どもの民家にこれだけ出てくるということは、もう本当に山林や畑の被害も増えているということが想像できます。

そういうことで、まず最初に、直近の3年間のイノシシ及びニホンジカによる作物等の被害面積及び被害額を質問させていただきます。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ご質問の令和2年度から令和4年度までの3年間の農作物の被害面積及び被害額についてお答えいたします。

なお、本市の鳥獣によります農作物の被害の算出方法につきましては、令和3年度までは、主に農業共済に照会した結果を基に算出しております。令和4年度につきましては、被害の実態をできる限り把握すべく、本市で農業を営みます約2,300人の農業者を対象とした調査結果により算出し、現在ホームページにも掲載しているところです。

そのようなことから、いずれも令和4年度の被害が大幅に増えた結果となっております。

また、本年度、自ら森林の経営を行っている方を対象にしまして、令和4年度の林業被害調査を実施し、その中で、新たな農作物被害があったことを確認しておりますけれども、現在、集計中のため、今回は農業者を対象とした調査による被害状況のみの数値をお答えいたします。

まず、イノシシによる被害は、令和2年度が3.43ヘクタールで、332万2,000円の被害があり、令和3年度が7.41ヘクタールで、964万4,000円の被害となっております。令和4年度が45.89ヘクタールで、3,596万2,000円の被害となっております。

次に、ニホンジカによる被害につきましては、令和2年度が0.13ヘクタールで、4万円の被害、令和3年度は被害がなく、令和4年度が0.99ヘクタールで、40万4,000円の被害となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 確実に被害額が増えているということが分かりました。

それを踏まえて、行政で昨年度、鳥獣被害防止計画が立てられました。その中で、令和5年、6年度のイノシシ及びニホンジカ捕獲強化計画がスタートしたということで、もう4月からスタートしております、令和5年度から。そういうことで、その概要を見てもみますと、予算を大幅に増額して、期間ごとに捕獲報奨金の単価を増額するとあります。これは評価したいと思っております。

そして、科学的根拠により、効果的に捕獲できる出産期の前の3月から6月までをイノシシ及びニホンジカの捕獲強化期間と定め、その期間の捕獲奨励金の単価を

上げるとしてあります。どういうものかといいますと、イノシシの場合は、5,000円が1万円に上がっているということであります。ただ、この3期の11月から2月までの捕獲報奨金の単価が今まで5,000円だったのが、2,500円に下がっております。増額されたはずなのに、実際、捕獲隊の方から、活用方法について、非常に不満の声が上がっております。それは、例年、この捕獲する期間を3期、11月から2月までの一番多く捕獲されている時期であります。昨年はこの捕れた数が、イノシシが4月までで648頭捕れているということをお聞きしました。一番捕獲される時期の報奨金が下げられたのはなぜかという不満でありました。

そういうことで、質問ですが、本年度の報奨金の予算は、昨年度と比べて幾ら増えたのか。また、そういう中で、1期から4期の単価を変えたのはなぜか。各期ごとに予算が設定されていると思いますが、その計画を策定するまでの経緯と説明をお答え願いたいと思います。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、鳥獣捕獲報奨金の本年度当初予算額は814万1,000円となっております。昨年度の予算額は、当初予算額416万円に、補正予算額98万2,000円を合わせまして、514万2,000円となっておりますので、本年度は、昨年度より299万9,000円の増となっております。

続きまして、イノシシ及びニホンジカ捕獲強化計画を策定するまでの経緯についてお答えいたします。

本市の鳥獣による農林作物の被害が深刻化する中で、鳥獣を効率的に捕獲するには、国等の助言による科学的根拠等に基づいて、出産期の前に当たる春先での捕獲を強化する必要性がありました。

また、これまで本市では、計画的な鳥獣の捕獲が行われておらず、ほかの市町村に比べ狩猟期間に捕獲頭数が偏っておりましたので、これを平準化する必要もありました。

そこで、令和5年度当初予算の編成に当たり、まずは、捕獲報奨金の単価を改定するとともに、大幅に予算を増額した、効果的・効率的な捕獲強化計画（案）を作成したところです。

その後、本年3月に、その計画（案）を本市有害鳥獣捕獲協議会の班長会議で、2回にわたり十分に協議を重ねながら、捕獲隊との合意形成を図り、新たな市の捕獲計画が策定できたところでございます。

その後、4月に「イノシシ及びニホンジカ捕獲の重点期間の設定に関する協定書」

を取り交わしまして、その中で、令和5年度から2年間で重点期間と定め、市は、その期間の予算を確保し、有害鳥獣捕獲協議会は、その期間において、市の取組の趣旨を理解の上、捕獲計画に基づき捕獲強化に努めることとしております。

「イノシシ及びニホンジカの捕獲強化計画」につきましては、このような経緯がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、どれぐらい増額されたかということで、約300万円ぐらい増額されたということでもあります。非常にこれはいいことではありますが、先ほども言いましたように、捕獲隊の方からは、非常に一番捕っている時期のやつが減らされて、その時期以外のところが増額されているということで、これを先ほどの説明では、国との協議、そしてまた、班長会議で2回ほどの協議会をして決めたということでもありますけれども、非常にこの期間の取扱いというのが、その捕獲する方にとっては、あまり自分たちでは納得できないというような感じで言われていました。

そういう経緯があって、やはり要は、もう減らすことが重要なので、この一番捕る時期を減らされたということは、逆に言うと、増えるかもしれないという可能性も考えられます。

そこで、私がこの計画をお聞きして、実際にもう4月から、現在9月まで動いているわけですが、9月までの狩猟状況というか、捕獲状況は分からないと思いますけれども、4月から6月までの捕獲状況というのは分かると思いますので、それが、実際、金額を上げたこの時期にどれぐらい捕られたか、それをちょっと確認したいと思います。お願いします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度の4月から6月末までのイノシシ及びニホンジカの捕獲頭数につきましては、イノシシが93頭で、昨年度に比べ14頭少なくなっており、ニホンジカが31頭で、昨年度に比べて1頭少なくなっております。

なお、ご参考までに申し上げますと、令和3年度と比較した場合には、本年度のほうが、イノシシは2倍以上、ニホンジカは3倍以上捕獲されているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今、お聞きしまして、昨年度よりは少なかったけれども、その前のときよりは増えているということでもあります。ただ、これをどうふうな評価の仕方でいくかというのは非常に難しいところだと思います。この1年間を通して見ていくということも大事だとは思いますが。

ただ、実際に昨年度よりも少なかったということで、報奨金を実際に上げて、効果が出ているのか、出ていないのか、そこのあたりを今後注視していく必要があると思います。

そういうことで、この減ったということ、実際にこの計画がどうだったのか、今後、その計画を注視しながら、もしこれが少し計画の内容を変えたほうがいいということであれば、見直しの必要もできるのかどうか、これが1点。

それとまた、鳥獣被害防止計画において、イノシシ及びニホンジカによる被害の軽減目標値を定めていると思いますけれども、目標達成の見込みがあるのか、質問します。

この捕獲強化計画は、状況を見て変更することは可能か、再度お聞きします。

せっかく増額したのなら、効率よくその予算を使えるように、農家や狩猟をする人、猟友会の人たちとしっかり意見交換をして、変えるべきところは変えること、そういうことが大事であると考えますが、そのところをお尋ねします。お願いします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、まず1点目の捕獲強化計画の変更につきましてお答えいたします。

現時点では、2か年計画が始まったばかりですので、本年度の実績を振り返り、計画に問題点があったかどうかを検証した上で、変更の有無を検討したいと考えております。

次に、2点目の目標達成の見込みですけれども、令和4年度に策定しました本市の鳥獣被害防止計画では、イノシシ及びニホンジカの被害軽減目標値を、令和7年度までに、令和4年度の被害面積及び被害金額を35%軽減するよう定めております。

具体的には、イノシシでは、被害面積を29.83ヘクタールまでに、被害額を2,337万5,000円までに抑え、また、ニホンジカでは、被害面積を0.64ヘクタールまでに、被害額を26万3,000円までに抑えるというものです。

本年度から実施しております、イノシシ及びニホンジカ捕獲強化計画は、科学的根拠等に基づき策定しており、また、本市有害鳥獣捕獲隊員には、その趣旨を十分

ご理解いただいた上で、鳥獣の捕獲に当たっていただいております。

また、本市の鳥獣被害防止計画に記載しているとおり、その他各種対策も徹底的に施しながら、被害の軽減目標値を達成しなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 今年度は、まず検証しながら進めていくということがあります。そしてまた、目標値として、35%を目標にやっていくということをお聞きしました。

ただ、この1年間をちょっと検証していただき、まず、やっぱり現場の声を聞くことが大事じゃないかと思っております。もちろん国・県の声を聞くのも大事ですが、やはり現場の人たちの声を聞きながら、どうやったら、減らせるのかということが一番重要なことですので、その点を聞きながら、よりよくしていただきたいと思いますと思っております。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時39分

開議 午前10時46分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、おはようございます。

この夏は、8月5日のきくち白龍まつり、14日のしすい孔子公園夏まつりが行われました。私も両会場に行きましたが、想像できないぐらいの人でにぎわっていました。どちらの会場も、菊池市外の方がかなり来られていたという印象があります。その中で、私も菊池白龍まつりに最後までいました。気持ちよく帰ろうかと思いい、中央通りを歩いておりました。すると、通りに仮設で置いてあった2か所、ごみステーションがありました。そこを通ると、もう考えられないぐらいのごみであふれていたんです。それで、最初に、商工会の方と一緒に、11時過ぎまでごみの片づけをして帰ったという状況でありました。

また、前回、8月1日に行われました菊池市子ども議会において、泗水中学校、

菊池南中学校の2校の生徒の方がごみ問題の質問をされていました。子どもたちはすぐごみについての意識が高く、肝心の大人のほうが意識が低いんじゃないかなというのはすごく感じました。

そういった経緯から、今回、ごみに関して一般質問をさせていただきます。

それでは、まず、本市における菊池市ごみ分別アプリに関して、ごみ収集場所・収集日に関する質問をさせていただきます。

まず、ごみ分別アプリの登録数は何件でしょうか。現在、防災・行政ナビとの件数と比較したいので、ご一緒にお示してください。

また、本市ごみステーションのある場所と、ごみステーションのない場所の把握状況を教えてください。

また、ペットボトル、缶ごみに関しては、月に1回という形になっております。各地、このペットボトル、缶ごみに関しては、月に2回になりませんかという意見をちょっといろいろの方からお聞きしますので、回数を増やすことができないのかを教えてください。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 皆様、改めまして、おはようございます。

まず、ごみ分別アプリの登録件数と防災・行政ナビの登録件数についてお答えいたします。

令和5年7月末現在、ごみ分別アプリの登録件数は9,861件、防災・行政ナビアプリの登録件数は1万1,367件となっております。

次に、ごみステーションのある収集場所は、現在、1,278か所、ごみステーションのない収集場所、いわゆる個別収集箇所は381か所でございます。

ペットボトル、空き缶の一月に1回の収集についてでございますけれども、菊池広域連合において構成する2市2町全体の搬入計画の協議がなされ、決められているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

それでは、まずはごみ分別アプリに関してお聞きしたいと思います。

ごみ分別アプリに関しては9,861件、防災・行政ナビに関しては1万1,367件というお答えでした。これで見ると、ごみ分別アプリと防災・行政ナビの登録数があまり変わらないということなので、大体両方入れられている方が多いのか

などということがやっぱり予想されます。

7月末現在の菊池市の15歳以上の人口が4万1,036人ですので、ごみ分別アプリは約24%、防災・行政ナビに関しては約28%の方が入れられているという数字が出ます。この数字が高いのか低いのかというのは、ちょっと私もなかなか判断ができないところですけども、大きな自治体からすると、まあ高いほうの数字でありました。

私もこのごみ分別アプリを入れて使っていましたが、非常に簡単で使いやすいアプリだなというふうに感じております。

それでは、ちょっと再質問させていただきます。

このアプリの委託料の金額は幾らでしょうか。また、この登録者数を増やすために、どのような周知がされているか、お聞きいたします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 ごみ分別アプリの年間委託料につきましては、令和5年度は26万4,000円となっております。

次に、ごみ分別アプリの周知方法につきましては、「菊池市家庭ごみの分け方・出し方」の冊子や「家庭ごみ収集カレンダー」、市のホームページなどにQRコードを掲載し、周知をしております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

委託料に関しては、思ったより非常に安価な価格だと思います。私もちょっと調べていましたけども、150以上の自治体に導入している企業さんの費用をちょっとお聞きしました。導入費が22万円で、月額2万2,200円ということでしたので、あまり金額に大差はないかと思います。

また、取組に関してですけども、私もやっていたけれども、まず市役所のホームページを開いて、概要欄にある「菊池市の紹介」という欄を開き、それから「市公式SNS・アプリ」というガイダンスを開いて、初めて菊池市ごみ分別アプリということを見ることができるとすよね。なかなかたどり着かないんですよね。簡単に、じゃあ、このQRコード、ホームページからアクセスしてくださいというんですけども、なかなかホームページを見られる方も一定数に限られていますし、なかなかちょっと広がっていかないんじゃないかなと思いますので、逆に、毎月広報が市民の方に配られます。広報の一覧ぐらいに「分別アプリQRコード」ってつ

けるだけでも、大分違うと思いますし、広報に関しても、そんなに場所も取りませんので、そういうふうな案もないかなという形もあります。

また、このアプリに関してですけれども、前回、議会の委員会の中で、防災・行政ナビが来年度、委託先が替わるという話がありました。その場合、このごみ分別アプリも今年までですかね。すると変わると思います。その場合、またダウンロードし直したりとか、そういう必要性があるのか。スムーズに移行できるのか。また、このアプリに関して、いつまで使用できていくのか。また、多言語化にバージョンアップするつもりはないのか。アプリが多いと困るので、防災・行政ナビが来年またモデルチェンジしますので、その中にこのごみ分別アプリを入れ込む気がないのかというのをご質問いたします。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 まず、最初の質問のごみ分別アプリにつきましては、令和2年2月から5年間の長期継続契約で業務委託契約の締結を行い運用しており、令和7年1月末をもって契約満了となります。

満了後につきましては、現在、検討中でございます。

次に、多言語化へのバージョンアップについてですが、現在、本市では、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の4か国語の簡易版によるごみの分け方・出し方を作成し、ごみ分別アプリへ掲載をしております。

これから、外国人の転入が増えることが予想されますので、本市を含む2市2町でのアプリの共同開発の可能性について意見交換をしてみたいというふうに考えております。

次に、防災・行政ナビとごみ分別アプリを一つに統合することはできないかというご質問であったかと思いますが、現在、異なる開発業者が運営を行っておりますが、リンク機能により防災・行政ナビからごみ分別アプリへの連携は図られておりますので、今後も継続して運用していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 アプリに関して、いつまでということ、令和7年度1月ということ、バージョンアップのための作業は必要だと思いますけれども、再度ダウンロードし直しとか、そういうことがないようにしていただきたいと思います。

また、多言語化に関しては、先ほど調べた同じ企業さんに聞きますと、初回導入費が16万5,000円、一月1国語5,500円という金額というのもありまし

た。ただし、文字数によるということもありましたので、この辺はお調べいただいて、現在、外国人の方が年度当初は1, 100人というふうにお聞きしたんですけども、近々では約1, 300人もいらっしゃるということなので、本当に2, 000人近くすぐいくような勢いでありますので、特に外国人の方は、ごみに関してやっぱりどういうふうに捨てる、特に風習が違いますので、ぜひ多言語化に関しては今後ご検討をいただきたいと。

また、防災・行政ナビと統合するということなんですけども、実はちょっと私やってみたんですけども、防災・行政ナビの中の項目に、メニューの中に「菊池市ごみ分別アプリ」というのが出てくるんですよ。ですけど、このごみ分別アプリをダウンロードしていないと、それが入らないんですよ。一旦入っているんで、一旦入れておくと見れるんですけども、それをアンインストールしちゃうと、またそのメニューから外れちゃうんですよ。ですので、ちょっと使い勝手が悪いかなと。

逆に、ちょっとご紹介ですけども、佐賀市のほうが公式スーパーアプリというのをやられています。佐賀市のほうは、1個のアプリの画面に、ごみカレンダー、電子申請、災害・防災、ごみ搬入予約、図書館、施設予約、そういうのも一つの画面で共有できるようなアプリをされています。ぜひ、やっぱり市民の方が使いやすいアプリを作るべきだと思います。ちょっと今回、このアプリになると、一般質問の内容とは変わってきますので、ご紹介だけにしますけども、各部署でやられることは構わないです。結構いいものを作られていますけども、やはり市民の方が使いやすいようなアプリを市全体として考えていただきたいと思います。

それでは次に、本市のごみ収集場所とペットボトル、缶ごみの収集日の件ですけども、前回も福島議員のほうから、家庭用ごみに関して一般質問されています。私もあのときに質問の中で、今あるごみをいかに片づけるじゃなくて、いかにごみを減らすかという考えのほうが重要であるということ、私もちょっと気づかされました。私もまた同感であります。やはりごみに関して、市民の方に意識づけをしていていただかなきゃいけないというのが重要なところだと思います。

ごみステーションがない地区がやっぱり一部残っておるのが現状です。先ほどもお聞きしましたが、福祉厚生常任委員会でも調べられましたが、ごみステーションを設置する場所がないという回答がほとんどのようでした。

私の住んでいる近くにごみステーションのない地区がありますけども、ごみを歩道の隅のほうに収集場所として置いてあるんですよ。時期によっては、ごみが歩道をいっぱいにしてしまうこともあります。実際、子どもたちの通学路になりますので、子どもたちが歩道のごみをよけて歩いていっているという状況なん

ですよね。朝、会社に行くときによくそういうのを見かけますので、ちょっと大人としてはどうなのかなと、こういう状況が。特に菊池市は観光地ということもあります。観光地が朝からごみの袋がばっと置いてあるというのが実情です、現在。そういうことが現状として、まちとしてどうなのかなと。

また、ペットボトルと缶ごみに関しては、今後、お話していただくということですけども、なかなか現状として、すぐに進むことではないと思いますけども、1か月に1回しかないんですよ、ペットボトルと缶は。1回忘れちゃうと、2か月分たまっちゃうんですよ。特に夏なんかは結構缶とかペットボトルは出ますので、やはり本市だけでは難しいということですので、やっぱり速やかにしてほしいと思います。

また、再質問をさせていただきます。

ごみステーションのない地区に関して、市からどのように積極的な取組がされているのか。先ほどの一月に1回しか出せないのであれば、本市の各地域にペットボトルとか缶だけのそういった保管場所を作っていけないのか。特に菊之池地区とかに2か所くらい、紙ごみの無料ステーションができています。あそこはもう結構いっぱいになっているような状況です。そういうことも見ると、気軽にやっぱりああいうふうに捨てれるところには捨てれるんだなということがありましたので、その2点を再質問させていただきます。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 まず最初に、ごみステーションのない地区に関する市からの取組状況はということでございます。

ごみステーションのない地区におきましては、可能な限りステーション方式に向け、関係する区長や生活環境推進委員との協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、本市では、日常生活から排出されるごみを適正に収集し、地域における生活環境の保全を図るため、行政区が実施するごみステーションの設置などに要する経費の一部を補助しておりますので、新たに設置を検討される際には活用していただければというふうに考えております。

次に、本市としましての各地域でのペットボトルや空き缶を保管するような場所を設ける考えはということでございますけれども、議員ご提案のようなものを設けるような考えはございませんが、資源ごみを有価物として回収する団体へ奨励金を交付する制度等を活用していただき、資源ごみの減量化について、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ごみステーションのない地区の方に、私もちょっと何件か聞いたことがあります。なぜごみステーションをこの地区は設置しないんですかとお聞きしました。すると、やはり場所がないと。今の状況でもほかの人には迷惑をかけていない。自分の家の前に捨てるだけだから、自分の下で管理していますということをよく言われます。やはり地域の方と行政の方が本気で取り組まないと、今、そういう考えですので、根本的なことから話ししていってもらわないと、なかなか進まないと思いますし、その辺はぜひ積極的にお願いしたいと思います。

また、ごみの回収場所の件ですけども、いきなり場所を作れというのは難しいと思います。ただ、今後、本市で空き地の利用に困っていますとか、そういうものがあれば、そういうごみステーションみたいなことも検討案の一部に入れていただきたいと思います。

ここで、ごみに関して取り組まれている二つの事例があります。

まず、1件目は、皆さんもご存じだと思いますけども、徳島県の上勝町ですね。令和4年度の数字ですけども、人口は1,457人です。約半数が65歳以上の方が住まれています。上勝町は、日本で初めてゼロベースと宣言した町で、資源やエネルギーなど無駄な浪費はなくして、ごみを限りなくゼロにしていく取組をされております。

町内では排出されるごみを収集車で回収せずに、ごみは各家庭、各自、町内1か所のごみステーションに持って行くという取組をされています。その中で、ペットボトルはキログラム当たりの売価単価などが書いてあります。その後、受入れ後、圧縮されて、北九州に運ばれて、ペットボトル再利用をされているという地区もあります。

また、2例目に、この間、先日、信州の別所温泉の旅館の方からお話を聞きました。この別所温泉の方は、ちょっとお客さんのほうから、朝、臭いですよというようなクレームがあったらしくて、なぜかという、いろいろ調べると、夜中に生ごみを猫とかが荒らしていたそうで、旅館としては、これはいけないということで、生ごみのコンポストを42万円のやつを1台、21万円の機械を1台購入して、生ごみを堆肥化して地元の農家に安価で販売されるようになりました。すると、その後、4つくらいの団体でこれをいろいろ運用されていって、この事業者自体、やはり経費がかなり下がって、コロナ禍の大変なときですけども、利益率がアップし

たという事例もありました。これは旅館だけですけれども、これは本市に関しても一緒のことではないかと思えます。

それでは、最後に市長にお聞きしたいと思えます。

ごみステーションがなく、こういった子どもたちがごみをよけているというように感じに置かれていることとか、ごみ袋に関して、やはりどうお考えなのか。

また、家庭ごみを減らすため、SDGsの観点から、一般市民の方にどう意識していただくかということをお答えいただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 通学路の問題、それから、ごみを減らすための方策について述べよという趣旨のご質問でありました。

通学路付近などに排出される家庭ごみによりまして、子どもたちの通学に支障を来すというような状況があれば、それは好ましくないというふうに考えているところであります。

そういう問題を解消すべく、やはり可能な限りごみステーション方式を推進していく必要があると思えますけれども、市のほうでは、そのための補助制度も用意しておりますけれども、何よりも住民の方々のご理解、ご協力が必須になるというふうに考えております。

また、ごみステーションが仮にできても、今度はごみの量が一切減らなければ、結局、ごみステーションからあふれていくということにもなりかねないわけでありますので、これはもう議員自らが認識を今回新たにしておっしゃっているとおり、何よりも全家庭において、ごみ自体を減らしていくということが最も重要になりますので、各家庭1軒1軒のご理解、ご協力が不可欠というふうになってまいります。

そのための市の取組としましては、環境教育の啓発にも引き続き取り組んでまいりますし、また、各行政区や子ども会等の団体が家庭から出る新聞紙や段ボール、空き瓶、空き缶などの資源物を回収して、回収業者に引き渡す自主的な取組活動に対しまして、資源ごみ回収団体奨励金を交付しておるところでございます。

また、子どもたちから提案のありましたSDGsマルシェということで、ふだんから物を大切にするというふうな意識の涵養も開始していきたいというふうに思っております。

また、最後に生ごみの問題でありますけれども、家庭から排出される生ごみの減量を図るために、生ごみ処理機及び生ごみ処理容器についても、本市としては早くから打ち出しているところでありまして、従来の補助金の見直しについても、今、進めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

前向きに進めていただくというご答弁をいただきましたので、今、市長の答弁でも言われましたけれども、実情を話しますと、子ども会自体が、特に隈府地区なんかも、やっぱりかなり活動が減っています。子ども会に入らない子どもなんかもありますので、私も小さいときには廃品回収をして、年に2回ぐらいですか、そうやってしていましたけれども、ちょっと子ども会なんかはなかなか活動が盛んではありませんので、なかなか子ども会で廃品回収をしていただくというのが少なくなっています。でも、やっぱりこういうことは子どもたちにも必要だと思いますので、ぜひこういった点は行政のほうから後押ししていただくということをお願いしたいとも思います。

また、特に本市はSDGs未来都市に選定されております。いろんな項目がありますけども、5番目の項目に、市民が主体となったカーボンニュートラルに向けた取組の加速化ということもあります。特にSDGs未来都市に選出された自治体には地方創生推進交付金で申請できる事業数などがありますし、また補助金などの支援もあります。やはりなかなかSDGs未来宣言になると、どうしても一般の方が何をしたらいいのかということもあります。やはり一般の方ができるのはごみを減量化していくことだと思いますので、来年度では、さっき市長の答弁でもありましたけども、生ごみ処理機の例えば一定期間だけは補助金をアップしますとか、ペットボトル粉砕機とか、ごみステーションに関しても、折り畳み式のごみステーションもあります。設置ができないのであれば、折り畳み式のごみステーションの設置でもいいと思いますので、次年度に向けて、予算組みなどのところをお願いしたいと思います。派手なことではないですけども、こういったことを地味にしていって、地味なことを少しずつしていって、きれいなまちづくりになればいいかなと私も思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

成人のスポーツに対する本市の取組に対してご質問いたします。

平成23年にスポーツ基本法が制定されました。その中で、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにするというを旨として、推進されなければならないとしております。

また、スポーツに関しては、大きく生涯スポーツ、競技スポーツ、障がい者スポーツというふうに分かれております。本市としても、第3次菊池市総合計画の施策23. スポーツの推進がうたわれおり、国が推奨する「する・みる・ささえる」スポーツ活動を通して全ての市民がスポーツに親しめるよう、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに合った活動機会を提供し、スポーツの人口の拡大を図りますとあります。スポーツに親しみ、健康で元気なまちづくりの推進は、今後の市政運営に欠かせないものだと思っております。

それでは、三つに分かれているんですけども、まずは障がい者スポーツ、2番目に生涯スポーツ、3番目に競技スポーツに分かれて、本市の取組状況をお示ください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。私のほうからは、障がい者スポーツの取組状況についてお答えのほうをさせていただきたいというふうに思います。

障がい者スポーツにつきましては、競技などを通じたスポーツの楽しさの体験と競技力の向上に加えまして、障がいに対する理解の浸透や障がい者の社会参加の推進を目的としまして、県や熊本市、県障害者団体の主催による各種の障がい者スポーツ大会が開催されているところでございます。

本市としましては、ホームページや広報などにより大会の周知と出場者の募集を行うとともに、参加申込み手続や出場選手との連絡調整、大会当日のサポートなどを行っておるところでございます。

また、本市の身体障害者福祉協議会では、会員の交流や親睦を図ることを目的としたグラウンドゴルフの大会などを開催されております。また、新たな取組としてボッチャ大会の開催に向けた準備も行われているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから、生涯スポーツ及び競技スポーツの取組の状況についてお答えいたします。

まず、生涯スポーツにつきましては、各公民館におきまして、「ソフトエアロビクス教室」、「きがるにストレッチ」、「元気の学び舎」の三つのプログラムを実施しております。

また、社会体育課では、「生涯スポーツ教室」という名称で「バドミントン」、

「リラックスヨガ」、「ソフトエアロビクス」、「ストレッチ&大人の新体操」、「フィットネスダンス教室」の五つのプログラムを実施しております。

また、世代を問わず誰もが気軽に参加できるスポーツの普及を推進しており、10月に開催します市民体育大会では、モルックや親子ビーチボールバレーを大会種目に取り入れております。

なお、モルックに関しましては、通年で開催しております出前講座の人気プログラムであり、11月に開催される小中学生を対象とした菊池市ロータリーモルック大会など、本市において新たな広がりを見せております。

次に、競技スポーツにつきましては、本市主催の主な四つのスポーツ大会の開催状況についてお答えいたします。

一つ目は、「菊池ふれあいレガッタ」でございます。本年度で24回目の開催となった大会は、ボート競技を通して、参加者の健康増進とボート競技の普及拡大を図ることを目的としまして、今年は8月6日に斑蛇口湖ボート場で開催しました。

二つ目は、「熊日旗菊池市民ナイター野球大会」でございます。これも今年で24回目の開催となりますこの大会は、広く市民の間にスポーツを普及し、市民の健康増進、社会づくりと市民相互の親睦を図ることを目的に、菊池公園多目的グラウンドにおきまして、今年は9月4日に開幕し、9月11日まで行われることになっております。

三つ目は、「しすいコスモスマラソン大会」でございます。今年で38回目となりますこの大会は、「コスモス街道をマイペースで体力づくり」を大会スローガンに、3キロ、5キロ、10キロの3コースを設定し、有朋の里泗水・孔子公園をスタートとしまして、毎年11月3日に開催をしております。

四つ目は、きくち桜マラソン大会でございます。今年度で69回目となりますこの大会は、「癒しの里きくち路を、健康づくりとふれあい・交流を目的に駆け抜ける」を大会スローガンに、3キロ、5キロ、10キロ及びハーフの4コースを設定し、菊池市ふるさと創生市民広場をスタートとしまして、毎年3月下旬に開催しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

それでは、まず、障がい者スポーツの件を再質問させていただきます。

今、感じた限り、あまり市として積極的にされてないんじゃないかなというような感じをしました。

現在、熊本県内では、障がい者と高齢者の方に、山鹿市、合志市、菊陽町、長洲町、高森町、芦北町などがUDスポーツ、いわゆるeスポーツを取り組まれております。宇城市では、県内初の市の運営するeスポーツ施設をイオンモール宇城の敷地内に作られております。

eスポーツというと、何か感じ的には、ただのゲームですかというような感じですが、私もちょっといろいろ調べて、実際、見たりしましたけども、障がい者とか高齢者の方のやはり小さい手の動きとか、そういう反応にはすごく向いていますし、特に近隣の自治体などは始められています。大津町のほうも、今、eスポーツに関して問合せをされているということでしたので、やはりなかなか今、eスポーツがすごくはやっております。

また、eスポーツに関しては、デジタル田園都市国家構想交付金も使えるようなので、この辺をしていってはどうかなと思いますし、また、eスポーツは、高齢者、障がい者だけでなく、全員でチームプレーのコミュニティスポーツもできますので、特に障がい者の方が社会とつながるきっかけになったり、eスポーツをすることで、パソコンの操作を取得することにも役立ち、またそれから障がい者の就労支援の一環にもなっていくと思います。

それで、再質問させていただきますけども、本市として、eスポーツ事業に取り組むお考えはありませんか。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 eスポーツに本市として取り組む考えはないかとのお尋ねにお答えしたいと思います。

議員のほうから、今、詳しくご説明があったとおりでございます、eスポーツにつきましても近隣でも取り組まれておりますし、高齢者の認知症予防にも効果があるというふうに言われているところでございます。

本市としましては、近隣他市町の取組等を参考にしながら、導入の可能性についても、調査、研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

これ、健康福祉部の中でも、福祉課と高齢支援課にまたがっていく事業になります。ぜひ両課で、両方の課で、まずちょっとこの間、担当の方にもお話ししましたが、あまりeスポーツに関して、菊池市での情報が少ないという感じがしました。

まずは勉強していただいて、本市として合うのかどうか、そういうことをまず勉強から始めていただきたいと思います。

次に、生涯スポーツの件ですけれども、生涯スポーツに関しては、いろいろ教室もやられております。また、総合体育館のほうでも独自でいろんな教室があります。ただ、公民館の主催講座に関しては、以前はヨガとか筋トレとか結構ありましたけれども、今回の後期のを見たんですけれども、ちょっと運動関係が少なくなっているかなど。勉強関係が多くなっているかなという感じがしましたので、この辺はもう終わっていますので、次年度に向けて、また教室の見直しをしていただきたいと思います。

今回は、社会体育課の主催事業についてお聞きしたいと思います。

本市主催のきくち桜マラソン大会、菊池ふれあいレガッタ大会、しすいコスモスマラソン大会、熊日旗菊池市民ナイター野球大会、これ24回ですけども、この前身は菊池市早起き大会があったんですよね。ですので、50年ぐらいの歴史がある大会なんですけども、四つの大会の参加状況に関して、参加数をコロナ前と比較してお示しく下さい。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、各スポーツ大会の参加者数をお答えします。

なお、参加者数につきましては、本年度開催及び大会申込みが終了している大会については、平成30年度から令和5年度までを、大会申込み期間中及び募集前の大会につきましては、平成30年度から令和4年度までをお答えいたします。ただし、令和2年度及び令和3年度につきましては、コロナによる中止としておりますので、開催した年度のみをお答えいたします。

まず、一つ目の菊池ふれあいレガッタでございますが、平成30年度は32クルー169名、令和元年度は39クルー177名、令和4年度は16クルー100名、今年度は30クルー178名でございます。参加者数を比較してみますと、コロナ蔓延前の最大参加者数は177名、今年度は178名で、1名の増加でございます。

二つ目に、菊池市民ナイター野球大会でございますが、平成30年度は13チーム269名、令和元年度は13チーム284名、令和4年度は10チーム148名、今年度は16チーム277名でございます。参加者数を比較してみますと、コロナ蔓延前の最大参加者数は284名、今年度は277名ですので、7名の減少でございます。

三つ目に、しすいコスモスマラソン大会でございますが、平成30年度は407名、令和元年度は404名、令和4年度は543名でございます。参加者数を比較

してみると、コロナ蔓延前の最大参加者は407名、昨年度は543名で、136名の増加でございます。

最後に、きくち桜マラソン大会でございますが、平成30年度は1,320名、令和元年度につきましては、募集後に、コロナにより大会は中止となりましたが、募集の時点では933名の応募がっております。令和4年度は813名でございます。参加者数を比較してみると、コロナ蔓延前の最大参加者数1,320名、昨年度は813名となり、507名の減少でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

レガッタ大会も、大体コロナ前から戻ってきていますし、しずいコスモスマラソン大会に関しては増えていると。ナイター野球も少し増えているということで、きくち桜マラソン大会だけですね、やはりピーク時に関しては二千何人来ておりました。きくち桜マラソン大会だけ減少の一途をたどっております。この大会だけ、かなり下がっていることに対して、取組とか、きくち桜マラソン大会の参加人数を増やすための取組はどのようにされているか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、参加数が減少していることに対する市の取組はということについてお答えします。

先ほども述べましたように、きくち桜マラソン大会は参加者数が減少しております。原因としましては、大会開催日が変動したこと、ほかのマラソン大会と開催日が重なること、また、大会PR等の周知が不十分であったことと考えております。

今後の対策としましては、大会開催に関する市公式ホームページへの掲載や、SNSへの投稿はもちろんのこと、興味関心のあるターゲットに絞った効果的なSNSの有料広告や、市内外にある各種店舗でのチラシやポスターによる周知などを実施いたします。

さらに、菊池観光協会や菊池温泉観光旅館組合、特別協賛の企業など、他団体と横の連携を図り、各団体のホームページやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSによる情報発信を依頼し、多くの方にきくち桜マラソン大会を知っていただき、参加者の増加を目指してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

特に、昨年、きくち桜マラソン大会ですけども、菊池観光協会のチラシを置いている場所があるんですけども、そこになかったんですよ。隣にあるのは天草パールラインマラソン大会の参加要項がありまして、観光協会にないということで、ちょっとびっくりした次第でありました、私も。

また、近隣のああい合志市とか、菊陽町とかにスポーツジムがありますので、そういうところにチラシを配布していただいたりとか、また、出場者の方にアンケートなどを取っていただいて、今後、今の商品ですか、商品もあんまり毎年変わらないような感じがします。商品に関してとか、そういうことでアンケートを取って、やっぱり少しでも、せっかくやりますので、多くの方に来ていただくことが大事だと思います。

また、今回、菊池市スポーツ協会の方のお手伝いあつての大会だとも思います。いろんな大会も、きくち桜マラソン大会、菊池市民体育祭、また、県民体育祭の運営の参加とか、本年度は新たに小学校スポーツの体験会をされております。協会の中の各種スポーツ団体も頑張って活動していますので、ぜひ、年々減少している補助金に関して、次年度に向けて考慮のほうをお願いしたいと思ひますし、また、スポーツを盛り上げるためにも、次年度、パリオリンピックがあります。できれば菊池市出身の選手とか、ゆかりのある選手の出場の際には、市のほうでパブリックビューイングとかしていただくと、またスポーツ人口も増えて、画期的なまちになると思ひますので、ぜひ次年度に実施のほうをまたお願いしたいと思ひます。

それでは、最後に、まちなかデザイン会議についてお聞きしたいと思ひます。

本年度から事業に上がっている事業でありました。今までも似たような何か事業があったように感じましたので、どういう事業か、内容をちょっと知りたくて、今回、質問させていただきました。

こういう事業は、10年以上前にも菊池市で同じようないろんなまちおこしの会議があり、私自身も参加しておりました。菊池市のよいところ、悪いところ、付箋に出して、みんなで話をして、問題を解決していくという会議を何回も繰り返しました。会議はすばらしい意見が出て、大学の先生がまとめるというような会議でした。しかし、結果は、今、見てもらうとおりの状況であります。私たち参加した者としては、時間とお金だけが無駄だったなというような感じにしか今は思ひません。

それでは、質問させていただきます。

まちなかデザイン会議の趣旨と、今、入られているメンバーの人選について、お答えいただきたいと思ひます。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 皆様、改めまして、こんにちは。それでは、今、稲継議員からお尋ねがあった2点の質問についてご回答いたします。

まず、まちなかデザイン会議の趣旨でございます。

まちなかデザイン会議につきましては、交流拠点であるふるさと創生市民広場を起点として、菊池神社からつながる御所通りや、それに続く街並みを周遊するまちなかづくりを官民連携で進めることにより、まちなかの活性化を図ることを目的として、令和4年度に設置しております。

構成のメンバーとしましては、熊本大学の田中尚人准教授を中心として、大学ほか有識者、庁内関係課、市民ワーキングメンバーで構成しております。

有識者と庁内関係課、市民ワーキングメンバーの3者を交えた会議や、庁内関係課と市民ワーキングメンバーとの会議、まちづくり先進自治体視察などを行いながら、現在、進めているところでございます。

2点目でございます。どのように市民メンバーについて人選したのかというお尋ねでございます。

メンバーの人選につきましては、これまで市で取り組んでまいりました人財育成事業OBであるきくち未来編集部や、域学連携地域づくり実行委員会、地域おこし協力隊のほか、地元商店・飲食店主など、まちづくりにこれまで意欲的に取り組まれている方に、市より依頼しメンバーとしてご参加をいただいております。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

趣旨に関しては、非常に賛同できます。また、私もメンバーの方を見させていただきました。おっしゃるとおりに、まちおこしに関わった方とか、未来創造塾からの若い卒業生とか、非常にバランスのとれたメンバーだと思います。

逆に、私は感じたんですけれども、このメンバーだけで、ある程度のものがつくられるメンバーではないんだろうかと。大学の先生の方には、主催じゃなくて、アドバイス程度の参加でもいいんじゃないかというようなメンバーの状態でした。

それでは、再質問させていただきます。

現在、本市として、菊池市かわまちづくり事業とか、本年度から始まった温泉街リブランディング事業などが始まっております。この辺とえば、どういうふうにして、今後、組み合わせていくのか。また、次年度以降も継続していく事業だとも

ちろん思います。今のメンバーだけで事業をしていくのか、ブラッシュアップしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、今のご質問についてお答えいたします。

まず、かわまちプロジェクト、菊池温泉街リブランディング事業など、それらの事業とどう合わせていくのかというお尋ねでございます。

先ほど申し上げました熊本大学の田中尚人准教授には、現在まちなかデザイン会議のほか、かわまちプロジェクトや菊池温泉街リブランディング事業など幅広くまちづくりに携わっていただいておりますので、同じコンセプトを共有し、関わり合いを持たせることができるものと考えております。

また、庁内からも担当課から職員が参加しておりますので、情報共有や意見交換を行いながら、これら各事業の相互作用による好循環につなげてまいりたいと考えております。

2点目が、メンバーについても緩やかに追加しながらということとというようなご質問だったと思いますけれども、今後、まちなかデザイン会議については、わいふ一番館・能場・空き家・空き地等の利用や、にぎわいを呼ぶイベント等を検討しながら、官民連携により継続して、まちなかに人を呼び込み、歩けるまちづくりを創出してまいりたいと考えておまして、その際に、現在でも市民ワーキングメンバーには、限府以外の地元以外の方も意欲的にご参加していただいておりますので、議員がご提案いただいたようなメンバーの追加につきましても、今後の会議等の議論を踏まえて、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

やはり今やられているかわまちづくり、今回やられる温泉街リブランディング事業というのと、これを一緒に合わせていかないと、結局、単独でやっても、やっぱり意味がないと思うので、ちょっと表現しますと、皆さんがワードで文書を作ります。その中に、明朝体とゴシックと行書体が交じった文章なんかはすごく見にくいと思います。やはり統一感のあるまちづくりをしていかないと、各単独事業だけやっても、結局、組み合わせたら変なまちづくりになっていたということがありますので、ぜひその辺は、今、三つの事業があります。三つの事業で事業を共有しながら、同じような方向性に向かっていただくようにしていただきたいと思います。

また、メンバーに関してですけれども、やはり旧隈府地区とか、旧菊池市以外の方も何人か入れていただくと、やはりその地区にしかいない人って、なかなか地区のことが見えないところもあるんです。周りから見た意見も非常に大事だと思いますので、ぜひそのメンバーもブラッシュアップしながら、よりよくしていただきたいと思います。

また、今後、やはり行政とか、大学の先生方の意見で始まるのではなく、市民がつくった形で、行政とかその辺が後押ししていくという形をやっつけていかないと、行政主体のまちづくりはほとんど失敗しております。市民が考えたまちづくりを行政が後押ししていただくという方向性でやっていただきたいと思います。

また、10年以上前にもこういうのをやっております。10年以上前かもしれないけれども、そのときに何をやったかというのをやっぱり一度検証していただきたい。同じことを10年後にやってもしょうがないので、その辺も一度検証していただいて、進めていただきたいと思います。

計画はいいものができると思いますけれども、結局は誰が本気でやっていくかだと思います。合併前からある旧菊池市のまちなか活性事業、何回も同じことを繰り返しております。やはり今回は本当に多少時間がかかっても、今回こそきっちり結果ができるようなものに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、なかなか菊池市役所の縦割りということで、どうしてもいろんな課でやられています。特にこの観光に関して、いろんな課でやられていますので、横とつながるような取組をしていただいて、よりよい菊池市にさせていただくようにしていただきたいと思います。

これで一般質問のほうを終わらせていただきます。

○水上隆光 議長　これで、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

—————○—————

休憩　午前11時46分

開議　午後　1時00分

—————○—————

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員　改めまして、こんにちは。議席番号10番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

ます。

今回の質問の1点目は、生成AIについて、それから、2点目は、四季の里旭志事業提案型プロポーザル審査（結果等）について行います。順次質問していきます。

まず、生成AIについてですが、簡単に説明しておきますと、生成AIは、その名のとおり、文章・画像・音楽等を生成するAIの総称です。この春ぐらいから多くのメディアに登場することが増え、ご存じの方も多いと思います。マイクロソフトの創業者であるビル・ゲイツ氏は、インターネットや携帯電話の発明に並ぶ革命だと言っておられます。その生成AIの一つに文章を作るチャットGPTがあります。ほかにもこの手のものはあるんですけども、今回、チャットGPTを取り上げていきたいと思います。

チャットGPTは、アメリカのベンチャー企業、オープンAIが開発し、去年11月に公表した対話式の人工知能です。日本語にも対応していて、AIと対話するようにやり取りを進め、内容を指定して文書を作成したり、既にある文章を要約させたり、文字数を変化させたりすることができます。また、多言語に変化することもできます。知りたい情報を尋ねると、まるで人間が作っているような自然な言葉で回答を作成できることから、幅広い分野で活用が想定される、いわゆる生成AIの一つです。

チャットGPTが登場して以来、様々な話題が出てきている状況です。GoogleやMicrosoftをはじめ、多くの企業が多額の投資をしながら、具体的なサービスの融合も始まっており、最近話題のCopilot（コパイロット）という新しいツールにも期待しているところです。

情報やアイデアについて質問を入力すると、AIが自然な文章で回答するチャットGPTですが、その利用が首都圏を中心に、個人や企業に加え、神奈川県横須賀市役所では全国の自治体で初めて利用されるなど、急拡大しているようです。

少し前の新聞記事ではありますが、今年3月の日経新聞によりますと、岸田文雄首相は、29日の衆院内閣委員会で、アメリカのオープンAIのチャットGPTを使って作成した質問に答えたとあります。質問の中身は、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案をめぐる首相の対応でしたが、チャットGPTで作られた問いに対して首相は感想を問われ、具体的な関係者の名前を挙げている点で、より実態を反映していると話し、出席者から笑いが起きたとありました。笑いはさておき、私はこのテクノロジーの進化に時代の流れを感じました。

また、朝日新聞によりますと、松本剛明総務相は、4月20日の参議院総務委員会で対話型AIチャットGPTを総務省の業務で利用する考えを示しました。適切な利活用に向けて、情報の取扱いに留意しながら、まずは試みとして利用してみた

いと述べています。

チャットGPTについては、秘密情報の取扱いや個人情報の保護など課題が指摘されているとした一方、これらの課題を理由に利活用自体を止めるものではなく、適切なルールを検討することが重要だなどと説明し、その上で、新しい技術は使ってみなければ分からないと、業務での利用に前向きな姿勢を示したようです。

霞ヶ関でのチャットGPTの活用をめぐることは、農林水産省が既に導入する方針を明らかにしています。農水省はホームページの改訂作業での活用を想定しています。河野太郎デジタル相も官庁での利用を積極的に考えていきたいと話しているほか、西村康稔経済産業相も国家公務員の業務負担を軽減するための活用の可能性をぜひ追究していきたいとし、国会答弁作成の利用を視野に入れているようです。

しかし、とても便利なものではあるものの、生成AIにはメディアで紹介されたとおりの課題があり、注意が必要な点もあります。まず個人情報や機密情報への対応ですが、個人情報や機密情報を入力すると、その情報をAIが学習し、他の人への回答に仕組まれてしまう可能性があります。また、著作権、商標権等の権利関係にも注意が必要です。生成された成果物等が、学習元のものとは非常に酷似してしまう可能性もあります。

それから、情報の正確性に関する課題もあります。生成された文章はうまくできているように見えても、よく確認すると、情報が誤っている場合があります。全てうのみにするのではなく、内容が正確なものかどうかをチェックする必要があります。

このように、とても便利ですが、今のところ、課題や危険性もあるのが生成AIです。当然国によって対応が違っており、日本でも自治体によって考えは違っているようです。

そこで、質問ですが、1点目、本市では生成AIの利用に対してどのように考えているでしょうか。

2点目として、その現状と課題について教えてください。

1問目の1点目、2点目とも、教育委員会への質問も含んでおりますので、答弁のほどよろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

本市の生成AIに対する考え方、利用状況・課題について説明をということでございます。

議員がおっしゃられたように、生成AIは、文章・画像・音楽等を生成するAI

の総称であり、その技術力は日々進化しております。

本市においても、生成A Iの利用状況についてでございますが、ICT推進アドバイザーが開発し市で試験的に使用している「仕様書作成システム」に生成A Iが活用されております。

具体的には、簡単なシステムプレートシート（後に発言の申出があり、「簡単なシステムプレートシート」を「簡単なシステムプランシート」へ訂正）に必要な情報を入力することで、仕様書が自動生成されるというシステムでございますが、高品質な仕様書が作成されるとともに、事務効率化及び負担軽減にもつながっているものと考えております。

一方で、課題としましては、議員からご説明もありましたとおり、非常に便利なツールである反面、安易に使用することで、誤った情報の公開や、著作権侵害、個人情報の漏えいなどつながる危険性があると認識しております。

そのため、生成された情報の信憑性や著作権及び個人情報の取扱い等を理解した上で利用していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 具体的な活用法の中で、「簡単なシステムプレートシート」と答弁しておりましたが、正式には「簡単なシステムプランシート」でございます。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、学校現場での生成A Iの活用及び課題についてお答えします。

生成A Iの学校現場での活用につきましては、事前にその性質やメリット・デメリットを把握し、必要とする情報の全てを生成A Iに委ねるのではなく、批判的な見方もしながら最終的には自己の判断や考えが重要であることを理解しておくことが必要であると考えております。

学校現場においては、令和5年7月4日に文部科学省初等教育局より発出されました「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」及び令和5年7月14日に熊本県教育庁教育政策課から発出された「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」等を踏まえた生成A Iの取扱いについて」で示された指針に基づき対応しているところでございます。

指針では、「授業等及び校務における活用については、生成A Iを取り巻く懸念

やリスクに十分な対策等を講じることができる一部の学校において、限定的・試験的に取り組む」となっており、現在本市の学校現場では授業や校務での利用はしていない状況でございます。

なお、課題としましては、年齢制限等の利用規約の遵守がなされていること、教育活動の目的を達成する上で効果的か否かを判断していること、個人情報や著作権、プライバシーに関する情報、機密情報を入力しないことなど、生成A Iを取り巻く懸念やリスクに対する対策をいかに講じていくかであると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 現在の利用状況、それから、学校現場での国が市に対して行っている状況というのが分かりました。また、一定のルールに基づいて行われているということで安心もいたしたところです。しっかり取り入れるところは取り入れているなということで感心したところでございます。

また次に、ちょっと踏み込んで質問してまいりたいと思います。

生成A Iについての行政での取組について、ホームページ等を調べてみますと、幾つか例がございましたので、紹介しておきます。

茨城県は、チャットG P Tを県の魅力のP Rに活用できるかできないか探るために、試験的に取組を始めました。具体的には、動画サイトなどで県の観光や特産の紹介をしているバーチャルユーチューバー「茨ひより」にチャットG P Tを組み込み、人が話しかけると、合成音声で対応するシステムを開発しました。A Iを自治体公認のバーチャルユーチューバーに組み合わせる取組は全国で初めてだということです。茨城県はチャットG P Tを個人情報を扱わないP R活動で試験的に導入し、効果を検証することにしていきます。

それから、先ほど述べました神奈川県横須賀市は、4月20日から1か月の日程で試験利用を始めました。自治体専用のビジネスチャット上でチャットG P Tを利用できるようにして、およそ4,000人の職員が文字の作成や議事録の要約のほか、政策立案などに利用し、使い勝手やコスト検証をします。同時に市では、職員に対し個人情報や秘密情報の入力を禁止しています。チャットG P Tを自治体の業務に全面的に投入するのは全国初だということです。

また、先ほど述べましたが、農林水産省は、チャットG P Tの一部業務での活用を4月中にも始めることになりました。ホームページで公開している農業や漁業の事業者が補助金の申請に使うマニュアルなどの改訂や修正に活用し、作業の負担軽減などにつなげたいとしています。また、対話型A Iを活用する文章は既に公開さ

れていて、秘密情報は含まれないということです。

県内では熊本市が、業務の効率化や市民サービスの向上にチャットGPTが活用できるか、6月から8月まで実証実験を行っています。実証実験では、計画の素案作成や文章の要約など、業務の補助を中心に検証し、デジタル戦略課や情報政策課など約100人の職員が幅広く検証しているようです。9月末までに検証報告書とガイドラインを作成する予定になっているようです。また、実証実験では管理者が利用履歴を追跡でき、セキュリティ環境が整ったサービスを使用するとしています。

AIによって効率化が図られた分、人間側は判断することやブラッシュアップなどに時間をかけていくというシフトにできると思います。私はこのテクノロジーを活用して業務を効率化し、職員さんや学校の先生は、人だからこそできる仕事、人にしかできない仕事に集中することができるのではないかと考えています。特に学校では先生の人数が不足していると聞いています。教職員にとっても、利活用や方法にも様々な用途で使えます。それらも踏まえて、ガイドラインやマニュアル、事例集などを作成して抽出することで、教育現場でも生成AIの対応を取っていくべきだと考えます。事務処理を効果的にを行い、子どもたちに向き合う時間も増えることに期待できると思います。

そこで、再質問ですが、研修等を行ったり、適切で効果的なAIの活用を進める必要性を感じていますが、本市の考えを教えてください。

それから、子どもたちのAIの使用についても課題があります。学校の授業、宿題などの使用について、注意を払わなければいけない場面が教育現場で今後多く出てくることが予想され、子どもに対する指導や、ルール決めが必要になってくるのではないのでしょうか。ある子どもが読書感想文を提出したときに、レベルが高かったのも、先生が確認したら、生成AIを使っていたニュースもありました。生成AIを使用し、その文章をそのままコピーするのはよくないことですが、新しいテクノロジーを意欲的に取り組んでみたいという、そういった姿勢は評価に値するかもしれません。学校現場でAIの活用について、その技術を効果的に使って学習することが、今後は求められていくと考えています。

先進地の例を挙げますと、山形県の小学校ではチャットGPTを取り入れ、AIとの付き合い方を学ぶ授業が始まっているそうです。AIに触れることで、子どもたちに自ら考える姿勢を身につけてもらうことも必要なのかもしれない。

本市の学校、特に子どもたちに対して、AIについての教育など、具体的な指導を行うほか、取組への支援を進めていく考えはありますか。

以上、質問です。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、1点目のご質問についてお答えいたします。

他地域の状況などを踏まえて、研修などを通して、今後、効果的な利活用についての考えはということでございました。

本市においては、先ほど申しましたとおり、仕様書作成業務の一部で生成A Iを実際に活用し、効果を検証するとともに、ICT推進アドバイザーが、幹部職員と若手職員を対象に、効果的な活用方法、個人情報保護、著作権侵害の防止、生成された情報の信憑性などの問題点、またその対応策等についての研修を実施して、生成A Iについての職員の理解を深めているところでございます。

生成A Iについては、まだまだ発展途上の段階であり、今後も他地域の状況を見ながら、効果的な利活用について、調査、研究してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 生成A Iの学校での活用について、具体的な指導及び支援はということについてお答えいたします。

生成A Iの活用に関する暫定的なガイドラインでは、「特に小学校段階の児童に利用させることは慎重な対応をとる必要がある」とされており、生成A I利用の適否については、慎重な判断が求められると認識しております。

このことから、現在のところ、学校の「授業」において利用は考えておりません。しかし、ガイドラインは暫定的なものであり、今後も改訂が進められていく状況でございますので、ガイドラインの改訂の情報を収集しながら、適切に対応していきたいと考えております。

また、教職員の「校務」での利用につきましては、各小中学校のICT推進委員による会議の中で検討を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 これからしっかり活用していくという返事を聞いて、少しは安心したところでございます。ぜひしっかり守るところを守りながら、進めていただきたいと思います。

A Iと暮らす社会が当たり前になる日は必ず来ると思います。A Iを使いこなせるかが重要になってくる時代が一気に近づきつつあるように感じています。よい点をどのように使いこなすかが重要で、その特性を認識した上で、本市の職員の皆様

や、学校の先生方にもうまく利活用していただき、業務の効率化や市民サービスの向上につなげてほしいと思います。また、そのことが事務精度を上げ、職員さん同士の人間関係もよくなっていくと思います。それから、子どもたちの将来のためにも、新しいテクノロジーである生成AIについての教育は、今後、ますます必要になってくると思います。

次の質問に移ります。

次に、2点目、四季の里旭志事業提案型プロポーザル審査（結果等）について質問いたします。

四季の里旭志事業提案型プロポーザル審査に際して、複数の法人が興味を持っていたと思いますが、結果は1者だったと聞いています。その結果について、執行部の見解を教えてください。概要も踏まえた説明をお願いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の審査につきましては、「菊池市四季の里旭志事業提案型プロポーザル実施要領」に基づき、プロポーザル審査委員会において審査を行いました。結果として、「非特定」という結果でした。

審査に当たっての審査項目及び選定方法等につきましては、実施要領に記載のとおり、審査項目は大きく五つ、審査の視点としては九つあります。評価点は100点満点とし、審査の視点ごとに5段階評価で配点し、各審査員の評価点合計の平均が60点以上と採点された提案が特定の対象となります。

今回ご提案いただいた内容につきましては、評価点が最低基準点に満たなかったため、非特定となりました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 評価点が最低基準に満たなかった。それだから、特定の判断については非特定との説明でございましたが、今回の審査ではどんなところを考慮したのか、教えてください。実施要領等も踏まえた説明をお願いいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 今回の審査につきましては、実施要領に基づきまして、これまでの設置経緯や活用目的及び立地特性などを踏まえ、市が求めるコンセプトに沿った活用内容で運営を行う事業者を募集いたしました。

民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした提案を広く募り、対象物件の活用方法を総合的に評価し、選定することで、新たな魅力ある利活用を促進するものです。

審査する上で評価する視点は、実施要領に記載のとおりですが、特に「利活用の提案が市のコンセプトを具体化する内容なのか」というものが重要な視点となります。市が求めます「豊かな自然環境を生かし、本市のさらなる魅力発信と誘客促進を図る、アウトドア拠点としての利活用」というコンセプトを促進できる提案なのか、また実現性を確保しつつ、効果的かつ安定的な運営ができる提案になっている必要があります。

そのほか、「類似実績の有無や、事業の実施体制、スケジュールは適切なのか」、「事業実施の継続性はあるのか」、「地域経済及び観光への波及効果が見込まれるか」などの視点があります。

今回の審査では、そのような審査項目や審査の視点に着目し、応募事業者のノウハウや創意工夫を生かした提案になっているかどうかについても判断の材料としております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 市の求める事業と申しますか、その中で、アウトドア事業に大きなウエートがあったように感じています。

今、アウトドア事業の中でもキャンプ場の売上げが非常に大きいと聞いております。キャンプ場の稼働率というのは、菊池市だと1割程度、全国でも2割程度、多いところで、そういった年間を通してのこれ利用状況のことで、これがなかなか事業として成立しないのではないかとということも聞いております。

また、キャンプブームにも、昨今、限りが出てきているのではないのでしょうか。他の事業もしっかり考慮していき、より総合的な判断が今後求められるのではないのでしょうか。そのことにより、応募申込みも増えてくる可能性が出てくると思います。今後の展開について説明をお願いします。実施要領や販売価格の見直しはあるのでしょうか。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の展開につきましては、募集期間中に幾つかの事業者のほうから売却金額や施設の老朽化への対応について質疑がありましたので、まずはその内容を踏まえ、課題整理を行っていきながら、実施要領の見直しを進めております。

引き続き、民間事業者の持つ多様なノウハウを活用し、四季の里旭志が新たなアウトドア拠点として活用されるとともに、本市への誘客促進と地域活性化に寄与できる企画提案を応募いたします。

そのようなことから、現時点では市が求めるコンセプトを見直す予定はございませんが、アウトドア拠点としての活用を大きな柱として、企画提案を総合的に評価し、特定できればと考えております。

実施要領の見直しが終わりましたら、9月末をめどに第2回公募を始める予定としております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 終わります。

○水上隆光 議長 これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時29分

開議 午後1時36分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 皆さん、こんにちは。政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかというのが政治の二本柱であり、菊池市の最高決定機関である菊池市議会の定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えています、議席番号11番の平直樹です。

通告に従って、一般質問をいたします。

今回は前進塾についてお尋ねをしてみたいです。

この質問の目的は、運営方法の明確化を図り、目的を達成したいというものです。前進塾の目的等は、主要施策の説明に書いてありましたので、そちらのほうを引用させていただきたいと思っております。

令和4年度は、予算ベースで984万4,000円、市内3高校魅力化推進事業ということで、市内3高校魅力化を推進し、高校が活性化することで地域力につなげ、豊かな菊池市を築く。内容としては、市内3高校に在学する全学年生徒を対象に、難関大学等への進学を希望するため、公営塾を菊池高校拓志館に開校する。主

に国語、数学、英語の教科について、個別指導、午後4時から午後9時までによる学力アップのための人的支援を行う。

令和5年度は、予算で955万9,000円、菊池前進塾事業という名前です。内容は、市内3高校の生徒を対象とした公営塾菊池前進塾の運営を行う。高校魅力化ディレクター報酬、講師謝金、拓志館電気料とあります。効果としては、市内3高校から難関大学への進学者数を増やすことで、3高校の魅力を高め、進学者を増やすとありました。

そこで、お尋ねをしてみたいです。

対象者は、菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校とのことですが、普通考えると、難関大学への進学を希望する生徒と親は、授業料を払って、進学率の高い実績が売りの民間の塾の選択をしたいと思います。無料だから、塾生、生徒が来るという感覚では、本気で難関大学を目指そうと考えている生徒はなかなか増えることはないと考えます。

大学受験には大きく一般選抜、学校推薦型選抜、そして、総合型選抜があると承知しております。現在の前進塾は偏差値をとにかく上げていこうという一般入試枠、一般選抜の考え方になっていると個人的には捉えておりますが、そこからの確認も含め、現状としましては、一般選抜としての合格者を出そうという前提でいいのでしょうか。

2点目、難関大学と書いてありますが、難関大学という定義は何でしょうか。

三つ目に、今年の難関大学の合格者数の目標値及び難関大学受験者数の目標値を教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えします。

まず、塾の形ということですが、前進塾に通う生徒の中には、既に自分の目標を設定している方もいれば、今は決まっていなくとも、通いながら目標が定まっていく方など、各塾生の現状に応じて進学先も様々でありますので、いずれかの受験に特化した支援方法ではなく、塾生の要求内容に柔軟に支援できる形で取り組んでおります。

次の質問で、難関大学の定義はということですが、想定としては、国公立大学と同程度と考えております。

三つ目の高校における難関大学への合格目標数はということですが、市内の3高校における令和5年度の難関大学の合格目標数と、その目標数に対する受験者数と合格者数の目標値につきましては、各高校で設定されることであり、市教

育委員会においては管轄外（後に発言の申出があり、「管轄外」を「令和6年度の塾生より、国公立大学及び難関私立大学への合格者数を15名以上」へ訂正）となりますが、各高校へ確認しましたところ、菊池農業高校は大学受験者数のみお示しがありまして、10名とのこと。なお、菊池高校、菊池女子高校においては、現時点では対外的に公表していないとのことであり、非公表となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 一般選抜だけではないよと。そういった支援の仕方ばかりじゃないよというふうなお答えでした。

難関大学というのが国公立大学を想定している。

今年目標値というのは、我々は、執行部としては管轄外というふうなお答えでしたが、私が聞いているのは、前進塾としてどんな目標値を持っていますかということを知りたいので、管轄外というお言葉はちょっと沿わないのではないかなと思うんです。前進塾をやっていきましょう。年間1,000万円近くお金をかけます。そして、例えばじゃあ年間5人目指しましょう。そのためには受験者数を20人は集めましょうというふうな目標値があつて当たり前であつて、それが管轄外、菊池農業高校としては10名程度だ、そのほかは公表していないというのは、物すごく、何というか、運営をしていく上で、数字が掲げられていないことなんだろうなというふうに思いますが、私なりに難関大学とはどんな大学なのかということ調べましたが、一般的にというか、調べた範囲の範囲の中では、偏差値が60以上と、上位大体16%というふうなところですね。そういったところ、学習院大学、明治大学、青山学院大学、立教大学、中央大学、法政大学、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、ここが、これ以上が難関大学と言われるところであると。

ちなみに、超難関大学というところが、偏差値が70以上で、東大、京大、北海道、東北、名古屋、大阪、九大ですね。東京工業大、一橋大、神戸大というふうなことで、世間一般的には定義づけがされているそうです。

普通に考えると、こういったところの合格者を出そうというのを掲げて、前進塾に税金を入れて運営をしているというふうに捉えることができるんですが、何人と目標者数を掲げてもないということですが、現在、実際に通っている生徒数、これ塾生というか、生徒数というのは何人いますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

現在通っている塾生の数はということでございますが、令和5年4月から7月までの期間においては、1日平均6名となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 1日6人が平均だということでした。

前回の議会で田中議員が同様の数字に関してはご質問されておりますが、登録はしてくれと言われて、登録はするけど、実際、通っていないよというようなことで、実はこの前進塾、私の娘が毎日毎日通っておりまして、毎日聞きます。今日は何人だったかいと。毎日聞いて、大体3人と言います。その通っている時間とかもありますので、例えばうちの娘が通っていない時間に、もしかしたらほかの3名の方がいらっしゃるとは思いますが、それが現状で、うそのない数字かなというふうに思っております。それを私はもったいないなというふうに感じて、前進塾のことをいろいろ調べようというふうなところで、調べておって、なかなか思ったような答えをいただけなかった、調べることもできなかったので、もうこの場で直接聞こうということで一般質問をしているわけですが、この1日平均6人というお答えでしたので、1日平均6人というのを前提として考えますが、この6人が多いか少ないかといったら、もう全然少ないですよ。全く足りてないというふうに思うんですが、この前進塾の中、前進塾の人員とか役割、そして、運営方法というのがどうなっているのか、教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

前進塾の運営体制とその役割はということでございますが、まず運営体制につきましては、平日の午後4時から午後9時までを開校しております。その間、専任講師1名と熊本大学生講師2名が常駐しており、常時3名体制で運営しております。

それぞれの役割ですが、専任講師1名につきましては、開校時間の調整、大学講師の配置調整、市内3高校の連絡調整を主に行っております。必要に応じて、大学生講師の補助や、塾生の自主学習の支援を行っております。

大学生講師2名につきましては、塾生が自主学習を進める中で、質疑があったときに一緒に問題解決に向けて支援するほか、学習内容の見守りや声かけを行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 3名いるよと。専任者が1人と、チューターというんですか、教える方のことですか、大学生の講師が2名いらっしやると。

この前進塾、民間の塾と違うところ、セールスポイントって何ですか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

民間塾との違いということでございますが、まず、菊池高校・菊池農業高校・菊池女子高校の生徒であれば、誰でも無料で参加できることが挙げられます。

次に、常駐している専任講師と大学生講師により、個々の理解に応じた丁寧な個別指導を受けられることが挙げられます。

このほかにも、入室と退室が自由であるため、例えば部活動が急遽休みになったときでも、いつもより早めに塾に参加できることや、急用が入ったことで、予定より早く切り上げなければならないなど、個人の学校生活に沿った利活用が可能であることが、民間塾との違いでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 民間で考えたら、セールスポイントというのは、自分が持っている営業のストロングポイントというか、これがあるからうちの商品を買ってくださいねとか、うちのサービスを利用してくださいねというようなことですが、そのポイントが、3高校の生徒は無料で、個別指導で、入退室が自由という前提での利活用ができるというところが違いだというふうにおっしゃられました。

じゃあ、そういったセールスポイントをもって、現在、どのように生徒、塾生を増やしていく方法を取っているのか。民間で言えば、営業をどんなふうに行っているのか。そして、その営業をかけるという担当は誰でしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 ただいまの質問は、塾生を増やす方法はということでございますが、塾生を増やしていく方法につきましては、市内中学校へ前進塾のチラシを配布しているほか、広報誌や市のホームページを活用して周知を行っております。

また、その窓口としては学校教育課が担当しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 中学生にもチラシをお配りしているということでしたが、その担当は、学校教育課が担当だというお答えだったと思います。

じゃあ、ちょっと質問の角度を変えますが、現段階でこの3高校で難関大学を目指している生徒数は何人いらっしゃいますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 まず、ただいまの質問の前に、先ほど前進塾の成果目標ということでご質問がありましたが、その際に「管轄外」というふうな答弁をしてしまいました。実際は、前進塾の成果目標としましては、「令和6年度の塾生より、国公立大学及び難関私立大学への合格者数を15名以上」と設定しております。訂正して、報告申し上げます。申し訳ありませんでした。

次に、ただいまの質問でございますが、3高校において、難関大学を目指しているのは何人いるかということでございますが、市内3高校において、難関大学を目指している人数につきましては、各高校で把握されております。先ほども答弁しましたとおり、市教育委員会においては管轄外となりますが、各高校へ確認したところ、菊池農業高校の大学受験者数が10名であるということのみで、菊池高校、菊池女子高校においては非公表となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 次に、そのうち何人、民間の塾に通っているか知っていますかと聞こうと思いましたが、もう聞かないことにします。

一応目標値は15名以上だということで、よかったです。もうこの数字がなかったらどうしようかと思っていたんですが、つまり、難関大学に通わせるというお手伝いをすることで、高校に通っていただく子たちを集めようということに対して、我々は税金を使って前進塾を運営していると。だけれども、実際に難関大学に受験をしようという子たちが何人いるかは分からない。

私は、難関大学もしくは普通の大学も含めてですけど、大学受験をしない子が悪いと思っているわけじゃないです。それぞれの人生がありますから、高校を卒業して就職されるも、自由に生きる時間を持つも、ご自由にとっておりますが、あくまでもこの前進塾を運営していこうという立場に立った場合、池は作ったけど魚がおらんという状態だと思うんですよ。その菊池高校・菊池農業高校・菊池女子高校の子たちが、そもそも大学受験を望んでいないのに、私たちがこうやってやります

よと言うたところで、そら魚は釣れんと思うんですね。だからこそ、今、何匹いるのかとか、どういった子たちがどういうふうにいるのかということの現状を知らなければ、普通に考えたら、民間で年間1,000万円の金を突っ込んで、塾生が6人しか集まらない。倒産ですよ。やっていけないですよ。だったら、その塾生をどうやって増やしていこうかというふうに頑張るべきだと思うんですけども、その民間の塾が全て正しいとは言いませんが、民間の塾を見ていけば、その塾は大きく成果を貼り出しています。うちの塾に通っていただければ、難関高校に、難関大学に何人輩出しましたよみたいなものを皆さんも見たことがあると思いますし、それを一つの営業としてやっておりますが、前進塾はそのような実績を出していますか。そしてまた、どんなタイミングで生徒たちに広報をしているのか、教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

前進塾においては、進学実績等を貼り出す等のPRを行ってはおりません。しかし、次年度の塾生募集のパンフレットには合格の実績を掲載し、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 もうぜひそれをやっていただきたいし、別に何々大学に合格したということばかりじゃなくて、まだ2年じゃないですか。逆に言えば、例えば1年生から2年生に上がったときに、その塾生の点数がこれぐらい上がったよとか、例えば1学期から2学期、そういった切り取りでも構わないと思うんですよ。そういった数字を出して訴求をしていかないと、生徒さんや保護者の方というのは伝わりませんから、何となくやっています、来てくださいねというのでやって、実際、6人じゃないですか。だから、それでは全然足りてないと思いますので、そういった方法などもしっかり考えて、しっかりやっていただきたいんですが、この前進塾というのは、これから先もずっと続けていく事業と考えていいんですか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

将来の菊池市を担う人材育成のためにも、必要不可欠と考えております。市内3高校から大学への進学者が増加することにより、各高校に対するイメージが変わっ

てくると思われま。また、その結果、各高校への入学者の増加につながり、ひいては、高校の活性化につながりますので、今後も前進塾は継続してまいります、令和4年度から3年間の実績を踏まえて考えていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 やっていかうと思うけど、あと1年やってみた実績を見て、改めて考えるというようなお答えだったと思います。

私もそれは大切なことだと思いますし、どちらかというと、こういう前進塾というのを公営塾としてやっていて、地域の子もたちが地域の高校に進んでいただきたいという思いは一緒ですから、やはりそうやっていていただきたいなと思います。だからこそ、よりよくしていただきたい、してもらいたいという思いで、この質問をしておりますが、先ほどの質問の中で、中学生にチラシを配っているというようなお答えをいただいたんですが、私も実際にそう思っていて、今、狙うべきというのは、やはり今のその3高校の高校生のみならず、いわば今の地元の中学生、3年生やら2年生やらというところが、とても大事なところじゃないかなと思うんですね。

物すごくポイント的に言えば、地元の高校にしようか、もしくは、少しレベルの高い高校、市外の高校に通おうかと悩んでいる生徒さん、児童や、その保護者に対して、どれだけ訴求できるかだと思うんですよ。頑張っって勉強して、レベルの高い高校に行くこともとても大切なんですけども、大学受験を見越したときに、レベルの高いところで、中間やその下位のところにレベルをつけるよりも、地元の高校で上位グループにつけていけば、推薦という枠というところも出てきますので、そういったところにもしっかり営業をするということが大事だと思うんですけども、そのことをただチラシを配るだけではやっぱり伝わらないので、すごくやっぱりそこで熱意を持って、そこで営業をかけていただきたいというか、それを何度も何度も生徒やその保護者の方に周知していくことが大切だと思いますが、そういった考えはありますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 ただいまのご質問ですが、中学生にも働きかけが必要ではないかということでございます。

市内の中学生に対しまして前進塾を周知することは、進学先の候補として市内の3高校を検討していただく機会になると捉えております。

昨年の周知の実績としましては、市内中学校が主催する高校説明会や、市内の中学生が参加するハイスクールフェスティバルにおいて、前進塾の周知を行っております。また、隣接の合志市、菊陽町、大津町、山鹿市の各中学校にも、前進塾のパンフレットを配布しております。今年度において、様々な機会を通じて、前進塾の周知をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 その情熱を持って、どれだけ強くプッシュしていただけるかということが大事だと思いますが、今までの質問の流れからいくと、そこを担っているのは学校教育課ということでしたので、どなた様かがそれを請け負っていただくことになるとするんですけども、そもそも今回私が質問しているのは、その前進塾でどういった教え方をしたほうがいいですよということではなくて、運営方法そのもののことをお尋ねしているんですけども、先ほどから言っていますように、目標では15名以上合格者を出すぞと掲げながら、日に6人しか通っていただけないという前進塾ですね。こちらを、言わばその目標を達成するための営業的な戦略的な会議といいますか、そういったことはどのように、どれぐらいのペースでやっていますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 ただいまのご質問にお答えします。

塾の運営に関する会議はということですが、塾の運営に関しましては、専任講師と高校の先生を交え、随時、協議の場を設けております。塾生を集めるために、各高校のオープンスクールでの塾の説明や、新入生に対してのパンフレットを配布するなどしておりますが、営業戦略的に特化した会議は行っておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 事前にお調べをしているときに、そういったことが僕はあっているだろうというところで、そういったところに立ち会わせて、どういった会議をされているのかを知りたいなと思って伺ったところ、やっていないというお答えだったので、すべきだと思うんですよ。絶対にやるべきですよ。運営を続けていこうと、少なくとも来年度もやろうと思うんだったら、いかにして増やしていくか。今までの流れの中で集まらなかった。じゃあ何で集まらなかったんだという

ところは、やっぱり定期的に開いていく必要があると思うんですけど、それはどうでしょうか、これから先。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 会議をやるべきではないかというご質問でございますが、菊池前進塾は今年で2年目を迎えております。引き続き、魅力ある塾として持続的な運営を行っていくためにも、塾生全員を対象としたアンケートを行う予定でございます。その結果を踏まえまして、より成果が上がるような塾となるよう、協議を進めてまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 今、通っている子たちに聞くよりも、通っていない子もしくはその保護者の方に聞くほうがいいと思います。通っている子は、通いたいから通っているわけですから。

最後に、ちょっと市長にお尋ねしたいんですけども、2020年4月、熱心な小論文指導によって、わずか1年で国公立大学への合格者が前年0人から20人になった福岡女子商業高校の校長先生という方がいらっしゃるんですけど、その校長先生のやり方は、一番最初に言いましたけども、学校推薦選抜枠というものを増やした。そういったことで、小論文の勉強をとにかくして、やってみないかと誘って、校長先生が熱意を持って誘って、そして、1年間で20人も、いきなり国公立大学合格者を増やしたということの実例もあります。

今までのお話の中で出てきましたが、このせっかくやっている前進塾という事業というのは、決定的に足りないのが、そういった熱意を持って、君やらないかと。ぜひ前進塾でやらないかというような熱意を持った営業役が足りないというのがまず一つありますし、一番最初の質問の中で、枠はあんまり捉えてないというか、限定していないということだったんで、そういったところで、この前進塾に入塾してもらえるように、また予算があと1人分かかってもいいので、今は学校教育課でと言われていますが、それを特化する人を雇うとか、推薦枠として合格を目指すというような考え方というものを、この前進塾に足していく考えというのはありませんか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問は、前進塾に新たな学校推薦型選抜に焦点を置い

たやり方はできないかということをございました。

冒頭に幾つかのタイプがあると。一般選抜、総合型選抜、そして、この学校推薦型選抜ですか。こうしたことは、それぞれにメリット等もあることだというふうに思います。ただ、どの方式を取るかというのは、各学校が上級校への進学をどう考えるかという、学校方針に関わることでありますので、市役所がこれを決めるというよりは、各学校にまず方針としてお考えいただいて、その結果に応じて、前進塾としましては、その学校の方針に沿った効果的な支援を行うように取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 学校が本来すべきこと、特に選抜、学校の推薦は、もちろん学校がすべきことというのは十分分かった上でのご提案だったんですけども、それを言うなら、そもそも公営塾をやっというのは、我々がそこに通う子どもたちが増えて、学校が存続し、地域活性化につながっていくという目的の下にやっているわけですから、別に学校推薦枠を私たち前進塾としてもバックアップしますよということをやっても何ら問題はないし、それで3高校に通っている子どもが増えるということだあってきつとあるわけですから、ぜひ高校としっかり連絡を取って、どういった形で、市として、前進塾として、この3高校が存続できるようなお手伝いができるかというようところは、しっかり話をさせていただいて、共に歩いていって、地域の子どもたちが地域の学校に通って、そこから未来へとつながっていくようなお手伝いができる前進塾という事業に対して、我々は惜しみなく税金を使っていきたいというふうに私は個人的に思っておりますので、ぜひ塾生が増えるように努力をしていただいて、いいもの、いい事業にしていきたいと思ます。

これで、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これです、平直樹議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日9月7日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時09分

第 4 号

9 月 7 日

令和5年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和5年9月7日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 皆様、おはようございます。議席番号5番、公明党の島春代です。本日、傍聴においでの皆様、また、インターネットでご視聴の皆様、大変ありがとうございます。

本日は、5回目の一般質問になります。3題質問いたしたいと思います。

まず初めに、本市男性職員の育児休業取得について。

勤労者世帯の多くが共働き世帯になっている現代において、特に子育て期の両親が共に子育ての喜びを感じ、その責任を持って、やりがいや充実感を感じながら、働き続けられる社会の実現を目指すことは非常に重要と考えます。母親が家事や育児など全般を担い、負担がかかっていた時代は変わりつつあります。

しかし、先進諸国と比べても、男性の家事、育児時間はまだまだ日本は短い状況にあると言われております。その結果、女性の継続就業を困難にするとともに、第2子以降の出産意欲にも影響を及ぼし、少子化の要因の一つにもなっているとの指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、また、男性の子育ての最初の重要な契機とするため、国は子育てサービスの充実と共働き・共育ての推進として、男性の育児休業の取得を促進しています。昨年10月に新設されました出生児育児休業としての産後パパ育休は、男性が子どもの出生日から8週間以内に4週間まで取得できる制度であります。退院時や産休終了時など、2回に分けて取ることもできるものです。産後の母親にとっては、夜も度々起きたりすることで、不眠ということもあります。

子どものお世話を協力してもらえ、非常に助かる制度ではないかと考えております。出生8週間後は、子どもが1歳になるまでの間、産後パパ育休とは別に、分割して2回まで取得できます。

本年6月に閣議決定いたしました少子化対策「こども未来戦略方針」は、男性の育休取得率を2025年に50%、2030年に85%と大幅に引き上げることを目標としています。男性育休の理解が徐々に広がってはいるようですが、実際はまだ低い状況であります。

熊本県としては、蒲島県知事の呼びかけで、昨年度の取得率は22.4%で、前年比8.2ポイント増えたそうです。夫婦で育児に関わる意識が高まったと言えます。

また、熊本市においては、昨年度49%と高い取得率であります。令和5年度を80%、令和6年度を85%、令和7年度を90%と高い目標を組まれております。

そこで、質問ですが、出産される人数に変化はあると思いますが、3年間の本市職員の男性の育児休業取得率と目標値はどれだけのしょうか。

また、男性が育休を取得しない理由の最も多いのは、家計の収入が減るからとか、休みで周りに負担をかける可能性があるから、また、人手不足で取りづらい、自分にしかできない仕事があるからなどが挙げられていますが、これらの問題は考えられますが、本市職員の育休取得に対しての認知と理解など、男性の育休を取る上で課題となることは何かあるのでしょうか。

以上、お願いします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、島議員のご質問についてお答えいたします。

まず、3年間の男性職員の育児休業取得率、また目標値について申し上げます。

本市男性職員の育児休業取得率につきましては、令和2年度0%、令和3年度44.3%、令和4年度42.9%でございます。

次に、本市が定めております目標値につきましては、令和4年4月に策定をいたしました菊池市特定事業主行動計画（第2期）におきまして、男性職員の育児休業取得率を令和8年度に15.0%と設定しているところでございます。

次に、男性職員の育児休業取得に対する課題というところで答弁いたします。

本市男性職員の育児休業取得に対する課題につきましては、先ほどの特定事業主行動計画の第2期を策定する際に実施をいたしました職員アンケートによりますと、育児休業制度を知らない職員が9.2%、子育て関連休暇を取得できる環境が整っ

ていないと思う職員が58.6%となっておりまして、男性職員への育児休業制度の周知や取得しやすい環境整備が必要であると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、ご答弁ありましたけども、昨年は42.9%ということで、その年に出産があり、育休を取られる方の人数が変わりますので、数も多少は違ってくるとは思いますが、令和8年度は15%と目標値が上げてありますが、何か非常に低いなということを感じております。

国は、目標達成に向けて、育休中も収入が減らないように、両親とも取得する場合の育休給付金の給付率を手取りで現在の8割相当から10割相当に引き上げることとして、25年度からの実施を目指してはいます。また、育休に取り組む中小企業の助成強化や、育児休業給付金の受給対象の拡大、また自営業者らの育児期間中の国民年金保険料免除など、支援策を打ち出しております。

経済面の支援があっても、それでも安心して育休が取れるには、職場環境や働き方の見直し、また、上司をはじめ周囲の理解と意識改革が進めば、育休の取得も高くなると思います。

先ほどのアンケートの結果で、男性の育休の周知がなかなか進んでいなかったということをお聞きしました。また、この制度を職員のほうにまた広めて、若い方が育休を取れる体制が必要かと思えます。

それでは、質問ですが、本市職員の課題に対して、先ほど少し述べられましたが、今後、取得しやすくするための考え、また計画があれば教えてください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

男性職員の育児休業に対する課題への今後の対応ということでございました。

本市の男性職員の育児休業取得に対します今後の対応につきましては、現在毎年度、所属長ヒアリングを行っておりますけれども、その際に所属職員の男性育児休業取得に対する理解の促進をヒアリングの中で説明をしております。また職員に対しましては、職員向けの掲示板におきまして、制度を周知するなど行っているところです。

今後も育児休業への理解、また取得促進についても図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 昨年度からの産後パパ育休も始まったばかりですし、男性の育休ということに対して、職員の皆さんが、上司をはじめ理解するということが非常に大事だと思います。また、取りやすい、男性は申請しないとなかなか分かりづらいことでありますので、取りやすい職場になるようお願いしたいと思います。

男性が育事や家事へ関わることで、女性にとっては本当に心身ともに大きな負担軽減となり、その後の職場復帰へつながる、心強いことだと思います。これから男性の育休を希望する方が取りやすい職場環境づくりをお願いしたいと思います。

本市職員に限らず、広く見れば、様々な職種形態があり、一概にはできませんが、働き方改革の推進として、本市職員が先頭を切って、男性の育休取得の目標を達成していただくように推進をお願いしたいと思います。

では次に、防災に関する取組についてお伺いします。

近年は、気候変動による災害の激甚化、頻発化が著しく、日本だけでなく、国外でも大洪水や山林火災などの大災害が発生しております。いつ何が起こってもおかしくないような自然災害の脅威が考えられます。いつ自分たちが被災するか分からないことを常に意識する必要があります。ふだんから飲料水や非常食などの備蓄を用意しておくことは当然のこととなっております。

また、災害も様々ありますが、9月、10月、台風の時期ともなります。また今年の夏、気候高温で、この気候の崩壊ということも言われている状況です。豪雨のときや、この夏の豪雨が続いている毎日では、命を守る行動をお願いしますとの報道を何回聞いたか分かりません。

さらに、線状降水帯が発生するような豪雨では、ハザードマップの確認をしておくことや、自分の住んでいる地域はどういうときに危険か状況を知っておく。早めの避難が必要な状況を把握するなど、皆さんの防災の意識は以前より高くなっていると思います。地域によっては、独自に防災や避難経路の周知など、積極的に行われているところもあるようです。街なかや、斜面近くや、河川のそばなど、住んでいるところで災害の発生状況は違いますが、もし災害が発生したとき、避難できてよかったと言えることが重要です。そのためにも、防災・減災は日頃の訓練や連携協力が大切ではないかと思えます。

そこで、質問ですが、それぞれの地区の自主防災組織計画は作成してあると思いますが、今後の気候変動の激甚化を考えたときに、市として、それぞれの地域に必要な自主防災組織の訓練や活動を推進する提案や計画などはあるでしょうか。

そして、防災に関することで、熊本県は災害時に自身や家族の避難行動計画を時

系列で示しておく個別避難計画マイタイムライン作成を進めております。各ご家庭で話し合ったり、また作成されておられるところもあるかと思いますが、このマイタイムラインを作成していただいたことで、住民への早期避難の呼びかけが円滑に行えたという結果も出ているそうです。

そこで、マイタイムラインの作成の支援などを本市では行っているのでしょうか。

以上、2点をお願いします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

自主防災組織の活動推進計画等というところでございます。

まず、自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に、結成された共助の組織でございます。自主防災組織は、行政区長を代表とした組織が多く、自主的な活動が行われておりますので、その活動をさらに推進する市の計画等は現在設けてはおりません。

市といたしましては、自主防災組織の活動支援といたしまして、各組織が実施します勉強会等への講師派遣や、県と連携し、県が認証する防災士アドバイザーの紹介、その他、市主催のキクロスカレッジの受講者で、防災マイスターの認証を受けられた防災士を講師として派遣する事業などを行っております。

そのほか、市内154の全自主防災組織に対しまして、梅雨入り前等に、役員間の情報伝達訓練の実施を依頼いたしまして、その実施報告をいただくなど、日頃の防災訓練実施を推進しているところでございます。

このように、自主防災組織の活動を支援することで、ご近所や地域の方々同士が助け合う共助力が強化され、災害時における市全体の防災力向上につながるものと期待しているところでございます。

次に、マイタイムラインの推進状況につきましてご答弁申し上げます。

まず、マイタイムラインとは、予測できる災害に対し、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列に整理したもので、避難を開始する状況やタイミングである「避難スイッチ」がはっきりすることを目的に個人で作成するものでございます。

マイタイムライン作成に係る推進状況といたしましては、県の支援員と連携した作成支援を行っております。昨年度におきましては、要望がありました九つの自主防災組織を対象にマイタイムラインの作成講座を開催したところでございます。

その他、中央公民館が事務局の派遣事業によりまして、防災マイスターを講師としたマイタイムライン作成講座等も実施されております。その中で、今年4月に戸崎小学校におきまして、避難の仕方を学ぶ講座も行われております。

今後も、県をはじめ関係機関と連携し、自主防災組織をはじめ、各種団体や学校関係も含め要望に応じて、マイタイムラインの作成支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 自主防災組織というのは、区長を先頭に自分の地域での活動を主にするというので、市としては支援をしたり、講座、その他、要望に応じて勉強会をするということ、その地域でいろんな差もありますが、そういう意識的に勉強会を行うところと、特にないところとあるのかなとちょっと感じております。あくまでもその地域の予想できる災害の大きさとかにもよりますので、自主防災活動が地域によって実施していただくのは、勉強会を行ったり、要望していただくのは本当に必要かなと思います。

また、マイタイムラインも、なかなか分かれる方と、そこら辺が周知できていない方とおられるんじゃないかなと思いますので、また防災意識を高める必要は、それはあるかなと思っております。

また、市としても、連携、周知をお願いしたいと思います。

次に、防災士についてお聞きします。

防災士の資格取得されておられる方が、本年7月末時点では全国で26万566名と聞いております。防災士資格は、日本防災士機構が認証する民間資格です。防災士資格取得により、特定の権利が得られる、もしくは行動が義務づけられるといったことはありません。自助・共助・協働を原則にして、あくまでも自発的な防災ボランティア、また被災地支援など、活動を行うということです。

しかし、多くの地方公共団体が予算を計上して防災士養成し、自主防災組織や学校、職場に配置するといった事例が各地で広がっているなど、防災士の社会的評価と期待は高まっているとのこと。防災士は、こうした社会の状況を背景に、志と使命感を持って活動することが期待されております。

では、質問ですが、本市の防災士資格取得者の人数は何人おられるでしょうか。また今後、防災士へ期待する活動があれば教えていただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えいたします。

本市におきます防災士の人数につきましては、令和5年3月末現在におきまして、254人でございます。

市が防災士に期待している活動といたしましては、各地域の自主防災組織が自発的に行動できますよう、その知識とボランティア精神を生かしていただいて、地域防災のリーダーとして組織を牽引していただきたいと考えているところでございます。

また、災害時におきましては、自分の身を守られた上で、避難誘導、初期消火、救出救助活動等に当たっていただくことを期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 地域のリーダーとして、地域の防災士として力を発揮してほしいということで、令和5年は254名ということで資格を取っておられます。

防災士マイスター研修とかもあっておりますが、試験を受けたその後の独自に自分でいろんな知識を取りながら、防災に関することに関心を持たなければいけません。試験を受けた後の状況が1年1年変わったり、気候変動に関することでも変わったりありますので、災害発生時のときに、この防災の知識を生かした行動が果たしてできるだろうかというちょっと不安もあります。防災士取得者に菊池の各地域の状況を含めたフォローアップ研修などしていただけると、またさらに意識が高まるのではないかと思います。

日本防災士機構に聞きましたけども、機構としては自主的にお願いしたいということで、特に研修などはしていないということでありました。

ハザードマップとかは各ご家庭に令和5年版が配布してあると思いますので、自分の住んでいる地域が災害に対してどうなのかを把握しておくことは重要です。防災士は特に資格を受けましたので、それ以上に意識を持って、地域の方へ防災のその地域の状況を伝達または共有していくことは大事なかなと思います。

今後の気候変動による災害の発生を未然に防ぐ、ハード面の取組も必要であります。私たち一人一人の防災への対応や、地域の方々への協力、また安否を左右することを忘れず、行動していかなければならないことを再度認識したいと思います。

では次に、学校図書の充実についてお伺いします。

学校図書館は、学校教育において欠くことのできないものと規定されています。児童生徒や教員の利用に役立つことなどにより、学校教育課程への展開に寄与するとともに、児童また生徒の健全な教養を育成することを目的として、読書、学習、情報の役割を担っていると言われております。

子どもたちが最も身近で本との出会いをつくるのが図書館と言えます。全国では図書館が設置されていなく、教室や廊下に本を並べて図書コーナーと

している学校もあるということを知り、まだそういう学校があるのかとちょっと驚いているところです。

デジタルの普及でタブレット端末も身近にあり、情報はスピードで入る時代ではあります。子どもたちの読書離れはどうかの少し気になるころではありましたが、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」によりますと、増加している点は、図書館数、オンライン閲覧目録の導入率、また学校司書を配置する学校などが増えていると言われています。また、減少している点としまして、図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合となっております。これは新型コロナウイルスの感染拡大によるものも、より休校とか、図書へのアクセスがしにくい状況が影響したことも可能性があったと思われまます。

菊池市は、非常に中央図書館は充実していると感じております。中央図書館との連携で、学校支援として、学校図書館の活性化への取組もされていて、学校司書の派遣や、また図書の配送などもされているとお聞きしております。

最新の情報で新たに更新した情報など、子どもたちには正しい情報を学べるのが大切であります。そして、学校図書の司書の役割は重要であり、大変な作業だとは思っています。

そこで、質問ですが、学校図書や新聞などの蔵書の更新や廃棄などの整備状況はどのようにされているのでしょうか。また、古くなった本の廃棄基準などがあるのでしょうか。それと、それぞれの学校の図書館には十分な書籍数は確保されているのでしょうか。

以上、3点をよろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めて、おはようございます。それでは、島議員のご質問にお答えします。

まず、学校図書の蔵書数でございますが、令和4年度の小学校での図書購入金額は390万1,951円で、購入冊数は2,349冊、廃棄冊数は972冊です。中学校での図書購入金額は238万3,071円で、購入冊数は1,440冊、廃棄冊数は1,820冊でした。

小中学校全体での購入金額は628万5,022円、購入冊数は3,789冊、廃棄冊数は2,792冊でした。

また、廃棄の基準としましては、公益社団法人学校図書館協議会（後に発言の申出があり、「公益社団法人学校図書館協議会」を「公益社団法人全国学校図書館協議会」へ訂正）が学校図書館図書廃棄基準を示しており、各学校においては、この

基準を基に判断し、廃棄しております。

また、学校には十分な書籍があるかということでございますが、文部科学省が平成5年3月に学校に整備すべき蔵書の標準として、学校図書館図書標準を示しております。この図書標準は学校全体の学級数を基に算出するものでございます。

その達成状況を直近で調査しましたところ、標準達成率を満たしている学校は15校中9校でした。なお、標準を満たしていない学校6校においても、3校は95%以上、一番低い学校でも83%であり、小中学校全体としては104%となっておりますので、ほぼ標準基準を満たしている現状となっております。

また、学校図書館では、公共図書館との連携が進み、公共図書館が様々な支援を行っております。資料の貸出しはもとより、資料の活用や選書などあらゆる相談に対応できるよう体制を整え、学校図書館の活性化に協働で取り組んでおります。学校への貸出しは、学習に必要な図書に限らず、依頼があれば、基本的に期間1か月、冊数無制限で対応しており、多くの学校で活用しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、数字を言ってもらいました。思ったより非常に充実に近い数の図書が整備されていると感じました。15校のうち9校が標準に達しておりますが、ほかの学校も80%以上ということで、非常に書籍数も確保されておりますし、中央図書館との連携もうまくされていると感じました。

小学校から高校生までに年齢が高くなるほど、読書する習慣が遠のいているのは全国どこでも見られていることでありまして、少し古い調査ではありますが、2019年の調べで、1か月の平均読書冊数は、小学生で11.3冊、中学生で4.7冊、高校生で1.4冊という数字が出ています。この数字をどう捉えるかではありますが、子どもたちが感性を磨いたり、表現力を高めたり、想像力を豊かなものにしていく上での欠くことのできないものが読書でありまして、図書館の環境の整備は十分に今後も推進されなければならないと思っております。

非常に菊池市は図書に対する理解というか、予算があるとは思いますが、ちょっとふるさと納税を学校図書費購入とかに充てるような、特化する目的として広く周知することなどはできないものだろうかとちょっと考えますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの島議員の質問の前に、先ほど私が申し上げました「公益社団法人全国学校図書館協議会」と言うべきところを「全国」を

抜かしておりました。正しくは「公益社団法人全国学校図書館協議会」でございます。おわびして、訂正いたします。

それでは、ただいまの島議員のご質問のふるさと納税を活用した図書の購入を図れないかということについてお答えしたいと思います。

現状での学校図書標準達成状況では、蔵書数はおおむね確保できておりますが、各学校において、児童生徒からの要望を調査し、毎年学校図書の購入を行っておりますし、個人、団体、企業からの図書の寄附もあっております。

また、図書館との連携で「きくちの泉こども文庫基金」を活用した学校への貸出図書の購入や、学校に絵本作家を招き、作家と触れ合う機会をつくっております。

さらに、現在進めております図書館システムの更新によって、子どもたちが学校タブレットを活用し、公共図書館の本を予約し、学校で受け取り、学校で返却できるというような利便性の向上も可能となります。

今後も、学校図書館と公共図書館の連携により、蔵書率だけではない学校図書館の充実に努めておりますので、現時点でのふるさと納税の図書館の財源としての活用は考えていないところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今お聞きしまして、いろんな寄附、また絵本作家のお話とか、またタブレットを通じて、子どもさんが読みたい本を中央図書館と連携しているということをお聞きしまして、非常に子どもたちが取り入れてもらいたい本の希望、そのようなことをされて、今後もされると思いますが、非常に充実されるように努力されているなど感じました。少し安心しました。

学校生活では、図書館で本に親しむことが楽しい時間となるような書籍の充実に今後ともまた連携してよろしくお願ひしたいと思います。

終わりたいと思います。

○水上隆光 議長 これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時38分

開議 午前10時44分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 皆さん、おはようございます。田中教之でございます。早速ですが、質問のほうに入らせていただきます。

まず、公共交通について質問します。

この質問をしようと思ったきっかけですが、いろんな方がやっぱり菊池市の公共交通について、いろんな思いがあるのを議員になってから結構お聞きしておりまして、特に現在の菊池市のこの公共交通のサービス形態というのが、以前と変わらず、硬直化しているところもあるのかなと思っております。再度、住民のニーズを調査して、どういったサービスがいいのか考え直す時期に来ているのかなと考えております。

路線バス、べんりカー、あいのりタクシーと、今、大きく三つぐらいがあると思いますが、できれば近隣自治体と連携して、新たな新しい公共交通体系がつけられるようになればいいなと思って考えております。

それでは、まず現状と課題についてお聞きします。

現在の公共交通にかかるコスト、できれば令和元年度と令和4年度の当初予算と決算の金額をお示しくください。コロナ前とコロナ禍のときの違いを比べたいと思います。

加えて、路線バス、べんりカー、あいのりタクシーの令和元年度と令和4年度の利用者数もお示しくください。

また、公共交通に関して、これまで実証実験などを行った場合は、その取組状況も併せてお示しくください。

以上、菊池市の公共交通の現状と課題についてお聞きします。

加えて、2点目ですが、べんりカーの路線、これはどのように決められたのか、お聞きしたいと思います。

地域の方から聞いた事例ですと、音町団地から乗ると、警察署や郵便局方面へ行くときに、温泉街前にはすぐもちろん下りてくるんですが、そこからちょっと亘方面にぐるっと回るので、北原のほうに行くが大体30分ぐらい一応かかるというところで、音町団地から、普通に車で考えると、すぐ下りてきて、すぐ警察署へ行けるんですけど、そういったルートがあるので、バス停の位置とかルートを変更してほしいという要望も来ております。そのような、要は変更する基準、そういったものを含めて、そういった要望が上がった場合には、そういったルート変更やバス停の変更は可能なのか、そのことについてもお示しくください。

以上、よろしくお願ひします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの田中議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目につきまして、令和元年度と4年度の公共コミュニティ事業全体の予算・決算額、同じく、産交バス、べんりカー、あいのりタクシーの利用者数、及び実証実験等の取組についてということでございます。

まず、公共交通コミュニティ事業の予算額と決算額についてお答えいたします。

令和元年度の当初予算額は5,585万1,000円、決算額は5,725万9,160円、続きまして、令和4年度の当初予算額は7,872万9,000円、決算額は7,667万4,070円となっております。

次に、利用者数につきましてですが、菊池経由山鹿大津線と山鹿菊池線の産交バス路線、きくちべんりカー及びきくちあいのりタクシーの利用者数についてお答えいたします。

令和元年度の産交バス路線が14万5,550人、きくちべんりカーが1万8,078人、きくちあいのりタクシーが1万1,750人、令和4年度の産交バス路線が11万4,342人、きくちべんりカーが1万4,781人、きくちあいのりタクシーが8,830人となっております。

次に、実証実験等の取組状況につきましてでございますが、令和2年8月から令和3年1月までの6か月間、泗水地区において、きくちあいのりタクシーにウェブアプリによる予約方法を追加し、利便性の向上と利用者数の増加について実証実験を行いました。実証実験の結果、コロナ禍の影響もあり、利用者が少なく、費用対効果の面で課題があることなどを理由に、本導入には至りませんでした。

続きまして、2点目のご質問で、べんりカーの路線決定の経緯と、また、べんりカーのバス停の移設ですとか、路線変更について、どのような手続等とる必要があるかというふうなご質問だったかと思えます。

まず、きくちべんりカーの路線選定の経緯につきましては、平成14年3月に菊池市べんりカー運行検討委員会を発足し、平成14年10月から11月までの2か月間、市街地巡回バスの試験運行を行いました。市民アンケート調査も行き、要望が多かった市役所、病院、商業施設のある路線のほか、既存のバス路線との接続性、中心市街地への流入促進などを考慮して選定されました。

また、どのような場合に路線の見直しやバス停の移設等が可能かのご質問でございますが、新たな店舗や病院、公共施設、道路等が建設された場合や、地域からの要望等が上げられた場合に、利用者のニーズ調査、バス会社や道路管理者など関係機関との協議、必要となる費用面等の調査を行います。

こうした協議や調査を行った上で、市民団体や交通機関等で構成する菊池市公共交通会議で審議し、合意形成がなされれば、運行事業者が熊本運輸支局へ申請することで変更できます。

一つの事例としまして、平成24年に菊池郡市医師会立病院が新築移転されたことに伴い、きくちべんりカーの路線を変更しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 まず、コストのほうなんですけど、令和元年度から4年で大分2,000万以上上がっていますよね。路線バスとかは、結構その都度その都度、補正予算が出ていたのを覚えていますので、そういったところかなとは思いますが、コロナ禍になると、バス、べんりカー、あいのりタクシーはやっぱり減っております。あいのりタクシーに関しては、やっぱりそういう感染のリスクもあったんでしょうか。やっぱり3,000人ぐらい減っていますね。

令和4年度のバスは11万人ちょっとで、予算の大半が7,667万円ですか、決算額。これがその間、結構ウェートを占めているのかなとは思いますが、この7,600万の予算をどう使っていくかということかなと。今後を考えると、ということかなと思っております。むげに増やすわけにもいかないですし、公共交通なので一気に削減というわけにもいかないと思います。

実証実験もいろいろやられていたところで、泗水のほうでそういったデマンドタクシー的な、利用者がすぐ予約できるような形をとれているんだけど、利用者は少なかったということで、ただ、このときはコロナ禍なので、今、大分ニーズも変わってきていますし、あと、あくまでもこれ、市民の公共交通だと思うんですが、観光客とかに関するとか、出張者で来られる方は、やっぱりこういうウェブとか、スマホから予約取れると、非常にやっぱり使い勝手はいいのかなとも考えております。

べんりカーの路線変更についてはよく分かりました。確かに医師会が亘から今のところの大琳寺へ移るときに路線バスも変わって、旧医師会というべんりカーのバス停は残っているというのは承知しているところでございます。

このべんりカーなんですけど、やはり平成14年からいろいろ実証実験が始まり、16年に正式にされて、その後、平成17年から25年ぐらいまでは2万4,000人とかいうときもあったようです。ここはやっぱりコロナの前から徐々に徐々に減ってきているような気がしております。令和2年からは、やっぱり1便当たりの人数が、多いときは14人とかいうときもあったんですが、今はもう8人台にまで下がっているというふうになっておりますので、ある程度、べんりカーを使う人が

なかなかいなくなったのか、人口が減ったので、その分減ったのかは分かりませんが、やはり今のままではちょっといけないのかなと考えております。

実証実験にはあまりいい結果がなかった、そのあいのりタクシーのいわゆるオンデマンドですか、デマンドタクシーの導入なんですけど、一つ、豊明市という愛知県にチョイソコというところを紹介したいと思います。チョイソコというサービスを紹介したいと思います。

ここは自動車部品のアイシンという会社がこういうシステム等を開発しまして、今現在、ホームページのほうを参照しますが、2022年7月の時点で32自治体様に導入実績がございますということです。自治体だけじゃなくて、民間事業者、バス事業者等がこういうシステムを使っているというところがありまして、大体ワゴン1台で予約すると、どういうルートを行ったらいいかというのを最適化しまして、どんどん拾っていくとか、同じ方向について、ちょっと曲がりながら曲がりながら拾って行って、目的地に着いて降ろして、またその目的地について行くという形のルート最適化をメインにして、電話とスマホで予約できるというようなシステムでございます。

もともと豊明市の路線バスが廃止になったときに、この民間事業者さんが、福祉的な目的で、高齢者の方がやっぱり外出できる環境をつくりたいということで、そういった目的でチョイソコというサービスを開発された。これはちょっと普通の自治体がやっているデマンドタクシーと違うのが、スポンサーがいらっしゃるんですね。例えば薬局屋さんとか、病院とか、そこがある程度採算面をよくするために、そういったスポンサーさんがついておりまして、大体病院とか、買物とかというのが、中山間地とか、お年寄りが多い地域が使うこのタクシーとしては一つの流れですので、こういったところがあると。

これだと自治体のコストも、結構導入コストも、一からやるよりはかなり低いのかなと。既存のところをやっておりまして、九州だと唐津市さんとか、延岡市さんとか、今、導入されていると。あと福岡市も導入されて、あと沖縄で言うと、宮古島市の方が導入されているところで、もう一つの特徴は、地域密着型コミュニケーションということで、乗るとチラシだったり、スマホにいろんな地域の情報や、高齢者の方が行きたくなるようなグラウンドゴルフの大会だったりとかいうのも、予約したり、予約の後にそういった情報ができてくるということでもありますので、こういったべんりカーも、路線バスも、結構厳しい状況はありますので、こういったあいのりタクシーを少し変化させるというのも、今後、あるのかなと思っております。

また、べんりカー、確かに菊池市の行政視察の一時代を率いて、やっぱり先駆的

に当たったサービスだと思います。ですが、隣の合志市さんでも、菊陽町さんも、ちょっと少なくなりましたが、やっぱりコミュニティバスというのほどこにもありまして、やっぱりそういったバスは、バスって、ある程度の規模のメリットがあったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。特に菊陽町、合志市から、例えば隈府、旭志方面というのは、なかなか公共交通がなくて、そこら辺の要は2市2町でこういったコミュニティバスが運営できると、規模のメリットがあつて、非常にいいのかなと思っております。細かいところは、さっき言ったデマンドバスであつたり、やったことがいいのかなと思っております。

そこで、2回目の質問なんですが、路線バス、産交バスさんや、べんりカーをちょっと縮小したりして、あいのりタクシーを拡大するようなお考えはありませんかと。べんりカーも縮小した部分、逆に言うと、菊池地域2市2町で、そういったふうな規模のメリットを持つ展開をしたほうが、菊池市から合志市に行ける、菊池市から大津町に行けると。大津町の人菊池市に来れるというような、そういった運営方法をコミュニティバスで解決するという方法はございませんでしょうか。お願いします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、2回目のご質問についてお答えいたします。

まず1点目、路線バスやべんりカーを廃止または縮小して、あいのりタクシーを拡大することはできないかというお尋ねだったかと思えます。

現状で申し上げますと、路線バスの廃止または縮小につきましては、一定数の利用者がおられるため、考えてはおりません。仮に路線バスの廃止や縮小を行う場合、バスが通っている隣接自治体やバス会社との協議に加え、乗降調査やヒアリング調査等が必要となるため、本市だけで判断することはできません。

なお、路線バスの運行に関して、山鹿市と大津町と毎年協議を行っておりますけれども、現時点では廃止・縮小は行わない方針となっております。

また、きくちべんりカーにつきましても、コロナ禍の影響で、ここ最近、ちょっと利用者というのが減ってきている状況ではございますが、まだ多くの利用者がおられるということから、現時点では廃止・縮小を行う考えはございません。利用促進に向けて、取り組んでいきたいと思っております。

2点目のご質問につきましてでございます。

あいのりタクシーを拡大するという一方で、それと併せて、菊池地域2市2町でコミュニティバスを運営できないかというお尋ねかと思えます。

公共交通機関を利用した菊池地域2市2町への移動に関しては、既存の民間バス

路線や、各自治体が運行する乗合バス等があることから、現時点でコミュニティバスの広域運行については考えてございません。

しかし、T SMC建設等に伴う人口動態の変化も見られることから、今後の情勢を見据えながら、市民ニーズや費用面なども考慮し、必要に応じて近隣自治体と協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 路線バス、特に産交バスさんは、確かに大津町と山鹿市さんのことがありますので、なかなかそう簡単には行けないと思いますが、だからこそ、広域で山鹿市さんも交えて、いろんな協議ができたらいいいのかなと思っております。

先ほどT SMCのことについて、やっぱり出張者の方、結構菊陽町から菊池市、菊池市から例えば合志市、合志市から大津町と、結構移動される方がいらっしゃいます。普通にレンタカー借りて行けばいいということなんでしょうが、逆に言うと、余計渋滞が悪化しますし、現在J A S M行きという貸切バスがよく通っているのをお見かけしませんかね。七城方面からずっとグリーンロードを通して、旭志の国道325号に通る路線で、多分いろんな方がいろんな工場、七城の工場だったり、合志市の工場だったりといって、工場で働いている方が熊本市内のホテルに行くのもそのバスで移動されているというところで、結構現にもういろんなバスがぐるぐる回っている現状ではあるんですよね。それはJ A S Mさんが多分単独で、そういう出張者の方の利便性、従業員、工事の働く方の従業員がそうやって利用しやすいよということ、独自につくられていると思いますが、例えば菊池市のほうで食事会があるというところで、なかなか代行がつかまらないというところで、やっぱりそういった公共交通が一本あると、これは一つの集客にもつながるかなと思っております。やはり広域で考えるということは、今後、特に半導体関連企業が菊陽町だけじゃなくて、合志市、大津町、そして私たち菊池市にも参りますので、人の動きが非常にコンパクトといいますか、空港からとか、熊本駅からとかというんじゃなくて、ここの2市2町のエリアで結構人の移動が出てくるのかなと思っております。

やっぱりいろんなハード面、道路ができたり、いろんなインフラが整いつつある中で、やはり道路を走る中身といいますか、その公共交通も一緒に合わせて考えていかないと、もったいない部分ができてくるのかなと思っております。

安武議員なんかは、大津町から旭志までモノレールを引きたいと。これも一つの

すばらしいアイデアだと思いますし、この前、2市2町の研修会がありました。そのときにその話をしていましたら、菊陽町の議員さんが、それはもう熊本城の一口城主じゃないけど、市民から寄附して、そのモノレールに自分の名前を書くとか、そのモノレールに乗ったらその名前が一覧できるとか、半分ちょっと妄想に近い部分もありますが、やはり菊池市だけで公共交通を考えるよりは、やはり活気のあるというか、夢のあるいろんなアイデアができてくるのかなとは私は思っております。しかも、やっぱり人口が少なからず伸びていく。近隣の自治体がどんどん菊池市に入って、菊池市で仕事をしたり、逆に菊池市の人が入隣自治体で働いたり。活発になっていく中で、やっぱり広域で考えるということは非常に大事だと思っております。

ちょっと各論にまた戻りますけど、既存のタクシーをもっと、あいのりタクシー、やっぱり減っていった部分は、さっき冒頭で申しましたけど、やっぱり知らない人といいますか、知らない人とすぐ横に相乗りするんで、ふだん、そういうのに慣れていない方には難しいのかなと思ひまして、併せて、既存のタクシー、ここを何かもうちょっと活用できないのかなと思っております。

一つ例を申しますと、広島県の神石高原町の事例で、ここは既存のタクシーに補助をするというところに力を入れているところでございます。国土交通省の中国運輸局のほうが一応資料を出しているんですが、ここはもちろん路線バスもあって、まず中山間地域が多いところですよ。路線バスがあって、うちみたいにコミュニティバスもあります。その中で、タクシー助成制度、ふれあいタクシーというのを、今、運用しているというところでございます。町内に住所を有して75歳以上の人、あるいは障害者手帳を持っている方、75歳未満で運転免許証を返納した方、あと母子手帳の交付を受けている方、許可の日から出産予定日の後、1年間に限るといったところがありますが、町内であれば目的地まで片道600円というところですね。600円を負担するというところになっております。

担当者の方の話も掲載してありまして、タクシー助成制度を導入してよかったことはというところで、総務課総務係長の森元さんという方が答えているんですが、利用者からは、出かけたときに電話して利用できるのもので便利、若い者に頼らず、自立した生活ができる、外出する機会が増えたというところがあると思っております。

以前の生活交通対策として実施した制度では、定時定路線のため、乗客がいない空っぽの状態でも運行しなければならない場面が多々あったことを考えると、事業費は増加しました。事業費は増加しましたが、より効率的・効果的な生活交通対策が繋がっていると思ひますというのもございます。

苦勞している点、工夫している面では、多少ですけど、不適切利用、1回10分

の停車は可能というルールがあるらしいですけど、それをちょっと不正に利用している部分で、そういう対策をどうするかというところで困った部分があったと。ただ、そのあたりはドライバーさんとの理解、やっぱり事業者さんとの理解が必要なところが苦勞であり、工夫したところじゃないかというところとなっております。

今後の利用者アンケートで、値上げしてでもいいから、この制度を続けてほしいということがあったということです。この町は助成制度を600円から900円というところでやっておられるということです。ですので、こういったこともありますということです。利用回数も月30回までを月20回までというふうに変えたというふうなところが紹介されております。

ちょっと3回目の質問なんですが、路線バス、コミュニティバスは、やっぱり私は広域でやって、うち独自としてはタクシーを中心にやるべきじゃないかなと。タクシーを核とした公共交通づくりをやることも一つのアイデアかなと思っております。タクシーをもっと利用できる補助事業制度みたいなのを創設できないか、ちょっとご質問します。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのあいりタクシー、一般タクシーをもっと利用できるような補助制度というお尋ねであったかと思えます。

本市においては、令和2年4月1日から、満65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方に対し、市内共通商品券めぐるん券1,000円相当、またはきくちべんりカーときくちあいりタクシーで利用できる1,000円分の乗車割引チケットを交付しております。

現在、公共交通に関する市民アンケート調査を実施しておりますので、その結果を踏まえて、市民のニーズや費用面、他自治体の事例も参考にしながら、補助制度について調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 そういえば、私の家にもアンケートが届きました。今ちょうど公共交通に対するアンケートを実施されていることで、アンケートの結果によれば、いろんなことが出てくるのかなと思っております。またそのアンケートについて、私のほうもちょっと精査したいと思っております。

アンケートといいますと、以前、ネット会社が1年前ぐらいですけど、菊池市にこういったことがあればいいんじゃないですかと、いろんな選択する項目のアンケ

ートの中に、子育てをもっと充実もありましたし、子育て制度は、今の子育てでも満足しているという結果も出ております。その中で、2番目に特に多かった、特に全世代で多かったのがやっぱり公共交通を何とかしてほしいと。もっと便利に、やっぱり鉄道がない分、もっと何かお年寄りにも、けがした人とか、子どもにも優しい公共交通があればというところで、アンケートがあったことを申し伝えておきます。

最後に、ちょっと市長に、総括的と申しますか、これは一つの私のアイデアとして、今、津々浦々と調べたことをちょっと述べさせてもらいましたが、今後、やはり今のままの公共交通じゃよくないんじゃないかというふうに私は思っております。今後のこの菊池市の公共交通の方向性というか、展望についてお答えください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。田中議員のほうから、今後の公共交通に対する見解を述べよということでございました。

公共交通というものは、おっしゃるとおり、あれば当然便利なものでありますし、一方で、コストが当然かかるわけでありますから、この利便性とコストというものをどういうふうにバランスをとっていかかということが一番の軸になってまいります。

そういう軸で今後のこの問題を考える上で、近年、考慮すべき大きな変化が二つ起きていると思ひまして、既にご指摘があったとおりでありますけども、1点目は、デジタルトランスフォーメーションの発展・普及に伴いまして、自動運転バスであるとか、スマートフォンのアプリを活用したシェアモビリティであるとか、新しいデジタル技術を導入した公共サービスの可能性が広がってきているというのが1点。

2点目は、T SMC建設等の情勢の変化に伴いまして、人流であるとか、市民ニーズが今後大きく変化していくということが予想されるということでございますので、今、アンケート等も取っておりますけども、本市にとって、そういう変化を踏まえて、どういう公共交通サービスが利便性とコストの双方にとって最善かということを見極めるために、今後も調査、研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 コストと利便性を、アンケート調査結果を踏まえて、ぜひよりよいものをつくっていただけたらと思います。

コロナに入る前は、結構公共交通に関していろんなことをやっていこうと、結構市長の意思も強かったように感じております。ちょっとコロナになってトーンダウンといたしますか、なかなかお聞きすることはできなかったので、やはりここは、今、絶好の時期ですので、いろんなところを見直しながら、いろんなアンケートの結果を精査しながら、菊池市にとっていい公共交通ができるといいなと思っております。次の質問に移ります。

次は、スポーツ振興について、特に子どもたちのスポーツ振興について質問したいと思います。

今年の夏はと申しますか、今年の夏も、やはり菊池市内の子どもたち、児童生徒、非常にいろんなスポーツの大会でいい結果を残しております。特にクラブチームに移行してからのいろんな運営が何か難しい中でも、いろんな結果を出すというチームもございました。全部じゃないですけど、私、把握する限り、野球だったり、剣道だったり、新体操だったり、ボートだったり、あとたくさんいろいろな競技で、しかも小学生から中学生、高校生と幅広く活躍しているというのをお聞きしました。地域の方とそういう話をしながら、やっぱりそういった新聞で見たり、実際のお子さんが行ったお話を聞くと、やっぱり元気が出るといいますか、活気が出るといいますか、本当に地域の活性化になるんだなというふうに感じております。

ただ、私と同世代、いわゆるそういう部活動だったり、クラブ活動をやっている子どもがいる保護者の世代、私と大体同級生か、先輩か後輩ぐらいは、やはり九州大会、全国大会決まったというんですけど、やっぱり大変なんですよ。そこから、じゃあ旅費交通費、兄弟で行くとなると2倍かかるというところで、大変だなと思っております。

後藤議員の娘さんが剣道インターハイで北海道に行かれました。北海道も遠いですよね、やはり。なかなか、インターハイなので、それなりのしっかり注目される大会に出場できるというのは非常に名誉なことだと思います。ただ、親御さんの本音としては、じゃあどうしようかというところも一つの悩みかなと思っております。

私のほうにも、よく物品販売のご協力をということで、いろいろご協力させていただいたこともあるんですが、まず今回、この質問をしたのは、何かその負担が少しでも減らないかというところがございます。

質問させていただきますと、こういった場合、こういった補助といたしますか、報奨金の制度があるかということをお聞きしたいと思います。その前提で、今期の全国大会とか九州大会に出場した児童とか生徒の個人とかチームの数とか出場件数とかあれば、同時に教えていただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長　それでは、田中議員のスポーツの全国大会、九州大会等へ出場する場合の補助金制度についてお答えします。

スポーツの全国大会への出場補助については、平成31年より「菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱」を施行し、菊池市に在住する者が社会教育活動の一環として開催されるスポーツの全国大会及び国際大会等に出場するに当たり、菊池市スポーツ大会出場報奨金を交付するものとしております。

この報奨金の交付対象となる大会及び報奨金の金額は3種類ございまして、一つ目は、世界選手権大会及びアジア競技大会へ日本代表として出場した場合に3万円。

二つ目は、東アジア大会、一部地域のみ国際大会や国民体育大会・高等学校総合体育大会の全国大会・全日本学生選手権大会・予選のある全国大会へ出場したときに2万円。

三つ目は、九州大会・西日本大会及び東日本大会へ出場したときに1万円でございます。

ただし、この中には記念大会や親善大会等、交付要綱で定める交付対象外の大会もございます。

次に、令和4年度における菊池市のスポーツ大会等出場報奨金の交付状況でございますが、小学生が49件、中学生が46件、高校生が18件、合計113件の申請を受け、198万円を交付しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員　令和4年度ですけど、113件というところで、これはもう一つの数字としては本当に素晴らしいなと思います。そういった児童生徒が、九州大会、全国大会で活躍するというのは、本当に本市としても素晴らしいことだと思います。

先ほど少し申しました、いろいろ保護者の方がいろんな物品販売するところの点については、今、やっぱりネットで決済して、ネットに届いてくるというようなシステムもございまして、そこら辺は分かる範囲でいいんで、保護者の方等に周知するのも、一つの市としてのそういうサポートなのかなと思っております。やはり実際にそういった形でこういうメールが送られてきて、ここから申し込んでくださいという形で、購入させていただいた場合もございまして、今、やっぱり紙に書いて、集めて、お金も手渡しで、物もまた運ぶという、これは、これから子どもが全国大会へ行く準備の中で、非常に保護者にとって、そういう手間というのが非常に

負担として大きいので、私自身も、もちろんそうやって、こういったのがあるよというところで、どんどんそこはデジタル化していったほうが、保護者の方も自分で配達されている方もいらっしゃるの、そういった方は、そういったやり方もあるよということをここでちょっと申し伝えておきます。

金額が、報奨制度があると。報奨金が、世界大会は3万円、全国大会2万円、九州大会1万円と。もうちょっと出ないかなというところも正直ありますが、世界大会になれば、いろんな協会とか、いろんなスポンサーとかございますので、そこら辺はあるのかなと思います。今度、財源ですよ。財源を例えば公共的に、持続的に菊池市の子どもたちは頑張ってますよということをアピールする意味でも、例えばふるさと納税にそういった項目とか持っていったりとか、そういったふうに応援するのと財源確保するというので、報奨金のことに関して関連したり、これスポーツだけじゃなくて、例えば子どもたちを応援となれば、文化的な大会とか、ほかの大会にも通じるとは思いますけど、そういった形で、そういった仕組みみたいなものを今後ご検討できないのかということを質問させていただきます。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

スポーツ活動につきましては、先ほども述べましたように、報奨金がありますし、文化活動につきましても、菊池市文化芸術行事等出場報奨金がございます。

また、ふるさと納税を活用してということですが、ふるさと納税の使途の対象に関しましては、教育と文化という項目がございます。文化及びスポーツに係る補助金等の財源へ充当し、今後活用してまいりたいと思います。

また、議員がおっしゃられた、九州大会や全国大会へ参加される団体の物品販売について活動をされていることは把握しております。各団体の財政状況が様々であることは重々承知しておりますが、物品販売等の活動に対し、市が主体として物品販売やホームページへの掲載等を実施することはできませんが、市内での回覧などご依頼があれば、可能な範囲でご協力はさせていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 そのふるさと納税に関しては、ぜひその方向でしっかりやっていただきたいと思います。

可能であれば、もうちょっと金額も上げていただけると励みになるのかなと思ったりもしております。これは私の個人的な意見です。

物品販売に関しては、職員の方はもう常に毎年毎年、ご協力いただいているのは十分承知していることとございます。ただ、やっぱりやり取りの負担とかあるので、その際は、こういったこともあるよというところは、ネットでデジタル化しましょうというところは、私のほうからも広く伝えていきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3番目ですが、所有者不明土地の問題についてということで、先日、日本農業新聞にこういった記事がありましたので、ちょっと読み上げたいと思います。

全国の田畑を合わせた所有者不明農地が、全耕作面積の24%を占めることが農水省の調査で分かった。背景に相続後の未登記や相続放棄があり、西日本に多い。担い手の集約が進まないなど、食糧安全保障の妨げになっている。

政府は来年4月から宅地を含む全ての土地の相続登記を義務づけるということですね。言葉の説明の欄がありまして、所有者不明農地、農業新聞なので、農地なんですけど、土地というのも同じ意味です。不動産登記簿を確認しても所有者が分からない農地、もしくは、所有者が分かっても所在が不明で連絡も取れない農地というところとございます。

今回、法改正で、過去の相続も対象になるということで、違反者には10万円以下の過料が科されるため、全国の法務局が早期の登記を呼びかけているというところの記事でした。

そもそも相続したら登記を変更しようというのは、一般教養としては皆さんご存じだと思いますが、なかなか手続がはかどっていないと。というのが、いざ自分が登記しようとする、もう早くてもやっぱり昭和の初めぐらいとか、大体農地になりますと、明治時代のままの登記になっているというのが現状でございます。これは菊池市だけじゃなくて、もうこれは全国的な現状でございます。

今回の法改正について説明させていただきたいんですが、そもそもそういった状況というのが、現状がありますと。つまり、まあご先祖様がそこまで気が回らなかったのか、明治時代なので、そういったことが周知されていなかったのかは分かりませんが、そのまま来てしまったというところとございます。

まず、平成30年に制定されて、令和4年に改正された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法というのが、もうこれは既に施行されておりまして、所有者不明な土地を円滑に利用する仕組みという一つありまして、これは福祉的事業ですね。例えば直売所とか、太陽光とか設置するとき、例えば不明者であっても、地域住民等のための事業について、都道府県知事が公益性を確認すれば、これはみんなのために必要だと確認すれば、上限を10年として使用権設定ができるというところが一つのポイントであります。

あともう一つ、所有者不明土地を適正に管理する仕組みということで、管理適正化の代執行というところで、要は、災害が起きたりとか、新たな公共事業になったときに、ある程度知事が、まずそういった場合には首長さんが、各地所有者、これは所有者が分かっている場合、勧告命令できると。各地所有者がいない場合、所有者が分かっている場合、市町村長が代執行できるというふうになっております。

加えて、民法の財産管理制度の特例というところで、相手が不明な場合、時効取得の裁判を打ったとしても、その送達ができないと。訴状の送達ができないという不便がありますので、国、地方公共団体が、所有者不明土地について、民法に基づく管理命令等を裁判所に請求すると。裁判所に請求すると、裁判所が所有者不明土地管理人に選定すると。裁判所は管理人の選定すると。管理人がその所有者不明の土地の対応について、管理人が、相手方ができますので、そこでやっていくというふうなことができます。

そういった、まず流れであって、公共事業とか、ある程度分かっているところに対しては、こういった制度を使いますよというのができてきました。それを踏まえて、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化を両面から総合的にするために、法律改正があって、その中で、相続した場合は、しっかりと登記をしてくださいというペナルティーになるというところが今回の流れでございます。ですから、裁判を打ちやすくなった、プラス義務化して、所有者をある程度判明する、詮索することはできるようになるというところになっております。

あと、土地を国有地に、国庫に寄附するというのもしやすくなったというのが、こういった全体的な法理の流れでございます。

私が心配しているのは、今後、こういった土地が、TSMC関連で売買とか賃貸借になるであろうというところに、時間がすごいかかるんじゃないかと。もしも所有者が分からない場合はですね。というので、ちょっと今回質問させていただきました。

ちょっと質問させていただきますが、菊池市において、所有者不明の土地はどれくらいあるのかというところと、この所有者不明の土地の問題について、どのように対応されるかというところも含めて、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 改めまして、こんにちは。所有者不明土地についてお答えいたします。

まず、所有者不明土地とは、相続登記がなされていないことなどにより、不動産

登記簿等参照しても所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地であると国土交通省において定義をされております。

本市税務課におきまして、相続放棄により、所有者が不明となっている土地は、令和5年1月1日現在、18名義58筆、面積にして3万3,183.54平米でございます。

次に、相続登記につきましては、議員ご指摘のとおり、令和6年4月より相続登記申請が義務化されますので、本市税務課においても、熊本地方法務局発行のチラシを配布するなど、必要に応じて周知を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 すみません、部長、約3万3,000平米、ちょっと聞き取れないんですけど、筆は分かりますか、何筆あるかとか。

○宇野木浩二 市民環境部長 58筆。

○7番 田中教之 議員 聞き取り、すみませんでした。

結構少ないなというところのイメージなんですけど、これは聞き取りのときにお聞きしたんですが、要は、所有者が登記不明でも、課税対象者は把握されているということですね、基本的に。なので、本当に困っている土地はないというふうにお聞きしました。

ただ、今回この質問をさせていただくと、なかなか実際、行政に関わる場面がないんじゃないかというところで、答弁しにくいというところもお聞きしました。確かにこれは問題が出るのは民間同士というか、民の売買だったり、賃貸借の契約のときなんですよね。そのときになって、あれ、これまた公告して、送達して、相続人を何人か集めてというふうな手続があって、非常に面倒なことが起きないかなというふうに思っております。

やっぱりいろんな企業さんが進出する中で、そこは迅速に土地収用というか、収用は行政ですけど、買収、土地の売買契約がスムーズに行くためには、やはり今からでも遅くはないと思いますので、やっぱり登記用紙に書いてもらうというところが必要かなと思っております。

評価額が30万円以下の土地は課税しないというふうには、ちょっと固定資産税係のほうから聞きましたけど、これは急かもしれませんが、そういった土地でも、今回地価が上がって、評価額が上がり、30万円を超えると課税の対象になり、所有者なり探さないといけないのかと思いますし、宅地だけじゃなくて、やっぱり農地も借入れというか、新規就農者が借り入れるというのに2年かかったという事例も

ございます。

農業委員会にそういう手続をお願いしたところ、これは北関東の例なんですけど、法務局の登記簿には農地の相続登記はなかった。直系3位までの親族を調べ、裁判所に相続放棄の有無を照会した。放棄していない人がいれば、Aさんは交渉を始められると。ところが、照会した全員が相続を放棄していたため、Aさんはこのときの作付を断念された。ただ、この後、農業委員会の調査が続きまして、相続放棄された土地は抵当権が設定されていた。借金が残っていれば、第三者は使用することはできない。実際、完済をされており、金融機関の抜き忘れだったというところで、農地法に基づく利用調査のために公示したが、権利者は現れなかった。農地バンクを通じて借り受けたAさんが、これを基に作付できたというところで、農業委員会さんのほう、農地法及びその特措法で、ある程度、農業委員会さんで相続人が判明している場合、判明していない場合で、いろいろやり方が変わってきて、今まで何か月かかったところを、2か月の公示で、そういった形で農業委員会さんのほうで不動産登記を変更できると。農地の名義を変更できるというのもございます。

ただ、やっぱりこういう問題は、一般質問しててあれなんですけど、やはり国レベルで法改正なりやっけていかないといけないかなと思っております。私としては、ここでこういった問題提起をさせてもらって、市民の方に、やはり登記名義を変えなきゃいけないよということを周知したいと思っております。

いろんな裁判官の方や弁護士の方に聞くと、やっぱり戦後の混乱期にある程度なっているんで、戦前以上のものはある程度簡略化して登記の変更をできるとか、司法書士さんの報酬を国が肩代わりするとか、あと印紙が結構かかるので、そういったところ、印紙を廃止すべきだとか、いろんな法改正のアイデアをお聞きすることができました。

そういったところで、例えば固定資産を請求するときに名義変更しませんかと。その法務省のチラシを請求するときにに入れていただくと、またそれはそれで、市民の方も変わってくるのではないかと思います。ぜひこちら辺は、周知に関しては執行部の方にご協力いただきたいと思います。

それでは、質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩　午前11時42分

開議　午後　1時00分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、こんにちは。議席番号8番の福島英徳です。通告に従いまして、一般質問を行います。

一つ目は、台湾T SMCの進出に伴う住宅開発について質問します。

今回の質問の趣旨としましては、台湾T SMCの菊陽町進出を受けて、市長はビッグチャンスであるとの認識を持たれています。また、企業誘致は県主導で行い、市は全力でサポートに徹するともおっしゃっています。それでは、このビッグチャンスを目の前にして、市は何に力を入れるのかとの問いに対して、住宅開発を積極的に行うとのことでした。

そこで、住宅開発において、市はどのような取組を行っているのかをお尋ねします。何年度までに、何戸程度の住宅地開発を計画されているのか、お示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

宅地開発についてということで、質問に答えたいと思いますが、宅地開発につきましましては、規模の大きなものにつきましましては、開発可能土地調査業務、いわゆるゾーニングにより開発を誘導する施策を進めております。また、比較的規模の小さなものにつきましましては、即効性の高い施策として民間宅地開発補助金制度を設けまして、宅地開発の支援を進めております。

一つ目のゾーニングの状況でございますが、現在、絞り込み作業を進めているところで、最終的な団地の個数、それから敷地面積が不確定な状況でありまして、現時点で何戸の開発が可能か、これにつきましましては明確にお答えができない状況でございます。団地数につきましましては、3か所以上を確保してまいりたいと考えております。

それから、もう一つの民間宅地開発補助金制度につきましましては、申請事業でありますので申請次第ということになりますが、今年度における状況としましては、既に申請があっているもの及び相談を受けているものを踏まえ、現時点で3団地、71戸の開発の支援を予定しているところでございます。

現在の作業状況についても申し上げたいと思いますが、委託事業者や市内ワーキンググループを中心に、法規制や立地条件、開発条件などを踏まえ、市内各地から

幅広く候補地を選定しておりまして、これから最終的な候補地を絞り込んでいくということで、今後、何戸の戸数等について、いつまで仕上げるというのは、まだ今後の検討段階という形になります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 積極的と言われているにもかかわらず、まだまだ漠然としているようですね。そういった目標を掲げる程度では、周りのスピードについていけないと忠告しておきます。

私は、住宅開発を一つの大きな事業として捉え、事業計画をきちんと立てるべきだと考えます。いや、立てるべきです。事業の目標達成を目指して作成する具体的な行動計画として、1から5年など、比較的近い将来までの目標や戦略などを記すべきだと考えます。

民間企業の場合、事業計画はあくまでも計画であり、経営の中でどうせ変わっていくものだから、作成は不要と考えている経営者も珍しくありません。しかしながら、事業計画は、事業の展開について具体的な道筋を把握できるだけでなく、計画と結果を分析することで課題を明確にして、将来的な事業計画の精度を高めるためにも役立つものであることは、私の経験上、必要であることは声を大にして伝えておきます。事業計画の精度を高めることは、まさに目標に向かって、企業、行政がたどるべき道しるべ、マイルストーンといった存在だと考えます。

それでは、話を戻しまして、検討されている住宅開発候補地のインフラ整備は整っているのか、お答えください。整っていないのであれば、いつまでに整備するのか、それとも、整備する考えはないのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

インフラの整備につきましては、開発を検討している場所によって状況は異なりますが、今回のゾーニングにより、公共によるインフラ整備が必要と判断される場所につきましては、開発業者が整備を行う際に、支援する方向で検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 やはり行政としては、このインフラ整備というのは非常に

重要なことだと私は考えます。

それでは、先ほどからちらほらとお話が上がっていましたが、住宅開発の計画、先ほどちらっと目標という感じではおっしゃいましたが、目標でも構いません。これに対する進捗状況をもう一度お示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

進捗状況を含めてですが、開発可能土地調査業務（ゾーニング）についてですが、現在の進捗状況といたしましては、候補地の選定作業はおおむね順調に進んでいるところでございます。こちらにつきましては、ある程度、その公表ができる部分については、できるだけ早めには公表してまいりたいと思っておりますが、今、絞り込んでいる最中というような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 おおむね順調という答弁をいただきました。

計画がきちんと見えてないというのがありますけれども、今の段階では答えられないことというのが多々あると思っておりますので、これはこれとして承知しておきます。

それでは、結構やっていることが私はスローだと感じますので、熊本市と菊池市のスピード感というものに対して、一つの事例で比べてみます。というか、紹介してみます。

皆さんもご存じだと思いますけれども、熊本市はT SMCの菊陽町進出を受けて、北区にある市営旧楠団地跡地を民間業者に売却することを2022年10月、今年の10月です。決定しました。同年12月には土地売買契約を締結、2023年7月、今年の7月には住宅が完成して、8月には全戸42世帯が入居を開始、売却決定からわずか10か月です。

片や、菊池市では、ゾーニングすら遅々としている状況のように私には見受けられます。状況は多少なりとも違えども、スピード感に大きな差があることは否めません。

この新規住宅開発というところに関しましては、先ほども言いましたが、答弁できない、お答えできないところというののもまだあるかもしれません。ということは理解しておりますので、これ以上、これに対する答弁は求めませんが、二つ目と質問といたしまして、新規の住宅開発と並行して進めるべきだと思う、市が保有、管理している住宅及び遊休施設や土地を有効活用する考えがあるのかをお尋ねいた

します。

現在、市が保有、指定管理も含めて、管理している住宅が何か所あるのかをお示しください。これはどういうところかといいますと、例えば七城地区であれば、砂田団地や流川団地等を指しています。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、市が管理している市営住宅について、現状をご報告申し上げたいと思います。

現在、管理しています市営住宅につきましては、29団地の1, 170戸でございます。地区ごとには、菊池地区が9団地の710戸、七城地区が7団地の123戸、旭志地区が7団地の123戸、泗水地区が6団地の214戸を管理しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 全部で、今、29団地ということでしたが、この29団地のうちで、1世帯も入居されていない住宅は何か所ありますか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 現在、誰も入居していない団地につきましては、七城地区の林原団地と元村団地の2団地でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 私もこの七城の林原団地と、リバーサイド横の元村団地には1世帯も入っていないということは私も知っております。約18戸ですね、たしかね。ただ、特に林原団地に関しては、雑草が生い茂っており、外からは住宅を見ることもできない状況で、市民の方からも、誰かが住宅に侵入しているようだとの情報もあり、七城支所に草刈りと出入口のロープ設置をお願いした次第です。しかし、現状はまた草やつるが伸びてきております。

入居者がいなくなっても1年以上が経過しても、何の活用もされない、管理も行き届いていない状態の市営住宅を放置しておくことが、行政としてあるべき姿でしょうか。

そこで、菊池市営住宅条例の第2条の3に、市営住宅等は、その周辺の地域を含

めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。第2条の4に、市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。第2条の9には、住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならないと定められておりますが、入居者がいなければこの条例は適用されないということですか、考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今、現状といたしまして、議員のご指摘のとおり、林原団地につきましては入居者がいないということで、草のほうも茂った状態という形になっています。一応公の施設ということでございますので、そちらについては、十分管理あたりも注意をしていく必要があるかとは考えておりますので、その辺については、今後の対応をまた考えてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 そうですよね。入居者の有無にかかわらず、市営住宅ですから、きちんと管理すべきだと私は考えます。

入居者がいなくて、管理が行き届かない場所は犯罪の温床にもなりかねません。現に侵入者がいるとの情報もあるわけですから、入居者がいない市営住宅、今回の場合は林原団地と元村団地、今後、どのように有効活用するのか、計画をお示しくください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、今後の活用についてということでございますが、七城地区の林原団地と元村団地につきましては、平成30年3月策定の菊池市住宅マスタープラン並びに菊池市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止の方向で検討を進めております。

菊池市公営住宅等長寿命化計画では、現在の管理戸数を1,170戸を令和9年度末までに184戸を減らし、目標管理戸数を986戸と定めてあります。

今後、市営住宅の目標管理数に向け、計画に沿った団地の集約化を進めてまいりたいと考えております。

なお、林原団地の用途廃止決定後につきましては、企業などからの希望があれば、

現況の建物のまま売却ということも検討してまいりたいと考えています。

また、元村団地の用途廃止決定後につきましては、リバーサイドパークと隣接をしているため、関係部署と協議の上、今後の方向性を決定してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 先ほども述べましたが、林原の住宅は入居者ゼロが1年以上は続いています。1年以上ですよ。住宅開発に注力するのであれば、こういった場所を民間に早急に売却するべきではないかと私は考えます。

T SMC 関連とは言わずとも、蘇崎工業団地や田島工業団地にも近く、また植木インターチェンジまでも15分とかかりません。きちんと管理されていれば、住宅からの見晴らしはいい場所です。ただ、今の荒れ地状態では景観も悪く、先ほども申しましたが、犯罪の温床にもなりかねません。

そこで、市長にお尋ねいたします。

令和3年12月議会の一般質問で、菊池市に寄附された七城町林原の元養蚕組合の土地があることを述べました。そこで、この元養蚕組合の土地もしくはそれに隣接している竹林を購入し、市がインフラを整えれば、不動産会社は間違いなく動くと思います。オファーがあってから動いては遅いのです。言い換えれば、オファーがあってから動くのは誰でもできるということですね。先手を打ち、PR、要するに売り込みですが、これをすることが積極的な住宅開発と言えるのではないのでしょうか。このような場所はまだまだ存在していると思います。

市は菊池市公共施設等総合管理計画を作成されていますが、民間への売却を含め、有効活用できそうなところを市長は把握されているのでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 遊休施設についてどう考えているかという趣旨のご質問でございます。

先ほどの林原団地の件についていきますと、先ほどの話がありましたとおり、市営住宅の総合計画におきまして、令和7年、8年をめどに、処分の方向で考えていたところでございます。それに向けて、入居者をストップして、売れる状態に持っていく必要があったわけですが、思いのほか、その計画が早く進んだということでもありますので、処分の計画については前倒しで、今、着手しているところを先ほど部長が申し上げたところでもあります。

あと、個別の物件の話はこの議場でやるわけにはいきませんが、用途廃止をして遊休施設となった市営住宅等につきましては、可能な限り住宅開発への誘導を念頭に民間への売却等により、有効活用を図ってまいりたいというふうに思います。

また、そのほか、遊休の土地があって、我々のほうで使う用途がなければ、同様に売却により民間開発が進んでいけば、住宅地等としても有効活用を図れるというふうに考えておりますので、本市の定住促進にもつながるものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 有効活用する、要するに、先ほども言いましたけど、林原団地はもう1年以上も放置なんですよね。計画は計画、マスタープランはあるにしても、そういうふうに早く動いたんだったら、状況は状況です。やっぱりスピード感を持ってやっていただくべきだと私は思います。

それでは、最後の質問です。

今や社会問題化している不登校児童生徒に対して、教育委員会としてどのような取組が行われているのか、これについてお尋ねいたします。

先般の3月定例会において、東議員が一般質問されておりますので、内容が重複しないように質問したいと思います。

まず、菊池市において、不登校児童生徒が何人いるのかを、東議員同様、学校教育課を通じて調べました。平成27年度は54人、令和元年度は68人で微増です。ところが、令和2年度は90人、令和3年度は123人、令和4年度は163人と急増しております。平成27年度からの5年間では26%の増加だったものが、令和元年度からの4年間では240%の増、約2.5倍です。

このことに対して、教育部長からは、新型コロナウイルス感染症の影響による休校等が行われた令和元年度以降急増しており、不登校の児童生徒数の増加は喫緊の大きな教育課題と認識しているとの答弁でしたが、喫緊の大きな教育課題との認識であれば、急増の原因分析を早急に行い、それに基づいた対策を講じるべきだと考えますが、急増の原因についてどのような分析が行われたのかをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、福島議員のただいまのご質問にお答えします。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、不登校の主な要因は66%が生活リズムの崩れや無気力・不安といった本人

に起因するものとなっております。

この結果から、コロナ禍における臨時休校や、家族が感染した場合の出席停止期間は学校に行けなかったりと、家にいる機会が増えたことで生活リズムが崩れたり、特に理由がなく、何となく学校に行かないという児童生徒が増えたことが要因の一つであると捉えております。

さらに、コロナ禍においては学校教育活動も制限され、給食は無言で前を向いて食べたり、休み時間も接触しないように気をつけたり、感染リスクの高い学習活動がなくなったりと、学校行事が中止になるなど、子どもたちが楽しみにしているような活動が制限されたことも要因であると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ただいまの答弁は、恐らく関西福祉大学、このことを朝日新聞が報道した内容に近いのかと思います。

この要因について、東京都立小学校指導教諭の庄子寛之先生という方が原因は三つ考えられますというふうにおっしゃっております。一つ目は、子どもたちが集団生活をする機会が明らかに減って、我慢力や忍耐力が落ちたこと。二つ目は、それにもかかわらず、学校ではコロナ禍以前と同じように叱ったり、指示を出したりしていること。そして三つ目は、テレワークで自宅にいる保護者が増えたことだと思いますというふうに話されております。

やはりこういった要因もあると思います。やはりこれほどの急増なわけですから、何らかの間違いなく多種多様だと思います。しかし、分析しないことには対策は講じられないわけですから、ぜひともこの分析、先ほども言いましたけども、喫緊の大きな教育課題というふうな認識であれば、ぜひともこの分析をもう一度、何度でも行って、どういう対策が必要なのか、そういったのを講じていただきたいと思えます。

それでは、不登校児童生徒に対して教育委員会が推奨している菊池市教育支援センター利用申請者数、この推移を見ますと、平成27年度が7名、令和元年度は25名、令和2年度、3年度はおのおの30名、令和4年度に至っては16名となっております。不登校の児童生徒数とは全く比例しておりません。

ここで、議長に承認を得ていますので、パネルで紹介します。

[パネルを示す]

この青色の折れ線グラフが不登校児童生徒の推移です。また、オレンジの棒グラフが教育支援センター利用申請者数の推移です。どう見ても比例しておりませんが、

これはどのような要因があるのか、見解をお示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

教育支援センターの利用申請数は令和4年度は16名と、令和2年度、3年度の30名から減っておりますが、このうち実際に教育支援センターに通った児童生徒数は、令和2年度は16名、令和3年度は18名、令和4年度は16名となっております、ほぼ横ばいの状況でした。

本人や保護者から相談があった場合には、教育支援センターに通うという選択肢が、本人の社会的自立支援に効果的かどうかを十分に検討した上で申請を出してもらうようお願いをした結果、申請数は減ったと思っております。

また、不登校児童生徒数と比例して実際の通級者数が横ばいで増加していない理由としては、教育支援センターの体験通級や、面談の結果、個々の状況に応じた教育支援センター通級以外の対応をしていることや、学校における支援体制の充実に向けた取組に力を入れていることによると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 もう一度お見せしますけども、これほど乖離して、不登校児童生徒数というのは相当な急増じゃないですか。教育委員会が推奨している教育支援センターに通っている人はほとんど横ばい。これって、言葉は悪いですけど、家庭に丸投げのような気がするんですよ。家庭でどうにかしてください。私はそういうふうに感じて、喫緊の大きな教育課題として向き合っているのか、甚だ疑問に感じます。

それでは、文科省が平成29年3月31日に作成した教育機会確保法に基づく基本指針では、登校という結果のみを目標にしない考え、これが示されております。

菊池市では、この指針を知っている保護者は何%ぐらいか把握されておりますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

教育機会確保法の認知状況について、本市教育委員会が直接に保護者に調査したデータはありませんので、具体的な認知率は把握しておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ほとんど知らない保護者の方じゃないかと私は感じます。そうであれば、やはり教育委員会として、こういったものを周知していく、こういった努力は必要じゃないかというふうに考えます。

次に、7月21日に総務省が公表した「不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価」におきましては、これはあくまでもその評価内容の一例ですが、保護者に対するアンケートで、7割が民間施設の情報提供を要望していたのに、それを行った小中学校は3割にとどまり、9割は市町村などが設置する公的機関の情報を提供していたという結果など、教育関係者に辛辣な結果を突きつけられておりますが、このことに対してどのように受け止められておりますか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

「不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価」は、総務省が行った評価で、全国的な評価であります。本市の状況とは必ずしも一致するとは考えておりません。

本市では、本人、保護者からの要望があった際には、その都度対応できるような様々な体制を取っております。

本市独自の相談体制としまして、学校支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを学校教育課内に配置しております。学校支援コーディネーターは、学校からの保護者や本人のニーズについて相談を受け、関係機関と連携を図れるようコーディネートを行ってまいります。令和4年度の学校支援コーディネーターへの相談件数は年間660件となっております。

次に、スクールソーシャルワーカーは、学校や本人、保護者とじかに面談を行い支援する福祉の専門家です。児童生徒のおかれた環境に働きかけ、問題解決を図る業務を行っております。令和4年度のスクールソーシャルワーカーへの相談件数は年間821件に上ります。

このような体制により、本市では不登校児童生徒のほぼ100%が何らかの形で専門機関とつながっております。

そのほか、本人や保護者が学校や教育委員会に不登校の相談があった場合、本市の心の教室相談員や県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そして公的に運営しております教育支援センターについて情報提供を行っております。

本市の教育支援センターは、児童生徒が通いやすいように市内の4か所に設置しており、教員免許を有する指導員を配置し、無償で通うことができます。活動内容

も本人のペースに合った学習やスポーツ、体験等をはじめ、生活習慣の改善への助言等、ニーズに応じた指導、支援を行っております。

このような体制を今後も継続していくことで、複雑多様化した様々なニーズに応じた支援ができるよう、教育支援センターも含めて相談体制の周知と充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今の答弁を聞いて、少しは安心いたしました。ぜひとも寄り添った教育委員会であっていただきたいと切に思います。

千葉県では、不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例、これを全会一致で可決され、4月1日から施行されております。これは不登校生に教育の場を提供しているフリースクールの努力義務として、社会的自立に向け、情報や相談の場の提供、助言を行うことを規定されており、県教育委員会、フリースクールなどを構成員とする連絡協議会の設置も掲げているといった内容です。先ほど答弁にあった内容に近いものだと私は考えております。

そこで、公立学校教育の権限は地方自治体にあります。当然ご存じだと思います。実施主体であり、責任を負っているわけですから、改善や新しい取組に関しては、国ではなく、地方自治体でももちろん行います。公立学校教育において不登校の児童生徒に対して、地方自治体の権限と責任においてどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組んでいくのか、音光寺教育長の考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、こんにちは。福島議員のご質問にお答えいたします。

本市には千葉県のような条例は現段階ではございませんが、千葉県の条例にあります目的や基本理念につきましては、本市におきましても方向性は同じでございます。

不登校児童生徒に対する取組につきましては、菊池市教育委員会が作成しました「菊池市不登校対策推進計画」に基づき取り組んでおります。

児童生徒の心理的な変化を把握するために、本市ではルーテル学院大学との包括連携協定により「こころの問診票」というアンケートを提供していただき、年に2回、小学3年生から中学3年生までの全ての児童生徒にアンケートを実施しております。その結果を踏まえて、各学校で教育相談をしていただいているところでござ

います。

また、中学校に配置しております心の教室相談員を令和4年度から小学校へ派遣できるようにしております。今年度からは小学校の派遣要請に応じて派遣できるよう予算措置を行い、不登校が低年齢化しておりますので、早期対応し不登校の未然防止に取り組んでいるところでございます。

また、小中学校や学年間の連携を図るため、令和4年度に「不登校児童生徒支援引継ぎシート」を作成しまして、本年度から活用をスタートしました。この引継ぎシートの活用により、不登校が長期化している児童生徒に対しまして年度をまたいでも切れ目のないスムーズな支援に活用したいというふうにしております。

さらに、先ほども部長が述べましたとおり、教育委員会におきましても、関係機関と連携できるよう、学校支援コーディネーター1名とスクールソーシャルワーカー1名を学校教育課に配置し、学校や保護者が外部の専門機関とスムーズに相談、連携できるようにしております。

これらは、教育支援センターの設置運営を含め、全て本市の取組でございます。不登校を学校だけに任せず、サポート体制を充実することにより、未然防止や早期発見、社会的自立支援につなげているところでございます。

今後も不登校児童生徒及び保護者が孤立しないように、教育委員会としても支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 菊池市独自の対策計画にのっとなって、粛々といえますか、進めていっているという答弁をいただいて、安心した次第です。

ただ、ちょっと気になったのは、不登校の未然防止という言葉があったんですけども、これ不登校が悪いというわけじゃないんですよね。そのあたりというのを、ちょっと最後になりますけども、主婦の友社から出版されている「不登校の歩き方」という本が出ております。この本の内容について、少し紹介します。こういった内容です。こういった本です。

この中には分かりやすく書いてあるんですけども、不登校についての考え方、関わり方、子どもをより深く理解するヒント、昼夜逆転やネット・ゲーム依存の対応、兄弟への配慮、学校との付き合い方、進路など多岐にわたっております。しかし、究極のメッセージは、不登校の歩き方は一人一人皆違い、また違っていいんだよということではないでしょうか。

学校に行くのが当たり前と思う大人の目には、不登校は困ったことと映るでしょ

う。しかし、実際には、子どもたちは並の覚悟では不登校になれません。ほかの選択肢が見えなくなるほど追い詰められているのではないのでしょうか。もし不登校にならなかったら、この子は死んでいたかもしれないという、あまりに重い著者の言葉がありました。

小学校低学年の頃から不登校状態が続いていたという女の子の言葉が紹介されています。父親に話しかけるときは大丈夫だよと言ってほしいとき、この大丈夫だよと言ってあげられる大人、社会の包容力こそが、子どもたちの幸せのために一番必要なものではないのでしょうか。

この本です。興味のある方は一読されてはいかがでしょうか。

これで、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩　午後1時47分

開議　午後1時55分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員　こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って質問いたします。

初めに、教員不足について質問します。

教員が足りていない、臨採の先生が来ない、そんな先生方の声を聞くことが増えてきました。現場は大変、このままいったら学校崩壊というベテラン教諭の言葉も聞きました。

昨年12月、文科省が行った教員不足に関する調査結果が発表され、熊日新聞には「県内教員不足全国ワースト」という見出しで報道されました。この状況を問題とし、菊池市議会では学校教職員の充足を求める意見書を採択し、県へ提出したところでもあります。しかし、ご存じのとおり、教員不足は続いています。

今年6月から7月にかけての新聞の見出しの幾つかを紹介します。

6月20日「心病む教員、やまぬ休職」、「校務多忙化、仕事の線引きを」、6月21日「新任教諭、増える退職　目立つ精神疾患」、7月14日「県内教員131人不足　臨採減少　支援学級増える」、7月29日「教員精神疾患で離職最多長時間労働一因」、これは教員の労働問題であるとともに、子どもの学びに大きな

影響を及ぼす問題です。

私はこれまでも、学校の働き方改革や教員不足について質問を行ってきましたが、一層の危機感を持って、再度質問いたします。

まず、菊池市における教員不足の現状について質問します。

1点目、本年度当初、市内小中学校で不足していた教員は合計10人であったと聞いております。その10人はなぜ配置できなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

2点目、年度当初不足していた10人は、8月までの間に配置できたのかをお尋ねします。

3点目は、年度の途中に生じる不足についてのお尋ねです。この4月から8月までの間に、出産・育児・病気などで休職された教員の数と、休職ではなく、中途退職された教員がおられたら、その数もお示しください。併せて、休職されたり、退職されたりした教員の代替が見つかったのかもお尋ねします。

4点目、不足が生じた学校では、その不足分をどのようにしてカバーしてこられたのでしょうか、お尋ねします。

加えて、教員不足の解消のために、教育委員会としてはどのような取組をしておられるのかもお尋ねいたします。

以上が1回目の質問です。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、猿渡議員のご質問にお答えします。

学校教職員の任用と配置については、県教育委員会が担っております。

県教育委員会からは、本年度は、昨年度まで臨時的任用職員、いわゆる臨採ですが、大半の臨採の方が正規職員に採用されたことや、特別支援学級が当初の見込みより増加したことが要因であるというふうに伺っております。

また、10名の不足のその配置はできたかということでございますが、これにつきましては、県の教育委員会のご尽力により、現時点で8名が配置できております。現在は、小学校特別支援加配の1名と中学校の1名の合計2名が未補充となっております。

4月から8月までの育休・産休はということでございますが、出産に伴います産前産後休暇が7名、育児休暇が3名、休職をされている職員が4名いらっしゃいましたが、1名の方が復職されました。また、1名が途中退職となっております。産休の職員の補充はできております。

次に、その不足分はどのようにしてカバーしているのかということでございます

が、臨採等が配置できるまでは、主幹教諭や専科の教員が担任を代替したり、教頭が授業をしたりと、校内人事で対応しておりました。

なお、現在は、出産や育児に係る臨採は、全て配置が完了しております。

また、当初の未補充の2名につきましては、小学校が特別支援学級の担任と市費の学校支援員でカバーしており、中学校は加配の教員でカバーしているところでございます。

教員不足のためにどのような取組をしているかということでございますが、学校、市教育委員会、県の教育事務所で連携をし、非常勤講師や市費の学校支援員から臨採への任用換え、また臨時免許状の交付など、臨採の確保に努めているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 ありがとうございます。

年度当初から欠員がある状態でスタート、余裕のない中で休職者が出る。代わりの臨採が見つからないので、専科の教員や教務主任が急遽担任を担う。一層忙しくなる。そんなスパイラルを現場の先生方から聞きます。

今の答弁によりますと、菊池市においては年度当初に比べ改善していますが、いまだお二人が不足の状態となっているようです。教員不足は足元の課題であると再認識しました。そして、不足した場合、今、配置してあるスタッフでやりくりをしているところから、一人一人の先生方に対する負荷が大きくなっているという状況も分かったところです。

再質問します。

答弁にあったような教員不足の状況に対して、現場からはどのような声が上がっているのか、お尋ねいたします。

また、このような教員不足が生まれた原因をどう考えておられるのかもお尋ねします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、今の質問にお答えする前に、先ほど中途退職者については、現在、臨採で代替の対応ができていますということでございますので、報告申し上げます。漏れておりました。申し訳ありません。

それでは、ただいまの質問にお答えします。

教員不足に対して、現場からどのような声が上がっているかということでござい

ますが、主幹教諭、専科の教諭、それから教頭先生等が授業することで、学校運営上の支障が生じていると伺っております。

また、この教員不足が生じた原因をどのように捉えているかということでございますが、先ほどもご説明しましたとおり、教員の任用と配置は県教育委員会が担っております。市教育委員会としても、先ほど述べましたとおり、県教育委員会の報告のとおりと捉えております。

以上、答弁いたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 1回目の答弁と重なりますが、主幹教諭や専科の教諭が担任に回ったり、ほかの授業に回ったりすることで、学校運営上の支障も出る。それだけではなくて、本当は専門的な授業を受けられるはずだった子どもたちが専科による教育が受けられないというような状況になります。

もう一つ、答弁で疑問に思ったのが、教員不足が生まれた原因をどう捉えておられるのかということです。このことに関して、先ほど県教委のことを挙げられながら、臨採の大半が就職したこと、これを挙げられました。けれども、それはもう採用試験が済んだ段階ではっきり分かることであって、対策を打たねばならないことです。なのに、それは市教委の責任ではないとはいえ、具体的な手を打たず、ほったらかしておいて、年度が始まりました。さあ教員が足りません。現場で何とかしてくださいというのは、本当におかしなことだと私は思っております。

同時に、今の答弁では、あたかもそれだけが教員不足の原因であるかのように聞こえますが、決してそうではないと私は思っています。教員不足の要因の一つは、やっぱり教員の成り手不足だと考えます。かつては臨採の方が採用されても、それを補うだけの新しく受験される方が生まれてきたことによって、臨採の担い手もそこそこいてくださったという状況がありますが、今はそうではありません。

県の資料で、教員採用試験の採用倍率を見ますと、令和元年度、全校種・職種の合計で、受験者数が1,959人、採用者数315人、採用倍率5.1倍でありました。これが令和5年度になりますと、受験者数1,043人、採用者数399人、採用倍率2.6倍です。2,000人に近かった受験者数が1,000人ちょっとになったわけですから、4年間の間に半減であります。

ちなみに、小学校だけで見ますと、令和5年度の採用倍率は1.2倍です。近々定員割れの事態になるのではないかと懸念します。

では、このように教員を志望する人が激減してしまったのはなぜだと考えられますか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、猿渡議員の質問にお答えします。

教員不足の原因、激減した理由はどう考えられるかということでございますが、任用試験につきましても、県教育委員会の管轄となりますので、市教育委員会としての答弁は差し控えさせていただきます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 あえて言わせてもらいますが、そういった教育委員会の考え方が、結局、教員不足につながっているのではないかと私は思っています。県に任せておけばいいと、そういうふうにお思いでしょうか。我が問題として捉えるお気持ちはおありになられませんか。

前にも申し上げましたが、私は教員の労働環境の悪さに大きな原因があると考えています。

岐阜県が大学生宛てにアンケートを取って、教員を選ばない理由を調査しています。学生の返答で、労働環境を挙げたのが79%にも上っています。長時間勤務は常識、しかも残業手当はなし、そんな職場にやりがいをアピールして志望者を増やそうとしても、通用する時代ではありません。教員を志望する人を増やすためにも、心や体の不調で休職したり、先ほどもありましたが、退職してしまったりする人を減らすためにも、長時間労働を是正することは喫緊の課題です。後で述べますが、このことに関しては、ほかの誰でもない、教育委員会も責任を負っておられます。

以前にも質問した内容と重なりますが、改めてお尋ねいたします。

教育委員会としては、長時間労働を是正するために何をしてこられましたか、とりわけ負担軽減のために学校のどんな仕事を減らしてこられましたか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの長時間労働解消に対する取組をとということでございますので、お答えしたいと思います。

本市における教員の働き方改革は、これまでも夏季・冬季休業期間の学校閉庁日の設定、部活動指針の徹底、勤務時間外の留守番電話活用など、教員の負担軽減に資する取組を進めてきました。

また、令和4年度からは、教材研究や教材準備の時間確保に向けて、週2日を5時間授業とする教育課程の見直しや、学校行事の見直し、1人1台タブレットを活用したアンケートの簡素化などを行っています。

これらの取組の成果として、令和3年度と比較しまして令和4年度の時間外勤務が減少しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 これまで教育委員会も、今のままではいけないという認識があられたんだと思います。部活動に関する事、電話の対応に関する事、5時間授業の日を二日にすることなど取り組まれてきた様子は分かりましたし、時間外勤務が減ったということも答弁にありました。

しかし、今までの取組では不十分であると言わざるを得ません。私は情報公開によって、今年6月の市内15校における警備保障の解除時刻とセット時刻を調べました。つまり、何時に学校が開いて、何時に学校が閉まるのかの記録です。初めに申し上げておきますが、警備保障を解除するのは、初めに来た方お一人であり、セットをするのは最後に帰られるお一人でありますから、個々の先生方の勤務時間の把握には全くつながりません。初めに来た一人が警備保障を解除したときに、ほかの人は家で寝ていたということは十分に考えられます。しかし、タイムカードには現れない学校の実態が見えるのではないかと思います。タイムカードの不正打刻はできても、警備保障の記録は変えられないからです。

これまで報道でも、教職員組合のアンケートでも、不正打刻が横行している、そういう様子は分かっています。まず土曜、日曜のことを言います。6月の休日は8日あります。中学校は5校、延べ40日の休日で、学校が開かなかった日は一日もありません。全ての休日に誰かが必ず休日出勤をしております。小学校は10校、延べ80日の休日のうち、学校が開かなかった日は15日で、残り65日は誰かが休日出勤しています。小学校は部活動がなくてもこの状態です。

出勤日のことと言います。6月の出勤日は22日、小中学校合わせて延べ330日の記録です。小学校も、中学校も、学校が開いた一番早い時刻は朝4時台です。朝4時台に開いた日が延べ34日、10.3%に上ります。学校が閉まる一番遅かった時刻は、小学校、中学校ともに日が変わっての12時過ぎであり、午後11時以降に閉まった日が延べ35日、10.6%あります

学校の勤務開始時間は朝8時過ぎぐらいですから、7時に来れば、1時間以上早いことになります。7時前に1時間以上早く学校が開いたのは延べ285日、86.

4%です。勤務終了時刻は午後5時前で、午後7時で既に2時間以上の超過勤務になります。午後7時以降に学校が閉まった日は延べ293日、88.8%です。なぜこんなことになっているのでしょうか。そうしないと仕事が終わらないからです。仕事が多過ぎるからです。

8月28日、中央教育審議会の特別部会は、教員を取り巻く環境は国の未来を左右しかねない危機的状況だとして、文科省に緊急提言を行いました。これを受けて、永岡文科大臣は次のようなメッセージを出しています。抜粋して一部分だけを読みます。

一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各学校長であり、各教育委員会であることを全ての校長先生及び教育長にご確認いただきたいと思えます。各学校の課題を踏まえ、今からでもできることは直ちに着手していただきますようお願いいたします。文科大臣はこう言っています。校長と教育長の責任です。こんな内容で言っております。

先ほど教育部長は、あたかも教員不足の原因は市教委は関係ないというように受け取れるような答弁をなさいました。だけど、このような勤務実態のあるところに進んで学生が入ろうと思いませんか。それでもなお、県だけの責任だと言われますか、重ねてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの猿渡議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の教員の任用につきましては、先ほども申しましたように、これは全て県の教育委員会が行うことであります。任用方法等につきましても同じでございます。

県の教育委員会としましては、退職者の人数等を踏まえて、新規採用人数をきちんと決めて、それに見合うような教員を任用している。そして、今回は、先ほど申しましたように、特別支援学級とか、加配教員とか、そういった部分で予定よりも多かったということで、教員不足が生じていると。それが分かったのは、結局、配置されたときです。そこから、こちらとしても手を尽くして任用をできるように、また支援の先生方を配置できないかというふうに随分努力していきました。何もやっていないわけではございませんので、お答えしておきます。

時間外勤務につきましては、教育部長の答弁にもありましたとおり、教員の働き方改革につきましては、これまでも進めてきたところでございます。特に週2日の5時間授業につきましては、県下では本市だけの取組でございます。ほかのところはやっておりません。そういった具合に先進的に取り組んでいるつもりでございます。

す。

また、学校現場におきましては、校長のリーダーシップの下、働き方改革についての議論を実施していただいているところがございます。直近の例としましては、泗水小学校では、本年7月31日に働き方改革研修を実施しております。文科省が委嘱する学校業務改善アドバイザーを講師に招き、学校業務に関しての見直し、意識改革についての講演が行われています。これに近隣の小学校の学校長も参加しております。また、教育委員会の教育審議員も参加しております。

次に、教員不足についてのご質問ですが、引き続き、県教育委員会と連携して、配置ができるように努めていきたいというふうに考えております。

市教育委員会としましては、市費の学校支援員の方を対象に臨採への任用換えについてのご協力をお願いをしておりますし、私が教育長として出席する様々な場所におきまして、教員業務のすばらしさを伝えるなどして、教員不足の解消に向けたサポートを行っているところです。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 私は何も教育長や教育委員会が何もやっておられないなんて全く思っておりません。だけれども、今のままでは状況がよくなっていませんということをお願いしているわけです。さらに取組は強化しなければなりません。

「夢みる公立学校校長先生」というドキュメンタリー映画をこの頃見てきました。副題は「子どもファーストな公立学校の作り方」といいます。出てきたのは通知表をなくした先生、宿題をゼロにした校長先生、校則をゼロにした校長先生などです。宿題をゼロにした校長先生の下で働く教諭の方が、トータルで考えると100時間ぐらい仕事が軽減されたのではないかと話しておられました。

これらのことは決して教員の働き方改革のためにやられたものではありません。子どもにとって本当に必要なことは何かという議論をした上での決断です。その決断が子どもたちと先生たちの元気につながっていました。

校則をゼロにした世田谷区の中学校では、生徒総会の決議で定期試験もなくなりました。結果、不登校の子どもがわざわざ選んで転校してくるような学校になっていました。校長先生はこんなに大きく学校を変えることができるのだと再確認いたしました。

文科大臣は、とりあえず現場でできることをしてくださいと言っています。各学校で子どものために本当に必要な仕事は何なのか、減らせる仕事は何なのか、すぐにでも実践的な議論をし、できることから実行していく必要があります。教育委員

会には、時には学校の盾となって改革の推進を支援し、リードしていただきたいと思います。

先ほど泗水小の例も挙げられましたが、全ての学校での議論が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの質問にお答えします。

全ての学校において労働安全衛生委員会を設置していただいております。それによって、定期的に審議が行われているというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 本当に各学校で労働安全衛生委員会が行われ、建設的な議論が行われているかどうか、ぜひとも確かめていってください。足りないときはしっかりと声かけをお願いしておきます。

若い先生方の話を聞く機会がありました。相互訪問は必要ですか、やめたらいいのに。構想案は誰のために書くんですか。1時間の授業のために何時間費やせばいいんですか。事務所の指導主事のためですか。全国学力テストは抽出でいいのではありませんか。テストのための勉強になっています。明日どんな授業をするかで精いっぱいです。教材研究をする時間がない。自分の子育てができません。話しながら涙ぐむ方がおられました。若い彼らが学校は変えられると希望が持てる学校にしてほしいということを申し上げておきたいと思います。

ぜひとも校長も教育委員会も、そして先生方も一体となって、学校が少しでも働きやすく、元気に過ごせ場所になるよう、今、緊急に取り組んでいってほしいと思います。先生たちが元気にならなくては、先ほど福島議員が不登校のことを挙げられましたが、不機嫌な顔をして、元気がない顔の先生のところへは、なかなか子どもたちをも行って、元気は出ないと思います。でも、そんな状況で現場の先生たちが必死に踏ん張っていらっしゃることも、私よりもむしろ教育長のほうがご存じだと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

今後の食料生産の重要な課題であると考えて、有機農業の推進について質問します。

3月議会で示された今年度施政方針で、市長は、安心・安全で高品質な農産物づくりについては、国が制定したみどりの食料システム戦略に基づき、化学合成肥料、

農薬の低減、畜産堆肥の施用による土づくりを行うなど、本市独自の生産基準である環境王国菊池基準の普及を通して、有機農業への取組を推進しますと述べられました。

国においても、昨年7月にはみどりの食料システム法が施行され、有機農業の推進は、今や法に基づく国の方針となっております。

そこで、本市の取組について、3点質問いたします。

1点目、施政方針に述べられた菊池基準の普及について、具体的にはどのような取組が行われているのでしょうか、お尋ねします。

2点目、菊池基準は7段階になっています。化学由来肥料を30%削減し、化学合成農薬を通常より1回から3回削減した農産物をレベル1として、だんだん基準が厳しくなり、有機JASの認定を受けた農産物がレベル7となっています。市が有機農業を推進するという場合に、菊池基準ではどのレベルに当たると認識されているのかをお尋ねします。

3点目、総合計画においては、成果目標として、菊池基準に登録された生産者数を基準値である令和2年の564人から、令和7年度までに800人に増やすことが掲げられていますが、現時点での進捗はどうなっているのでしょうか、お示ください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、登録者数の確保についてですけれども、菊池基準の制度をより効果的に進めていくためには、登録者数の確保は重要だと考えております。

これまで、JA菊池の生産部会や市内各物産館の出荷協議会をはじめ、環境保全型農業直接支払交付金の対象者及び認定農業者の皆様などに制度を説明し、理解の浸透を図りながら登録の推進を行ってきたところでございます。

今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら菊池基準の登録者数の増加に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、どのレベルをということのご質問ですけれども、菊池基準には化学肥料・化学合成農薬の削減割合に応じまして1から7までの生産基準があり、生産基準の数が増えることにより高度な取組となっているところです。

菊池基準につきましては、全体的に登録者数を増やしていきたいと考えておりますけれども、特に生産基準の5以上が化学肥料や化学合成農薬を全く使用しない有機

農業の取組でございますので、こうした方々を増やしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、菊池基準の登録者数につきましては、令和4年度末の実績が607名となっております。今後も引き続き、登録を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 菊池基準で言えばレベル5、化学農薬や化学肥料を使わないという基準での登録を増やしたいという答弁でありまして、とても評価ができると思っております。

生産者の方にお話を聞いたときに、初めは農薬の低減ということで取り組んでいたけれども、やっぱり価格をつけて売るということを考えると、はっきり無農薬とうたわなければ、なかなか通用しないような社会になってきているというお話も伺ったところであります。

昨年9月議会において、平議員も有機農業の推進について質問されました。有機農業の推進に当たっての課題について、当時の経済部長が答弁されたことを私なりに3点にまとめました。一つは、高度な生産技術が必要であること。次に、有機農業は労力もかかり、収穫量も少なくなりがちであるため、価格が高くても有機農産物を購入したいという消費者の意識を醸成すること。そして、販路先を確保すること。この三つです。これらの課題に対して、どのようにして解決していこうと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、有機農業の生産技術の向上を目的とした取組としまして、30年以上前から有機農業に取り組まれており、米作りの名人としてダイヤモンド褒賞を受賞されておられます農業者の方を菊池市水稻栽培技術指導員として迎えまして、良質米作り研修会を毎年開催しております。

また、本年度から市内全ての小中学校の米飯給食におきまして、菊池基準の要件を満たした菊池市産米の特別栽培米を使用しており、地元で生産された安全で安心な食べ物に対する意識の醸成につながっているものと考えております。

さらに、毎年実施しております菊池米食味コンクールの菊池基準部門におきまして、上位に入賞したお米につきましては、首都圏の業者から高価格で買取りされておりまして、販路の確保につながっているものと考えております。

今後も引き続き、こうした取組を継続してまいりたいと考えております。

また、国では、みどりの食料システム戦略を踏まえた農業の環境負荷低減に資する取組を推進するための様々な事業が、令和4年度から本格的に実施されております。

その事業の一つであります有機農業産地づくり推進事業では、地域における有機農業の取組方針を定めた有機農業実施計画を策定した市町村につきましては、オーガニックビレッジを宣言することができます。

このオーガニックビレッジへの取組につきましては、現在県との協議を進めているところをごさいますて、生産、加工、流通及び消費まで、様々な業種や組織を交えまして推進体制を構築する必要があり、有機農業の課題解決にもつながっていくものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 菊池市では、もう既に毎年、良質米作りについて講師を招いて、技術を広める取組をされているということでしたが、私も一回だけ参加したことがあって、とても米作りに対する情熱を感じたところでした。

そのように指導者がちゃんといらっしゃるといのは、これからの普及を考えたときにとっても心強いことだし、何より菊池市には既に有機農業で取り組んでいられる先達たちもたくさんおられますので、そこもやっぱり心強いところではないかなというふうに思います。

そういった販路先であったり、市民の意識の醸成ということにもつながってくるかと思いますが、これらの課題について考えていくときに、一つ参考になったことがあります。8月29日、NHKのクローズアップ現代を見ました。ご覧になった方もおいでだと思います。番組は化学肥料の高騰で、このままでは農業を続けられないと、赤字に陥った農家の苦しい実情をレポートするところから始まりました。

そして、今、注目を集めていると取り上げられたのが、高騰した化学肥料や化学農薬を使わない有機農業です。番組終盤には、解説者から学校給食で有機食材を使うことによって、地域で有機農業を育てていこうという動きが始まっているという紹介がありました。

令和3年、第4次食育推進基本計画の見直しが行われ、有機農産物を学校給食に取り入れていくという方針が明記されております。また、今年6月には、国会議員有志による超党派のオーガニック給食を全国に実現する議員連盟が発足し、坂本哲志衆議院議員と川田龍平参議院議員が共同代表になっておられます。オーガニック

給食への流れが確実にできてきています。

手元にオーガニックマップというのがあります。こういうものです。農水省の令和2年度における有機農業の進捗状況調査によるものですが、ここでは学校給食で有機食品を使用しているのは123自治体となっております。

オーガニック給食というと、全ての食材を有機のものにするというように思いがちですが、決してそうではありません。このマップで見ると、有機給食で有名な千葉県いすみ市のように、地元産有機米100%を達成したところもありますが、そんな自治体ばかりではありません。例えば北海道新十津川町は有機米0.08%、北海道標津町はツルムラサキの全量とオカワカメの全量、北海道士幌町はニンジンが6%、広島県三原市はサトイモ、大分県佐伯町は、2021年末の1週間、有機栽培米使用というように、取り入れた品目も、使用した量も、それぞれです。つまり、その地域地域でできる作物をできる量から取組を始めているという様子が分かります。

有機農産物を給食で利用して販路を確保し、価格の安定を図ることで、農家の方々に対して有機への転換を呼びかけやすくなります。また、給食で地場産や有機農産物を利用することを通して、地域住民の意識が変わったという今治市のアンケート調査の結果も出ております。できる作物をできる量から、これを菊池市で考えた場合、やっぱり踏み出す作物は米ではないでしょうか。

今年から、先ほど答弁にもありましたように、全ての小中学校で特別栽培米が利用されています。とても喜ばしいことです。関係者のご協力と生産者のこれまでの努力のおかげだと思います。

よその自治体から本市内の学校給食センターへ転勤してこられた栄養士の先生が、給食でこんなにおいしい御飯が食べられるのは普通のことではないということ子どもたちにも分かってほしいと話されました。ここをベースに、さらなる一步を目指していくことは国の方針に沿うものであり、市が目指す有機農業の拡大につながると思います。

市内小中学校で使われる米の量は、1日当たり全部で精米300キロであると聞きました。仮に有機米に転換した水田の収穫量が1反当たり玄米6俵だと見積もれば、1反で1日分の給食の米を賄うことができ、1町で10日分は賄えます。毎月1回の有機米での給食実施が視野に入ります。

先ほどエコビレッジの宣言に向けて協議をしているといううれしい話が出ましたが、オーガニックビレッジの宣言をすれば、有機農産物を給食で試験的に使う場合には、その食材費が補助されます。

答弁にあったように、菊池市では有機米に転換するに当たっての指導者も確保す

ることがもう既に可能です。有機農業を推進するために、所有しておられる水田の一部でも有機に転換していただける農家を募って、行政側が積極的に指導の場を提供すること、もうしていらっしゃるところもありますが、二つ目に、収穫した有機米を給食で使っていくこと、この2点に対しての市のお考えをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、本年度から市内全ての小中学校の給食におきまして、化学肥料と化学合成農薬の使用量を半分以上削減いたしております菊池産の特別栽培米を使用しているところです。

化学肥料と化学合成農薬を全く使用しない有機農業で生産されたお米を使用することは、さらなる安全で安心な食物の提供につながるものではありませんけれども、学校給食で利用する場合には安定的な量の確保、それと価格が重要となってきますので、難しい面もあると考えているところです。

先ほどオーガニックビレッジの答弁をさせていただきましたけれども、本市がオーガニックビレッジの宣言ができた場合には、議員のご質問のとおり、限定的な取組として、期間や期日を設定して、学校給食オーガニック週間などの実施や、有機農産物のオリジナルメニューの開発などの取組について、国の支援の対象となる場合がありますので、まずはオーガニックビレッジの宣言に向け、国や県をはじめ各関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

これまでも本市の学校給食では、本市の安全で安心な農産物を食材として活用されております。こうした取組については、地域の自然、文化、農業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育む上で重要であり、地産地消の有効な手段であるとも思いますので、今後も継続できるように連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今、部長が答弁された内容については理解するところであります。しかしながら、最初の質問の中で、これからやっぱり増やしていきたいのは、菊池基準で言えばレベル5というお話がありました。それを本当に実現しようと考えていったときに、公共調達によってちゃんと販路を確定して、農家さんにこれだけなら転換していただかせませんかというような積極的な働きかけができていくのではないかと思います。

先ほど言いましたが、1反転換できれば1日分、週4日と考えたときに4反転換できれば、有機給食週間という先ほど言われたような設定もできると考えます。ぜひ考慮に入れていただきたいと思います。

食の安全を守ることは、生物の多様性と環境を守ることであり、食料生産を持続可能にするものだと認識しています。菊池市で生産される安全・安心の食べ物は、誰よりも地元の子どもたちに一番に届けたいと思い、質問をいたしました。

これから申し上げることは、ですから、付け加えです。

日本から台湾に輸出されたイチゴが、日本の残留農薬基準では全く問題はなかったものの、日本より基準が厳しい台湾での水際検査で不合格となり、廃棄や積み戻しになることが相次いだそうです。例えばフロニカミドという農薬成分で言えば、日本の基準が2ppmであるのに対し、台湾の基準は0.01ppm、実に200分の1です。イチゴのほかにも、ミカン、キンカン、サツマイモ、ブルーベリーなどで廃棄や積み戻しが起きています。

内閣府の輸出拡大戦略には、台湾は比較的輸出しやすい環境にあるものの、安全性に対する意識が高いことを踏まえ、輸出に当たっては、安全性の確保や規制の基準に留意するとともに、訪日観光客などへ安全性のPRを行い、安全・安心の日本ブランドの維持向上を図ると書いてありました。

今後、台湾との交流が深まっていく当地で、安全・安心の菊池ブランドの力を磨くことは、様々な展望につながってくるのではないかということ述べて、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日9月8日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会　午後2時52分

第 5 号

9 月 8 日

令和5年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和5年9月8日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 おはようございます。議席番号15番、荒木崇之です。
今回は、一つの事業について、たっぷり60分使って一般質問したいと思います。
私が大学のときに、県外の友人から、熊本県人は同郷だと分かると、すぐにどこ
高校と聞くよねと言われました。熊本県人以外の方は、どこ中とか、どこ大学とか
聞くのに、高校のつながりが強いことに驚いたと言われたことがあります。

熊本県内で生涯生活するにおいては、高校の選択が一生を左右すると言っても過
言ではない、大事な高校受験であります。8月31日の熊日新聞に「変わる県内
高校受験」との記事を目にしました。

記事の内容の前に、私なりに昨今の少子高齢化に伴う高校受験について考察しま
すと、郡部の高校は軒並み定員割れを起し、大津高校のようにサッカーが強いと
か、高森高校のようにコアな支持層が一定数いるマンガ学科など、特色ある高校の
倍率は高くなっています。少子高齢化にいち早く対応するため、中高一貫を導入し
た宇土高校、玉名高校でも受験生の確保に苦勞しているようです。

熊日の記事では「私立志向、右肩上がり」と題して、熊本では私立は公立の滑り
止めのイメージが強かったが、私立の入学者が平成22年が31%だったのが、令
和4年は39%まで上昇しているとの内容でした。背景には就学支援金制度の拡充
で学費が公立との差がなくなったことがあるとのことですが、スクールバスを郡部
まで回したり、鎮西高校のダンス学科など、今の時代に合わせた学科の設置や、公
立よりも多くの大学推薦枠を持っているのも受験生増加の一因であります。

私は、この流れは当面続き、今後、郡部の高校はスポーツが強いのか、専門性のあ

る資格や就職先を持っている高校しか、公立、私立問わず、統廃合や熊本市の私立高校の不合格者の受け皿となることは避けて通れないと予想します。

本市にあります3高校も定員割れを起こしており、菊池高校は10年前の平成25年の後期選抜入試では0.75倍だったのが、令和5年では0.42倍まで下がっています。

こういったことを背景にしてか、令和4年度から市内3高校魅力化推進事業という新規事業が江頭市長の肝煎りで始まりました。市内3高校魅力化推進事業というくらいですから、県立の菊池高校、菊池農業高校、私立の菊池女子高校の魅力を推進する事業だと思いますが、令和4年度の主要事業の説明では、市内3高校の魅力化を推進し、高校が活性化することで地域力につなげ、豊かな菊池市を築くと、非常に抽象的な説明であります。抽象的とは、頭の中だけで考えていて、具体性に欠けるさまという意味であります。そこで、お尋ねします。

豊かな菊池市を築く、市内3高校魅力化推進事業とは、どのような事業を行っているのか。また、その事業は、主に二つの事業がありますが、それぞれの事業の予算を令和4年度、5年度ごとにお答えください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、皆様、おはようございます。私のほうから、ただいま荒木議員のほうからご質問がありました3高校魅力化推進事業、高校のうちの高校魅力化コーディネーターについての令和4年度と5年度の予算額についてお答えしたいと思います。

高校魅力化コーディネーターにつきましては、令和4年度から菊池高校に地域探究コースが新設され、同校から、行政や大学、地元企業、団体等の関係機関とのつなぎ役として、コーディネートができる人材派遣等の要望があったことに伴い、令和4年4月1日からスタートいたしました。

令和4年度当初予算の主要事業でも説明しましたとおり、まずは同校を基盤に実証成果を上げ、その成果を基に菊池農業高校と菊池女子高校に展開し、3校の魅力化につなげていくこととしております。

主なミッションとしましては、高校の学習活動と行政、各種団体、企業、大学等のつなぎ役のほか、専任教諭と連携し、実践的で探究的な学びとするため、行政をはじめ各種団体、大学等との協働によるカリキュラムの策定等を行っています。

令和4年度の具体的な取組としては、地域探究コースを新設された菊池高校を基盤として様々な取組を実施してまいりました。

例えば、「バーチャル市役所」と題して、総合的な探究の時間の中で架空の市役

所組織を設け、市役所の担当部署と連携し、わいふ一番館の利活用、有害鳥獣対策、観光振興など、地域課題の解決や地域活性化に関する体験的な学びを通して、解決力を培う授業を行いました。

また、婚活イベント、子どもの就業体験、高校生企画のスイーツ製作・販売などのサポートを行いました。

次に、高校魅力化コーディネーターの予算額につきましては、令和4年度が527万2,000円、令和5年度が525万6,000円となっています。

なお、高校魅力化コーディネーターは、地域おこし協力隊制度を活用して配置しております。

地域おこし協力隊制度の概要についてご説明いたしますが、地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でございます。隊員は各自治体の任用を受け、任期はおおむね1年から3年となっています。なお、地域おこし協力隊の活動に要する経費に対して、国から隊員1人当たり480万円を上限として財政措置がございます。

以上、高校魅力化コーディネーターについてのご説明でございました。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。私のほうから、魅力化推進事業の一つの前進塾についてご説明申し上げます。

菊池市の未来を担う人材の育成を目指す市内3高校を支援するため、令和4年5月9日に菊池前進塾を開塾し、塾生の学力向上を支援しております。

前進塾の予算額につきましては、令和4年度当初予算として984万4,000円を計上しており、財源としては、一般財源が492万2,000円、がんばるふるさと菊池応援寄附金が492万2,000円となっております。

また、令和5年度の当初予算としましては、955万9,000円を計上しており、財源内訳は、一般財源が477万9,000円、がんばるふるさと菊池応援寄附金が478万円となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁が長くて、私の番まで回ってくるかなと思っていました。簡潔にお答えください。私は地域おこし協力隊のことは聞いていません。こ

の高校魅力化コーディネーター事業に幾らかかったかということ聞いておりますので、それは簡潔に今後お答えください。

では、ちょっと2番目の質問を飛ばしまして、3校魅力化というぐらいですから、3高校それぞれ、この菊池高校に探究コースがあるのは分かります。しかし、その菊池高校のやつを基盤にして、ほかの高校も巻き込んで一緒に3校魅力化をやるうというようなのが当初の目的でしたが、どこかの高校に偏ることなく、隊員の方がやられるかということで、私はちょっと情報公開請求しまして、隊員の活動日誌をカレンダーに落としてみました。

議長に許可を得ましたので、パネルを示します。

[パネルを示す]

これが見えますかね。ちょっと小さいですけど、令和4年度の地域おこし協力隊の方が3校にどれだけ出向いているかというのをカレンダーに落としてみました。令和4年度、赤丸が、赤く見える、ちょっと小さいですけど、赤丸が菊池高校を訪問した日、黄色丸が、黄色丸、もうほとんど見つけることができないですけど、黄色丸が菊池農業高校、黒丸が菊池女子高校ということになります。令和4年度4月ですが、18日の勤務日数のうち13日が菊池高校、菊池農業高校は1日、菊池女子高校は2日だけでした。何と菊池高校率72%。5月が12日中9日、75%、菊池高校。6月が15日中13日、86%の菊池高校率。7月が16日中11日、68%と。ほぼ菊池高校しか行っていません。9月に至っては、勤務日数が14日で、菊池高校に行ったのが14日、100%となっています。これを年間で示しますと、活動日数は182日となりまして、そのうち菊池高校が126日、菊池農業高校は9日、菊池女子高校は5日と、実に70%の日数を菊池高校で活動されていますが、これで偏っていないと言えるのか、併せて、なぜこれほど偏っているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問、2回目のご質問についてお答えいたします。

3校の魅力化の取組につきましては、ちょっと前段になりますけれども、これまでも「3校合同フェスティバル」の開催のほか、祭孔大典や盆踊りでの菊池女子高校による協力出演、菊池農業高校と段ボールコンポストのワークショップなど、様々な場面で市役所としても地域等と連携して、3校の魅力化につながる取組を実施してまいったところでございます。

今の高校魅力化コーディネーターにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、

まずその取組の一つとしては、地域探究コースを新設された菊池高校からスタートするというものでございました。これは実際に菊池高校からの人材派遣の要望を受けて配置したという経緯がございます。その実証をして、その成果が出てきたところで、横展開をしていくというストーリーでつくっておりますので、もう一つ、昨年度につきましては、本市に所在する県立学校生徒の学力向上に関するかどうか、探究的な教育活動等に関すること、本市の地域活性化に関することについて連携・協力して取り組むことを目的に、県教委とも菊池市に所在する県立高校の魅力向上に関する連携協定も締結したところでございます。まずはこの二つの流れがございまして、実証成果を上げるために、同校を基盤とした活動を行ってまいったという経緯がございます。

そうした中で、先ほど菊池農業高校について9日、菊池女子高校について5日という分析をしていただいておりますけれども、菊池農業高校と菊池女子高校についても、コーディネーターのほうで活用についてアプローチに参っておったところですが、時期のタイミングの問題ですとか、あとその内容的な問題ですとか、そういったところで、現在のところは具体的な活用には至っていないという状況でございます。

菊池農業高校と菊池女子高校に関しては、以前から市や地域と連携しながら、独自の特色ある取組を行っておられますので、今後、新たな地域連携の事業を展開される際には、ぜひコーディネーターの活用も積極的にご検討いただければということだと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 菊池女子高校さんが、市の事業にはほとんど断らずというか、一回も断ったことないんじゃないかな、菊池女子高校さんは。人権フェスティバルとか、そういった孔子祭孔大典とか、そういったのに出られているのは存じ上げています。ただ、それはコーディネーター事業としてじゃなくて、市が直接頼んでいるからじゃないですか、各課担当が。私はコーディネーター事業のことを聞いているんですよね。だから、言い訳はいいですから、コーディネーター事業がどうして偏っているかというところをお聞きしています。

ちなみにですが、菊池農業高校の石川校長先生と菊池女子高校の荒木理事長にお伺いしたところ、高校魅力化コーディネーターである地域おこし協力隊の方は、令和5年度、今年度になってもう9月ですけど、両校への訪問はゼロ、一度も来られていないということです。

幾ら地域探究コースが菊池高校にあるからといって、ほかの二つのところにゼロはあんまりじゃないかと私は思うわけですが、ある意味、両校とも魅力化コーディネーターの方には出入り禁止とは言わないですけど、快く思われていないのは確かであります。

では、なぜ菊池農業高校と菊池女子高校が高校魅力化コーディネーターの方とうまくいってないのか、把握されているならお答えください。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのお尋ねについてお答えいたします。

今年度に入って、両校についてゼロということでした。議員がおっしゃられましたけれども、昨年度、菊池女子高校のお子さんのほうにはコーディネーターのほうが付いて、いろいろお話をさせていただいているところでございますが、なかなかコミュニケーションが十分でなかった点もあるのかなと思うんです。それは組織としてという話でございますけれども、ですので、今年度に入っては、担当している課でこういったことが、今までコーディネーターのほうで菊池高校で実施をしてきた実績ですとか、今後の可能性ですとか、連携の在り方ですとか、そういったニーズ調査のために、担当課のほうで両校に今年度に入ってからは何っておりまして、それを整理した上で、今後の展開につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 部長の答弁でいけば、担当課の方はお会いになっているというのは私も両校長から聞いています。それは地域コーディネーターの方が行けないから、もう担当の方が尻拭いに行っているじゃないですか。お話を自分で行けないから、もうだから担当課の方が行ってお話を聞いているんだなと私は思いますけど、状況を把握されていないということで、私が両校の校長先生、理事長にお話を聞く中で、あることがきっかけで距離を置かれるようになったなというふうに感じました。

それは共通していまして、高校魅力化コーディネーターの方が令和4年の10月頃、早稲田大学と3高校のディスカッション、討論会を企画されていまして、その予算が120万円かかり、教育委員会から魅力化予算、各高校20万円あるそうなんですけど、教育委員会から各高校20万円の3高校分60万円をその企画に、その方が勝手に充てようとして、さらに、その後、60万円足りないので、各学校20万円ずつ出してくださいというふうになったそうです。

ただ、菊池農業高校の石川校長先生は、何で早稲田大学なんだと。農学部がある九州東海大学や、地元の熊本大学でもいいのではないかと。菊池市から行っている卒業生がいるならば、その方たちとディスカッションをしないと。それなら私も乗りますということだったんですけども、とにかく早稲田大学にこだわっておられて、そのときに、菊池高校のための3校魅力化事業に農業高校が巻き込まれるのは嫌だと感じたようです。菊池女子高校の荒木理事長も、菊池高校ありきで話が進んでいることに疑問を感じたとおっしゃっていました。

この早稲田大学の話は、結局、開催されなかったんです。しかし、このあたりからぎくしゃくし始めたのだと私は思いますけども、一度北島部長もそれぞれの校長先生からお話を聞かれています。現実をちゃんと見てください。

次に、地域おこし協力隊は活動予算というのを持っていますが、そちらについても偏りが無いかを精査しました。令和4年度の活動報告書から、それぞれの高校で魅力化事業として支出した予算の総額ですが、菊池農業高校ゼロ円、菊池女子高校ゼロ円、菊池高校18万538円となっていて、やはり菊池高校にだけ活動費が使われているということになります。もちろんこの活動費の財源は菊池市民から頂いた大切な税金であることは申すまでもありません。

では、この3高校コーディネーター事業で使われた18万円のうち、ほとんどが菊高ジャックという菊池高校主催の婚活パーティーなのですが、高校生が婚活をするということで、今は放送終了してしまいましたが、スッキリという朝の情報番組で取り上げられました。あくまでも高校生が主催ということですね。しかし、菊高ジャックで販売する飲食の商品開発代や消耗品、アナウンサー代をなぜか税金から支出しています。さらには、菊池市役所職員6人を駐車場係として出しています。

では、お尋ねします。

菊池高校は県立です。菊高ジャックは高校生が主催の学校イベントです。それなのに市の税金から運営費を出すことや、市の職員を駐車場係として出すことが適切なのか、江頭市長にお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。3校魅力化事業の中で、菊池高校の個別のイベントに様々な出費あるいは動員がなされていることをどう考えるかというお話でございました。

まず、お話の入り口で少し誤解があるといけませんので、整理をしておきたいと思っておりますけども、先ほど部長の答弁にもありましたとおり、去年の4月からこの新しい事業を展開しているわけでありまして、その際に、当然様々な予算が必要

になりますので、皆様にお諮りして、まずこの地域おこし協力隊による3校コーディネートというのは、菊池高校がちょうど地域探究コースというのをつくって、今後の生き残りのために挑戦していこうという時期でありましたので、ここを主力としていきたいと思います。この実績がついてきたら、その成果をベースにして、その後菊池農業高校、菊池女子高校のほうに展開していきたいと思いますということを議会にもお諮りして、事案説明の中でも文書として残して、ご承認を皆様からいただいて進めてきているわけであります。

1年半たっておりますので、徐々にそうした実績もできてきておりますから、これからそうしたことを横展開していければいいなというふうに思っておりますし、またそうはいつても、入り口のところでは、残りの2校にもお話をして、残りの2校は個別に、例えば菊池農業高校においては、農政課と竹チップの開発というふうにもうルートはできている。あるいは図書館事業において段ボールコンポストという、菊池農業高校ならではのノウハウがありますということで、既に魅力化を進めていただいていると。菊池女子高校においては、祭孔大典でご協力いただくというふうに、個別でもう既に事業はできてきているわけですね。ですから、それはそれでいいことだと思いますし、当初の計画どおり、当面については、今、菊池高校の地域探究コースを成功させるということに全力を注いでいるわけであります。

そうした前提の中で、今回の婚活事業でありますけども、主催は、これは菊池高校になっておりますけども、そもそも婚活事業をなぜ彼らがやったかといえば、菊池市の抱えている様々な課題の中で、やっぱり人口を増やさないといかんなどという非常に本質的なところを彼らは気づいたわけですね。そのために自分たちができることは何かと考えた挙げ句に、婚活事業をやろうということになったわけでありまして、これは本来であれば、菊池市がやるべきことでもあるし、実際にやってきましたし、それを高校生が新しい発想でやるということは、大変歓迎すべきことであるということで、私どもは実質的な共同事業として取り組んできたわけでありますから、そのために交通渋滞等があってはいけないから、交通誘導をする人を出すのは当然であるというふうに思いますし、単なる平凡な事業とするのではなくて、それぞれの持っている特性、例えばお菓子を作るとか、そういったことがあるということは非常に盛り上がるのではないかというふうに思っておりますので、我々としては大変ありがたいと。歓迎こそすれば、それについて問題があるという認識は持っておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 何やら誤解があるようですが、私たちは3校魅力化というところで予算は認めているわけです、市長。しかも、菊池市自体が2校と、菊池農業高校と菊池女子高校と全く何もやってないというわけじゃないんです。コーディネーターの方がやっていないと私は言っているの、そこは誤解されないでください。

市長は不適切だったと認めないと思っておりましたが、では、今後、菊池農業高校や菊池女子高校が文化祭やイベントをするときには、毎回、菊池市役所職員を駐車場係として業務に当たらせるということで理解しました。

本来、税金を支出する場合は、もちろん公金ですから、市の職員で言うところの支出負担行為や支出命令書を起案して、上司の決裁後、支出になるのですが、情報公開請求をしたら、そのような書類がほとんど存在しないことが判明しました。

地域おこし協力隊の場合は、菊池市地域おこし協力隊内規に基づき、事業に係るお金については、まず事業提案書を起案し、概算払伺、概算理由書、概算払精算伺といった、これは出しても出さなくてもいい部分はあるんですけども、こういった順序を踏んだ上で、実績払いで口座に振り込まれますが、そういった書類がほとんどありません。ただ請求書を出して、領収書が出ているだけということであり、何の事業に使うのか起案もなく、領収書のみで支出されているものがほとんどです。

例えば、似たようなものの支出に、私たちの議員の政務活動費があります。毎年4月に1年分の24万円が振り込まれ、何に使ったかは1円単位から報告し、請求書、領収書はもちろん、広報を作成したなら成果品、研修に行ったなら研修復命書を添付します。余ったら返還しなければなりません。ホームページ上で公開されるわけですが、税金から頂いているので、これは当然です。理屈は同じだと考えます。

しかし、地域おこし協力隊の活動支出はえらく緩いなという印象がします。内規に沿って書類を作成していない不備な状態で公金を支出していますが、このずさんな書類で活動助成金の支出は適切だったと考えますか。市長にお尋ねしたいところなんです、実はこれ、市長、決裁を押していないんですよ。全部、今の北島部長じゃないですけども、前回の後藤部長、部長決裁で止まっているんですよ。止まっているというか、もう決裁が部長専決なんですよ。それを北島部長にちょっとお尋ねするのは心苦しいですが、いろんな書類、支出の書類がそろっていない状態で、これ支出したことが適切だったかと考えますか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

地域おこし協力隊の活動費につきましては、荒木議員のほうから開示請求があっ

た部分が支出関係の開示請求ということで、開示をさせていただいているんですけども、流れとしましては、年度当初に地域おこし協力隊の活動目標進捗シートというのを内規に基づいて作るようになっておりまして、その中で、年間を通してこういう活動をしていきますよというのを書いていただく書類がありまして、それを担当課として担当者のほうも含めて確認をしております。そのミッションに基づいて、こういった具体的な事業をこういうスケジュールで行っていきますと。

それと併せて、交付申請書というのをを出しておりますし、先ほど概算払いの請求書も一回昨年度はあったと思うんですが、それは開示請求の中にも入れさせていただいていたと思います。その活動の管理シートに基づいて、年度当初に経費についても交付申請という形で申請書を上げていただきます。そこに大体概算の予算が載っているという状況でございまして、それを進めていく中で、例えばそこに載せていないような経費があったりした場合は、その都度、協力隊のほうから相談をいただくというスキームにはなっております。

先ほど議員がおっしゃったように、一部その報告書とか足りていない部分というのはあったというのは把握しておりますので、今後につきましては、活動につきまして、特に書面できちっと残すような形で、活動内容及び経費の詳細が分かるように、不十分な点については、今後、ルール化をして、書類の不備がないかチェックをするという組織体制も強化してまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 ちょっと答弁にあきれられるんですけども、開示請求書をしたときに、県でも一緒じゃないですか。自分たちが出しやすい書類だけ出すわけじゃなくて、メモ紙でもこれは公文書、知っていますよね、情報公開請求法は。メモ紙でも公文書です。だから、じゃあ出してくださいよ、後からでもいいから。私が請求したときに、こういう場で言って、いや、実はありましたじゃなくて、出してください。

それから、口頭でのその決裁というのは、これは決裁じゃないです。ちゃんと書類化して、これ内規に載っているわけですから、市役所側が決めた内規じゃないですか。それにのっとってきちんとやってくださいと私は言っているわけですから、そこはもう言い訳なさらずに、不適切な部分もありましたと言っただけならば、私もこんなにヒートアップしなくていいのに、今回の活動報告書ですけども、ちょっとほかにも数点、これは変えたほうがいいのかというのがありましたので、質問したいと思います。

まず、活動報告書ですが、午前中〇〇学校訪問やミーティングとありますが、何のために訪問したのか、どんな内容のミーティングをしたいのか、一切報告書に記載がありません。これなら挨拶に行っ、ミーティングに顔を出して、あとは光の森のゆめタウンに買物に行っ、そのまま帰宅するなら分からないんですよ。そんな邪推さえされてしまいます。

草刈りをされる作業員さんは、どこの草を刈ったというのは、実績を見れば分かりますが、それでも作業員さんたちは作業日誌をきちんと報告されています。

この活動報告書で十分な活動報告がされていると考えているのか、されていないと考えているなら、今後、改正する考えがあるのか、お尋ねします。

併せて、菊高ジャックの商品開発に11万円というのが支出されていますが、成果品の写真もなく、何の商品を開発したのかも分かりません。これは後で、私、課長のほうから丁寧な説明をいただきましたので、後で分かったことなんですけども、またその他の同じで、百均で買ったものとか、そういったものに領収書に商品の記載がないものもあって、何を買ったのか、どうしてそれが必要なのかも分かりません。活動費の精算報告書も改正すべきと考えますが、答弁をお願いいたします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 それでは、今のご質問についてお答えいたします。

その日報みたいなものというのが確かに不十分だったということは、ご指摘も受けながら、その辺は様式を今後改めて、例えば課題ですとか、その行ったときの話の内容とか、そういったものが把握できるような様式に見直しを図っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 これ、このコーディネーターの方だけじゃなくて、地域おこし協力隊、全部の内規が一緒なので、これはやっぱり精査すべきじゃないかなというふうに思っております。やっぱりこれは税金ですから、皆さんから頂いた税金なんで、1円たりとも、やっぱり説明のつかない支出というのはできないわけなんですよ。そういったことを考えて、もう早急に内規の改正というのをお願いしたいというふうに思いますが、情報公開請求の資料や、菊池女子高校と菊池農業高校の校長先生にお話を聞いた私の印象として、地域振興課が地域コーディネーターの管理や指導ができていないと感じました。3校のつなぎ役となるべきなのに、菊池高校に偏り、二つの高校との溝は深まりつつあります。

菊池女子高校も、菊池農業高校も、3高校魅力化事業はほかの自治体では行っておらず、高校のことに目を向けていただいていることはありがたいとおっしゃっていました。しかし、それぞれの学校が求めるものが形になっていないのに不満を感じておられると思います。

例えば、菊高ジャックで販売する飲食の商品開発なんていうのは、こういうことこそ、菊池農業高校に頼んでほしい。うちは調理実習室も機材もありますので、声をかけてもらえばコラボ商品ができたのと言われました。そうすれば、支払代金11万円の件で開発を頼んだ業者とももめることはなかったと思います。

また、菊池女子高校については、孔子まつりの衣装のリメイクを市から依頼されたときに、これはもう祭孔大典で、この前、泗水のふるさと祭り、花火大会でお披露目されました。そのリメイクをした余った布で髪を結ぶシュシュを作りたいと。髪をとめられるシュシュを作って、ふるさと納税の商品にしたい。そのほか、孔子まつりの30年分の歴史が詰まったその布で着物に似合う髪飾りを作って、泗水中学校の生徒に成人式で使ってとプレゼントをしたいといった思いを話していただきました。

本来であれば、私がこういう話を聞くんじゃなくて、このような思いを補助して実現させることが高校魅力化コーディネーターの役目ではないでしょうか。自らの企画に3高校を巻き込むのではなく、3高校の自主性を尊重するという当初の役割を果たすべきと考えます。それを指導監督するのは地域振興課の職員だと考えますので、今後は課内で高校魅力化コーディネーターの本来の業務の在り方を協議していただきたいと思います。自分の意見を通らないからと、課長、部長を飛ばして、市長に話をするような職員はいないと思いますが、自分は市役所の職員の組織の一員であるということを自覚される必要があると思います。

では次に、もう一つの3高校魅力化事業である前進塾、これはもう過去に田中議員、平議員がお聞きされていますが、前進塾について質問いたします。

先ほど答弁がありましたように、菊池高校で行われている公営塾であります。予算は約900万円とのことですが、令和4年度と令和5年度の3高校ごとの塾生の数をお示してください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの荒木議員のご質問にお答えします。

前進塾の令和4年度、5年度の3校ごとの塾生の内訳はということでございますので、答弁したいと思います。

令和4年度の塾生は全部で70名、内訳としましては、菊池高校64名、菊池農

業高校2名、菊池女子高校4名となっております。

令和5年度につきましては、塾生98名のうち、菊池高校92名、菊池農業高校3名、菊池女子高校3名となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 こちらの事業も、やはり参加者に偏りがありますね。しかし、これは菊池高校が普通高校、進学校だからということもあるとは思いますが、やはり菊池高校だけで前進塾が行われているのが偏りの大きな原因ではないでしょうか。このことは、前進塾が予算化された令和4年2月24日と3月7日の予算決算常任委員会において、木下議員が指摘されています。

要約しますと、木下議員、3高校にとって非常によい事業だと考えますが、開催が菊池高校で行われるので、菊池農業高校は距離もありますし、開催時間が16時から21時となると、暗い夜道を帰らないといけないので、そういったところを配慮してもらいたいと言われていました。それに対して村田部長は、今年度は取りかかりなので、菊池高校で実施して、場所の変更があれば、必要であればやりたいと思いますと答弁されています。

しかし、8月28日に菊池女子高校の荒木理事長にお話を聞きにお伺いしたときに、学校日誌を見ましたけれども、音光寺教育長と村田教育部長が菊池女子高校に令和4年度から始まる前進塾の説明に行ったのは、令和4年3月31日であり、もう年度末。令和4年2月24日には議会から菊池農業高校と菊池女子高校への配慮を指摘されていたのに、1か月もたって前進塾の参加のお願いに行くのはいかなのでしょうか。

そのことを踏まえて、教育長にお尋ねしますが、本年6月の一般質問で田中議員が前進塾の課題について質問したところ、村田部長は、参加者のばらつきが多いので、保護者への通知や3高校の先生方と連携を深めながら、参加者を増やしたいと答弁されています。

では、初年度の令和4年度と、2年目である本年度、令和5年度に3高校に偏りなく周知されたのか、教育長にお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの荒木議員のご質問にお答えします。

まず、私と部長が行ったのが3月31日で、遅いというお話ですけれども、その

前に担当者が何度も足を運んでおりますので、そのことは付け加えさせていただきます。

各高校への周知の方法につきましては、最初の説明としまして、新年度予算が決定した上で、3月下旬に3高校の校長先生へ説明に伺っております。高校生を対象にした公営塾の設置ということで、今までにない取組であることから、慎重を期して、議会に承認を得た上で動くというふうにしておりました。

令和4年5月9日の前進塾の開塾までに、菊池高校におきましては、学校教育課担当者と専任講師が、新入生を含めた生徒への説明と、PTA総会での保護者への説明をしておりますし、そのときにパンフレットと申込書を配布させていただいております。

菊池農業高校と菊池女子高校におきましては、こちらから、生徒や保護者へ説明する旨を申し出ましたが、学校より説明していただくということでしたので、パンフレットと申込書をお渡しし、学校より周知していただいているところでございます。

短い期間でございましたけども、3高校へ出向きまして、同じように周知をお願いしているところでございます。

その後、市内の3高校のオープンスクール、夏休みに行うオープンスクールの機会において、こちらから説明を行ったり、学校のほうから全生徒へ周知していただいております。またあと、新入生の招集日とかにも行って、説明をしているところでございます。

市民の皆様につきましては、市の広報誌やホームページのほか、回覧板、安心・安全メールで、前進塾の開塾について周知しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私も菊池農業高校と菊池女子高校に、やっぱり参加が少ないので、ちゃんとチラシは持ってこられましたかという話をしましたら、菊池農業高校の校長先生は、1部頂いてこちらでコピーしますと、部数だけ。何部お持ちしましょうかと言われたので、こちらでコピーします、輪転機もありますのでということで、刷って、それを進路相談の先生にお願いして、全部配ってもらったということです。

ところが、菊池女子高校、私、打合せのときに、ちゃんと周知をされたとお聞きしたので、8月28日と9月1日に2回、荒木理事長に確認をしました。しっかり事務員の方にもチラシが届いているかどうかというのを聞いてくださいと言ったら、

案内チラシが菊池女子高校に、令和5年度は届いていないということでもあります。

さらに、荒木理事長の話では、教育委員会の職員の方から前進塾の案内チラシが出来上がったら持ってきますと言われたけど、その後、一切連絡がありませんとのことでもあります。

ちょっと教育長の答弁と相違がありますが、教育者として、どちらがうそをついているかというのは、私は非常に悲しいので、ちょっと一回暫時休憩してもらって、確認をしたい事項がありますので、暫時休憩をお願いいたします。

○水上隆光 議長　ここで、暫時休憩します。

○

休憩　午前10時46分

開議　午前10時47分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長　それでは、ただいまの荒木議員の質問にお答えします。

課内でも人事異動等で職員が替わっております。その際に、事務引継ぎがうまくできておらず、そのような結果になっております。大変申し訳ありませんでした。

今後、菊池女子高校のほうには、教育長と出向きまして、お断りを申し上げ、再度参加のお願いをしたいと思います。

誠に申し訳ありませんでした。

○水上隆光 議長　荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員　ご対応をよろしくお願いいたします。

次に、6月議会で田中議員の前進塾の質問の答弁で、初年度の目標というのが、塾生が45名程度、国公立大学・難関私大に15名合格とのことでした。塾生は70名と目標を達成していますが、結果は、国公立2名、これは宮崎大学と熊本県立大学かと思いますが、難関私大では推薦で1名と、合格者はかなり目標を下回っています。その原因は何でしょうか。

また、国公立・難関私立大学への合格という目標にこだわる理由というのをお答えください。

○水上隆光 議長　音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長　ただいまの議員のご質問にお答えします。

目標を下回っているという原因につきましては、やはり途中から始めたというところで、当時の3年生には周知をするのが途中から始まりましたので、そういったところで、まだ子どもたちの、生徒たちの希望と、そういったところまではうまく調整ができていなかったというのが大きな原因だというふうに考えております。

難関大学にこだわる理由はというところですが、まず、回答の前に、市内の3高校が本当に各校の特色を生かして、教育活動にご尽力いただいていることに、この場を借りて感謝を申し上げます。

また、その様子が新聞等で大変多く紹介されまして、大変うれしく思っているところでありますし、このことが菊池市民を元気づけることにつながっているというふうに思っているところでございます。

そこで、難関大学にこだわる理由としましては、まず市内の中学生の進学先として、熊本市内の公立高校、私立高校を希望している生徒の多くは、大学進学を目指している、または入部したい部活動があるというのが大半でございます。そこで、大学進学を目指している生徒さん方に、地元3高校を選択肢の一つというふうにしてもらうためにも、3高校の大学進学実績をつくるため、難関大学への合格を目標としております。

高い目標であります。塾生皆さんが可能性を持っております。高い目標に挑むことによって自らが成長し、見る世界が広がりますので、自分自身を高めるために挑戦してほしいと思っているところでございます。

一昨年、菊池農業高校から有名私立大学に合格されました。これは非常に生徒の可能性がすばらしいものだと、すごいものだと改めて感じさせてくれました。そういったことで、また菊池農業高校さんも自信を持って教育活動に取り組んでいらっしゃいます。そういった効果もありますので、そういったところを感じているところです。

進学実績が上がることによりまして、市内高校へ目指す生徒が増えます。そして、生徒が増えることは、地域の活性化にもつながるというふうに考えております。また、県教育委員会からも、高校の魅力化のために菊池市が応援していることに大変感謝していただいているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 900万円もの税金を使って、公設の塾を行っているわけですから、議員というチェック機能から言えば、国公立に2名、1人合格させるのに450万円というのが効果的な公費の投入かということになります。なぜなら、

先ほど言われたように、令和4年度の菊池農業高校の卒業生は、早稲田大学、慶応義塾大学、鹿児島大学、関西大学という超難関大学に合格しています。その合格者は、多分前進塾生ではありません。ですから、私は税金で塾を開いて、大学進学を目標とすることに疑問があります。難関大学を目標に掲げると、入塾のハードルがすごく高くなる。もう大学へ行く人しか入れないというふうに生徒が感じてしまって、なかなか入塾が難しいのではないのでしょうか。

あくまでも塾生の基礎学力の向上を目標として、期末ごとの試験で塾生がだんだんと成績が上がって、塾生全体で基礎学力が向上した結果、大学合格者が増えたというのが私の理想であります。

恐らくこのまま難関大学への合格という目標を掲げ続けるのなら、教える方のプレッシャー、先ほど言われましたように、新聞で相当大きく取り上げられたので、教える方のプレッシャーは相当なものだと思います、結果を出さないといけないので。

そこで、お尋ねしますが、前進塾という公設塾の目標設定を難関大学への合格から、基礎学力向上へと変更する考えはないのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 目標を変える考えはないかということですが、前進塾の成果目標としましては、令和6年度の塾生より、国公立大学及び難関大学への合格者数を15名以上と設定しているところでございます。その達成に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

目標の取扱いにつきましては、令和6年度の大学合格者の実績を踏まえて、検討するというふうにしておりますので、そこでまた見直す考えであります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 教育長、大学進学というのが私は全てやないと思っています。やっぱり行けたら行くほうが良いと思っていますけども、ただ、市内3高校とは前進塾についても連携を深めたいということを村田部長がおっしゃっているので、私は8月の28日と8月の30日に、菊池農業高校と菊池女子高校の校長先生、理事長先生にお話を聞きました。今後の前進塾がどうあってほしいかというようなことでありますが、菊池農業高校の石川校長先生はこう言っておられました。うちは進学校ではありませんので、前進塾への参加は厳しいと考える。菊池高校までの距離というものもありますが、そもそも大学入試についても、受験科目自体が違い

ますので、前進塾を菊池農業高校で開いたとしても、入塾は少ないと思います。教育委員会にはそういうふうにお断りをしています。しかし、大学入試の小論文の書き方を教えてもらうような塾や、菊池ライオンズクラブ、企業連絡協議会の方にご協力をしていただき、本番さながらの面接の練習や、本校教員では教えることのできない、採用したい人材の育成を行う塾をつくりたいとお話を教育委員会の方には話していますが、いまだレスポンス、返事がないということでもあります。

この石川校長先生は、天草拓心高校で同じことをやられて、企業の社長さん方が面接をするうちに、あの生徒いいねって、うちに欲しいと。あの子は第1次希望はどこなんですよって。落ちたらすぐうちに頂戴と言って、天草内で天草の方が働く入り口を確保したいということで、拓心高校でもやられたということでもあります。ぜひやってあげてください。石川校長も次が定年なんで、どうにか11月とかにお願いしたいなというふうに思います。

また、菊池女子高校の荒木理事長も、本校は英語教育に力を入れていますが、コロナもあり、外国語教師の確保が難しい状況なので、教育委員会には外国人講師による英語塾の開設をお話していますが、そちらもまだご返事はありませんということでした。

できれば、そのできる、できないというのはあると思います。議員が言ったからできるはおかしいので、2校としっかり話していただいて、できる方向ならできる方向でということを進めていただきたいと思います。

「教育は国家百年の大計」という言葉は、中国春秋戦国時代の管仲の言葉です。私は教職員の免許を持っているわけでもないし、大学で教職員課程の単位を取ってもいけませんので、教育についてどうこう言える知識もありません。

しかし、昨今、生まれてくる子どもは親を選べない。生まれ持った容姿や能力、家庭環境によって、人生が大きく左右されることを「親ガチャ」というネット用語が流行語に選ばれました。子どもが自分の能力や環境に対するいら立ち、人生の諦めを「親ガチャに外れた」と例えるようです。

私のように50歳も過ぎて、人生の半分以上が終わったようなおじさんが、自分の限界を決めることは仕方のないことですが、これから未来がある子どもたちが、あまりにも現実的で夢を持たない世の中になっていることは寂しく、悲しいことだと思います。

予想するんですが、そのうち、生まれた自治体で給食費無料とか、保育料免除とかなどの行政サービスが差が出ることを「自治体ガチャ外れた」というネットスラングが生まれるのではないのでしょうか。

私は教育と医療に地域格差はあってはならないと常に申しております。そのため

には、大人である私たちが、特に議員である私たちが今の痛みに耐えて、明日をよくしようという米百俵の精神こそが議員のあるべき姿だということを申しまして、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時06分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 皆さん、こんにちは。議席番号9番、緒方哲郎です。ただいまの荒木議員のすばらしい一般質問の後で、大変なプレッシャーも感じておりますが、私は私なりの一般質問のほうをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、市所有の公園の維持管理について質問をいたします。

公園の維持管理につきましては、以前、質問をいたしております。維持管理経費には、資料によりますと、これ決算額でございますが、令和1年6,524万1,265円、令和2年度6,125万9,161円、令和3年度6,538万1,390円、令和4年度で6,478万8,738円、4年間平均で6,416万7,639円と、このように経費を使われているところでございます。この経費がそれぞれ市所有の公園に均等に分配されるものではないと思っております。

そこで、市所有の公園の維持管理は、条例などで分類、位置づけされていると考えますが、市所有の公園で、維持管理する公園にはどのような公園があるのか、また、そのような公園の数をお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。緒方議員のただいまのご質問にお答えいたします。

公園につきましては、様々な種類のものがございますので、市が所有する施設のうち、設置・管理などに関する条例に、公園という名称の表記があるものにつきまして、箇所数を述べさせていただきたいと思っております。

都市公園条例に基づく公園が11か所、公園条例に基づく公園が11か所、農村

公園条例に基づく公園が6か所、施設独自の条例に基づく公園が2か所となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 それぞれの条例の中で公園があるということで、都市公園、一般の公園になるんですかね。農村公園、11か所、11か所、6か所、2か所というようなことでしたが、それぞれにそのような位置づけ、分類があるように、今、お答えいただいた公園の維持管理の仕方についても違いがあると考えておりますが、どのような違いがあるのかをお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

公園の規模、利用形態により管理方法は異なりますが、不特定多数の方が利用されるような公園については、指定管理者や業務委託による管理となっており、地元行政区などによる密着した公園につきましては、地元管理となっている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 規模や利用状況などによって違うというようなお話でございました。都市公園あたりになると、やっぱり規模あたりも大きいですし、面積も広いわけですから、指定管理などによっての管理になると思いますし、公園条例による公園、農村公園条例による公園あたりは、地元あたりに依頼されているということだったと思います。

それぞれに維持管理の仕方には違いがあるのは、今の説明で理解しましたが、今現在、また今後、この維持管理の仕方、維持管理についての課題、また、それに対する対応策のお考えがあればお示しをお願いいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

公園の管理に関する課題といたしましては、維持管理に要する経費の増大や、地元管理における人手不足などが挙げられると考えております。

対策といたしましては、それぞれの公園の性格や利用状況に応じて、可能と判断

されるところにつきましては、民間活用等の検討を行ってまいりたいと思います。
また、地元管理の公園については、現状の課題を共有し、今後の公園の在り方を含め地元と協議を行っていくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 今の説明の中で、人手不足などがあるというようなことでございましたが、都市公園と言われるものについては、その大きさから、当然専門業者あたりをお願いをしながらやることになると思うんですが、やっぱり年間を通してやるとなると、その途中途中でやっぱり手が回らないであったり、小さいところまでなかなかできないような維持管理になるのも課題として挙がってくるんじゃないかというふうにも思っております。

また、一般の公園と言われるものについては、地域の方々に依頼して維持管理にご協力をお願いしているというようなことでありましたが、この地域にお願いした場合、地域の方々に維持管理をお願いしたという場合に、お願いを受けた当時は何とかなっていたというような場合であっても、どうしても地域の状況、またその地域を形成する年齢など、構成員の状況などによって地域としての限界も出てきて、これまでされてきたような維持管理がなかなかうまくいなくなるというようなことも出てきているのではないのでしょうか。

また、地域の方のお話によりますと、以前は刈り取った草の処分というのは焼却しておられたというものでありましたけれども、焼却できなくなって、産廃ごみとして処分しなければならないであったり、また公園にある樹木が大きくなって、木の枝が邪魔になり、切り込む必要が出てきたと。また落ち葉のその処理が大変になったなど、これまでになかった管理の仕事が増えたなどお聞きをいたしました。

このような場合に、行政として対応が重要になってくると考えます。それらに関して、地域の方々と直接協議をしながら、官と民、民と官が、部長言われたような感じで、協働して行っていくものだと考えております。

地域へ維持管理を丸投げをするんじゃなくて、地域と連携して結びつきを持って、地域の意見を聞いて、しっかりとした対応をこれからしていかれるようにお伝えして、次の質問に参ります。

次に、ゆうり基金について質問をいたします。

このジュニアスポーツ育成ゆうり基金については、前回の6月定例会において、木下議員から、基金の活用の状況と不動選手に対する今後の対応についてお尋ねがっておりますが、私からは、基金の支援内容について質問をさせていただきます。

基金の活用状況については、ジュニアスポーツの育成を図ることを目的として、市内の小中学生を対象に、年間活動に対する補助や、講習会等の講師謝礼に対する補助などを行っているとの答弁がっております。

そこで、まず、ゆうり基金の支援内容を詳しくお示してください。

それと、活用状況についての前回の部長答弁で、平成19年度までに不動選手から頂いた320万円を財源として、平成20年度より令和4年度まで、延べ232件、金額にして293万4,853円を補助金として交付しているとお答えがありました。

そこで、現在の基金の残高をお示してください。

以上、2点についてお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、緒方議員の質問にお答えします。

令和5年度の第2回菊池市議会定例会における木下議員の一般質問の答弁と同じようになりますが、お答えしたいと思います。

菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金につきましては、ジュニアスポーツの育成を図ることを目的として、平成19年度までに不動裕理様から頂いた320万円のご寄附を財源として、平成20年度に交付要綱を制定し、本市の小中学生を対象に、年間活動に対する補助や講習会等の講師謝礼に対する補助などを行っているところでございます。

これまでの活用状況につきましては、議員おっしゃられたとおり、平成20年度より令和4年度まで、延べ232件、293万4,853円と数多くのジュニアスポーツの育成支援活動に役立てられております。

なお、令和5年7月末時点での基金残高としましては、26万8,551円でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 基金条例を定めて、また基金補助金交付要綱を基に、補助金の交付を行っておられるとのことのお答えだったと思います。

基金補助金交付要綱、ここにありますので、ちょっともう少し私のほうから詳しく申し上げさせていただきますと、交付対象としては、菊池市の小学生を対象に、会員10名以上で活動しているスポーツクラブで、年間を通して活動している団体、これに該当するクラブに対しては1団体・年額1万円、また菊池市の小学生を対象

に行うスポーツ講習会等の講師謝礼、これに対しては1団体・年間1回の3万円以内、その他菊池市教育委員会が特に必要と認める事業、これは各クラブ主催の招待試合等になると思いますが、これに該当する事業に対しては1事業3万円以内というようなことで、交付要綱が制定されているようでございます。このような補助というのは、クラブを運営していく上で非常にありがたいものになります。

また、基金の残金については、26万8,551円とのお答えでございました。そこで、再質問をいたします。

基金の残金が26万8,551円とのお答えでありましたけれども、その状況の中で、いつまでこの制度の支援ができると考えておられるのか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

いつまで続くと考えているかということでございますが、菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金の補助金交付要綱の第4条の補助金の額にありますとおり、予算の範囲内において執行するものであり、財源がなくなった場合は、本基金としての目的は果たしたものとして、完了と考えております。

したがいまして、新たに市の予算を計上して充当する考えはございません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 予算の範囲内での支援ということで、なくなり次第、完了するというようなお答えだったと思うんですが、当然残金がなくなれば、基金としての支援は終了するというわけですが、私としては、その残高がなくなった時点での同様の支援の必要性があると考えております。今の答弁で、その辺はもう考えはないというお答えでしたので、私はこのような基金同様の支援をこれからも行っていくべきと考えております。

財源については、昨日の田中議員のスポーツ振興についての質問と同じように、ふるさと納税等あたりから、その辺を財源として活用しながら、また目的としてジュニアスポーツの育成支援とある以上、これからも続けていくべきものであると考えております。いろいろお考えはあると思うんですが、持続していかれるようにお伝えをして、次の質問に参ります。

最後に、菊之池小学校の増改築についてお尋ねをいたします。

既に菊之池小学校の増改築は、小学校前のJAの穀物倉庫跡地に事務所が設置さ

れ、工事が始まっておりますが、平成31年2月に、以前、前庭と言われていた場所に3クラスの校舎が増築されまして、正門から入って左手の図書室として使っていた部屋を2クラスに区切り、改装し、新たにそれに隣接する樹木がある場所に1クラス分を増築するものとお聞きをしております。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目に、どのような経緯をもって、この事業となったのか。増改築となった経緯を時系列でお示してください。

2点目に、今回増築される場所にはいろんな樹木があり、二宮金次郎像もあったように思います。その樹木の中には、地域の方から寄贈されたものがあると以前お聞きしたことがあります。寄贈されたと思われる樹木と、その場所にあった二宮金次郎像の対応はどのようにされているのかをお答えください。

3点目に、今現在の進捗状況をお示してください。

4点目に、完成までの工程をお示してください。

以上、4点お願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、緒方議員の菊之池小学校の増築についてお答えします。

菊之池小学校の児童数につきましては、近年増加傾向にあります。平成17年の市町村合併時と比較して約60%増加しております。そのため、令和3年度に実施した児童生徒数の将来推計では、令和6年度に教室不足が見込まれたことから、令和4年度当初予算において増築工事の実設計画委託料を計上し、設計業務を行いました。その後、令和5年度当初予算で増築工事の工事請負費を計上しております。

また、敷地内の樹木についてですが、建設予定地の樹木につきましては、寄贈や記念植樹についての記録はありませんでした。また学校敷地内での移設も困難であったため、工事に支障がある範囲において伐採しております。

なお、同じく建設予定地に設置されておりました二宮金次郎の像につきましては、学校敷地内で移設を行っている最中でございます。

現在の工事の進捗状況はということですが、工事の進捗につきましては、現在、工事請負契約が完了し、7月18日より工事に着手しております。

完成までの工程はということですが、今後の工程につきましては、11月までに建物の躯体工事、12月までに増築部分の内装工事を行い、その後、既設校舎の一部を改修工事を行いまして、令和6年3月中の竣工を予定しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 市町村合併時より60%、児童数が増えているというよう
なことでございました。それによって、令和6年には教室の不足が見込まれるとい
うことから、2階のほうへも、令和5年に説明がということだったと思うんですが、
また、樹木に関しては、寄贈された記録がないというようなことで、その処分を
していくということと、二宮金次郎像に関しては移設をするというようなお答えだ
ったと思います。

進捗状況、完成までの工程については、完成が令和6年3月竣工ということで、
来年度の新学期には間に合うのかなということで、これに対しては本当によかった
と思いますが、今現在の菊之池地域の現状を見た場合に、戸建ても多く建設をされ
ておりますし、今、何か所もアパートであったり、マンションの建設もあっており
ます。

私の知り合いのところへは、住宅関係の営業の方が何人もお見えになって、土地
の売買の話がされに来られたということでございました。まだまだそのようなもの
の建築というのは進んでいきそうな勢いであります。それらに入居されれば、当然
子どもたちの数も増えていきましようし、今、菊之池小学校というのは、5年生、
6年生が1クラスであって、来年度の新入生は3クラスとなると聞いております。
今の5年生、6年生が卒業すれば、全ての学年が複数のクラス編制となる見込みと
なることから、これからの菊之池小学校の状況を考えたときに、教室の数が不足し
ていくものと思われれますが、今後、このようなことについてのお考えがあればお答
えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

現時点で決定しているものではありませんが、菊之池小学校校区は、今後も児童数
の増加傾向にあると予想しております。人口動態も含めた児童数の将来推計を行
いながら、教室の不足が見込まれる場合には、その状況に応じて個別に対応してま
いりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 今のところ、何も決まっていないということでありませ
けれども、増加傾向にあるというお考え、思いはあるとのご発言でした。

将来推計などを見込んでのこれからの計画になっていくというものだと思いますけれども、私は菊池南中学校に入学した当時、ちょうど新しく体育館が完成しておりました。しかし、その体育館の一部が陸上グラウンドのトラックの一部にかかって、大変危ない思いを何度もした経験があります。しばらくしてからグラウンド西側にあったバレーコートとテニスコートがなくなって、陸上グラウンド自体が西側に移動したという経緯があります。今の現在の位置になっているものですが、今、考えますと、体育館建設の計画がちょっとうまくできていなかったということではないでしょうか。

それと先日、私は母校であります菊之池小学校を見てまいりました。学校の様子というのは、体育館前に以前は築山があって、そこに樹木があったんですけども、そこはもう倉庫が建っておりますし、先ほども申し上げましたように、前庭というところがあったところ、芝生もあって、池もあって、花壇もあって、緑豊かなところだったんですが、そこに先ほどの3クラスの校舎が建ちました。そして現在、その樹木があるところも伐採をされて、校舎が建っているというようなことで、菊之池小学校の校歌の1番に、「菊池迫間の水清く、緑の風の吹くところ」という歌詞がございます。以前からすると、木々が減ってしまって、緑の風もどのような風が吹くのかなという学校になっていて、ちょっと気持ち的に寂しい気持ちになったところであります。

児童数が増え、学校が活気づくことというのはとてもよいことだと思いますが、これから教室が必要になった場合、どこに増設するのだろうか、どのような対応をされていくのだろうかという考えも浮かびました。

例えば、クラスの教室が足りなくなったということで、どこかに校舎を増設するにしても、私の考え方からすると、今現在の体育館を取り壊して、そこに造るか、プールをなくして、そこに造るかというようなことになるんじゃないかなということを考えております。また、教室が足りないからといって、すぐに着工できるようなものではないでしょう。

このようなことから、将来にわたって、しっかりとした計画が必要になってくると思いますが、行政として、子どもたちに迷惑をかけるようなことがあっては、こういうことは一番やってはならないことだと考えております。子どもたちに決して迷惑がかからないように、これからの計画をしっかりと立てていただくことを強くお伝えして、質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○
休憩 午前 11時33分

開議 午後 1時00分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、こんにちは。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、包括的性教育についてです。

私は、教育内容に行政が立ち入ることは厳に慎むべきという立場です。しかし、校則問題や実効性に欠ける性教育など、人権に関わる課題では、各教育現場の主体性を尊重しながら、改善を求めていくことは必要であると考えています。その立場で質問をします。

今回、このテーマを取り上げようと思った理由は、一つに、コロナ禍の影響でDV（ドメスティックバイオレンス）や性暴力が増え、中高生からは望まぬ妊娠相談が急増していると言われ、妊娠を誰にも相談できずに、若い女性が一人で出産し、乳児を遺棄するといった痛ましいニュースを目にしたことです。

もう一つは、学校現場で教師による児童生徒へのわいせつ行為、性被害が度々ニュースとなり、おとしは菊池市教育委員会管内の学校でも同様の案件が発生しました。どうやったらこのような状況を変えていけるのか、私自身の問題意識は膨らむばかりでした。

このような中、新聞の記事で、性犯罪者の再犯防止教育に携わる精神保健福祉士の専門家の意見が目にとまりました。子どもの性被害をなくすには、包括的な性教育を行うこと、子どもを性の対象として消費していいという価値観を転換することが大切、こう述べられていました。

日本の性教育の現状、そして、専門家の指摘する世界でスタンダードとなっている包括的性教育とは何か、質問を準備するに当たって、私自身、様々な文献や他自治体の取組などを調べました。その中で私が痛感したのは、望まない妊娠等の事例の背景には日本の性教育の後れが横たわっていることです。学習指導要領には小学5年生の理科と中学1年の保健体育で人の受精や妊娠の過程は取り扱わないとする「はどめ規定」があり、授業で性交や避妊について教える妨げとなっています。

今、子どもたちは、ネットやスマホを通じて様々な性情報に簡単に触れられる環境にあります。乳幼児期からそうした情報にさらされる場合も少なくありません。

科学的な人権意識を身につけられないまま、ゆがんだ情報に触れれば、予期せぬ妊娠に直面したり、性暴力、性犯罪の被害者、加害者になってしまったりする危険が高まります。性暴力、性犯罪をなくし、互いの性を尊重する人間関係を築くためには、世界の性教育でスタンダードとなっている包括的性教育が必要であると考えます。

包括的性教育とは、ユネスコが各国の研究成果を踏まえ、WHOなどと協力して、2009年にまとめた国際セクシュアリティ教育ガイダンスで提唱されました。2018年に改訂も行われております。科学的な根拠に基づき、人権、ジェンダーの視点に立って、子ども、若者の発達、年齢に適した知識、態度、スキル、技能の獲得を可能にする教育内容が示されています。

日本で性教育というと、第二次成長や生殖の仕組みなどを学ぶものと思われがちですが、包括的性教育は、より広い内容と視野を持っています。例えばボディイメージの項目では、5歳から8歳で、誰のからだも特別で、個々に異なり、それぞれに素晴らしいこと、9歳から12歳で、身体的外見は人としての価値を決めないことをそれぞれ学び、自分のからだへの誇りと肯定感を培うことを目指します。

同意、プライバシー、からだの保全では、5歳から8歳で、誰もが、自分のからだに、誰が、どこに、どのように触れることができるのかを決める権利を持っていることを学習し、不快と感じたときに信頼できる大人に相談するスキルも習得します。性は人権であることを積極的、肯定的に捉え、自分も他者も尊重しながら、適切な行動を取れる力を身につける。こうした性教育が、今、世界の標準となっています。

それでは、最初の質問を行っていきます。

1点目は、菊池市内の小中学校での性教育の現状、現場では性に関する指導内容とされていますが、どのような内容で行われているのでしょうか。

2点目は、公教育における包括的性教育の実施についてです。性暴力、性犯罪をなくし、互いの性を尊重する人間関係を築くためには、世界で標準となっている包括的性教育の実施が必要と考えますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、東議員のご質問にお答えします。

本市では、人権教育を基盤とした、いのちを大切に教育において、以前から計画的な「性に関する指導」を行っております。

全ての小中学校において、「性に関する指導」の全体計画及び年間指導計画が策

定され、計画的に取り組んでいるところでございます。

「性に関する指導」は、保健体育の授業以外でも、計画の中で、道徳・学活・家庭科・理科などの授業や、委員会活動において発達段階に応じた取組をしております。

小学校1年生でプライベートゾーンを学び、4年生で心と体の変化を学びます。さらに6年生で性被害について知り、被害に巻き込まれないための正しい判断力を計画的に学びます。

中学校では、生命の尊さや性自認、男女の人間関係などを学びます。また、中学校では、熊本大学の看護師や慈恵病院の助産師などの医療関係者、さらには、性に関する啓発を行っているNPO法人等による講話も実施しております。

このようなことから、ユネスコが提唱します包括的性教育の考え方はおおむね取り入れられていると考えるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 様々な機会を捉えて、性についての学びが学校ごとに行われていることは、今、答弁がありましたように、大変重要であると思います。

また、包括的性教育については、八つのコンセプトについて、おおむね取り入れられているとの答弁でした。各学校での努力は大いに評価したいと思います。

しかし、各学校ごとに行われている性教育は、先ほど紹介しましたように、学習指導要領では「はどめ規定」がある中で、どこまで系統的にできているか、率直に不安があります。

学習指導要領の中で、妊娠の過程は取り扱わない、性交、避妊、中絶は取り扱わないという「はどめ規定」が存在する背景には、寝た子を起こすという根強い青少年の性を管理、抑制する論理が横たわっています。しかし、先ほど述べたユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスの中では、性交、避妊に関する科学的な情報などを無視し省略することは、スティグマ、偏見や無知を引き起こし、助けを求める障壁を作り出すと指摘がされております。

ここで、再質問をいたします。

公教育の中で、ユネスコのガイダンスでも示されている、性交や避妊についてもきちんと教えていくべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

中学校の学習指導要領の保健体育編では、「受精や妊娠」は取り扱うが、「妊娠の経過は取り扱わない」とされております。

なお、高等学校の学習指導要領においては、出産に伴う健康課題、人工妊娠中絶の心身への影響、自他の健康に関する責任感、家族や周りの人からの支援などといった内容が取り入れられております。

したがいまして、中学校段階では、中学校学習指導要領に即した指導を行ってまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 中学校段階では、指導要領に沿って行っていきたいとの答弁でありました。

これは、結局、従来の寝た子を起こすなということになってしまいます。子どもたちの状況は寝ているなどという牧歌的な状況ではありません。情報入手のツールとしてのスマホの所有利用状況を見ても、2019年度の内閣府の調査でも、いずれの機器を使用していない小中高生は合わせて6.8%にすぎません。つまり、93.2%がいずれかの機器でインターネットを利用しているというのが実際です。そして、テレビ、ラジオ、漫画、子ども間の口コミ、裏情報などでの性情報は、子どもたちの身近にあふれています。子どもたちは揺り動かされ、性情報があふれ返る中で、たたき起こされているのが実際です。

2018年に実施された朝日新聞のデジタルアンケートによりますと、性交という言葉の意味について、中学生までに知ったと回答したのは90.2%、どこから知ったのかという質問で、最も多い回答が友人、先輩、後輩の44.7%、次いで新聞、雑誌、漫画、書籍の31.1%、一方、学校の授業や教科書で知ったというのは、わずか6.4%にすぎません。子どもたちのほとんどは中学卒業までに性交の意味を知ることになりますが、友人やメディアからの情報は必ず正しいものとは限りません。逆に、差別的で暴力的なフェイク情報にさらされる危険さえあります。科学的な知識や人権感覚を身につけないまま、ゆがんだ情報に触れれば、予期せぬ妊娠に直面し、性暴力の被害者や加害者になる危険さえあるのではないのでしょうか。

日本産婦人科医のホームページでは、性教育の必要性について、次のような指摘をしています。ホームページの中では、2016年の中絶統計を示し、15歳までに839人、16歳では1,452人の中絶者がいることを明らかにし、子どもたちの性の実態は、中学校で性交や避妊を取り上げるべきではないなどと悠長なことを言うてはられない、こう指摘しています。

さらに、予期せぬ妊娠・出産が負の連鎖として続くことを危惧し、食い止める方法としては、義務教育が終わる中学校卒業までに教えておかないと間に合わない、こう述べ、「はどめ規定」にとられない性教育の必要性を強調しています。

ここで、紹介したいのが、今年8月4日に熊本市で開催された全国性教育研究大会で基調講演を行った文部科学省の横嶋調査官は、講演の中で、妊娠の経過は取り扱わないとする中学校学習指導要領の「はどめ規定」について、現場で教えてはいけないという意味ではない、こう述べています。

ユネスコのガイダンスでは、国際的な調査の結果、正しい包括的性教育プログラムを受けた子どもたちは、3分の1以上は初めての性交を遅らせ、性交の頻度を減少させ、性交経験相手の数を減少させている。このような結果が出ていることが報告されています。適切な性教育の実施が、若年層での望まない妊娠・出産等を防ぐ役割があることが明らかとなっています。

質問を続けていきます。

地方自治体の中では、学習指導要領の中身に限界を感じ、先進的に教育の内容を進化させている事例があります。秋田県の取組を紹介します。

秋田県は、かつて人工妊娠中絶が全国平均より多く、産婦人科医からの助言もあり、産婦人科医や助産師などの専門家を交えた研究会を立ち上げました。産婦人科医や内科医による性教育講座の開催を全ての学校で行い、教員に対しては性に関する指導部研修会を年ごとに開催、PTAでの講演会や資料配布をして情報を共有し、家庭でのコミュニケーションを行えるようにしています。中学校への出張事業などに、3年に一度の計画を組み、3年間のうちに一度は全ての生徒が実践的な性教育に触れることを可能にしています。

大変興味深いのが、人工妊娠中絶率の変化です。高校や中学への講座が始まった時点ごとに、その後に人工妊娠中絶率がぐんぐんと減っています。まさしく、教育の効果ではないでしょうか。

私も実際に電話で担当課の方に取組のお話をお聞きしました。医師会と連携して、性教育の講座を教職員には年に1回、生徒には年間681回開催しているということです。医師会が共通のスライドも作成しているとのこと。今までこのような取組を行っていますが、保護者からの苦情は一切ないとのこと。職員、生徒へのアンケートでは、勉強になったなど、8割が肯定的な意見だったとのこと。

ここで、質問します。

国際セクシュアリティ教育ガイダンスの内容を踏まえた研修を教職員、生徒、保護者など、学校関係者に行っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長　それでは、再々質問にお答えします。

過去には、学校の授業参観等で「性に関する指導」の時間に保護者や先生方が参観する機会がありました。

しかし、近年のコロナ禍により、現在はできておりません。

以前のように、性に関する指導についての授業参観等、保護者や先生方が参観できる機会につきましては、カリキュラムの都合もございますので、各学校で判断していただきたいと思いますと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員　各学校の判断とのことですが、もちろん具体的な進め方などについては、各学校の判断が必要だと思います。大事なことは、やるもやらないも全て学校任せにしないということです。もちろん研修内容はユネスコのガイダンスを踏まえたもので行っていただきたいと思います。

最後に、教育長にお聞きします。

1点目は、現在の子どもたちの置かれている実態についてです。スマホなどの影響、また望まない妊娠・出産をめぐる状況、全国でも菊池市でも起きている学校内での子どもへの性被害等々、教育長はどのように認識していらっしゃるでしょうか。

2点目は、人権や個人の尊厳が本当に大切にされる社会の土台を築くために、国際的な水準の性教育を進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長　音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長　改めまして、こんにちは。東議員のご質問にお答えします。

まず、本市では、望まない妊娠の事例はございません。

しかし、子どもを取り巻く性に関する報道は、全国的にも多く、報道を確認するたびに、心を痛めているところでございます。

わいせつ事案等の報道があれば、市内校長会で情報を共有し、各学校において研修等を行い、自分事として考えていただくよう指導をしております。

また、本市では、令和4年度に全国の自治体に先駆け、教職員等による児童生徒性暴力の防止に関する法律を受けて、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例を制定しております。

本協議会や上位法令の各学校への周知をはじめ、協議会による学校訪問を行い、

児童生徒への性暴力防止のための啓発に当たっているところでございます。

本年度も2校に訪問予定でありまして、児童生徒の性被害を発生させないための方策について、学校としっかり協議したいと考えておりますし、二度と本市よりわいせつ事案を出さないように努力してまいります。

次に、私の考えをということですが、本市では、正しい性の認識を育むため、先ほど部長が説明しましたとおり、人権教育を基盤とした、いのちを大切にする教育を各学校において計画的に実施しておりますし、中学校では、専門家を招いて講演会を毎年行っているところでございます。

また、保健体育だけでなく、多様な面から「性に関する指導」を行っております。さらに全ての小中学校で、B S D、S D G sのゴールを目指した教育を行って、取り組んでおりますので、総合的に見ますと、ユネスコが提唱する包括的性教育に近い指導を行っているというふうに考えております。

つきましては、今後も各学校における計画的な指導を継続していくところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今、教育長の答弁で、冒頭で本市において望まない妊娠・出産の事例はないという答弁でありましたが、私が述べているのは、義務教育期間中に望まない妊娠・出産をしたかどうかということだけではありません。きちんと教育を行わなければ、卒業後も含めて望まない妊娠・出産の事例が起きる可能性があるということを指摘しております。そこは質問の趣旨をご理解いただきたいと思っております。

今、答弁では、子どもたちの性をめぐる状況、心を痛めているという答弁でした。そして、学校には自分事として考えてもらいたい。大変重要な答弁であると思っております。

ただし、やはり今、私たちが認識している性についての内容が、あまりにも世界から見て後れている。この点は認識が必要ではないかということをお述べたいと思っております。

東京都委員会は、2018年に都内の全ての公立中学校など624校に性教育の実施状況調査を行いました。回答は、校長名での回答となっております。その結果を紹介いたします。

学習指導要領に示されていない内容を指導することも必要だと思ふという項目に対して、4%がとてもそう思う、42%がそう思うと回答、合わせて46%となつ

ています。いわゆる管理職のレベルでも、半数近くが学習指導要領を超えて、性教育の実践を進めることの必要性を感じていることが、この調査結果から明らかとなりました。

また、生徒は性に関する正しい知識を身につけているかとの問いには、約半数が身につけているとは思わないとする現状が明らかとなりました。それぞれの学校が生徒の実態、関心に合わせ、主体的に取り組むことは重要です。しかし、日本の性教育の後進性は際立っていると言えます。

ご承知のように、故ジャニー喜多川氏による所属タレントへの性被害が大きな社会問題となっています。また、性犯罪規定を見直す不同意性交等罪を創設する刑法がさきの国会で可決、成立しました。驚くことに、日本の性犯罪に関する見直しは明治以来の改正であるということです。今まで、どれだけの被害者が声を上げられず、泣き寝入りを強いられてきたのでしょうか。今、日本の性教育の後れは国際的にも問われている人権問題です。各学校任せにせず、教育委員会としてきちんと世界水準の性教育の内容を提起していくことは必要があるのではないのでしょうか。

私自身も、今回、このテーマを学ぶ中で、自身の認識の後れを痛感しました。ぜひ今後、教育委員会の方々とも一緒に学び合い、実践を深めていきたいと思います。このことを最後に述べまして、次の質問に移ります。

次に、防災問題について質問します。

今回は、防災問題の中でも、男女共同参画、ジェンダーの視点での防災問題について質問を行っていきます。

避難所で突然生理が始まったが、生理用品が足りずにもらえなかった。避難所に仕切りがなく、みんながいる場所で授乳しなければならず、ストレスを感じた。東日本大震災や熊本地震の被災地では、こうした女性ならではの声が相次ぎました。7年前の熊本地震におけるエコノミークラス症候群の入院患者の77%が女性だったという調査結果が出ています。

近年、地震や豪雨災害が多発しており、女性の視点を取り入れた防災対策は喫緊の課題となっています。しかし、全国1,741の市区町村のうち、防災課に女性職員がいない自治体は、内閣府の2022年の調査によると、61%に上ることが明らかとなりました。

ここで、最初の質問に入ります。

避難所運営や物資の備蓄等で男女共同参画の視点が必要と考えますが、菊池市の防災対策の現状はどうなっているか、具体的に2点お聞きします。

1点目は、先ほど述べた防災担当課の女性職員の配置についてです。菊池市の防災担当課に女性職員は配置されているのでしょうか。

2点目は、防災備蓄品についてです。市の防災備蓄の中に生理用品、赤ちゃんの紙おむつ、ミルクなどは備わっているでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、東議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本市の防災担当部署でございます防災交通課には、現在、常勤の女性職員は配置はしておりません。

2点目の防災備蓄品についてでございますけれども、お尋ねの生理用ナプキン、ミルク、乳幼児用おむつ、これらの備蓄はございません。

なお、これらを含め、生活必需品の対応といたしまして、現在、市内の店舗と災害協定を結んでおりまして、有事の際には、協定先の店舗から優先的に提供を受けるよう取決めを行っているところでございます。必要に応じ、この協定に基づく優先的な提供が可能となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 まず最初に、2点目に聞いた備蓄品についてですが、災害協定、企業と連携というシステムを導入しているとの答弁でした。

確かに、災害時における物資は様々なものが必要となってきますので、そこに対応するには、企業との連携が必要となってくることは承知します。しかし、企業連携のシステムでは、発災から物資の供給の流れを事前に担当課に問い合わせた調べましたら、文書などでの要請を行うなど、幾つかの手續を踏まなければなりません。発災直後から避難している人のニーズに応えるのに時間がかかってしまいます。生理用品、紙おむつ、ミルクなどは、当事者にとっては水と同じぐらい必需品であると思います。市独自の備蓄品の中に全く備わっていないというのは改善すべきであることを指摘しておきます。

ここで、令和2年に内閣府男女共同参画局が発表した「災害対応力を強化する女性の視点」というものを紹介いたします。ここに実際のものがあります。ちょっと読ませていただきます。

物資の備蓄・調達・配布という欄では、備蓄チェックシートを活用し、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局が連携し、女性の職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏

まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄すると書かれてあります。

具体的には、プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、離乳食、紙おむつ、体温計などが具体的に記載されております。これは都道府県、市町村に向けた内容であります。大量にとは言いません。発災直後の一定期間に対応できる分は備えておくべきであると思います。

仙台市の例を紹介します。

同市では、衛生用品は業者と連携した形での備蓄で賄おうとしていますが、指定避難所となっている小学校の備蓄倉庫には、発災直後から使えるように、独自の備蓄品として、生理用品や紙おむつ、尿漏れパットなどの衛生品を備蓄しています。

お隣の山鹿市の状況を調べましたら、やはり菊池市同様、連携、企業連携を、災害連携を行っているのと同時に、山鹿市は市独自で庁舎の地下に生理用ナプキン、紙おむつ、液体ミルクを保管しているとのことでした。ナプキンは4,000個ほど、3年くらいでローテーションしているとのことでした。菊池市でも、ぜひ備蓄品の見直しを図っていただきたいと思います。

1点目の担当課への女性職員の配置について質問を進めていきます。

菊池市でも全国の傾向と同じく、担当課に女性職員が全くいない、ゼロの状況ということが分かりました。

NHKのウェブニュースでは、防災担当部署の女性の割合が10%以上の自治体と避難所の備蓄品を比較したところ、女性職員がいない自治体では、女性の下着や生理用品、哺乳瓶や紙おむつ、簡易トイレなどの項目で、備蓄が進んでいない傾向が見られたと報道がございました。菊池市での備蓄の状況も当てはまるのではないのでしょうか。

同じNHKのウェブニュースの中で、被災地の女性支援を研究している静岡大学の池田恵子教授は、全国的に防災担当部署に女性職員の配置がゼロが多い実態について、次のような意見を述べています。

避難所に必要な備蓄や、環境の整備は、主に防災担当が中心に行っているため、子育てや介護をする女性が被災した際に抱える問題への対応に偏りが出てしまうことが懸念される。被災した人の体調の悪化や、精神的な負担を防ぐためにも、自治体は担当課に女性職員が一人もいない状況を重く受け止めて対策を考えるべき、こう述べています。

配置が進まないことにはもちろん理由があると思います。台風など、大雨、地震などの災害対応は、夜間の緊急の対応や、泊まり込みが必要な業務が多くなります。そのため、子育て世代の女性の配置などは難しいとして、配置が進まない状況はあると思います。しかし、先ほど紹介した内閣府のガイドラインでは、次のように職

員の配置について述べられています。

人口の半分は女性であり、被災した場合に、支援を要する人も女性が半数以上を占めることが想定されます。女性の視点から必要な施策を考え、地域防災計画や各種マニュアルに反映させ、発災時には女性の困難やニーズに的確に応えることが必要であり、防災・危機管理担当部局の職員の男女比率は、少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づける必要があります。内閣府もこのようにガイドラインを示しております。

ここで、再質問をいたします。

菊池市でも防災担当課に女性職員の配置を進めていくべきではないでしょうか。また、配置がすぐにできない場合は、避難所の運営や備蓄などを検討する際には、男女共同参画室や子育て支援課、高齢支援課など、関係部署との連携、また市内の女性団体の方々からの意見聴取など、平時からの体制を強化していくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 先ほどの災害協定の中で、要請等に関しましては、急を要する場合は、事務処理等は事後に行うことが可能ということで協定を結んでおりますので、その点については申し添えさせていただきたいと思っております。

それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

先ほどお答えをいたしましたように、現在、防災交通課に常勤の女性職員の配置はございませんけれども、市の体制といたしまして、災害予防、災害応急対策などを定めます地域防災計画の策定に当たりましては、庁内検討委員会の下部組織の作業部会というものを設けておりまして、各課の係長以上を選任するという一方で、男女共同で検討がなされる体制を取っているところでございます。

また、地域防災計画の作成及び実施を推進します菊池市防災会議は、関係機関及び市内各種団体で構成をいたしておりますけれども、市女性団体代表を含め、現在6人の女性委員に参画をいただいているところでございます。

さらに、災害等、有事の際の地域防災計画に基づく災害業務体制につきましては、避難所運営を含めまして、全職員で対応をいたしております。

このように、計画策定及び災害発生時の体制を男女共同の組織で運営することによりまして、女性視点での様々考えや意見を反映できるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今、答弁がありましたように、今でも庁内で男女共同での連携の体制は取っていらっしゃると。女性の視点が入れるように対応を取っているという答弁でありました。そういうところは私も承知しております。

しかし、先ほど紹介した内閣府も指摘している、あまりにも少な過ぎる専任職員の配置の現状は、連携しているからよしということにはならないのではないのでしょうか。

また、地域防災会議に市の女性団体代表者会議のメンバーも入っているとの答弁でしたが、私もそのメンバーとなった時期がありましたが、会議そのものの記憶をたどれば、年に1回、当日分厚い計画の冊子が渡され、会議のほとんどは専門家の方の講義や、市長の挨拶などで、意見を述べる時間というのはほとんどなかったのではないかというのを記憶しております。女性の意見が反映されるのに十分の会議という点では、やはりどうかということとは疑問に思っております。

災害時、高齢者や障がい者など、一人で避難が難しい人たちの対策を進める際に、家族のケアを中心的に担っているのは女性が多いのが現状です。ところが、避難所運営など話し合いは男性が中心となっています。女性たちが話し合いに参加できていないと、介護などで実態を反映した支援になりにくいということが起きます。衛生、栄養、介護、育児など、支援の質が低下します。結果として、心身の疲労、持病の悪化、感染症の拡大などにつながり、災害関連死のリスクを高めることにもなります。担当課への職員の配置はもちろん、内閣府のガイドラインを具体化する立場で、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

最後に、市長にお聞きします。

1点目は、防災対策を進めていく上で、男女共同参画の視点が過去の災害の事例を見ても必要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

2点目は、具体的な対策についてお聞きします。

担当部署への女性職員の配置を進めていくこと、市独自の災害備蓄品に生理用品、紙おむつなどが備わっていない状況を改め、備蓄品の見直しを行っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまの災害対策における女性参画についての考え、並びに備蓄用品の見直しはいかがかという趣旨のご質問でございました。

まず、最初の防災交通課への女性職員の配置の件、あるいは防災備蓄品の状況につきましても、先ほどの部長答弁のとおりでございます。職員配置につきましては、

庁内の組織体制に関わる件でございますので、貴重なご意見として受け止めさせていただきます、今後の課題の一つとして捉えてまいりたいというふうに思います。

防災交通課のみにかかわらず、様々な女性の視点を生かすということは大変重要なことであると考えております。

現状、災害対策におきましては、防災会議や、あるいは庁内検討委員会、そういった会議体のみならず、避難所運営等も含めて、災害対応業務に関連する様々な庁内体制の中で女性に参加していただき、男女共同参画の視点を極力取り入れている次第でございます。

今後も庁内の各部署や市内各種団体等、幅広く多様な意見を反映できるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、防災備蓄品につきましては、有事の際、協定先の店舗から優先的に提供が受けられるよう取決めを行っておりますので、今後とも、より効果的、効率的な方法を研究しながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 男女共同参画の視点については、この視点を生かすということは大変重要と考えているという答弁でありました。大変重要な答弁であると思います。

備蓄品に関しては、効果的、効率的な視点で考えていきたいということでありましたが、私はやはり必要性というところをしっかりと視点に入れていただきたいと思っております。これは昨年の予算決算審査のとき以来、一貫して私は改善を求めてまいりました。発災直後からの対応が企業連携だけでは不十分であることを繰り返し指摘しております。お隣の山鹿市できて、菊池市でできない。そういうことはないと思います。予算に関しても、莫大な予算が一定の量の備蓄品を備えるのにかかると思いません。やろうと思えばできる取組であると思っております。

今回の質問を通じて、担当部署に女性職員が一人もいない状況や、備蓄品に生理用品や紙おむつなどが備わっていないなど、ジェンダーの視点で改善が求められることが明らかとなりました。

熊本地震に関しては、国が自治体に対し、ジェンダーの視点で調査を行いました。その結果、女性が意思決定の場に十分参画できていなかった状況が明らかとなったと言われております。このような経験も基にして、先ほど紹介した内閣府のガイドラインが改善内容を詳しく示しております。ぜひ研究・調査していただき、今回質問した内容での改善を図っていただくことを改めて指摘し、次の質問に移ります。

次に、自転車用ヘルメット購入費用助成補助について質問します。

道路交通法の一部改正により、今年の4月1日から自転車のヘルメット着用が努力義務となりました。内閣府や警視庁が発行しているパンフレットには、自転車死亡事故の6割が頭部に致命傷を負っていたこと、また、死亡事故を減らすためには、ヘルメットの着用で頭部を保護することが決定的であると述べられています。自転車事故でヘルメットを着用していない場合の死亡率は、着用している場合の2.2倍とされています。ヘルメット着用の推進が大きく待たれていると思います。

それでは、最初の質問に移ります。

菊池市内の交通事故の現状についてお聞きします。過去3年間の交通事故の件数と、そのうち自転車に関係している事故は何件か、お示してください。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

過去3年間の本市内で発生いたしました交通事故件数につきまして、菊池警察署に確認をいたしましたので、その内容をお答えさせていただきます。暦年の件数となっております。

令和2年は、事故発生件数81件のうち自転車に関係した事故8件。

令和3年は、事故発生件数72件のうち自転車に関係した事故4件。

令和4年は、事故発生件数76件のうち自転車に関係した事故3件。

この間の自転車に関係しました事故で、死亡事故は発生していないところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 自転車に関係する件数は、おとし、昨年と減少しており、死亡事故も発生していないということで安心しました。ただし、総数そのものは横ばいで、少ないとは言えないと思います。さらなる対応が必要ではないかと思えます。

今回、道路交通法が改正された狙いも、死亡事故を減らす、その鍵の一つとなるのがヘルメットの着用であると思います。ヘルメットの着用率は、今年の初めに行われた警視庁の調査では、13都府県が平均で4%、熊本県は7.8%だったと報道されています。菊池市の着用率も同じような数字ではないかと思えます。この数字を見ても、ヘルメット着用が当たり前となるような施策が必要であるかと思えます。

ヘルメット着用の重要性についての啓発はもちろん、全国ではヘルメット購入への補助を行っている自治体があります。東京都台東区は、8月から自転車用ヘルメット購入する区民に上限3,000円の助成を行っています。対象は2歳以上の全区民、1歳児は幼児用ヘルメットを無償配布しているため、対象外とのことです。SGマークなど安全性の認証を受けた新品で、事業協力店で購入する際、事前に区が配布した割引券を提出して購入する仕組みです。

このような補助を行っている自治体は、まだ首都圏などが中心ではありますが、全国で広がりつつあります。啓発と同時にヘルメットを着用するきっかけを自治体が購入費用の補助という形で行っていくことも、十分な動機づけになるのではないのでしょうか。菊池市でも購入費用の補助を実施していく考えはありませんか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

令和5年4月1日に全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になる以前から、小中学生はヘルメットを着用しておりますけれども、ヘルメットの購入費用は全て保護者の自己負担で購入していただいているところでございます。

このようなことから、現時点で、自転車用ヘルメット購入費用に対しての補助をする考えはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 努力義務以前から、小中学校においては自己負担で行っており、今のところ、補助する考えはないという答弁でありました。

もちろん努力義務以前から、小中学校においては自己負担でありました。しかし、ヘルメットは安い価格とは決して言えません。現在、物価高騰の中で、暮らしの負担感の大きい子育て世代にとって、この補助は大きな支援になるのではないのでしょうか。もちろん子育て世代以外の世代にも心強い支援です。

また、気候変動が大きな社会問題となる中で、さらなる自転車の利用促進は待たれています。このような時代に、市民の安全を最優先に考える上でも、菊池市でも自転車用ヘルメット購入費用の補助について、全国の事例も参考に検討をしていただきたい。このことを最後に述べまして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時49分

開議 午後1時56分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 皆さん、こんにちは。議席番号4番、古田浩敏です。私も稲継議員と同じで、この夏、きくち白龍まつりとしすい夏まつりに行ってきましたが、白龍まつりについては、コロナ禍前のにぎわいが戻っておりまして、安堵したところで、しすい夏まつりにつきましては、私が過去に行った中で、一番多い人数が来ておりまして、あまりの人の多さに、途中で帰ってしまいました。

また、ふれあいレガッタ大会につきましては、議会のほうから2チーム出場して、今度、1チームがきくちドラゴンズとして、本会議終了後に長野県諏訪湖で開催されますレガッタの全国大会に出場しますので、皆さんの応援をよろしくお願いいたします。

前置き、ちょっと長くなりましたが、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目は、病児・病後児保育についてでございます。

この質問をさせていただいたのは、民生・児童委員の方から、菊池市では病児・病後児保育については、1園だけで行われている、全域を賅っているということでお話を聞きましたので、これで大丈夫なのかということで、質問させていただきます。

まず1点目の質問は、菊池管内4市町と山鹿市の設置状況についてはどうなっているか、お尋ねします。

保育園以外で設置されているところがあれば、そちらも含めてお願いいたします。

2点目は、菊池市の過去5年間の利用状況と、令和4年度の地域別利用者数をお願いいたします。

最後に、現時点での課題。

以上、3点よろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。古田議員のご質問でございます。

まず、1点目の本市の病児・病後児保育事業ということでございます。

本市の病児・病後児保育事業は、先ほど議員のほうからもありましたが、平成24年度から菊池みゆきこども園の委託事業、1か所で行っているというところがございます。

また、近隣自治体の実施状況につきましては、合志市が社会福祉協議会の運営で2か所、大津町はNPO法人運営で1か所、菊陽町は社会福祉協議会の運営で2か所、山鹿市は保育園の運営で3か所となっております。

また、本市での過去5年間の利用延べ件数ということでございますが、平成30年度が721件、令和元年度が600件、令和2年度が320件、令和3年度が389件、令和4年度が420件となっております。

令和4年度の地域別の利用延べ件数ということでございますが、菊池地域が282件、七城地域が23件、旭志地域が8件、泗水地域が72件、市外からの利用が35件というふうに聞いております。

また、本事業の現在の課題ということでございます。

新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、先ほど申し上げた利用件数が減少してございましたが、実際、風邪などの感染症の流行期には、施設利用を希望する方が増えまして、お断りする件数が増加することが本事業の課題ではないかというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

やっぱりコロナ禍においては、急激に利用者が少なくなって、運営のほうも大変だったというふうに思いますけれども、まず利用者の要件と、年齢対象がどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

また、事業実施される場合の要件や、運営等の補助についてあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

以上、お願いします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 まず、1点目の利用者の要件ということでございます。

本市に住所を有する児童を保育している者、または本市に住所を有さず本市に勤務場所がある者で、児童の対象年齢につきましては、生後2か月から小学校3年生までというふうになっております。

施設の利用方法につきましては、市の窓口で事前に登録後、病児・病後児保育施

設で利用日時を予約し、医療機関の連絡票を施設に提出することで利用できます。

事業実施の要件につきましてということでございますが、実施場所と職員の配置についての要件がございます。

実施場所は、専用のスペース、または専用の施設であって、静養や隔離の機能を持つ部屋や調理室を設けることと、事故防止や衛生面に配慮した児童の養育に適した場所であるというふうにしております。

また、職員の配置ということでございますが、病児・病後児の看護を担当する看護師などを利用児童おおむね10人につき1名以上配置すること、病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することとしております。

そのほか、医療機関との連携、感染防止への配慮、事業従事者の研修などが事業実施のために必要となります。

また、事業実施に係る補助等ということでございますが、本事業につきましては、子ども・子育て支援交付金の対象事業でございますので、国3分の1、県3分の1、市3分の1の負担割合で事業を実施しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

生後2か月から小3ということで、事業実施については、国、県、市から3分の1の補助があるということですので、運営についてはできていけるのかなというふうに思っております。

それでは、利用者側からとか、事業者のほうからの要望等の意見を聞いておられますか、あればお示してください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 まず、利用者からの要望ということでございます。

令和4年度に施設のほうで実施しました利用者アンケートの結果でございますが、回答者の9割以上が満足しているという回答でございました。また、施設利用の定員増についての要望が多く、そのほか、少数ではありましたが、開設時間の延長などについての要望がございました。

また、事業実施していただいております菊池みゆきこども園からの声につきましては、翌年度の事業実施について、毎年ヒアリングを行っておりまして、改善点や要望などについて意見交換を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 先日、菊池みゆきこども園病児・病後児保育サービス「カンガルーのポケット」の話を聞きに行っていました。さきに福祉厚生常任委員会のほうで勉強会があったということで、令和4年度の利用状況とアンケートのほうを頂きました。

アンケートでは、利用者の満足度は高かったが、定員を増やしてほしい、今おっしゃいましたけれども。それと、泗水地域に1か所あったらいいなどの意見があったということで聞いております。

施設につきましては、近くの貸家を1軒借りておられて、看護師3名、保育士1名で対応されておりました。マンツーマンでの対応ですので、行き届いているというふうに感じました。

昼食については、給食で対応できるので、利用者からは喜ばれているようなお話がありました。

利用料金につきましては、菊池市在住で保育園までの幼児は半額の1,000円になってよかったけれども、小学校3年生までの対象ということで、小学生については2,000円なので、こちらも半額にならないかというような意見もございました。また、市外から菊池市に勤務されているところについては、2,000円ということでございました。

お困り事については、やはりスタッフの確保が難しい。キャンセル待ちをしているけれども、利用されない場合があるなどというお話がございました。コロナ禍におきまして利用者が激減して、規模縮小のほうを考えたけれども、人件費等については補助していただいたので、継続することができたということで、感謝をされておりました。

私の孫も利用者ですので、孫のほうに話を聞いてみましたところ、先生は優しいし、おもちゃもいっぱいあるので、病気なのに大好きとか言って、親にも聞きましたが、親はやっぱり定員が3名なので、断られることが多いのが残念だが、行ったときは子どもたちが喜んで帰ってくるので、感謝しているというようなお話でした。

それでは、次の質問をさせていただきます。

他市町では保育園以外での設置があるようですが、本市では検討したことがありますか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 保育園以外の事業者での事業実施の検討ということでございます。

以前、利用件数の増加が続いておりました令和元年度に、一部の保育園や医療機関に対しまして、事業実施の意向を確認し、施設の増設について検討をしたところでございます。しかしながら、実施場所の問題などの理由で、新たな事業実施者を確保することはできませんでした。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が著しく減少したため、施設の増設の時期や場所について、現在、慎重に検討をしているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 泗水地域から菊池市内の施設に預けに来て、そしてまた熊本市内のほうに仕事に行くのは大変だというふうにお話を聞いたことがありますけれども、これに対して対応するようなほかの方法等はございますでしょうか、お答えください。

○水上隆光 議長 中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長 勤務先と施設の位置関係による施設利用の困難事例につきましては、現在、熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一つとしまして、本市の住民は熊本市の病児・病後児保育施設を利用することができるということでございます。

事前に熊本市での登録が必要になりますが、本市の施設利用が困難である場合の解決策の一つとして活用できるものと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 熊本市だけは熊本連携中枢都市圏の形で利用できるということですが、本市のカンガルーのポケットにおきましては、菊池市に勤務されている方はどちらでもその利用ができるということでしたので、近くにもほかの市町村から受け入れる施設もあるのではないかなというふうに思いますので、もしそういうのがあれば、一覧表でも作って、お知らせすればいいのではないかなというふうに思います。

最後に、近隣自治体では、保育園以外でも複数運営されているところがございま

すが、増設に向けて、今現在はコロナ禍で少なくなっている現状ですので、さっきの答弁でも、今、非常に難しいということでお答えでしたので、これから5類移行が進んでまいりまして、従来 of 形に戻ってきたときに、また改めて泗水方面に1か所創設していただくならというふう to 考えておるところでございます。

最後に、先ほど施設からの声で紹介しました、小学生は数%の利用ですので、菊池市の子どもたちであれば、幼児と同じ1,000円にしてほしいという要望をお伝えして、次の質問のほうに入らせていただきます。

次に、有害鳥獣について質問したいと思いますが、これは初日に泉田議員が一般質問されましたので、重なる部分については質問しないようにしたいと思います。

まず、私も、泉田議員と同じで、本年度大幅に予算を増やしていただき、個体数を減らすための準備を整えていただいたとっておりましたので、繁殖期であります4月から6月については、捕獲奨励金を倍額の1万円にされたので、捕獲頭数が多くなっているだろうということで、質問しようと思いましたが、イノシシにつきましては、昨年107頭で、本年93頭と予想に反して減っているとのことでしたので、これについては考えられる理由は何でしょうか。

また、本年度、新たにDX導入された事業の概要と進捗状況について教えてください。

最後に、現時点での課題は何でしょうか。

以上、3点お尋ねします。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、こんにちは。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、捕獲頭数が増えていない理由ということですが、実質的に猛暑とか、そういった関係があるということは聞いておりますが、昨年度の同時期と比べて、あまり増えてはおりませんが、昨年度は異例の高水準で捕獲できておりまして、本年度も過去の実績と比較すれば、かなりの高水準で捕獲はできているところでございます。

次に、2点目のDX導入の概要と進捗状況につきましては、DXの導入の概要につきましては、市が委託しております有害鳥獣捕獲業務におきまして、長距離無線式の捕獲パトロールシステムを購入し、鳥獣捕獲のDX化を図るものでございます。

具体的には、わなに取付けます捕獲通知用の子機115基と、子機から送信されたデータを受信し、クラウド上のシステムに送信する親機2基を購入いたします。

このパトロールシステムを導入することによりまして、クラウド上のシステムに

蓄積されました位置情報等により、わなの稼働状況がリアルタイムに把握でき、わなの設置場所の適正化が図られるとともに、住宅周辺での捕獲情報が的確に把握できることとなります。

その結果としまして、捕獲隊員のわなの見回り労力を軽減し、さらなる鳥獣捕獲の効率化を図ることが可能となるものです。

また、DX導入の進捗状況につきましては、本年8月に物品購入契約を締結しておりまして、現在、納品待ちの状況となっております。

最後に、3点目の現在の有害鳥獣対策の課題につきましては、まず、農産物の被害につきまして、泉田議員への答弁でもお答えいたしましたとおり、年々増加の傾向にあり、大変深刻な問題であります。

さらには、その対策として、捕獲を強化したことで、鳥獣捕獲数も増加しており、その処分方法が課題となっております。

また、中山間地の鳥獣侵入防止柵の整備が進んだことで、イノシシなどが中山間地の農地で餌を得ることができず、平たん地に餌を求めることとなり、民家周辺での鳥獣の出没が増加しまして、個人の生命や財産への被害発生のおそれも懸念されているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

DX導入については、もう始まっているかと思って質問いたしましたが、もうすぐできるということでございますので、できましたら、随時情報のほうを聞かせていただきたいと思います。

また、処分方法につきましては、経済建設常任委員会のほうで先進地研修で学んでいきたいと思っておりますので、今後、情報交換をしていきたいというふうに思っております。

また、今言われたように、防災メールとかで、いっぱいこちらにイノシシが下りてきたとかいう情報がございますけれども、その辺に対しての対応というのは何か考えておられますでしょうか。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしました三つの課題に対する対策について、お答えいたしたいと思っております。

まず、農作物と人的被害に対する対策については、国が示す鳥獣対策の三つの柱を徹底的に推進したいと思っております。

具体的には、まず、第1の柱の捕獲による「個体群管理」としまして、本年度から2か年間の捕獲強化計画による計画的な捕獲を図ることとしまして、さらにパトロールシステムを活用した捕獲体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

次に、第2の柱の柵の設置による「侵入防止対策」としまして、引き続き、国庫補助等により、侵入防止柵の設置を推進してまいります。

最後に、第3の柱ということで、餌場・隠れ場の管理による「生息環境管理」としまして、こちらが先ほど申し上げましたものですが、庁内の関係部署と連携しまして、県が進める「えづけSTOP!対策」を、市民の皆様に対しましてチラシや広報紙、講演会などにより周知徹底し、地域ぐるみで行う被害防止対策を実施してまいります。

また、先ほど議員も言われたとおり、処分方法についてなんですけども、こちらのほうは、先進地で実施または計画されております、鳥獣処分の取組状況を詳しく調査したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

いずれにしても、これまで多くの先輩議員が要望されてきました有害鳥獣対策の予算が本年度大幅に増額されておりますので、この予算を有効利用されて、個体減少につながることを期待して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、古田浩敏議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、9月11日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時22分

第 6 号

9 月 1 1 日

令和5年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和5年9月11日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（1名）

7番 田 中 教 之

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	北 島 悠 子
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	宇野木 浩 二
健康福祉部長	中 尾 孝 浩
経 済 部 長	三 池 克 徳
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	古 田 十 咲
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	高 島 英 輔
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古 庄 和 彦
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	中 原 親 弘
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、おはようございます。議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。通告に従い、本市の祭りについて質問させていただきます。

3年半前、新型コロナウイルス感染症の発生以降、長い間、多くの事業が自粛となり、祭りも同様に開催が控えられました。

今年度、新型コロナウイルス感染症の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類への移行となり、少しずつ日常生活が戻ると同時に、各地で祭りも開催されるようになりました。そして、今年開催されたきくち白龍まつりに私も行きました。歌や踊りのステージイベントの盛り上がり、勇ましく気合いの入った掛け声とともに、勇壮に出現する白龍、小中高生の子白龍や若龍にも期待と感動をもらったところで、打ち上げられる花火に一層感動を感じたところです。

しかし、帰りに楽しみの一つ、露店、いわゆる屋台に行くところで、道脇に並ぶ出店や人垣が数メートル先も見通せないほどの人出に驚くとともに、ためらいを感じ、通りに入るのをやめてしまいました。一瞬、韓国の梨泰院の雑踏事故を思い出してしまい、にぎわいを喜ぶ一方で、最近、経験したことがなかったことに残念でしたが、帰路につきました。

菊池市では、菊池白龍まつり、きくち秋まつり、菊人形・菊まつり、菊池さくらまつり、菊池一族まつり、旭志ホテルフェスタ、しすい孔子公園夏まつり、七城コスモスふるさとまつりと、季節や地域の特性を生かした祭りがありますが、本日は、菊池白龍まつりときくち秋まつりに絞って質問したいと思います。

まず、菊池白龍まつりの目的、そして、行政としての在り方をどのように捉えておられるのか。また、今年の白龍まつりの効果と課題及び反省点は何か。その対応策もお示してください。

次に、きくち秋まつりについてです。

約60年前になる私の子ども時代、10月15日、きくち秋まつり当日は、午前中授業後、急いで帰宅し、地域の集合場所で地域の方が準備してくださるおにぎりや竹輪天ぷらを食べ、はっぴに鉢巻き、祭り化粧をして、中央グラウンド、今の市民広場に集合をしました。出発式後、大勢の参加団体のため、出番まで時間がありましたが、出番が来ると、北回りの御所通り側と南回りの正観寺側に分かれ、大きな掛け声に合わせてみこしを担ぎました。

私たちの子どもたちの頃、ここ二、三十年には地域の事情に合わせて、みこし、躍り隊や仮装と趣向を凝らし、内容は変わってきました。それでも、長年にわたって協力し、盛り上げてくださる商店街の方から御樽、振る舞い酒、休憩場所の提供にて、市内を一周し、北回り、南回りが合流し、中央立町通りへと抜ける頃には、荷台は御樽でいっぱいになり、掛け声、音楽、手拍子の間の御樽の謝礼のマイクの声も続いておったことを記憶しております。

数年前、区長にて地区のお世話をさせていただいたときには、参加する側の大人世代、子ども世代ともに事情が変化し、加えて、商店街の店舗減少、観客数の減少と合わさって、御樽のお礼のマイクは書面での礼状になり、歓声や音楽が途切れ途切れになるなど、時代の流により少し変化してまいりました。そこに、数年にわたる新型コロナ感染症による中止でした。

そこで、質問ですが、きくち秋まつりの目的をどのように捉え、行政としての在り方をどのように考えているのか。本年のきくち秋まつりは実施されるのか。また、実施する場合、現時点でのどのような課題があるのか。また、その対応策をお示してください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、祭りに対する市の方針等についてのご質問ですが、祭りというものは、本来、五穀豊穰への感謝や厄よけ、地域の繁栄などを願うもので、地域の人がやりたいことを自ら考え、呼びかけ、参加し、みんなで盛り上げていくことが祭りの本質であると考えております。

また、地域住民の交流促進や地域のにぎわい創出といった地域の活性化にとって

も、大変有意義イベントであると認識しております。

そのことを踏まえますと、祭りの運営につきましては、祭りの目的に応じまして、官民で役割を分担し、行政としてはその目的を達成するために実施団体及び地域住民の皆さんと連携しながら、祭りの開催を支援してまいりたいと考えております。

次に、菊池白龍まつりにつきましては、コロナ前の通常規模での開催を行ったところ、コロナ感染症の5類移行も後押ししまして、過去最大の約5万人の来場がっております。

関係団体をはじめ、祭りに携わる様々な関係者のご協力により、地域住民の交流が促進され、にぎわいの創出と地域の活性化に寄与することができたと考えております。

一方で、課題につきましては、これまで警察から指摘がっております花火の打ち上げ場所の見直しや、交通規制の範囲及び時間、露店出店者の管理、近年の物価高騰及び人手不足、ごみ対策といった様々な課題があると認識しております。

特に、露店出店につきましては、設営準備がありますので、午後2時から交通規制をかけるところで予定をしておりましたが、開始時間前から大型車で機材等の搬入、設置が始まったため、地域にお住まいの方、通行される方にご迷惑をおかけすることとなりました。

また、予定していた交通規制の解除時間を過ぎましても、露店出店者の機材撤去が終わらなかったため、規制解除が1時間遅れとなってしまいました。

そのほか、白龍会からは担ぎ手不足の問題、開催時期が真夏であるため、担ぎ手の負担がかなり大きいというご意見がっております。

そのため、課題、反省点につきましては、祭実行委員会等で次回開催に向けて協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、きくち秋まつりについてお答えいたします。

これまでのきくち秋まつりにつきましては、例年10月15日に開催されます菊池神社主催の御神幸行列合わせて、地域や団体が練り歩きをする通し物を行ってまいりました。

しかしながら、開催日を10月15日に固定するとなると、平日の場合は保護者が休暇を取れずに参加者が少ないこと、時期的に学校行事と重なることが課題としてありました。

また、参加者が少ない理由には、地域の少子高齢化が進行したことや、地域活動の希薄化の原因も一つに挙げられると考えられます。

このような現状を踏まえまして、現在、祭実行委員会の企画委員会におきまして、きくち秋まつりの内容見直しを行い、新しい形での祭りを開催するところで進めて

おります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ご答弁ありがとうございます。

ほとんど課題と対応については、私が市民の方から聞いていることとほとんど変わらないというふう感じたところです。

それでは、再質問に移っていきたいと思います。

まず、菊池白龍まつりで活躍された白龍会の現状をお伝えします。今も少しはありましたけれども、祭りも含め年間予算は約150万円前後と伺っております。そのうちの祭実行委員会から35万円の助成金がありますが、残りは草刈り、バザー、Tシャツ販売などをメンバー50人で予算確保にも苦労があるようです。

以前はメンバーが事業主や、その後継ぎで、比較的時間に余裕があるメンバーが多かったものの、現在は多くが会社員や公務員といった雇われの身のため、行動時間の制限や、役員候補不足など、人員に関する課題も出てきておるようです。

今年の白龍の担ぎ手は、一般成人130名、若龍の中高生70名、子白龍4年生以上100名、白龍会のメンバー50名、そして、総代経験者十数名の合計約360名であったということでした。人数確保に大変なご苦労があったとのこと。担ぎ手の参加の際は、はっぴなどのクリーニング代も含めて3,000円の参加費を徴収されていますが、中には白龍会メンバー自身が参加費を払い、参加をお願いしてもらったようにも聞き受けました。

今年は名称も菊池白龍まつりに変更され、5万人近い来場者があった菊池白龍まつりですが、早朝より準備され、子白龍、若龍に参加の小中高生への安全面にも十分配慮され、あの暑いさなか、350キロ以上の白龍を担ぐ白龍会の方々、大変なご苦労の中、事故もなく終わったとの感謝の思いでいっぱいです。

が、今後、菊池白龍まつりを継続して行うためにも、人員確保、予算確保は必要不可欠なものと感じます。このことについて、ご見解をお願いいたします。

次に、きくち秋まつりについてですが、祭りは無形伝統行事、全国で年間、大小含めて30万件が開催され、経済効果は約1兆円と言われていますが、その祭りが毎年数十件以上も消えているのが現状です。30万件というのは大小合わせてということ。です。

その要因は、地域の過疎化、少子化の進行や地域のつながりの希薄化、SNSの普及による対面でのコミュニケーションの苦手意識、インターネットによる娯楽の多様化による若者の祭り離れとも分析されています。

祭りが衰退すると、地域の文化的価値が失われ、コミュニティの結束力が低下し、地域内での消費や交流の減少をもたらす、経済的に内外が停滞してしまいます。若者への参加を期待するところですが、菊池市の高齢化率は34.2%と高率です。次の担い手として活躍する世代の核家族化も見受けられ、共働きなど生活スタイルとしても、地域参画が困難になりやすい面が予想される傾向にあります。

そこで、質問ですが、これまで長年にわたって継続されてきたきくち秋まつりが、今後も若い世代に受け継がれ、末永く続けられることと思います。しかし、人的課題や環境的現状など総合的に見て、継続していくことの厳しさが少しずつ増しているように思います。行政として予算獲得も含め、何か有効な手だてはありませんか。あればお示しください。

以上です。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、菊池白龍まつり及びきくち秋まつりの補助金についてなんですけども、補助金につきましては、概算費用の算出を行い、実行委員会から市に対して申請がありますので、その予算の範囲内で交付決定をすることになっております。

先ほど金額のほうでもお話がありましたけども、補助金の額につきましては、菊池白龍まつりに490万円、きくち秋まつりに100万円の支出予定となっております。

なお、人員確保、予算についての問題につきましては、祭実行委員会の企画委員会及び実行委員会内で協議、検討をしたいと思っております。

また、祭りの様々な課題を先ほども申し上げましたけども、様々な課題があるというのは承知しているところです。こちらにつきましても、次回開催に向けまして、実行委員会等で見直しがあれば見直しを行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私が言いたいのは、部長がおっしゃられたことはよく分かります。ただ、白龍会のメンバー、そういった方々の今のご苦労されている現状をしっかりと把握した上で、祭実行委員会に臨んでいただきたいということを申したわけです。よろしく願いしておきます。

それでは、最後の質問です。

祭りを終えて、若者たちの努力が報われるように、事業の後は、経過や結果、課

題や改善点の洗い出しと対応が必要になります。この祭りを実際に盛り上げていただいた白龍会の方が実行する上での課題や意見、今後への要望など聞き、十分吸い上げて、来年に向けて検討を重ね、より発展させていく必要はありませんか。

来年の菊池白龍まつりだけでなく、今後も若者たちから次世代に受け継がれていくためにも、十分な土台づくりは必要です。

今年のきくち秋まつり後、祭実行委員会を早急に開催し、祭りの一本化や、予算、人員確保など、慎重かつ十分な検討をお願いしたいと思います。例えば、祭りの実施についてですが、きくち秋まつりと菊池白龍まつりの一本化の必要はないか。現在のきくち秋まつりは、菊池神社の祭事に合わせており、10月15日に決定されているため、曜日が決まっておらず、平日となることもあり、本年度は幸い日曜日ですが、今後は平日が続きます。地域の過疎化、少子化、商店街衰退に合わせて、参加者の激減と見学者の減少が重なり、このような状態が今後も予想されるため、きくち秋まつりを菊池白龍まつりとの一本化などの検討も必要かと考えます。また、その際、予算の一元化が図られます。

さらに、菊池白龍まつりときくち秋まつりの一本化の場合の時期ですが、私は菊池白龍まつりにきくち秋まつりを一本化した形、つまり、8月の開催日です。しかし、白龍会の方の案は、逆に、きくち秋まつりに菊池白龍まつりを一本化するという案でした。

記録的な暑さで今年も観測史上最も暑い夏と言われていました。あの暑さの中、350キロ以上もの籠を抱えて練り歩くのは限界に近かったとのことで、熱中症の危険もあったようです。私の案とは逆に、きくち秋まつりに菊池白龍まつりを一本化する案でした。つまり、10月開催ということです。

そればかりではなく、いろんな意見があると思いますが、いろいろな方法があると思いますが、多くの方がいろいろなアイデアを持っておられると思います。有料駐車場や有料観覧席の設置などもその一つかと思います。白龍会への予算と参加人員確保への支援は検討していく必要があると考えますが、その場合の意見の集約、検討、大変なご苦勞があると思いますが、とにかく意見に耳を傾けて、実行委員会で検討をしていただきたいと思います。そのことについてのご見解をお示ください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

きくち秋まつりにつきましては、現在、これまでの現状と課題を踏まえまして、祭実行委員会の企画委員会におきまして内容を見直して、新たな祭りに生まれ変わ

るところです。

一方で、菊池白龍まつりにつきましては、祭り開催後の振り返りの中で、白龍会の方から真夏での開催であるため、担ぎ手の負担がかなり大きいなどの意見は聞いております。そのようなことから、祭りの開催に当たりましては、関係団体をはじめ、祭りに携わる様々な関係者のご協力により実施できるものですので、菊池白龍まつりとときくち秋まつりを統合すること、併せて、実施時期につきましては、ご提案があれば、企画委員会の中で協議、検討を行いまして、地元区長をはじめ関係団体で構成しております祭実行委員会において協議することになると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 大事なことは、祭実行委員会の中で、参加されるメンバーの意見をしっかり集約されて、そして、その意見が出やすいような雰囲気づくりを祭実行委員会の委員長をされておる江頭市長にお願いをるところです。

最後に、菊池市の祭りがますます発展することを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時23分

開議 午前10時30分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の活用の状況と今後の対応について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も使い道を含め、質問、要望をさせていただきました。特に旧菊池市だけ終了していない地籍調査の推進、有害鳥獣対策の拡充、昨年の第4回定例会では、地元龍門地域の方々からの要望がありました各林道の整備の状況、菊池森林組合等からの要望、また、近隣の自治体の取組の状況も確認をさせていただきました。

菊池市としても、令和5年度以降のガイドラインを策定中であり、市内の林業関

係者の方々や、椎茸生産者の意見交換会の結果や、森林組合からの陳情書、県の助言などを踏まえ、森林整備をはじめ、林業関係者の方々の担い手の確保や育成、森林の普及啓発などに幅広く活用したいと答弁をいただいております。

今回は、特に森林環境譲与税を活用した菊池市予防伐採事業についてお尋ねをいたしますが、この事業は、私がこれまで何度も指摘、要望を続けておりました、市道にせり出した樹木への対応も含んでおりますので、大いに期待をしております。

そこで、確認を含めお尋ねをいたしますが、これまでの申請の状況と今後の対応についてお示しをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、申請の状況につきましては、昨年度から実施しておりますけれども、その件数について、令和4年度の実績が13件、本年度は11件実施される予定となっております。

今後の対応としましては、この事業につきましては、大変多くの方にご好評いただいておりますので、必要がある限り、継続をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

多くの期待をしておられるということでございますが、今回、改めて実施要綱を確認してみますと、受付締切が5月になっております。区長さん方からの申請もあると思いますが、やはり4月交代で5月の申請が締切りでは、なかなか対応が難しいというふうにして私は考えます。

それと、こういう受け付けは締切りをするんじゃなくて、年中受け付けて、やっぱり伐採するにしても時期があると思うんですね。伐採は、やっぱり冬場が一番木の伐採には向いているということも聞いておりますので、やはり期間の問題と、その締切りの時期、それと予算の拡充もぜひともお願いをしておきたいと思っております。

先般、安武議員のほうから、県道についての補助事業についての考えはないかということで、市長に質問をされております。そのとき、市長の答弁では、県に対しては、市の取組を紹介した上で、同類事業の創設を強く要望するという形で答弁をされております。

本当に、先般、市民レガッタ大会がございましたが、朝からフェイスブックに、

もう県道の草が、物すごく雑草が、ガードレールが全然見えないような状況で、もう大変だということで投稿があっておりました。

私もすぐ土木課のほうにお願いして、県のほうにも、もうとにかくすぐ伝えておってくださいということで、その結果も、その投稿された方の家まで行って、ご報告はしておきました。

正直言って、市道のほうも、もう現在は全然除草作業ができておりません。迫龍農免道というのがありますが、基本的に、昨日、おとといですか、行きましたときにも、まだ除草作業が全然できていない。県、市、それぞれのやっぱりそういう伐採というか、除草作業については、きちんとした対応をしていただきたいと思うんですよ。

今回は市長のほうに、県のほうにどういう形で、やっぱり強く要望していきたいということでございましたので、その状況が分かれば、お答えをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 道路にせり出した樹木の伐採に関する県への要望の件という趣旨のご質問でございました。

議員がお尋ねされました件につきましては、前回の定例会閉会后、直ちに県北の広域本部の林務課を通じて、その旨を要望しているところでございます。

これは本市独自の制度がもともとの発端となっておりますので、県のほうでは、県全体に対して、同じようなことはまだお考えではないということで、検討をされていることというふうに承知しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 なかなか県のほうも予算が限られた中でやっぺらいますので、大変だと思いますが、やはりイベント、市民レガッタ大会とか、コッコファームのレガッタ大会のときには、辛うじて間に合っていました。

それと、県は鯛生菊池線ですから、それでいいんですが、市道については、迫龍農免道なんかはもう完全に農政課と土木課のほうの所管が分かれておりますけど、市ですから、やっぱりそのことについても、回数がどんどん、除草作業の回数が減っていて、もう現実的には非常にもう迂回路としても適していないような状況になっておりますので、このことについては、やっぱりきちんとした対応について、強く要望しておきたいと思っております。

それでは次に、市職員の市外からの勤務状況、これまでの推移、通勤手当、住宅手当の状況について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、平成29年9月の定例会の予算決算常任委員長報告の中で、災害時における職員の参集や、菊池市内における自治体活動への参加、通勤手当等の削減のために、職員の地元在住を促すべきであるとの提言が述べられました。熊本地震時における市職員の対応の問題、今後の市の財政の観点からも提言をされたものであります。

私もこれまで、何度も確認を含め一般質問をしておりますが、市職員の市外からの勤務者の数が、全体の職員数は減少しているのに、市外勤務者数が大幅に増加しており、将来的には大変心配をしております。

県内の自治体でも、通勤手当等の検討による様々な取組をされております。菊池市も財政、人口減も含め、しっかりと検討をしなければならない問題であります。

現在の菊池市は、後で質問をいたしますが、公共施設等総合管理計画、水道検針の改正など、市民に直接痛みを伴う計画を推進されておりますが、私には市民の方々より、行政の改革の優先順位も含め、意見をたくさんいただいております。

そのような観点からもお尋ねをいたしますが、市職員の市外勤務の状況、これまでの推移、通勤手当、住宅手当の状況についてお示しをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、木下議員のご質問にお答えさせていただきます。

職員数、また、そのうちの市外在住者数については、通告の際に、平成20年度、平成30年度、直近3年間というふうにお聞きしておりますので、その順にお答えをさせていただきたいと思っております。

年度ごとの職員数及び市外居住者数でございます。再任用職員等を除きまして、各年の4月1日現在でお答えをいたしたいと思っております。

まず、平成20年、職員数555人、うち市外居住者80人。平成30年、職員数475人、うち市外居住者128人。直近3年でございます。まず、令和3年、職員数454人、うち市外居住者144人。令和4年、職員数449人、うち市外居住者152人。令和5年、職員数449人、うち市外居住者147人でございます。

次に、通勤手当及び住居手当につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間についてお答えをいたします。

なお、再任用職員等を除きました各年度の決算額及び支給対象者数を申し上げた

いと思います。

まず、通勤手当の支給状況につきましては、令和2年度、支給対象者364人、支給総額が約2,572万円、うち市外居住者が138人、支給総額が約1,586万円でございます。令和3年度、支給対象者349人、支給総額約2,523万円、うち市外居住者は143人で約1,616万円でございます。令和4年度が、支給対象者352人、支給総額約2,498万円、うち市外居住者140人、約1,601万円でございます。

次に、住居手当の支給状況につきましては、令和2年度、支給対象者104人、支給総額2,656万円、うち市外居住者38人で約1,047万円です。令和3年度が、支給対象者106人、支給総額約2,726万円、うち市外居住者42人、約1,066万円です。令和4年度、支給対象者97人、支給総額が約2,520万円、うち市外居住者37人で約999万円でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 数字を聞いて、やっぱりびっくりされた方もいらっしゃるかなと思います。

先ほど申し上げたように、やはり職員数は、基本的には人口減もあっておりますので、やはり職員数はどんどん減っておりますが、市外勤務者については、もうある面ではどんどん増えていっていると。その状況を見て、市民の方々がどう感じられるかですね。

地方自治法に基づいては、どこから来られて、どこから勤務をされて仕事をされても何の問題もございません。しかしながら、先ほど申し上げた予算決算常任委員長報告の中でも、やはり地震後のすぐでしたから、やっぱり防災に対する対応とか、そういうことに基づいて、この提言がされたと思います。ですから、私としてはそのことを、そういうのも加味しながら、やはり対応していく必要があると思います。いろんな方法はあると思います。やっぱりふるさと納税で協力していただくとか、市内で買物をしていただくとか、いろんな方法はあると思いますので、そのことについては要望をしておきたいと思います。

ここで、ちょっと1点質問させていただきたいことがあるんですが、先般、島議員のほうで防災士の件について質問されました。菊池市の防災士も、今現在、254名ぐらいいらっしゃるんですかね。その中で、500名が目標ということで推進をされておりますけれども、何か市外の市の職員の方がその講習を受けて、受講された。そういうちょっと情報も入りましたので、そういうことの実事確認をさせ

ていただきたいと思いますので、そういうことがあるんでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

市外在住職員の防災士養成講座等に係る内容の件でございますけれども、市職員につきましては、防災士の資格取得を推進しております。防災士としましての一定の知識、技能を取得した防災士がいることが、常日頃から防災士目線での施策を業務に反映することができまして、市民への適切な指導や助言等にも効果があると期待をされることから、本市では、防災士の資格取得を職員に推進しておるところでございます。

その費用等につきましては、市職員については、市民の方々には補助金という形で対象としておりますけれども、費用につきましては、職員の住まいを問わず、教本代、受験料等の必要な費用を負担しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 基本的に、この防災士の資格の補助金というのは、市内に在住というのが基本であります。そして、やっぱりとにかく区長さんとか、そういう約1万2,000円の補助を出していらっしゃるということですが、それが本当に市外の職員であって、それに市の税金の1万2,000円を補助する必要があるのか、私はちょっとこの件については不適切だと思います。

時間もありませんので、この件については、改めて質問をさせていただきたいと思いますが、今お聞きした感じでは、やっぱり市内の人にとっていただいて、市内の税金で、そしてまた、区長さんとか、いろんな方々にやっぱり血税でございまして、市外の職員にそこまで、そらいろんな勉強をするのは必要性が十分あると思いますけど、補助金を市外の職員にまで出してするようなことについては、私はちょっと納得のいかないところでございます。

また、この件については、改めて質問を次の機会で行っていきたいと思います。

それでは次に、契約についてお尋ねをいたします。

菊池市においても、様々な契約が行われ、契約の内容を文書にしたものを契約者として明文化することによって、お互いの権利義務を明らかにして取引を進めることとなります。もちろん、もしそれらに反することがあれば、契約書を基に、契約に合意した相手に対して義務を果たすように要求できます。市としても、各契約書については、定期的に確認をする必要があると思われませんが、現在のチェック体制

についてお示しをしていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

市が締結いたします契約につきましては、契約の起案から決裁を通しまして、契約書の内容について確認をしております。

庁内の事務手続におきましては、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務決裁の適正化を図るため、菊池市事務決裁規程を定めております。定められました専決事項の決裁区分に基づいて事務を進めているところでございます。

また、契約額の支払、受入の際にも、その金額や相手先等について確認をしまして、支払、受入の事務を進めております。

契約後の契約書の確認など管理運用につきましては、各担当部署が行うことになるということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 各部署担当が確認をするというふうになっておるということですが、実は、私が先般、土地の賃貸借契約について、これは市と借主が地元いらっしゃいますが、その契約書を行政文書開示請求で取ってみました。それを取って見たら、令和5年3月の23日に取り、開示されたのが3月の27日に開示されたわけですけど、その契約書を見てみますと、お二人とも、市の代表、前市長もお亡くなりになっておりますし、その相手方のほうもお亡くなりになっていいます。この契約書をきちんと確認してみますと、借主のほうは借主のほうで、ちゃんと届出義務というのがあります。結局、これはその所在地また代表者に変更があったときには、速やかに市に対して届け出なければならないということが明記されております。それで、それが全然確認ができていなかったと。その借主のほうは、もうその間に代表者が何人も替わっているような状況です。だから、こういうのが本当にずさんな契約書としか、私は思えないんですね。

私がこうやって、賃貸借契約書をちょっと取っただけでも、これだけのことがあるのであれば、全体で見れば、やっぱりたくさんあるんじゃないかと。そういうのがやっぱり一事が万事といいますか、そういうのを再点検する必要があるんじゃないかと思って、今回は質問をさせていただきました。

このことについては、やはり市長が、前市長から市長、江頭市長になられてから、そういうのの契約とか、そういうのをきちんとやっぱり担当部署に確認をするよう

に、また、その指示をするべきだと思います。それがおろそかになっていたというのがこういう結果だと思いますので、そのことも含めて、やはりチェック機能の体制を今後はやられるのか。

私も先般、不動裕理様の基金についての質問をさせていただきました。不動裕理さんも、平成26年に市長が就任されてから、私は不動裕理さんのほうに挨拶に行かれるようなことを質問しております。その後、全然ご挨拶もされてない。いろんな連絡も取ってなかったから、いろんなことも含めて、今、大変な状況になっているんじゃないかと私は認識しておるわけですね。だから、そのことも含めて、今後、こういう体制のチェックをされるのか、されないのか、江頭市長にお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 法人との契約に関する体制整備の必要性という趣旨でのご質問でございました。

まず、大きな原則としまして、法人との契約においては、代表者の行為の権利義務というのは、当然法人に帰属するものでありまして、個人に帰属するものではありません。したがって、代表者が替わったとしても、契約の効力に影響はないものであります。案件によっては、ごく少数ではありますが、個別の契約書の中で代表者の変更等があったときは届け出ることを規定しているものもありまして、その場合は契約条項に基づく手続が生じることとなります。

ただし、契約条項に基づく変更手続が仮になされていなかったとしても、様々な事務手続の過程で、市の事務執行上必要な代表者登録は変更されることとなりますので、事務処理上の問題はございません。

それから、現在の運用の中で、今申したような事情で特段の問題は生じておりませんので、体制の整備までは必要ないというふうに考えておりますが、今後も契約条項の適切な解釈、運用には十分留意をしまいたいというふうに考えております。

それから、不動裕理さんの件のお尋ねは、これは通告と違いますし、また特段、今、問題があるわけではなくて、せんだって、別の方の答弁でもお答えしたとおりでありますので、控えさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 特段問題はない。しかしながら、この契約書には、やは

り届出義務というのがちゃんとあるんですよ。だから、そのことをやっぱりちゃんと市のほうが把握をして、それをちゃんとチェックする必要は十分あったと思います。ですから、やはり代表者が替われば、きちんと代表者の契約に基づいた、やっぱり改めて契約を取り交わすのが通常のやり取りだと思いますので、一般的な常識とは違うように感じましたけれども、次の質問に行かせていただきたいと思います。

それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区への環境整備基金の活用状況について、お尋ねをいたします。

令和4年10月21日に、議会月例会で九州産廃菊池事業所が法律に違反したことによる措置命令に対しての改善が、令和4年3月29日付で完了したことが報告をされました。

今後は、処分場内の地下水及び水処理施設、その他処分場周辺の河川水などの水質検査も引き続きお願いしたいと思います。

また、先般の一般質問でも申し上げましたが、私としては、九州産廃の熔融キルン式焼却施設の閉鎖後の解体を、これまで長い間、産廃反対問題、風評被害等で苦しんでこられた地域の方々のためにも、早急に行っていただきたいと思います。執行部の確認では、会社としては、解体する予定ではあるが、時期は未定であるとのことでありました。

この件につきましては、引き続き、市としても強く要望をお願いしておきたいと思います。

今回は、地元水迫地区への環境整備基金について、確認を含めお尋ねをいたしますが、基金の現在の残高は約1億1,900万であります。使途目的も決まっております。基本は廃棄物処理施設の周辺地域、すなわち、水迫地区への環境整備に関する事業並びにその他環境保全を推進するために必要な経費等の財源に充てるための基金であります。

これまで、この環境整備基金につきましては、これまでの経緯も含め、何度も指摘、要望を一般質問等で続け、また、これまでの地元区長様と協議を重ね、私としては、長い間、産廃問題でご迷惑、ご苦勞をおかけした地域にぜひとも活用していただきたく、説明を続けてまいりました。

おかげさまで、令和5年度の水迫地区区長様によって、各地区の要望を取りまとめていただき、水迫地区としての陳情書が本年7月31日付で提出されております。内容としては、水迫地区全体としての要望と、各地区のそれぞれの要望が出されておりますので、今後は市としても、緊急性、公平性等を考慮していただき、対応されると思われませんが、現状をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 皆様、改めまして、おはようございます。議員のご質問にお答えいたします。

水迫地区区長会からの要望につきましては、7月に水迫地区長から取りまとめ状況の途中経過報告がございました。

水迫地区区長会から正式に提出される要望につきましては、水迫地区の関係区長へ確認を行い、必要に応じて関係住民の皆様への聞き取りや現地確認などを行います。

その後、庁内の関係部署と協議を実施し、基金の積立状況を考慮しながら、環境整備基金条例に基づいた活用を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

要望も、まだ具体的に見積り等も上がっていない地域もございますので、そういうのが上がってきて、また何度もこのことについてはやっぱり地域で協議をさせていただかなければならないと思います。

水迫地区全体の要望については、その部分については、早急に取り組めると思いますので、そのことはしっかり考慮していただいて、対応をしていただきたいと思います。

いずれにしても、やっぱりこれまで何度も申し上げますけど、本当に水迫地区の方々がこの産廃問題については大変なご苦勞をされておりますので、しっかりとその苦勞に報いるように、ちゃんと価値観のある基金の活用を行っていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と見直しの必要性について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。私はそのときにも申し上げましたが、その後も一般質問等で一貫して各支館の地域移管の問題、廃止となっている重味グラウンド、きくちふるさと水源交流館、水源支館についても見直しを含め、指摘、要望を続けております。

市のこれまでの答弁では、現状の個別計画は、施設本来の用途を基準に、将来の方向性を示したもので、避難所などの別用途として利用している公共施設個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また関係機関と連携を図りながら、利用者

などの意向を踏まえ、丁寧な説明を行いながら合意形成を図っていききたいと同じ答弁の繰り返しであります。

前回の一般質問でも申し上げましたが、市の現在の説明の状況は、市民に選択権を与えない、意見を一方的に押しつけているように感じられます。私は、市民の生命を守る一番の目的である施設については、従来どおり市で管理するべきであります。

令和3年7月の総務文教常任委員会所管事務調査委員長報告では、本市の指定避難所等の総数は52か所であり、平常時の収容人員は9,280名であります。コロナ禍における収容人数は、国、県からの指示は3分の1程度であるという点がありました。

そのような中、公共施設等総合管理計画において、中山間地域における指定避難所、避難場所の廃止等が計画されていることは、コロナ禍における避難所運営の視点に立った場合、車中泊スペースを含め、避難所、避難場所の確保に十分留意し、慎重に行うことが重要であるとの指摘がありました。

本市でもまだ完全に終息していないコロナの問題、熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかり考慮して検討を進めなければなりません。先ほども述べましたが、全く市民に対しての配慮が感じられません。私としては、市民の生命を守ることを最優先に、計画の白紙撤回も要望しながら、質問等を続けていききたいと思いますが、市の現在の市民の意見等の集約も含め、お示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、まず私のほうから、公民館支館と重味グラウンドに関する説明状況について、お答えします。

公民館支館に係る個別施設計画の説明状況につきましては、支館の管轄する地区ごとに、昨年7月から11月までの間、対象行政区区長説明会を開催し、本市の公共施設等総合管理計画策定までの経緯と、併せて個別施設計画では、公民館支館の方針は「地域移管」である旨を説明しております。

迫間支館における説明会におきましても、市からの計画の内容をご説明し、区長さん方と忌憚なく意見交換をさせていただきました。

今後、10月以降、改めて、対象行政区区長説明会を開催することとして、日程調整を完了しております。こうした取組の中で、引き続き、丁寧に合意形成に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

また、重味グラウンドにつきましては、令和3年10月、重味地区区長会におい

て、体育施設としての利用がない旨を説明しております。令和4年11月、重味周辺地区の区長への説明も実施しているところでございます。

また、該当地区の区長様より再度、区長会での説明を依頼されておりますので、支館同様、10月以降も改めて説明会を開催する予定でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 北島政策企画部長。

[登壇]

○北島悠子 政策企画部長 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、きくちふるさと水源交流館の市民への説明状況について、答弁申し上げます。

きくちふるさと水源交流館の地域への説明状況としましては、昨年度は、NPO法人きりり水源村の理事や事務局と協議をし、8月から9月末までの期間に、きくちふるさと水源交流館に関するアンケートを水源校区の住民の方及びNPO法人きりり水源村理事・会員等へ実施いたしました。

また、アンケート結果を踏まえ、今年の1月から8月までの間に4回の座談会を開催、8月27日に開催しました座談会では、江頭市長も出席し、今後の方向性について、地域住民の皆様と意見交換を行ったところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

それぞれ丁寧な説明をして、対応しているということでございますけれども、何度もこの資料を提示して、私言いますけれども、結局、選択権がないんですよ。結局、地域移管か、廃止のいずれかを今後判断していただくという資料を基に説明をされるんですね。ですから、もう何度このたたき台とおっしゃっても、このたたき台が選択権がこの二つしかない。私は、もう一つ、今までどおり、やはり行政のほうで管理運営をしていただくようなそれがなければ、選択はできません。

先般、区長さんも4月に替わられていますので、私も地元区長さん方とお話をし、8月18日に、迫間地区においては区長会が開かれて、重味のグラウンドのドクターヘリのヘリポートの件と、避難所である迫間支館のことについて、ちゃんときちんと協議をしていただいて、意志統一を図っていただきたいということで段取りをしましたので、迫間地区区長会で基本的には今までどおり行政のほうで管理運営をやっていただきたいということで、もう全会一致で意志統一はできております。今後、説明会とかそういうのが予定されているみたいですが、私としては、

もう一切必要ありません。もう区長会がその区の代表として、全会一致で今までどおりやっていたきたいということで、もう意志統一はできておりますので、そのことについては、きちんと申し伝えておきたいと思います。

次は、一部の議員も、先般の菊池市の人権・同和教育研究大会が、私は区長さんたちが出席される分科会のほうに出席しましたが、そのときに龍門の支館長の原本さんという方が報告をされました。その中で、私、最後の支館長ということでおっしゃったものですから、会場の中からも、最後の支館長というのはどういう意味でございますかということで質問がありましたので、そのときに、原本さんのほうからいろんな説明をされて、行政のほうも財政があればだから最後になりますと地域移管のことをおっしゃって、あそこは、龍門の支館は避難所には指定されていないですね。そういうこともありまして、それと、すぐ近くに龍門小学校跡地がありますから、ちょっとほかの地区とは対応のあれが違うと思いますが、その中で、ちょっと市長が、何か7月の7日に龍龍館で行われた龍門地域の会合の中で、住民の方がこの龍門支館のことを尋ねられたら、私はあまり知りませんというか、そういうことをお答えになったということでございました。そのことを百何十名はいらっしやっただと思いますけど、その会場の中で発言されましたので、そのところの真意をちょっと確認しておく必要があると思いましたが、ここでお答えをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問は、これは個人名は伏せさせていただきますけども、ある支館長の発言に対して、市長はどういうふうに答えたかという趣旨のご質問でございました。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○

休憩 午前11時13分

開議 午前11時16分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問にお答えする前に、ご質問の趣旨をちょっとよく確認をしておきたいということがございます。ちょっと今、日にちは、おっしゃった日にちは、今、覚えておりませんが、人権関連の会議の中で、あ

る方がおっしゃったことと、それから、その同じ内容を私に、別の日に、別の会のときに本人が私におっしゃった際に、私は知らんと言ったということの趣旨でよろしゅうございますか。ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 私がお聞きしているのは、その龍門の最後の支館長様が、その会場にはいなかったんですね。7月7日の龍龍館で行われたその会合で、その趣旨の内容を聞かれたわけです、ある方が。龍門支館のことはどうなりますかと言ったら、市長がそのことは知らない、そういうふうにおっしゃったから、そのことに対して、最後の龍門の支館長はびっくりされて、そら知らんはずはなかでしょうという形で、人から聞いた話で、あの会場でちょっとしゃべられたものですから、私もその会場にいましたので、ちょっとびっくりしましたが、だから、7月7日の龍龍館のその会合でそういうことを聞かれて、そして、市長がそのことに対して知らないと言ったのか、言わなかったのかということを確認しているわけですよ。以上です。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、今のご質問にお答えします。

ただし、どうも前提とされている事実が全く違うような気がしますので、私のほうから、まず事実関係を申し上げますと、まず、7月7日かどうかは私は覚えておりませんが、龍龍館の会合におきまして、ある方が、もう俺は最後の龍門支館長だもんなどというふうにおっしゃいましたので、えっ、何ですか、それということをおし上げたのは事実でございます。なんとなれば、各支館は、龍門支館も含めて、こちらからのたたき台をお示しして、さあどうしますかということのこれから意見交換を行う状況でございますし、その間、支館は開かれているわけでございますけれども、どなたが、今、支館で何年置きにそれをどういうふうを選任されているのか、何年後に終わるか、終わらないかの議論も含めて、まだ途上でありますので、ご本人に対して、最後の支館長なんて知りませんよというふうに申し上げたというのが事実でございますから、そのことはご理解をいただきたいというふうに思います。

これが答弁になるかどうかは知りませんが、事実関係も踏まえた私の答弁とさせていただきます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長、トップとしてのやっぱり発言については、やはりそういう違う意味での誤解を受けないように、気をつけていただきたいと思います。

それでは次に、国道387号沿いの迫間地区における迫尾型太陽光発電事業の地域への環境保全について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

本年2月17日、市役所において、開発業者としては、工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で説明会が行われ、開発業者側の提案と、地域住民からの排水の問題、また、これまで業者が示した6基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、地域住民としても、地元代議士の先生にも要望活動を行い、国に対しても直接面談等を進めておりましたが、本年4月末より、開発業者による迫間支館の隣接に迫尾型太陽光発電設備の設置が始まりました。結果的には協議が物別れになったとはいえ、開発業者が示した条件の対応の前に、迫間支館の隣接に現在8基程度の迫尾型太陽光発電設備が設置されています。地域住民の方々も、市の環境基本条例に基づいて、新たに設置する場合は、説明責任があるのではないかと大変憤慨されております。

先般、地域住民の方々より、8月上旬頃から迫尾型太陽光発電設備から音がしているようだと連絡がありましたので、地域住民の方々と協議を行い、早速菊池市と経済産業省コールセンターに連絡を入れたところ、経済産業省からは再生エネルギー発電設備ID番号を確認するように言われましたが、その時点では確認できずに、後日、8月26日に看板を確認することができて、ID番号を経済産業省コールセンターに連絡することができました。市にも同時に連絡をしておりましたので、国に対しても確認をしていただいていると思います。

また、開発業者については、現在、弁護士を通じての確認となると思いますが、迫尾型太陽光発電設備の稼働の状況も含め、開発業者の現在の状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 宇野木市民環境部長。

[登壇]

○宇野木浩二 市民環境部長 それでは、迫間地区太陽光発電事業に関しまして答弁を行います。

迫間地区太陽光発電事業に関しましては、本市環境基本条例に基づき、現在、事前協議を行っている案件でございます。

ただいまの議員ご質問の件につきましては、8月下旬ごろに迫間地区関係住民から本市に対しまして、太陽光発電設備から稼働音のような音が聞こえるようになったと思われることから、発電事業が開始されているのではないかととの問合せのほか、発電事業者の氏名や発電設備の設置場所などが記載された標識が事業者計画地入り口付近の立て看板の下部に設置されているとの情報提供がございました。

この標識に関しましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則により、発電設備の外部から見えやすいように、発電事業を行おうとする者の氏名または名称、その他の事項を記載し掲示することとされているものでございます。

このため、まず、本市による事業計画地外からの目視による現地確認を行い、標識の設置を確認したところでございます。併せまして、発電事業開始の有無等の詳細について確認するため、開発事業者代理人弁護士に対する情報提供依頼や、再生可能エネルギーに係る関係法令を所管する九州経済産業局への状況報告及び情報提供依頼を行ったところでございます。

現状としましては、開発事業者代理人弁護士からの情報提供がなされなかったこと、九州経済産業局においては、発電設備の運転開始日等の公表については、事業者が行う再生可能エネルギー特別措置法に基づく定期報告の受理等により反映されるものであり、発電開始後すぐに公表情報に反映されるものではないこと、公表されていない情報を提供することはできないこと、及び運転開始日等の情報については、経済産業省ホームページで確認されたい旨の情報提供がなされたことから、現時点において、発電事業開始の有無等の詳細な確認までには至っていない状況でございます。

本市としましては、今後におきましても、関係地区住民の皆様と開発事業者間における事前協議を進めるため、これまでと同様に継続した現地確認等を行いながら、開発事業者代理人弁護士から本市へ連絡を受けております開発事業者が行っている雨水排水対策に係る施工状況及び国道沿い発電設備6基に係る変更や、移設に関する進捗状況等の確認を行ってまいりたいと考えております。

併せまして、適宜、国の関係機関等との情報共有等を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 答弁をいただきましたけど、現時点では、ある面では確認できていないということでございますが、間違いなく稼働をしていると思います。

先ほども申し上げましたように、音がした時点で経済産業省のほうに地域住民の方が連絡入れたら、そのときはID番号があるはずですよ。言うなれば、今、部長が答弁された、こういう看板の設置があるべきだという形でおっしゃったのに、なかったと。だけれども、そのことを申し入れたら、看板が設置された。そういう状況でございます。

運転開始日は、もう6月という形で提示されているのに、看板の設置は8月末ということでございますので、そういうことも踏まえて、やはり市としても、弁護士を経由でないと何も連絡が取れないような状況になってしまっておりますけれども、市民の立場になって、今後も対応していただきたいと思います。

それと、今年の7月31日に、基本的には経済産業省は推進派でございますので、そのことに対して、太陽光発電のトラブル調査ということで、今度は総務省の行政評価局が太陽光発電設備のトラブルに対する実態調査を進めているというのが新聞に掲載されておりました。こういうことも含めて、やはりこれだけ地域住民の方が、ある面では不安の解消ができていない状況でございますので、市としても、やはりまずは地域住民の不安の解消になるような行動を取っていただきたいと思います。この件については、ちょっと市長のほうから一言答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 迫間地区の太陽光問題に対する考え方を述べよという趣旨のご質問でございました。

まず、太陽光発電事業につきましては、急速な事業拡大に伴いまして、おっしゃるとおり、全国的な太陽光事業に起因する土砂災害あるいは地域住民とのトラブルなど、様々な問題発生等が起きておりますし、またその懸念もでございます。

こうしたことから、現在、国においては、関係法令を改正して、地域と共生した発電設備の導入等に関する検討が進められているというふうに承知しておるところでございます。

市におきましては、こうした国の動きに先駆けて、事業者に対しまして、地域住民等の意見を尊重し、良好な関係を保持することなどの合意形成を図ることや、適正な設備設置及び維持管理等を規定した、いわゆる許可制による太陽光条例というものを令和4年1月に県内で初めて施行して、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全するべく運用しているところでございます。

しかしながら、迫間地区の太陽光問題に関しましては、この太陽光条例施行以前

の事案でございますので、環境基本条例に基づく対応を粘り強く図っているものでございます。

これまで何度もお伝えしているところでございますけども、これまでの協議等を通じまして、地域住民の皆様が大変大きな不安感を抱えていらっしゃるということは私も感じているところでございます。

現状としましては、地域住民の皆様と事業者間の双方の考えに隔たりがあり、協議が調うまでには至っていない状況でございます。

市としましては、この環境基本条例の範囲内で、全力で関係地域住民の皆様と開発事業者双方における協議につきまして、仲介役の形で、粘り強く市として最大限の努力を行ってきているところでございます。

事態の解決に向けまして、双方における協議が調いますよう、今後も引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 基本的に市の環境条例違反からスタートしておりますので、そのことを踏まえて、市民の生命、財産を守るために、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月28日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午前11時32分

第 7 号

9 月 2 8 日

令和5年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第7号

令和5年9月28日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 議案第76号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 議案第76号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎

17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	芳野	勇一朗
政策企画部長	北島	悠子
総務部長	開田	智浩
市民環境部長	宇野木	浩二
健康福祉部長	中尾	孝浩
経済部長	三池	克徳
建設部長	山田	哲二
七城支所長	古田	十咲
旭志支所長	竹村	秀一
泗水支所長	高島	英輔
財政課長	稲葉	一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄	和彦
市長公室長	中川	敬三
教育長	音光寺	以章
教育部長	村田	義喜
農業委員会事務局長	中原	親弘
水道局長	宇野木	洋一
監査委員事務局長	高木	智生

事務局職員出席者

事務局長	前川	幸輝
事務局課長	松原	憲一
事務局課長補佐	笹本	聖一
議会係長	志水	利貞

議 会 係 河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末293～316頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る9月5日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第56号から議案第75号まで、並びに陳情第2号の21案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案2件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第74号については、執行部より、本案は、令和5年度菊池南中学校長寿命化改良工事の契約締結に当たり、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今回、99.99%という高落札率で、かつ応札業者が2者だったということから、適正設計だったのか疑問に思われるが、問題等はなかったのかとの質疑に対し、執行部より、今回の入札に関しての聞き取りは行っていないが、業界全体として人件費及び材料費が高騰している状況であり、加えてTSMC関連でも職人の確保が困難であったということがある。適正な設計だったのかという部分においては、予定価格の積算に当たっては、公共工事の積算基準に基づき適正に計算し、可能な限り最新の単価を採用しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、設備、電気、外構、建築等を分離発注すると、市内業者のほとんどが入札に参加できると思うが、なぜ分離発注しないのかとの質疑に対し、執行部より、本市では、市内業者の受注機会の確保のため、建築工事については可能な限り分離分割発注することとしているが、菊池南中学校長寿命化改良工事においては、既設校舎の長寿命化の改修と普通教室棟2棟への増築工事を行うことに加え、仮校舎等を利用し、長時間にわたり工事区域を分けて施工するため、柔軟かつ迅速な対応が求められることが一つと、あとは子どもたちが学校でスムーズに授業を受けられるよう配慮したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、工期はどれくらいなのかとの質疑に対し、執行部より、工期は、契約日の翌日から令和7年12月12日までであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、その間、今値上げラッシュで材料費等が上がってくると思うが、それに対してどう対応するのかとの質疑に対し、執行部より、今後の物価高騰については、契約書の約款にスライド条項の定めがあり、業者から申出があれば、それに基づき協議を行って、必要に応じて変更していくとの答弁がありました。

次に、議案第75号については、執行部より、本案は、南住吉区の消防積載車格納庫の敷地を無償譲渡するに当たって、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今現在、南住吉区は法人格を有しているのかとの質疑に対し、執行部より、地縁団体として認可を受けられているとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第74号について、99.99%の高落札率という結果であったが、応札が2者だったことと、工期が長いので今後の物価上昇なども踏まえ、業者のほうも値引きすることができなかったということも考えられる。この件については、適正な開札を行っており、結果は高落札率だったとしても、適切な入札結果であったと考えている。地場産業の育成ということを念頭に置いて、管理経費が多少高くなっても、分離発注して地元の仕事をとすべきだと思う。今後全ての工事において、分離発注の検討をしていただきたい。高落札率であったということで、業者の聞き取り等はしっかり行っていきながら、適正な設計・施工というものが求められると思うので、今後に反映していただきたいとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第74及び議案第75号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第56号については、執行部より、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。なお、改正による本市の事務に影響はないものと考えたとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第57号については、執行部より、放課後児童クラブの支援員は、保育士の資格や教員免許等を有する者で、県が実施する認定資格研修を修了した者でなければならないが、令和5年3月31日までに修了する予定の者についてみなし支援員としていた。今回、国からの通知により、放課後児童クラブの支援員としての業務に従事してから、2年以内に研修を修了する予定の者においてもみなし支援員とすると改正されたため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この改正によるメリットは何かとの質疑に対し、執行部より、支援員の確保ができるということであるとの答弁がありました。

また、委員から、みなし支援員も含めて、資格を持っている方は何名いるのかとの質疑に対し、執行部より、本市内の放課後児童クラブに支援員が97名、認定資格研修を受けた支援員は55名、残りは補助員として従事しているとの答弁がありました。

また、委員から、みなし支援員という研修を修了していない支援員が従事する場合、事故などが起こる可能性が高いのではないかと、また、その対策はされているのかとの質疑に対し、執行部より、支援単位に対して2名の配置が必要だが、本市においては、認定支援員と補助員または認定支援員2名で従事しており、みなし支援員と補助員の組合せでの運営はされていないとの答弁がありました。

また、委員から、認定資格研修の期間はどれくらいか、また、その費用についてどれくらいかかるのかとの質疑に対し、執行部より、年に1回熊本県が実施しており、1科目1時間30分の講義が1日4科目、4日間行われ、受講料は無料であるとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第56号及び議案第57号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決

すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆さん、おはようございます。経済建設常任委員会の委員長報告をします。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案4件、陳情1件の5案件です。

3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第58号及び議案第59号については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より、議案第58号は、菊池市交流促進センターを、竜門ダムエントランス広場と一括して活用するための用途変更するに当たり、菊池市交流促進センター条例を廃止するものであり、議案第59号は、議案第58号の菊池市交流促進センター条例の廃止に伴い、新たに菊池市竜門ダム広場条例として整備する必要があるためであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、現在の管理者とは話し合いを行って、この形がよいとなったと捉えたよいのかとの質疑に対し、執行部からは、現管理者と協議を重ね、このような管理方法が一番よいと理解されており、今回、キャンプ場自体を指定管理できるような形で条例改正を行うものと話をしているとの答弁がありました。

次に、議案第60号及び議案第61号については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より、議案第60号は、水道料金の基準となるメーター検針について、令和8年度より、毎月検針から二月ごとに変更するに当たり、菊池市給水条例の一部を改正するものであり、議案第61号は、議案第60号の菊池市給水条例の一部を改正する条例に伴い、菊池市下水道条例の一部を改正する必要があるためであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、前回6月定例会から間髪入れずにこの提案がなされたが、検針員への説明は全くされていないと伺った。なぜ説明されないのかとの質疑に対し、執行部からは、議会以外に先に説明することは好ましくないと判断し、議会運営委員会後に、現在の検針事業を含めた業務受託事業者に対し、条例改正案を上程する旨を通知した。検針員への説明は、事業者の判断に任せ、市から直接検針員への説明はし

ていない。これは、直接、市から検針員に説明することは越権行為との意見等もあったため、説明は差し控えたとの答弁がありました。

次に、委員から、今年度に入り、確かに住宅が増えてきている状況があると思うが、今年度、水道料金収入が増えているのかとの質疑に対し、執行部からは、給水戸数は、現在も確かに増えているが、給水人口が減少しており、料金は増加していないとの答弁がありました。

また、委員から、今から2年半後の令和8年4月からという理由はどの質疑に対し、執行部からは、前回は10か月程度で少し短いということであったため、庁内協議を行い、2年とするか3年とするか議論したが、2年として結論を見ているとの答弁がありました。

次に、委員から、経常収支比率が、今後これだけ戻つばみになる一番の理由はどの質疑に対し、執行部からは、営業収支比率と経常収支比率はある程度比例するものであり、営業収支比率が下がれば、それに伴う経常収支比率もおのずと少しずつ低下していくことになるとの答弁がありました。

次に、委員から、水道管の老朽管の更新率はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部からは、令和4年度の決算では0.41%、令和3年度が0.92%、令和2年度が0.91%となっており、令和4年度が前年度より減っているのは、令和4年度に管路より水源池の整備を重視したために下がっているものである。管路更新率が非常に低いので、今後、更新しなければならぬと思っているとの答弁がありました。

また、委員から、老朽管が非常に多く漏水が多い。なかなか上に上がってこない漏水が多くて、更新しても更新しても全然漏水が減らない状況で、有収率が低い状況になっている。これから先は、更新そのものの費用が少ないので、これからのネックになってくると思う。なかなか難しいが、予算も確保していただきたいとの意見がありました。

次に、陳情第2号については、花房さくら坂公園の維持管理についての陳情であり、質疑を行いました。

委員から、要望書の1に、菊池平野が一望でき、新たな観光スポットとなるよう、樹木の伐採等を要望しますとあるが、七城側はあまり見えていないので、その辺の交渉や経緯はあるのかとの質疑に対し、執行部からは、確かに、展望所を上がられて左側の竹のほうが目立つ状況にある。そこは既に地権者の方から、伐採の承諾は得ている。一部は部分的に切り始めている状態であり、その隣の地権者の承諾を得られる範囲で伐採させていただきたいと思っているとの答弁がありました。

委員から、要望書の3に、手間・作業が必要であるかを地元区長との話し合いの

場で提示するよう要望しますとあるが、どうかの質疑に対し、執行部からは、作業内容は、今後、地元と話をさせていただきながら、どこまでできるかできないかの話し合いをさせていただきたいとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第60号及び議案第61号について、検針員への説明が全くされていない。もう少し検針員とのコミュニケーションが取れていれば納得したが、全くされていないということで、いろいろ考えるところがある。検針員との合意形成がないままに、このことを進めて引き継ぎがうまくいくのか心配である。検針員への説明は、少なくとも2年前ぐらいから、市ではなく業者のほうからあるべきと思っていたが、それがなされていなかったため、前は反対した。今回は2年半も調整期間を設けてあり、これならばもともと監査委員の指摘に対する市の取組であることから、必要だと感じている。いろんな見方があると思うが、営業収支比率が今後下がって悪くなる根拠が、人口減であり、老朽化もしくは水道管の更新率であったりと考えると、ますます収益性や財政状態も非常に心配である等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第58号、議案第59号及び陳情第2号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

議案第60号及び議案第61号については、委員より、6月定例会から間髪入れずの提案であり、前回定例会で一番の問題であった検針員への説明が全くされていないことから、検針員、ひいては市民の権利、生活、雇用を守る観点から反対する。令和6年度から今回は令和8年度へ、2年間延ばされた根拠が明確に示されていない。また、今、TSMC絡みによって大きく状況が変わろうとしており、これまでの状況であれば隔月検針の取組が必要なことかもしれないが、給水戸数の増加、加えて給水量も増える可能性が十分に秘められていると思うので、今、給水条例の一部改正を行う必要があるのか、時期尚早であり、反対するとの反対討論がありました。

また、委員より、今回は、施行日を2年半先の令和8年4月1日と期間を設けてあり、今の業者が受けるかどうか分からない状況であり、2年半の期間を設けていることは評価できる。経費削減のための合理性、行財政改革を行う上で、どうしても行わなければならないと分かった。一番大事なのは、検針員の生活の安定の担保であったり、不安を払拭することであり、債務負担行為の説明の中に委託料をアップさせているとあったこと、2年半の猶予期間中に、職業の紹介や、検針員と行政、事業者との合意形成の時間が取れるであろうことから、前は時期尚早という

ことで反対したが、今回は賛成するとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第60号及び議案第61号については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のとおりご報告申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告を申し述べさせていただきます。少々長くなります。よろしく願います。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、9月5日及び25日に予算決算常任委員会を、9月12日から15日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、議案第62号から議案第73号までの12議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容をご報告します。

初めに、議案第62号について、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の総務使用料については、執行部より、総務管理使用料1万6,000円については、龍門地域活性化支援センター使用料と共益費の過年度分であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、現在、この支援センターの使用状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、部屋は9室あり、全部満室となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、滞納が発生した理由は、督促しても払ってもらえない状況が続いての滞納なのかとの質疑に対し、執行部より、1件の対象となっており、督促と催告を通知と電話等で行っているが、なかなか収納まで至っていないという状況であるとの答弁がありました。

また、委員から、現在も使用していて、この金額を過年度滞納繰越というのはどうかと思う。そこはもっと厳しく対応してほしいとの意見がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業については、執行部より、県大規模事業所出張申請事業が県の単独事業となり、本市での負担が不用となった

ため、198万9,000円を減額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、事業の成果は上がっているのか、また、マイナンバーカードの人為的なミスは本市ではないのかとの質疑に対し、執行部より、本市内のショッピングモールなどで出張申請を行っている。本市での人為的なミスは起きていないとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正の生活困窮者自立支援業務については、執行部より、専門相談員をくらしサポートセンターに配置し、生活困窮に関する各種相談や支援業務を公募型プロポーザル方式による委託業者の選定のため、限度額8,250万円の追加を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、5年間の事業だが、毎回このタイミングの補正なのかとの質疑に対し、執行部より、前回も前々回もこのタイミングであるとの答弁がありました。

次に、母子衛生費の出産・子育て応援交付金事業については、執行部より、出産・子育てができる環境を整備するための事業で、出産応援給付金と子育て応援給付金があり、補助事業が年度末まで延長されたため1,684万1,000円を増額するものであるとの説明があり質疑を行いました。

委員から、現金での支給を行っているのか、半額をめぐるん券での支給はできないのかとの質疑に対し、執行部より、めぐるん券での支給ができないことはないが、迅速に対応するため現金で支給しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後は、地場産業育成のため、半額をめぐるん券で支給するなど考えてほしいとの意見がありました。

次に、公園費の旭志地区広場遊具整備事業については、執行部より、旭志グラウンドに隣接する広場において、次年度に遊具設置事業の予算を計上する予定であり、入札はプロポーザル方式を考えている。プロポーザル方式は、通常の入札事務より時間がかかるため、仕様書の資料として必要な測量データの作成を事前に行い、新年度における早期の発注を目指すため、51万3,000円を計上するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、遊具設置のための測量委託料に51万3,000円もかかるのは、広い場所でもないのに高い気がするがどうかとの質疑に対し、執行部より、現地は傾斜があることから専門家に確認したところ、高さの安全基準として1.5メートル以上ある場合は高さのデータが必要とのことであり、メッシュ状に高さをプロットして落とし込む作業が生じるためであるとの答弁がありました。

次に、議案第66号の水道事業については、収益的支出の予定額の補正、及び債務負担行為について、執行部より、本年6月議会において、水道メーターを5年間、

隔月検針で積算した限度額が否決されたため、令和6年度から令和7年度までの2年間を毎月検針、令和8年度から令和10年度までの3年間を隔月検針へ変更することなどに伴い、債務負担行為の限度額を2億7,106万9,000円と積算設計し、再上程するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、6月の提案より2,000万円ほど増額になっているのは、隔月検針が2年延びたからとのことだが、費用の内訳は1年で幾らになるのかとの質疑に対し、執行部より、人件費として700万円程度、諸経費として300万円程度の1,000万円であるとの答弁がありました。

その後の補正予算関係の議員間討議では、歳入で龍門地域活性化支援センターの使用料について、今現在、滞納が1万6,000円あるが、内容証明もしくは少額訴訟を起こして、裁判も辞さないという姿勢でしっかりと徴収を行っていただきたいとの意見がありました。

次に、出産・子育て応援交付金事業について、全額現金での支給とのことだったが、半額程度をめぐるん券で支給を行うことを検討してほしい。事務の煩雑さはあると思うが、今後、このような交付金があったときに、地場産業育成へつなげる意識を持ってほしいとの意見がありました。

次に、各会計の決算認定についてですが、初めに、議案第68号について、その主なものを申し上げます。

まず、地域振興費のふるさと納税促進事業については、委員から、菊池市には菊池溪谷、千豊河原、鞍岳、八方ヶ岳など、これだけの名勝がある。宿泊して地元の名勝を観光し、そして地元のすばらしい農畜産物を食べてもらい、ふるさと納税につなげると成功すると思うが、そういう旅行を含めてのふるさと納税は可能なのかとの質疑に対し、執行部より、体験型や宿泊型は可能である。寄附額が上がっている自治体の情報を集めながら、今後の活用に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、財産管理費の土地開発基金については、委員から、令和3年7月にこの菊池市土地開発基金条例を改正し、第2条において基金の額は3億円とするとされている。今3億60万6,751円という現在高で3億円を超えているが、問題ないかとの質疑に対し、執行部より、この条例の第2条第2項で、市長は必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加し積立てをすることができるとしており、令和4年度も一般会計歳入歳出予算に計上して、その基金から得た運用利子は積立てを行っており、この条文に従い運用を行っているので、問題はないと考えている。

なお、財務実務提要によると、第5条の運用益金の整理としての範囲に、第2条

による積立ても入るとされているとの答弁がありました。

次に、歳入の市税については、委員から、T S M Cの進出に伴い、固定資産税の収入が増加していると思うがどうかとの質疑に対し、執行部より、評価棟数が令和3年度は334棟、令和4年度は423棟と増加し、調定額も増加しているとの答弁がありました。

また、債権管理業務について、委員から、不納欠損額が昨年度に比べて多くなっている要因は何かとの質疑に対し、執行部より、執行停止後3年を経て不納欠損を行っている。数年間かけて執行停止を行うものもあり、資力の回復等が見込めない方の債権が、今年度不納欠損となったものであるとの答弁がありました。

次に、児童福祉施設費の私立保育園経費については、委員から、今後、子どもの数が減っていく中で、認定こども園や保育園についての数などの計画を持っているのかとの質疑があり、執行部より、第2期菊池市子ども・子育て支援事業計画には、保育所等への入所者のニーズと、それに対する受け皿について記載されており、計画に沿って実施している。ただし、令和6年度までの計画であるため、T S M Cの影響などについては、令和7年度からの計画において反映させていきたいとの答弁がありました。

次に、予防費の各種検診事業については、委員から、提言の回答にもあったが、複合健診時に歯科検診も実施できるようになったが、その結果についてはどうかとの質疑に対し、執行部より、受診率は、令和3年度が6.3%、令和4年度は7.9%に増加したとの答弁がありました。

また、委員から、各種検診について、年代別や、男女での受診率のデータはあるのかとの質疑に対し、執行部より、データについては把握していないとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、データを取ることはできるのかとの質疑に対し、執行部より、養生園で受診された場合はデータを取ることができるとの答弁がありました。

さらに、委員から、受診率の向上を目指すのであれば、年代別のアプローチが必要だと思う。今後どういった方法を考えているのかとの質疑に対し、執行部より、郵送で案内通知しているが、まずは開封をしていただく対策を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、母子衛生費の母子保健事業については、委員から、一般及び特定不妊治療の実績はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、令和2年度が、一般不妊治療13名、特定不妊治療12名、令和3年度が、一般不妊治療10名、特定不妊治療24名、令和4年度が、一般不妊治療4名、特定不妊治療26名であるとの

答弁がありました。

さらに、委員から、不妊治療の結果については把握しているのかとの質疑に対し、執行部より、把握は行っていない。担当保健師が個別に把握している場合はあるかもしれないとの答弁がありました。

さらに、委員から、個人的な情報で、公表する内容ではないが、成果として把握する必要があるのではないかと意見がありました。

次に、林業総務費の予防伐採事業については、委員から、申請が多くて13か所に絞ったのか、13か所しかなかったのかとの質疑に対し、執行部より、17か所の申請に対して、13か所の補助金交付決定を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第69号の国民健康保険事業については、保健衛生普及費の保健衛生普及費について、委員から、複数の病院にかかり、多くの処方薬の服用による副作用や、残薬を捨ててしまうという、ポリファーマシーについて対策等を行っているのかとの質疑に対し、執行部より、国民健康保険の被保険者に対し、事業の一環として、重複処方については、2か所以上の医療機関との重複処方が確認された方、多剤処方については、同じ薬に対する処方を90日以上処方された方や、処方薬剤数8以上を条件とし、薬剤レセプトを抽出し、専門の業者が訪問により個別に指導を行い、医療費抑制、多剤服用による健康への悪影響への対策を行っている。また、国民健康保険の協議会で薬剤師と情報共有を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第72号の水道事業については、委員から、逡次繰越になったのは何の工事かとの質疑に対し、執行部より、穴川と旭志の水源地の工事の部分であるとの答弁がありました。

また、委員から、簡易水道分の繰入れが半分になったのはいつからかとの質疑に対し、執行部より、平成26年度からが一部、木柑子など、平成28年度からがその他迫間、水源などを全部統合したので、平成28年度からであるとの答弁がありました。

その後の決算関係の議員間討議では、まず、議案第68号の基金の運用について、いま一度、どういう目的で基金を積み立てていくのか、単にその予算を貯金しておく場所になってはいないか検証が必要である。運用が全く働いていない部分も見受けられ、長期的な計画の見通しを立てて運用を行うべきだと思ふとの意見がありました。

次に、実質収支に関する調書について、令和4年度の決算においては、黒字の決算ということで7億円程度が実質黒字となっている。やはり単年度収支の観点から、今、市民の皆さんは生活が厳しい部分もあるので、もっと経済が活性化するような事業展開をすべきと思ふとの意見がありました。

次に、各種検診事業について、検診について、受診率の向上を目指しているが、現存の資料では把握が難しい。未受診者の年代別のデータや男女比など、データ分析を行い、未受診者への勧奨に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、母子保健事業について、一般不妊治療費助成事業補助金及び特定不妊治療費補助金については、とても良い事業であると思うが、結果について把握されていない。費用対効果の確認も必要だと思うとの意見がありました。

次に、公園管理経費について、人口は減っているのに、公園を新しく作り、公園管理費が膨らむ一方といったことから、目標値を持って、公園管理費の削減に努めていただきたい。今回出ている要望書等も参考にすれば、公園の在り方を見直す非常によい機会ではないか。地元でできることと、公費でやっていくことと、しっかり協議しながら進めていくことが、これからますます重要になってくるなどの意見がありました。

次に、議案第69号の保健衛生普及費について、ポリファーマシーの問題は社会現象でもあるので、必要な施策について考えていただきたいとの意見がありました。

次に、主要施策の成果について、成果をできる限り数値化していただきたい。数値化は、当然、できない案件もあってよい。数値化することは、事業を検証する上で大事なことなので、ぜひ、やっていただきたい。建設事業等において、工事の延長は書いてあるが工事費は書かれていない。後で課長が説明するのであれば最初から書いてあったほうが、説明時間の短縮にもつながるとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、議案第62号から議案第67号、議案第72号、及び議案第73号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第68号については、委員より、本予算の執行が市民の暮らしを支えるという点で不十分である。問題のあるマイナンバーカード関連の支出にも反対であり、毎年指摘している部落解放同盟への補助金の支出にも問題があるとの反対討論がありました。

次に、議案第69号については、委員より、国保税の負担が市民にとって高過ぎる。市民の暮らしの実態に照らせば、一般会計からの法定外繰入れも行って、払える保険料に引き下げるべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第70号については、委員より、令和4年度から保険料も引き上げられ、さらに昨年10月からは、一定の所得の後期高齢者には、窓口負担が1割から2割へと倍になった。2期連続の値上げであり、認められるものではないとの反対討論がありました。

次に、議案第71号については、委員より、本市では、第8期の保険料の引下げが行われたが、市民の負担が重いものがあり、さらなる引下げが必要である。一般会計からの繰入れも行い、保険料の引下げや必要なサービスの提供などを行っていくべきであるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第68号から議案第71号については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の七つの事項を提言としてまとめました。

1. 主要施策の成果については、事業を検証する上で大事なことなので、成果をできる限り数値化すること。

2. 基金の運用については、目的の確認を含め検証が必要である。また、長期的な計画の見通しを立てて運用を行うこと。

3. 令和4年度の決算においては、実質収支額が7億2,708万7,000円となっており、単年度収支の観点から、より経済が活性化するような事業展開を行うこと。

4. 各種検診については、未受診者のデータ分析を行い、適切なアプローチを実施し、検診受診率向上の取組を行うこと。

5. ポリファーマシーの問題については、薬剤師会をはじめとした関係機関との意見交換を行うなど、各種情報収集の上、さらに必要な取組を行うこと。

6. 一般不妊治療及び特定不妊治療については、結果を把握し、費用対効果の確認を行うこと。

7. 公園管理については、管理費が膨らむ一方であることから、目標値を持って管理費の削減に努めること。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。予算決算常任委員長の報告を終わります。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、委員長報告が否決であります、議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを除き、討論を行います。

議案第56号から議案第59号まで、及び議案第62号から議案第75号まで、並びに陳情第2号の19案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 おはようございます。猿渡美智子です。

議案第66号、令和5年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論します。

議案第66号には、令和6年度から令和10年度までの水道事業業務委託料2億7,106万6,000円が債務負担行為として上げられています。この額は令和8年度から水道検針を二月ごとに変更するとして議案第60号を前提に算出されております。私はそもそもの議案第60号に反対であることが、議案第66号に反対する理由です。

また、第2回定例会経済建設常任委員会において、執行部から、11.9%の賃金上昇分を見込んでいる旨の説明がありましたが、この間、長きにわたって賃金改定が行われていないことなどの事情を考えると、上げ幅が少ないと判断したことも反対の理由です。

以上で討論を終わります。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第66号に対する反対討論がありましたので、議案第66号に対する討論を行います。

議案第66号について、賛成者の発言を許します。

後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 議案第66号について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、令和8年度から水道メーターの検針を隔月検針へ変更する予算案であ

りますが、25日に行われた予算決算常任委員会において、ここにいらっしゃる議員全員が何の異議もなく、賛成されました議案でございますので、本日も賛成という適切な判断をしていただけたと思いますので、本予算案には賛成であります。

○水上隆光 議長 議案第66号について、ほかに討論はありません。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第66号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第68号、令和4年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本予算の執行が、市民の暮らしを支えるという点で不十分であるという点です。2022年（令和4年度）は、新型コロナウイルス感染症が発生してから2年以上がたち、国の不十分な対策支援の下で、住民の命と暮らしを守る地方自治体の本来の役割がますます問われた年でありました。

しかし、昨年の第1回定例会での予算審議でも討論をしておりますが、コロナ対策での高齢者施設への支援、苦境に立たされている地元事業者や、農業従事者への市独自の直接支援など、市民の暮らしを支えるという点で不十分であります。

一方で、令和4年度の一般会計は、単年度収支では約7億円の黒字となっており、決算時点での財政調整基金は66億円を超えています。4年前の平成30年度の決算時点と比較しても、6億円以上増えています。高過ぎる国保税の引下げ、学校給食費の無償化など、市民の暮らしを支えるために活用すべきであります。

9月25日付の熊日新聞では、日本世論調査会がまとめた暮らしと経済についての世論調査の結果が掲載されておりました。今の景気が悪くなっていると見ている人が8割を超えたとの報道でした。こういうときだからこそ、地方自治体は暮らし、福祉を支えるために、予算を振り向けるべきであります。社会保障というのは国民の権利であるとともに、市民の懐を温め、雇用も増やす、内需拡大の経済対策であります。新型コロナウイルス感染症、世界規模での気候危機など今、必要とされている経済対策は、従来型の企業誘致の経済対策だけではなく、持続可能な社会をつくっていく市民に優しい経済であり、これこそが本当に強い経済ではないでしょうか。

また、支出において、2点指摘をしておきます。

問題のあるマイナンバーカード関連の支出にも反対であり、毎年指摘しております。

す部落解放同盟への補助金の支出についても、問題があることを改めて指摘しておきます。

以上の理由から、議案第68号には反対であります。

次に、議案第69号、令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国保税の負担が市民にとって高過ぎるという点であります。国民健康保険の世帯の所得は、100万円未満が57%、約6割、200万円未満になると約8割にも上ります。基金の活用や一般会計からの法定外繰入れも行って、18歳以下の子どもの均等割の市独自の支援も行い、引下げを行うべきであります。

以上の理由から、議案第69号には反対であります。

次に、議案第70号、令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、制度が問題のある制度であるという点であります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の保険から切り離すことで、保険料値上げか、医療内容の引き下げかという、どちらを取っても痛みしかない選択を高齢者自身に迫るものであります。令和4年度からは保険料も引き上げられており、2期連続の値上げであり、到底認められるものではありません。

また、昨年10月から、一定の所得のある人には医療費の窓口負担が1割から2割へ倍となりました。単身で年収200万円以上、夫婦で年収320万円以上の世帯です。しかし、政府の示すモデル世帯でも、年収200万円の単身世帯が、食費、税、社会保険料、光熱費、交通費を支払った後、手元に残るのは月平均1万円だけ、同様、年収320万円の夫婦世帯で、手元に残るのは1人当たり月平均1万5,000円にすぎません。そこに物価高が襲いかかっています。これでは高齢者の受診控えが起きてても不思議ではありません。高齢の親が受診控えで体調を崩せば、現役世代の子どもらが介護離職に追い込まれる事態も懸念されます。このような制度を続けさせるわけにはいきません。

以上の理由から、議案第70号には反対であります。

次に、議案第71号、令和4年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

2022年（令和4年度）は第8期介護保険事業の2年目の年であります。菊池市においては、8期の保険料の値下げが行われましたが、依然市民の負担は重いものがあります。さらなる引下げが必要であります。

また、サービス給付という点でも、必要なサービスが受けられないという実態が浮き彫りとなっています。厚生労働省が7月に発表した国民生活基礎調査では、老

老介護の割合が過去最高となるなど、介護を担う家族の負担が極限まで重くなっていることが浮き彫りとなりました。決算時点での基金は4億2,700万円を超えております。5年前の平成30年度には基金残高約1億1,000万円、5年間で約3.8倍、4倍近く基金が積み上がっています。この基金を活用して、また一般会計からの繰入れも行い、保険料の引下げ、必要なサービスの提供などを行っていくべきであります。

以上の理由から、議案第71号には反対であります。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号に対する討論を行います。

議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号について、賛成者の発言を許します。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 議案第68号、令和4年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

我々、予算決算常任委員会各分科会で慎重に審査した結果、各分科会長報告、そして、先ほどの予算決算常任委員長報告のとおり、賛成多数で可決、認定すべきものとのことでした。

大前提として、現在も含め、令和4年度はコロナ禍で市民生活に困難が残り、様々な施策や各種事業がコロナ禍の前のように全回復しておらず、まだまだ出口の見えない状態での市政運営に、全職員が懸命に職務を全うしていただいた結果、どうか大きな波を乗り越えて、今日があるものと評価しています。とはいえ、どんなことにも課題は残ります。ですが、課題が見つかったこと自体は、明日への改善の最初の一步ですので、悪いことばかりではないと思います。その課題は、予算決算常任委員会委員長報告の提言の中にまとめてあります。それにより、執行部、議会ともに力を合わせ、よりよい市政運営につながるものと考えておりますので、以上の理由から賛成といたします。

○水上隆光 議長 議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号について、ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第68号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論いたします。

債権管理についてであります。令和4年度に債権管理室から債権管理課に格上げになり、より徴収業務が進むかと期待しておりましたが、不納欠損が目立ちます。不納欠損とは、もう市役所が取れないから、そのお金はなかったことになるということです。強制徴収公債権である税金については、毎年、どのような方であれ、土地や家、軽自動車を持っていれば、地方税はかかります。それは、ある意味、本人の意思で決められるものでありません。

一方、私事の債権と書く、私債権である市営住宅の使用料、家賃だとか、同和対策事業の住宅新築貸付金などは、現に行政サービスを受けた税金から恩恵を享受した、いわば本人の意思で発生した債権であるため、税金とは性質も支払いの責任も違うということを申しておきます。

昨年度の市営住宅の家賃の不納欠損額、要は滞納額ですが、それで落ちた額というのが7人で約550万円とのことです。徴収するために、文書、電話、訪問などを行っているとのことです。本人死亡や保証人死亡のため、徴収できない状況にあるとの説明でした。

しかし、民法第896条では、被相続した人に属した一切の権利義務を継承するとあり、財産も負の財産も全て引き継ぐ。つまりは、保証人が亡くなっても、保証人は相続者に引き継がれます。ですから、保証人の死亡という不納欠損の理由は一般的には成り立ちません。

私債権は5年経過すると債権が消滅となりますので、その間に簡易訴訟や少額訴訟を起こし、逃げ得をさせない手だてを講じるべきなのに行っていません。法律上でやれることをやっての不納欠損であれば納得しますが、まだやれることがある中で、安易に不納欠損することは、市民の財産を市役所の都合で処分しているということに到底認めることはできません。

また、地方自治法第240条、そこに必要な措置をとらない場合にはというのがありまして、第242条の第1項に、違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実は、住民監査請求の対象になるというふうに書かれております。また、その同項には、怠る事実に該当した場合は、職員が、また自治体が損害賠償請求を受けることもあり得るということを申しつけまして、私は議案第68号は不認定にすべきと考えます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 おはようございます。議案第68号、令和4年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論をします。

国・県所轄河川除草作業委託事業において、七城校区は七城ふるさとコスモスまつり実行委員会が1,665万700円で受託しております。令和3年12月27日の七城河川草刈りコスモス植栽の土木課長決裁の報告書には、土木課としては、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会に河川管理を委託しても構わない。ただし、単独随意契約となると、実行委員会を選定した明確な理由が必要となるため、様々な団体が入った非営利団体であることが条件であるとのことでした。

今回の反対の理由として、非営利団体が条件であるにもかかわらず、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会の決算書には284万974円の利益が出ております。この利益が令和5年度に繰り越されることもなく、市に返還されることもなく、消えております。このお金は国から委託された税金です。もちろん適正な入札で委託したのであれば、利益を出すことも企業努力であり、問題はないと思います。しかし、単独随意契約で非営利団体に委託して利益を出したにもかかわらず、市として関与しないのはいかがでしょうか。この理由から、令和4年度一般会計歳入歳出決算書は認定できません。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第56号から議案第59号まで、議案第62号から議案第65号まで、議案第67号及び議案第72号から議案第75号まで、並びに陳情第2号の14案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第66号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、委員長報告が否決でありました議案第60号及び議案第61号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第56号から議案第59号まで、議案第62号から議案第65号まで、議案第67号及び議案第72号から議案第75号まで、並びに陳情第2号の14案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・認定・採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の14案件については、各常

任委員長の報告のとおり、可決・認定・採択することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第66号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第66号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。議案第68号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第68号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第69号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第69号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第70号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第70号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第71号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第71号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

さきに行われました経済建設常任委員会委員長報告によりますと、条例案は経済建設常任委員会では否決となったようですが、25日に行われた予算決算常任委員会においては、令和8年度から水道メーター検針を隔月検針へ変更する予算案に対し、ここにいらっしゃる議員全員が何の異議もなく、賛成されましたので、本条例案にも賛成という適切な判断をしていただきますようお願い申し上げ、賛成討論いたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議案第60号について、反対の立場から討論を行います。

6月議会で隔月検針の議案が上程されたとき、私は本会議場で三つの理由で反対討論を行いました。1点目は、検針員さんの賃金が半分となること、2点目は、漏水の発見や地域の見守りなど、市民サービスの低下につながることで、3点目は、水道事業はライフラインであり、赤字だからといって、水道料金の値上げ、もしくは検針員さんの賃金を引き下げることにつながる改正を行うべきではないこと、地方自治体は民間企業ではなく、住民の福祉と暮らしを守る、ここが重要な役割であり、赤字であれば、一般会計からの補填も行って、水道事業を守っていくべきであること、以上の3点について、反対をいたしました。

今回の議案では、隔月検針のスタートの時期が令和8年から2年間先延ばしとなっておりますが、以上、述べた反対の内容は何ら解決されていません。

以上の理由から、議案第60号には反対といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 改めまして、皆さん、おはようございます。議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の改正は、平成30年度の監査委員からの意見で、水道メーターの隔月検針への変更に向け努められたいとあり、令和2年3月策定の菊池市水道ビジョンでは、今後、さらに事務事業の精査を実施し、水道メーターの隔月検針や、新たに業務委託できるものの検討を含め、事業の効率化に努めていきますと掲載し、公表されて

おります。

私は議会選出の監査委員という立場から、前回は賛成すべきでしたが、令和2年3月に策定された菊池市水道ビジョンに掲載されたときから、令和6年4月から隔月検針になる方向での関係者への説明等が一切なかったということで、反対させていただきました。しかし、それはまた5年間先送りしていいということではなく、できるだけ早く実施できるようにすべきと考えております。

今回の提案は、令和6年度から受託される業者が、令和8年度から隔月検針に変更するよう提案されるための改正ですので、現時点では最良の改正案だというふうに思っております。

今まで菊池市市議会で監査委員の意見や水道ビジョンに対する反対意見は出ていなかったのではないかと理解しております。

以上の理由から、議案第60号に対する賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。議案第60号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の提案については、第2回定例会の否決から間髪を入れずに提案されたことに大変驚いております。前回の否決によって、検針員の方々も心新たに市民の大切な水道水を守るために、使命感を持って、今後とも取り組んでいこうと考えておられた矢先に、今回の提案によって、自分たちの生活ができなくなると大変心配されておられます。

私は、当初から、水道局の指定管理を福岡県の業者に委託していることに対して、地場産業育成の観点から反対を続けておりますが、現在の菊池市は、水道局が5年間で約2億5,700万円、菊池市文化会館等を熊本市内の業者に5年間で約1億8,900万円、その後も令和3年度からは市営住宅の管理まで、5年間で約4億円を9割の出資比率の熊本県の業者に委託してしまいました。

このように、市の重要な市民の直接関係のある事業を市外に委託していますので、結果的には税収と地場産業育成の観点からは、地域経済の活性化には結びついていない状況であります。

今回の条例改正によって、私が指定管理で一番危惧していた市民の雇用が守られない可能性があります。

行政は、市民の命、生活を守ることが最優先でなければならないと考えており、私は菊池市公共施設等総合管理計画についても、避難所に指定されている各支館の

廃止、地域移管、ドクターヘリの発着場に指定されているグラウンドの廃止については、地元の代弁者として反対をしております。

私は、一貫してこれまで、市民の痛みの前に、議会としては定数削減による身を切る改革、市は各種イベント等……。

○水上隆光 議長 木下議員、原案についてお願いします。

○19番 木下雄二 議員 これ、ちゃんとそれに対する反対のつながりですから（発言する者あり）

議会としては定数削減により身を切る改革、市は各種イベント等政策の見直し、市職員の市外勤務の通勤手当、令和4年度約1,601万円、住居手当等約999万円の検討による経費削減を図る必要があると考えます。

今回の検針の変更については、菊池市民である検針員の方々に対しての配慮がまだまだ不十分であり、また漏水等の問題も市民からの不安の声が届いております。検針員の皆様が誰一人納得されていないとのことであり、これまで長い間、特に私の地元のような中山間地域にとっては、住民の安否確認、見守りを兼ねた検針をやっていたのであります。

先ほど申し上げましたが、現在の菊池市の政策は優先順位が間違っており、市民の命を守る、そして検針員の方々を守ることを最優先でなければなりません。

今回も経済建設常任委員会は否決であり、適切な判断をしていただいております。委員会の決定と私の反対討論をご理解いただき、ご賛同をよろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私は、議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場で討論をいたします。

6月議会の条例案否決から間髪入れず提案されたことに驚きました。水道検針員の方の憤りと精神的衝撃は相当なものだと考えます。なぜなら、前回議会で反対18、賛成1という圧倒的多数で否決されました。それにもかかわらず、前回の提案の問題点も解決されないうちに、またしても、再度、秘密裏に事を進め、今回、内容が開始時期を令和6年から令和8年にずらすという変更案で提案がなされました。今回のこの変更点についても、検針員の方に何ら説明することもなく、またしても前回同様、秘密裏に提案を進め、人を置き去りにしたような進め方と言えます。何が問題か、前回同様、人権を無視した条例の制定の進め方です。

菊池市は、昨年7月に菊池市人権未来都市宣言を行いました。あらゆる人権問題に包括的に取り組み、市民一人ひとりの人権が大切される、差別のないまちづくりに向けて、より一層精進するという宣言をしています。これは、菊池市民、企業、行政、あらゆるものに問いかけられ、おのおのが実践していくべきものです。

私たちは、議員として、いえ、当然人として、常にあらゆる人権問題に向き合うという責任があります。議会として、こうしたことを見逃し、目をつむり、認めてしまえば、議会存在自体が疑われます。

菊池市民として、検針事業に誇りと責任を持ち、日々活躍されている検針員の方の尊厳、人権を無視したような、あるまじき事の進め方ではありませんか。私は、検針、検針員、ひいては、菊池市民の人権、雇用、暮らしを守るという観点から、この条例改正案に反対します。なお、議案第61号についても、関連しておりますので、反対いたします。

最後に、議員の皆さん、もう一度、いま一度、胸に手を当て、これから未来の菊池市を担う子どもたちに人権問題を語れるのか、よく考えて判断をしていただきます。

終わります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

七城地区には上水道が整備されていないため、水道検針員の方々とお会いすることもありませんでした。しかしながら、6月議会に続き、今議会でも給水条例の一部改正案を提出されたことにより、検針員さん方のご苦勞や、きれいな水や地域の方々の見守りなど、献身的に活動されていることを肌で感じたところです。

私は、今回の条例改正案について、二つの理由から反対します。

まず1点は、6月議会での改正案を否決されたにもかかわらず、今議会で提出された内容は、隔月検針の開始時期を2年遅らせただけで、内容は全く同じこと、2年遅らせる明確な根拠も示されておりません。これでは賛成することはできません。

2点目は、今、市として、TSMC関連需要として、住宅開発に取り組んでいます。給水人口はこれから増えていくことが想定できます。しかし、市の試算では、給水量は減少していくとのこと。やろうとしていることと試算が矛盾してはいないでしょうか。当面は状況の変化を確認するべきであることから、この時期に条例の一部改正は時期尚早との理由から、反対いたします。

併せて、議案第61号も関連しておりますので、反対いたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第60号について、反対討論いたします。

当初、討論を予定しておりませんでしたけども、あまりにも怒りで、討論の場に立たせていただきました。痛みに伴う改革、これは必ずあります。しかし、木下議員がおっしゃるように、順番が違うわけですよ。まず、私たち議員が、年間500万円もらっているでしょう。4人減らしたら幾ら減らせますか。市長が4年間で退職金1,200万円からあるでしょう。これを減らしたら幾らできますか。職員さんも全部で30億円以上かかっている。これを5%減らしたら1億5,000万円、こういう痛みをまず私たちが、この菊池市にいる中心の私たちがまず痛みを伴ってから、もうどうにもなりませんから、検針員さんお願いしますというなら、検針員さんも私は納得すると思う。

しかし、私たちの定数は減らさない。報酬も満額もらう。これで検針員さんの給料は半分、皆さん、自分事として考えてください、本当に。私は改革の順番が間違っていないなら賛成をします。しかし、改革の順番が間違っているから、弱いところから切ろうとするから、私は反対しているわけです。どうかそのことを考えていただいて、本議案に、議案第61号も同じですけど、議案第60号も、議案第61号も、反対していただくことをお願いしまして、反対討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第60号について採決します。

採決は起立によって行います。

議案第60号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定についてに対する委員長の報告は否決であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が否決であります議案第61号、菊池市下水道条例の一部を改

正する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 議案第61号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

理由は、議案第60号と同様です。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議案第61号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第60号と同じであります。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第61号について採決します。

採決は起立によって行います。

議案第61号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてに対する委員長報告は否決であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 議案第76号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、議案第76号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆様、こんにちは。では、ただいま上程さ

れました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第76号、令和5年度一般会計補正予算（第8号）は、市内食品加工会社による補助金不正受給詐欺事件に関する、本市顧問弁護士への委託契約に要する経費でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第76号、令和5年度一般会計補正予算（第8号）でございます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に110万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ280億1,016万9,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、市内の食品加工会社による補助金不正受給詐欺事件について、今後、相手方代理人との交渉及び必要な調査等を、本市の顧問弁護士に委託するために要する経費でございます。

また、追加議案となりました要因につきましては、これまで本市としての対応等につきまして、顧問弁護士と協議を行ってきたところですが、今般、公判等の現状を踏まえ、今後は弁護士による対応が必要との判断に至りましたことから、追加の補正予算をお願いするものでございます。

それでは、まず、歳入につきまして、事項別明細書により、ご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

目1 財政調整基金繰入金110万円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

目3 農業振興費110万円の増額は、節12 委託料で、交渉業務等委託料を計上するものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。



休憩 午前11時34分

開議 午前11時47分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、議案第76号、一般会計補正予算について質疑を行います。

これ、3,300万円をベルクミートという会社に詐欺をされたという事件でありますけども、私は、これも7月14日に大津町は臨時議会を開いて、弁護士費用を上程して通っています。それで、7月21日に、うちも早くそういう手だてをしなきゃいけないんじゃないかと言っていたら、総務部長は、そのときのお答えで、大津町とは連携してやっておりますと。経済部長だったですかね、おっしゃいました。

じゃあ、なぜ今まで提案が遅れたのか、初日に提案がなされなかったのか、これは第2回公判が6月28日に行われとって、もうこの被告人は起訴事実を認めているわけなんですよね。もうその時点で上程を考えなきゃいけなかったのに、なぜ上程が遅れたのか、初日に提案がなされなかったのか、もうこの駆け込みで出してくるのは、私、一番嫌ですので、本来、委員会でかける、これは委員会でも話さなきゃんことと思いますんで、その理由をお聞かせください。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 改めまして、こんにちは。ただいまのご質問にお答えいたします。

なぜ、今のタイミングになったかというところなんですけども、6月下旬のほうに相手方のほうから電話がありまして、代理人に就任したということと、被害弁償近の支払いの意向を電話で伝えられたということです。後日、正式に申出をするということがありましたんですけども、その後、連絡はございませんでした。

また、補助金交付決定の取消しや補助金返還命令等を行っておりますし、催告書の発送も行っております。

その後、8月31日に予定されておりました第3回目の公判も延期となりまして、9月中旬に相手方代理人に対し、状況の確認の連絡をしましたところ、改めて被害弁償金の意向を示されましたので、顧問弁護士に相談して、今後の対応について協議をしたところです。

こうした中、次回裁判の予定も立ったため、9月25日の顧問弁護士との協議で、早急に行ったほうがよいとの助言を基に、庁内で検討した結果、今後の交渉及び必要な調査などを顧問弁護士に委託することが必要と判断に至ったため、今回、最終日の提案となったところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 私のほうからも、ただいまの質疑についてお答えをさせていただきます。

これまでの動きの中で、こちらのほうといたしましても、予算の計上等につきましては、専決処分、また予備費、そういった形で、いつでも対応できるような内容で、庁内の中では検討を進めてまいりましたが、今回、会期中の中で動きが出てまいりましたので、会期中でありましたため、追加提案という形をお願いをしているところでございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私は、この裁判費用の上程については反対ではないんですよ。ただ、出してくるタイミングが遅いというのを言いたいんですよね。大津町の議員にお願いして、大津町で説明された資料を頂きました。大津町では、既にもうフローチャートを作っていて、この法人が破産したときのフローチャート、それと差押えができたときのフローチャート、それを全部もう顧問弁護士が作っているわけなんですよ。大津町では、もう顧問弁護士では、これは専門じゃないから、手に負えないから、別のところ、要は専門に刑事事件を扱うところに委託したがいいじゃないかということで、議会が進んでいるという話を受けていますけど、うちの顧問弁護士は、こういう詐欺事件には強い方なんじゃないでしょうか。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 ただいまの質疑にお答えいたします。

当市の顧問弁護士についても、経験も長く、また様々な事件等も対応していらっしゃると思いますので、強い弱いというところはないと思います。経験豊富な弁護士であると考えております。

以上です。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 大津町もこれですよ。4, 200万円ぐらい詐欺に遭っているわけですよ。だから本市も大津町の弁護士と一緒にやったほうが話が早いと思うんですけど、その大津町と一緒にやるというような考えはないでしょうか。

○水上隆光 議長 三池経済部長。

[登壇]

○三池克徳 経済部長 ただいまのご質問ですけれども、大津町のほうとは情報共有を図って、一緒に話の中では進んでおりますので、委託先を一緒にするとか、そういった考えは、現在のところは考えておりません。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第76号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

政治倫理条例検討特別委員会

- 1 政治倫理条例に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和5年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 緒 方 哲 郎

菊池市議会議員 後 藤 英 夫

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案2件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第74号**については、執行部より「本案は、令和5年度菊池南中学校長寿命化改良工事の契約締結に当たり、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回、99.99%という高落札率で、かつ応札業者が2者だったということから、適正設計だったのか疑問に思われるが問題等はなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「今回の入札に関しての聞き取りは行っていないが、業界全体として人件費及び材料費が高騰している状況であり、加えてTSMC関連でも職人の確保が困難であったということがある。適正な設計だったのかという部分においては、予定価格の積算に当たっては、公共工事の積算基準に基づき適正に計算し、可能な限り最新の単価を採用している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「設備、電気、外構、建築等を分離発注すると、市内業者のほとんどが入札に参加できると思うが、なぜ分離発注しないのか。」との質疑に対し、執行部より「本市では、市内業者の受注機会の確保のため、建築工事については可能な限り分離分割発注することとしているが、菊池南中学校長寿命化改良工事においては、既設校舎の長寿命化の改修と普通教室棟2棟への増築工事を行うことに加え、仮校舎等を利用し、長期間にわたり工事区域を分けて施工するため、柔軟かつ迅速な対応が求められることが一つと、あとは子どもたちが学校でスムーズに授業を受けられるように配慮したものである。」との答弁がありました。

また、委員から「工期はどれぐらいなのか。」との質疑に対し、執行部より「工期は、契約日の翌日から令和7年12月12日までである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「その間、今値上げラッシュで材料費等が上がってくると思うが、それに対してどう対応するのか。」との質疑に対し、執行部より「今後の物価高騰については、契約書の約款にスライド条項の定めがあり、業者から申し出があれば、それに基づき協議を行って、必要に応じて変更していく。」との答弁がありました。

次に、**議案第75号**については、執行部より「本案は、南住吉区の消防積載車格納庫の敷地を無償譲渡するに当たって、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今現在、南住吉区は法人格を有しているのか。」との質疑に対し、執行部より「地縁団体として認可を受けられている。」との答弁がありました。

議員間討議では、議案第 74 号について「99.99%の高落札率という結果であったが、応札が 2 者だったことと、工期が長いので今後の物価上昇等も踏まえ業者のほうも値引きすることができなかったということも考えられる。この件については、適正な開札を行ってあり、結果は高落札率だったとしても、適切な入札結果であったと考えている。」「地場産業の育成ということを念頭に置いて、管理経費が多少高くなっても、分離発注して地元の仕事に落とすべきと思う。今後すべての工事において、分離発注を検討していただきたい。」「高落札率であったということで、業者の聞き取り等はしっかり行っていきながら、適正な設計・施工というものが求められると思うので、今後に反映していただきたい。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 74 号**及び**議案第 75 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 5 年 9 月 28 日

総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件です。
2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第56号**については、執行部より「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。なお、改正による本市の事務に影響はないものとする。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第57号**については、執行部より「放課後児童クラブの支援員は、保育士の資格や教員免許等を有する者で、県が実施する認定資格研修を修了した者でなければならないが、令和5年3月31日までに修了する予定の者についてみなし支援員としていた。今回、国からの通知により、放課後児童クラブの支援員としての業務に従事してから、2年以内に研修を修了する予定の者においても、みなし支援員とすると改正されたため、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この改正によるメリットはなにか。」との質疑に対し、執行部より「支援員の確保ができるということである。」との答弁がありました。

また、委員から「みなし支援員も含めて、資格を持っている方は何名いるのか。」との質疑に対し、執行部より「本市内の放課後児童クラブに支援員が97名、認定資格研修を受けた支援員は55名、残りは補助員として従事している。」との答弁がありました。

また、委員から「みなし支援員という研修を修了していない支援員が従事する場合、事故等が起こる可能性が高いのではないかと、また、その対策はされているのか。」との質疑に対し執行部より「支援単位に対して2名の配置が必要だが、本市においては、認定支援員と補助員又は認定支援員2名で従事されており、みなし支援員と補助員の組み合わせでの運営はされていない。」との答弁がありました。

また、委員から「認定資格研修の期間はどれくらいか、また、その費用についてはどれくらいかかるのか」との質疑に対し、執行部より「年に1回熊本県が実施しており、1科目1時間30分の講義が1日4科目、4日間行われ、受講料は無料である。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第56号**及び**議案第57号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年9月28日
福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案4件、陳情1件の5案件です。

3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第58号**、及び**議案第59号**については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より「議案第58号は、菊池市交流促進センターを、竜門ダムエントランス広場と一括して活用するための用途変更をするにあたり、菊池市交流促進センター条例を廃止するものであり、議案第59号は、議案第58号の菊池市交流促進センター条例の廃止に伴い、新たに菊池市竜門ダム広場条例として整備する必要があるためである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「現在の管理者とは、話し合いを行って、この形がよいとなったと捉えてよいのか。」との質疑に対し、執行部からは「現管理者と協議を重ね、このような管理方法が一番よいと理解されており、今回、キャンプ場自体を指定管理できるような形で、条例改正を行うものと話をしている。」との答弁がありました。

次に、委員から「条例第4条に、市長は前条各号に規定する事業を行うために、広場に必要職員を置くことができるとあるが、職員の配置を予定しているのか。」との質疑に対し、執行部からは「第4条は、直営の場合は、職員を置くということになるが、指定管理を考えているので、職員を置くことはない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「指定管理に変えることの利点をどのように考えているのか。」との質疑に対し、執行部からは「指定管理の場合は、指定管理者のノウハウを持って取り組んでいただくので、よりよいキャンプ場運営ができるものと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第60号**、及び**議案第61号**については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より「議案第60号は、水道料金の基準となるメーター検針について、令和8年度より、毎月から二月ごとに変更するにあたり、菊池市給水条例の一部を改正するものであり、議案第61号は、議案第60号の菊池市給水条例の一部を改正する条例に伴い、菊池市下水道条例の一部を改正する必要があるためである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「前回、6月定例会から間髪を入れずにこの提案がなされたが、検針員への説明は全くされていないと伺った。なぜ、説明されないのか。」との質疑に対し、執行部からは「議会以外に先に説明することは好ましくないと判断し、議会運営委員会後に、現在の検針事業も含めた業務受託事業者に対し、条例改正案を上程する旨を通知した。検針員への説明は、事業者の判断に任せ、市から直接検針員への説明はしていない。これは、直接、市から検針員に説明することは、越権行為との意見等もあったため、説明は差し控えた。」との答弁がありました。

さらに、委員から「検針員への説明等は、会社の業務であるとの認識に立たれるということで間違いはないか。」との質疑に対し、執行部からは「市は事業者に委託しており、検針員はその事業者から雇用されている方であるため、市からの説明は行わない。また、来年度以降、どなたが受注されるか決まっていないうえ、企業の運営として、どういう人を集めてくる、どういうご説明をなさるかというのは、入札される企業のお考えということになる。」との答弁がありました。

また、委員から「検針員が全員、辞めますとなったときに、水道検針で今まで経験したことを全く次の検針員に伝えられない等の不備が出てこないかと危惧するが、どう思うか。」との質疑に対し、執行部からは「受託会社との契約で、検針員が事業を遂行できなくなった場合は、受託会社が業務を行う契約になっており、受託会社がその分を補完される。なお、新しく契約するところが決まり、そこが検針員の募集をかけた場合の引き継ぎ等は、現在の受託会社が次の受託会社に業務を引き継ぐことになっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「検針員が辞められるときは、検針員が次の方において、今まで回っていたところを教えて、スムーズにやっていたと聞いたが、本当に大丈夫か。」との質疑に対し、執行部からは「受託会社の責務として実施してもらう。」との答弁がありました。

次に、委員から「今年度に入り、確かに住宅が増えてきている状況があると思うが、今年度、水道料金収入が増えているのか。」との質疑に対し、執行部からは「給水戸数は、現在も確かに増えているが、給水人口が減少しており、料金は増加していない。」との答弁がありました。

また、委員から「今から2年半後の令和8年4月からという理由は。」との質疑に対し、執行部からは「前回は10か月程度で少し短いとのことであったため、庁内協議を行い2年とするか3年とするか議論したが、2年として結論を見ている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「2年なのか3年なのか、赤字になるところの3年までは引き延ばせないとの議論もあったのか。」との質疑に対し、執行部からは「本来であれば令和6年度から隔月検針によって経費を抑えるところであり、施行が遅くなるとさらに収益が悪化するため、

2年との期間であれば大丈夫ではないかと庁内協議を行った。」との答弁がありました。

次に、委員から「漏水が100万円ほどあると聞いたが、これは検針時に見つかったものか。」との質疑に対し、執行部からは「例えば、庭が濡れてるなど、水道利用者が自身で発見された漏水もある。統計を取っていないので、はっきりとは分からない。」との答弁がありました。

また、委員から「令和8年の当期純利益841万2,000円という数字は正しいのか。」との質疑に対し、執行部からは「令和8年度は、隔月検針がスタートする年であり、1か月分の使用料金が入ってこない、12か月分ではなくて11か月分の料金になるため、この年度だけは営業収益が下がり、当期純利益も下がってしまう。」との答弁がありました。

さらに、委員から「経常収支比率が、今後これだけ尻つぼみになる一番の理由は。」との質疑に対し、執行部からは「営業収支比率と経常収支比率は、ある程度比例するものであり、営業収支比率が下がれば、それに伴う経常収支比率もおのずと少しずつ低下していくことになる。」との答弁がありました。

次に、委員から「水道管の老朽管の更新率はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部からは「令和4年度の決算では0.41%、令和3年度が0.92%、令和2年度が0.91%となっており、令和4年度が前年度より減っているのは、令和4年度に、管路より水源地の整備を重視したために下がっているものである。管路更新率が非常に低いので、今後、更新していかなければならないと思っている。」との答弁がありました。

また、委員から「老朽管が非常に多くて漏水が多い。なかなか上に上がってこない漏水が多くて、更新しても更新しても全然漏水が減らない状況で、有収率が低い状況になっている。これから先は、更新そのものの費用が少ないので、これからのネックになってくると思う。なかなか難しいが、予算も確保していただきたい。」との意見がありました。

次に、**陳情第2号**については、花房さくら坂公園の維持管理についての陳情であり、質疑を行いました。

委員から「要望書の1に、菊池平野が一望でき、新たな観光スポットとなるよう、樹木の伐採等を要望しますとあるが、七城側があまり見えないので、その辺の交渉や経緯はあるのか。」との質疑に対し、執行部からは「確かに、展望所を上がられて左側の竹のほうが目立つ状況にある。そこは既に地権者の方から、伐採の承諾は得ている。一部は、部分的に切り始めている状態であり、その隣の地権者の承諾を得られる範囲で、伐採させていただきたいと思っている。」との答弁がありました。

また、委員から「草刈りも、この要望の中に入ってくると思うが、市職員が一生懸命に草取りされていた。こういうことは市職員がされるのか。」との質疑に対し、執行部からは「基本的には、地元等で管理をお願いしますとの約束のもとに、公園を作っているが、北側の斜面等は要望にもあるように、少し傾斜が急なところがあり危険だということで、今後検討したいと思っている。市職員が今行っている部分は、今年1年間は、ある程度、役所のほうで作業を行ってみて、どういった作業は地元可能なのか、委託に出さないで地元では無理なのかと見極めたいことから、作業を行っているところである。今後は、地元と話をしながら、地元でできるところは地元で、市でしなければならないところは市のほうでさせていただきたいと考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「要望書の3に、手間・作業が必要であるかを地元区長との話し合いの場で提示するよう要望しますとあるが、どうか。」との質疑に対し、執行部からは「作業内容は、今後、地元と話をさせていただきながら、どこまでできるかできないかの話し合いをさせていただきたい。」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第60号**、及び**議案第61号**について「検針員への説明が全くなされていない。もう少し検針員とのコミュニケーションが取れていれば納得したが、全くされていないということでもいろいろ考えるところがある。」「検針員との合意形成がないままに、このことを進めて引き継ぎがうまくいくのか心配である。」「検針員への説明は、少なくとも2年ぐらい前から、市ではなく業者のほうからあるべきと思っていたが、それがなされていなかったため前は反対したが、今回は2年半も調整期間を設けてあり、これならば元々監査委員の指摘に対する市の取り組みであることから、必要だと感じている。」「いろんな見方があると思うが、営業収支比率が今後下がって悪くなる根拠が、人口減であったり、老朽化もしくは水道管の更新率であったりと考えると、ますます収益性や財政状態も非常に心配である。」等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第58号**、**議案第59号**、及び**陳情第2号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

議案第60号、及び**議案第61号**については、委員より「6月定例会から、間髪入れずの提案であり、前回定例会で一番の問題であった検針員への説明が全くされていないことから、検針員、ひいては市民の権利、生活、雇用を守る観点から反対する。」「令和6年度から今回は令和8年度へ、2年間伸ばされた根拠が明確に示されていない。また、今、TSMC絡み

によって大きく状況が変わろうとしており、これまでの状況であれば隔月検針の取り組みが必要なことかもしれないが、給水戸数の増加、加えて給水量も増える可能性が十分に秘められていると思うので、今、給水条例の一部改正を行う必要があるのか、時期尚早であり反対する。」との反対討論がありました。

また、委員より「今回は、施行日を2年半先の令和8年4月1日と期間を設けてあり、今の業者が受けるかどうか分からない状況であり、2年半の期間を設けていることは評価できる。」「経費削減のための合理性、行財政改革を行う上で、どうしても行わなければならないと分かった。一番大事なのは、検針員の生活の安定の担保であったり、不安を払拭することであり、債務負担行為の説明の中に委託料をアップさせているとあったこと、2年半の猶予期間中に、職業の紹介や、検針員と行政、事業者との合意形成の時間が取れるであろうことから、前は時期尚早ということで反対したが、今回は賛成する。」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第60号**、及び**議案第61号**については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

当委員会の決定について、以上のおりご報告申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年9月28日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、9月5日及び25日に予算決算常任委員会を、9月12日から15日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第62号**から**議案第73号**までの12議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

はじめに、**議案第62号**について、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の総務使用料については、執行部より「総務管理使用料1万6,000円については、龍門地域活性化支援センター使用料と共益費の過年度分である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「現在、この支援センターの使用状況はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「部屋は9室あり、全部満室となっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「滞納が発生した理由は、督促しても払ってもらえない状況が続いての滞納なのか。」との質疑に対し、執行部より「1件の対象となっており、督促と催告を通知と電話等で行っているが、なかなか収納まで至っていないという状況である。」との答弁がありました。

また、委員から「現在も使用していて、この金額を過年度滞納繰越というのはどうかと思う。そこはもっと厳しく対応してほしい。」との意見がありました。

次に、安全対策費の交通安全施設整備事業については、執行部より「修繕料141万4,000円の増額は、早急に修繕が必要なカーブミラー7基の修繕料である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「カーブミラーについては、土木課で行う部分と、防災交通課で行う部分があると思うが、何をもって分けているのか。」との質疑に対し、執行部より「道路改良等に伴うものについては土木課で行っており、それ以外の部分で区長等からの要望における新設等は、防災交通課で行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「区長がどこに要望していいか分からないと聞くが、区長からの要望の窓口は一本化して、対応については防災交通課の予算か土木課の予算で分けて、その結果についても区長にきちっと返していただきたい。」との意見がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業については、執行部より「県大規模事業所出張申請事業が、県の単独事業となり本市での負担が不用となったため、198万9,000円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「事業の成果は上がっているのか。また、マイナンバーカードの人為的なミスは本市ではないのか。」との質疑に対し、執行部より「本市内のショッピングモールなどで出

張申請を行っている。本市での人為的なミスは起きていない。」との答弁がありました。

次に、賦課徴収費の税務課共通経費については、執行部より「法人市民税の予定納税や過誤納金に対する還付金等で2,836万3,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「2,800万円という数字は想定していたのか。」との質疑に対し、執行部より「昨年と同等程度なので、想定していた。」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の社会福祉総務事業については、執行部より「建築から30年を経過し定期点検で劣化が指摘された、泗水地域福祉センターの高圧ケーブルの交換及び同敷地内の焼却炉の撤去費用に66万7,000円を増額するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、債務負担行為補正の生活困窮者自立支援業務については、執行部より「専門相談員をくらしサポートセンターに配置し、生活困窮に関する各種相談や支援業務を公募型プロポーザル方式による委託業者の選定のため、限度額8,250万円の追加を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「5年間の事業だが、毎回このタイミングの補正なのか。」との質疑に対し、執行部より「前回も前々回もこのタイミングである。」との答弁がありました。

また、委員から「これまでの実績と具体的な相談内容についてはどうなっているか。」との質疑に対し、執行部より「相談件数は、令和2年度327件、令和3年度253件、令和4年度196件、家計改善は、令和2年度211件、令和3年度208件、令和4年度が135件、住居の確保や家計改善、就労支援等を行い、それでも困窮する場合は生活保護へつなげている。」との答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の介護保険事業特別会計繰出金については、執行部より「介護保険特別会計における、地域支援事業の職員人件費に370万2,000円を増額するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、高齢者福祉費の福祉センター運営事業については、菊池老人福祉センター及び旭志老人憩の家、七城ふれあいプラザの早急に対応が必要な修繕に41万円を増額するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、母子福祉費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「ひとり親で低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する給付金で、当初900人分を計上していたが、実績見込みにより、100人分の経費を含め501万1,000円を増額するものである。」との説明があり質疑を行いました。

委員から「この半年間で100人の追加をする理由は何か。」との質疑に対し、執行部より「この給付金は毎年実施されており、新型コロナウイルス等の影響により家計の急変者として該当となっていたが、今年度は物価高騰により家計の急変した方も対象となり、該当者が多くなったためである。」との答弁がありました。

次に、母子衛生費の出産・子育て応援交付金事業については、執行部より「出産・子育てができる環境を整備するための事業で、出産応援給付金と子育て応援給付金があり、補助事

業が年度末まで延長されたため 1,684 万 1,000 円を増額するものである。」との説明があり質疑を行いました。

委員から「予算の計上は、今までの推移で計上しているのか。」との質疑があり、執行部より「今までの推移から半年間 160 人分の予算計上を行っている。」との答弁がありました。また、委員から「現金での支給を行っているのか。半額をめぐるん券での支給はできないのか。」との質疑に対し、執行部より「めぐるん券での支給ができないことはないが、迅速に対応するため現金で支給している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後は、地場産業育成のため、半額をめぐるん券で支給するなど考えてほしい。」との意見がありました。

また、委員から「伴走型支援の状況はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部より「妊娠の届け時、妊娠 8 か月程度の時、出産後の 3 回アンケート調査を行い、お悩み等を聞き取り、支援につなげている。」との答弁がありました。

次に、観光費の観光プロモーション事業については、執行部より「観光庁の観光再始動事業が不採択となったため、補助事業のメニューと事業内容の見直しを行い、インバウンド誘客促進事業委託料のうち、不要となった 600 万円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「不採択に関する分析は。」との質疑に対し、執行部より「インバウンド事業で 1,200 万円の事業費のうち 1,100 万円の補助という、全国的にもハードルの高い観光庁の観光再始動事業を申請したためである。」との答弁がありました。

次に、公園費の旭志地区広場遊具整備事業については、執行部より「旭志グラウンドに隣接する広場において、次年度に遊具設置事業の予算を計上する予定であり、入札はプロポーザル方式を考えている。プロポーザル方式は、通常の入札事務より時間がかかるため、仕様書の資料として必要な測量データの作成を事前に行い、新年度における早期の発注を目指すため、51 万 3,000 円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「遊具設置のための測量委託料に 51 万 3,000 円もかかるのは、広い場所でもないのに高い気がするがどうか。」との質疑に対し、執行部より「現地は、傾斜があることから専門家に確認したところ、高さの安全基準として 1.5 メートル以上ある場合は高さのデータが必要とのことであり、メッシュ状に高さをプロットして落とし込む作業が生じるためである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「そんな傾斜があるところに遊具を設置して、安全性は大丈夫なのか。」との質疑に対し、執行部より「プロポーザル方式で入札するため、各メーカーのほうで必要な措置をされると思う。例えば、傾斜を利用される場合もあるかと思うので、そうした基準を満たした形で設置案を出していただきたい。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における菊池産特別栽培米学校給食提供事業については、執行部より「令和 6 年度分の限度額 436 万 7,000 円を補正するもので、学校給食で使う精米は、毎年 10 月下旬に発注を行っており、令和 6 年度の精米を発注するため、今回、債務負担補正を行うもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「特別栽培米の農薬の使用はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「特別栽培米は菊池基準 2 を満たしており、化学農薬や化学肥料の使用回数が低減されて、慣行栽培米の 50% 以下となっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「普通の慣行栽培米と菊池基準を満たしている米はどの程度違うのか検

査してあるのか。」との質疑に対し、執行部より「どの程度違いがあるのか把握できていないため、農政課等と協議したい。」との答弁がありました。

また、委員から「特別栽培米にこだわる理由は。」との質疑に対し、執行部より「菊池基準を推進していく一つの方策として、学校給食で使ってはどうかということで始まった。また、子育て世代への移住定住の促進につながっていけばと考える。」との答弁がありました。

さらに、委員から「この事業は今後も継続していけるものなのか、検証してほしい。」との意見に対し、執行部より「保護者の意見等を聞いて今後の継続等の判断に使っていきたい。」との答弁がありました。

次に、図書館費については、執行部より「図書館情報管理システム保守点検委託料 84 万円及び事務用機器リース料 89 万 5,000 円の増額については、現在、デジタル庁の新マイキープラットフォームの開発が遅れているため、現行の図書館システムの更新に伴う保守業務及び機器リースを延長するもので、保守延長に伴い、歳入の教育費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金 297 万円を減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「国の開発が遅れて、今のシステムを延長するとのことだが、今後の見通しは。」との質疑に対し、執行部より「新マイキープラットフォームのリリースが 11 月頃に予定されており、今年度 2 月末までに構築して 3 月から稼働させる予定である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「国の都合で遅れたため、システム延長に手出しがあるのに、交付金が減額されるのはどういうことか。」との質疑に対し、執行部より「交付金申請の時点では新しいシステムに対しての保守費用 7 か月分を入れていたが、今回延長の旧システムの保守費用については、対象にはならないため減額となる。」との答弁がありました。

次に、**議案第 63 号**、**議案第 64 号**、及び**議案第 65 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 66 号**の水道事業については、収益的支出の予定額の補正、及び債務負担行為について、執行部より「本年 6 月議会において、水道メーターを 5 年間、隔月検針で積算した限度額が否決されたため、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間で毎月検針、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間で隔月検針へ変更することなどに伴い、債務負担行為の限度額を 2 億 7,106 万 9,000 円と積算設計し、再上程するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「6 月の提案より 2,000 万円ほど増額になっているのは、隔月検針が 2 年延びたからとのことだが、費用の内訳は 1 年で幾らになるのか。」との質疑に対し、執行部より「人件費として 700 万円程度、諸経費として 300 万円程度の 1,000 万円である。」との答弁がありました。

また、委員から「賃金上昇率というのは、令和 6 年度から毎月検針でも含まれていると試算されているのか。」との質疑に対し、執行部より「積算では、そのように計算している。」との答弁がありました。

次に、**議案第 67 号**については、特に質疑はありませんでした。

その後の、補正予算関係の議員間討議では、歳入で龍門地域活性化支援センターの使用料

について「今現在、滞納が1万6,000円あるが、内容証明、もしくは少額訴訟を起こして、裁判も辞さないという姿勢でしっかりと徴収を行っていただきたい。」との意見がありました。

次に、出産・子育て応援交付金事業について「全額現金での支給とのことだったが、半額程度をめぐるん券で支給を行うことを検討してほしい。」「事務の煩雑さはあると思うが、今後、このような交付金があったときに、地場産業育成へつなげる意識を持ってほしい。」との意見がありました。

次に、図書館でマイナンバーカードを使用できるシステム改修について、「国からの準備ができてないということで今回補正が上がっている。DX化で国からの補助金等も出ているが、市民の利便性が十分図られるという点を確認できるということを大前提に、この補助金の活用は今後慎重にしていきたい。」との意見がありました。

次に、各会計の決算認定についてですが、はじめに、**議案第68号**について、その主なものを申し上げます。

まず、会計管理費については、委員から「役務費の手数料が昨年と比べて329万7,000円増加しているが、この理由は何か。」との質疑に対し、執行部より「増加の主な理由としては、令和4年度から指定金融機関の窓口の手数料が、10円値上がりしたことと、OCRの機械を通して窓口収納を行うので、その手数料も10円の値上げがあったことにより、全体として上がっている。さらに、キャッシュレスの導入で57円の手数料が発生するため、このような総額となっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「キャッシュレスと窓口の手数料ではキャッシュレスのほうが高く、キャッシュレス化することは、行政としての負担は増えてくるということか。」との質疑に対し、執行部より「手数料だけで見るとそういうことになるかもしれないが、支払いの方法は選ぶことができるので市民の方がより便利になり、国のほうもデジタル化を進めている。」との答弁がありました。

また、委員から「キャッシュレス化を進めることによって、利便性と人件費等も含めたコストの削減の二つがあると思っていたが、どういう効果があるのか、今後の見通しは。」との質疑に対し、執行部より「デジタル化は庁内でも進めており、DX化による労力の軽減も含めて、定員管理計画も3年間の短期で見直しを図るよう計画している。全庁的なそういった進展を見ながら、計画の見直しが必要な部分があれば、反映させて今後の人員管理を進めたい。」との答弁がありました。

次に、地域振興費の地域おこし協力隊費については、委員から「助成金の取り扱いは、菊池市地域おこし協力隊活動助成金交付要綱、菊池市補助金等交付規則等に基づいて支出されていると思うが、支出は適正に行われているか。」との質疑に対し、執行部より「国が定めた地域おこし協力隊推進要綱や菊池市地域おこし協力隊設置規則の中で、業務要件や身分を含む活動日数等の役割を設定している。活動に要する経費についても、菊池市補助金等交付規則のほか、各種要綱に基づいて交付をしている。活動費の支出は、毎年4月に隊員より1年間の活動助成金交付申請書を出してもらい、その内容を精査し、交付決定した後、活動費の支出を行うが、活動を行った翌月の10日までに実績報告を出してもらい、その後、実績に応じて支出をするという流れになっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「地域おこし協力隊員の報告をキクロスで見せていただいた。とても頑張ってもらっと思うが、この成果がなかなか市民に届いていないのではないかと考える。周知はどのようなことをしているのか。」との質疑に対し、執行部より「活動の成果は、取り組んだイベントや事業ごとに広報紙やホームページで掲載している。」との答弁がありました。

次に、地域振興費のふるさと納税促進事業については、委員から「菊池市には菊池溪谷、千畳河原、鞍岳、八方ヶ岳などこれだけの名勝がある。宿泊して地元の名勝を観光し、そして地元のすばらしい農畜産物を食べてもらい、ふるさと納税につなげると成功すると思うが、そういう旅行を含めてのふるさと納税は可能なのか。」との質疑に対し、執行部より「体験型や宿泊型は可能である。寄附額が上がっている自治体の情報を集めながら、今後の活用に取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「業者に委託しているが、J A、商工会、温泉旅館組合、観光協会等の各種団体とも協議をして、ふるさと納税に生かしていくよう検討してほしい。」との意見に対し、執行部より「パッケージメニューについても、委託業者と相談しながら、寄附額の増加につなげていきたい。」との答弁がありました。

次に、地域振興費の交通コミュニティ事業については、委員から「令和4年までの3年間はコロナの影響もあったので、比較が難しいと思うが、このコミュニティバス・乗合タクシーの補助事業は、これからの菊池市にとっては重要な施策になってくると思う。ただ、利用者が増えても率直にそれで黒字になることはなくて、ここを充実させようと思えば、かなり予算がかかってくると思う。今アンケートも行われているようだが、アンケートを踏まえて、今後、見直しを含めた予算増は考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「今、全域にアンケート調査を行っており、9月末日がアンケートの回収期限になっている。できればアンケートの内容を調査して、来年度の予算に反映できればと考えているが、なかなか今回回収率が上がってないので、その分を反映するのは今の状況だと厳しいと考える。」との答弁がありました。

次に、情報化推進費のデジタル化推進事業については、委員から「デジタルデバインド（情報格差）対策はどのように進めているのか。」との質疑に対し、執行部より「まずは行政区のほうに2か所ほど入り、高齢者等の集まりに参加して、こういったニーズがあるのか調査を行っているところである。併せて、中央公民館と菊池高校のスマートアクティ部より、高齢者に対するスマホ教室等を行っているが、こちらでもニーズやこういった困りごとがあるのかということの把握に努めている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「R P Aの現在の利用状況は。」との質疑に対し、執行部より「税情報の転記など各種事務において、現在10本ぐらいのR P Aを作成、運用をしている。」との答弁がありました。

また、委員から「主要施策の成果に、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化が図られ、人的資源を適正に配分し、行政サービスが向上したとあるが、時間外の推移を去年と比べると、職員数は変わらずとも、時間外は増えている。それと、会計年度任用職員も増えている。何をもち、そのような成果があったと言えるのか、具体的に聞きたい。」との質疑に対し、執行部より「今回、書かない窓口ということで窓口移動支援システム等を導入して、市民の利便性はアップしている。それに併せて、今まで紙であった移動届等を電子で回すことによって、時間短縮等が図れていると考えている。職員の効率化が図れているかとい

うところについては、確かにまだ効果が一部見えていないところもあるので、これから使用が進んでいけば、もう少し効果が見えてくると思っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「経費が減って初めてデジタル化が成功したと思うので、来年の決算にはもっと詳しく数字を出して、時間外がこれだけ削減できたとか、窓口の人数をこれだけ削減できたということを書いていただきたい。」との意見がありました。

次に、財産管理費の土地開発基金については、委員から「令和3年7月にこの菊池市土地開発基金条例を改正し、第2条において基金の額は3億円とされている。今3億60万6,751円という現在高で3億円を超えているが、問題ないか。」との質疑に対し、執行部より「この条例の第2条第2項で、市長は必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができるとしており、令和4年度も一般会計歳入歳出予算に計上して、その基金から得た運用利子は、積み立てを行っており、この条文に従い運用を行っているので、問題はないと考えている。なお、財務実務提要によると、第5条の運用益金の整理としての範囲に、第2条による積み立ても入るとされている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「地方自治法第241条第5項において、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならないとあるが、議案として、この書類はあるか。」との質疑に対し、執行部より「地方自治法の第233条の第5項において、決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度の主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を併せて提出しなければならないとなっており、財産に関する調書の中に、この定額運用基金を載せている。」との答弁がありました。

また、委員から「定額運用基金はその基金の範囲内において、どうやって事業を展開していくかというのが大事であり、条例の見直しや今後の運用の仕方、またチェック機能についても、関係部署の中で共通認識を深めていただきたい。」との意見に対し、執行部より「土地開発基金についての現在の事務処理等については、現行条例、また地方自治法に基づいて、適切に運用しているが、条例の再検討も踏まえて、今後も適正な事務処理に努めていきたい。」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費については、委員から「674万円の不要額があるが、もう少し詳しく説明をしてほしい。」との質疑に対し、執行部より「マイナンバーカード取得者へ地域商品券の送付を行ったが、届かなかったり、商品券を使用されなかったため、換金手数料が不要となったためである。」との答弁がありました。

また、委員から「時間外が去年の3倍程度になっている理由は何か。」との質疑に対し、執行部より「マイナンバーカード普及促進のために、時間外や休日に勤務を行ったためである。」との答弁がありました。

また、委員から「マイナンバーカード普及率は74.24%となっているが、国と県の平均値と比べてどうか。」との質疑に対し、執行部より「8月末の平均値において、国が75.9%、県が78.04%となっており平均値には達していない。」との答弁がありました。

次に、税務総務費の職員人件費については、委員から「ITやシステムを利用し、業務のDX化による負担軽減を目指していると思うが、税務課において時間外手当が昨年度に比べて増えているのはなぜか。」との質疑に対し、執行部より「時間外手当の削減を目指してい

るが、DX化に伴う、共通納税などの仕組みが変わることへの対応に時間を要している。」との答弁がありました。

次に、歳入の市税については、委員から「TSMCの進出に伴い、固定資産税の収入が増加していると思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「評価棟数が令和3年度は334棟、令和4年度は423棟と増加し、調定額も増加している。」との答弁がありました。

また、債権管理業務について、委員から「不納欠損額が昨年度に比べて多くなっている要因は何か。」との質疑に対し、執行部より「執行停止後3年を経て不納欠損を行っている。数年間かけて執行停止を行うものもあり、資力の回復等が見込めない方の債権が、今年度不納欠損となったものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「提言の回答の中で、対策を進言したとあるが、住宅使用料について、保証人が亡くなっていたから債権回収できないというのは、今後ないように指導していただきたい。」との意見がありました。

次に、衛生災害普及費の衛生施設災害復旧事業については、委員から「陣内最終処分場に残っている廃棄物の今後の計画はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「敷地中央部分の埋立を終了した最終処分場は、基準省令に基づく廃止基準の適用を直接的に受けるものではないが、周辺住民の生活環境保全等のため、水質検査の他、発生ガス調査や、地中温度調査等を実施している。令和4年4月の調査開始から現在まで、廃止基準値をクリアしている状況であり、今後も引き続き調査を実施する予定である。また、敷地南側にあるドーム型暫定処分場の廃止には、約2,500立方メートルの廃棄物の処理を行う必要がある。県外処理も視野に入れた受入れ先の調査や、関係自治体との事前協議等が必要で、期間及び多額の費用がかかるため、慎重に内部協議を行っている。今後も地元地区に丁寧な説明と協議を行っていく。」との答弁がありました。

次に、環境衛生総務費の環境衛生一般経費については、委員から「くまもと地下水財団というのはどういったことをされているのか。」との質疑に対し、執行部より「熊本地域における地下水量保全や、水質保全の対策を行っており、本市では旭志地区と泗水地区が対象区域となっている。」との答弁がありました。

次に、環境対策費の地下水対策事業については、執行部より「熊本大学との共同研究による七城地区の地下水の定点水質調査及び硝酸性窒素濃度に関する分析業務等を、全38行政区で実施している。調査頻度については硝酸性窒素濃度の状況で異なり、月2回程度、月1回、年4回、年1回実施している。現在、硝酸性窒素濃度の水質基準超過が見られるのは、北地区の一部の行政区で、中央地区及び南地区においては水質基準の超過は見られない。今後も継続的なモニタリング調査等を行いながら、調査結果等を踏まえた硝酸性窒素削減対策について、地下水対策協議会等により、関係機関との連携を図りながら取り組んでいく。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値が上下している要因は何か。」との質疑に対し、執行部より「要因の一つとしては、硝酸性窒素は水に溶けやすいという性質から雨などにより、地下に浸透していくため、雨量によるものが考えられる。」との答弁がありました。

次に、地籍調査費の地籍調査事業については、委員から「完了には20年程度必要とする状況だが、推進していかないと時間が経つことでもっと難しくなるのではないか。」との質

疑に対し、執行部より「高齢化や所有者不明土地の顕在化により、一刻も早く進めていかなければならないと考えている。調査面積の約 85%を林地部分が占めており、新たな手法のリモートセンシングを用いた地籍調査の検討のため職員研修を重ね、地籍調査の推進に努力していく。」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の社会福祉総務事業については、委員から「社会福祉協議会補助金に昨年度と同額の 5,700 万円程度支出しているが、対象者の増加や物価高騰に伴う補助金の増額は必要ないのか。」との質疑に対し、執行部より「社会福祉協議会補助金は、社会福祉協議会の人件費を補助するもので、各事業に係る経費については、各課において委託料や補助金として支出を行っている。」との答弁がありました。

次に、扶助費の生活保護扶助費については、委員から「生活保護世帯数と人数の推移はどうか。」との質疑に対し、執行部より「令和 2 年度 367 世帯 461 名、令和 3 年度 349 世帯 433 名、令和 4 年度 349 世帯 427 名、令和 5 年 6 月 1 日現在 344 世帯 406 名となっている。」との答弁がありました。

また、委員から「生活保護費返還金について詳しく説明をお願いしたい。」との質疑に対し、執行部より「3,375 万 7,520 円で昨年度より 1,339 万 2,771 円増加しているが、生活保護法第 29 条により、被保護者の資産と収入等の調査を行い、不正受給に対処したものである。催告は、文書や訪問等により行い、現年度分については、一括納付が困難な場合、生活保護費からの相殺を行っている。」との答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の高齢者生活支援事業については、委員から「移動販売事業について、近隣市町の状況はどうか。」との質疑に対し、執行部より「大津町は同じように移動販売事業に人件費以外の燃料費等の補助を行っている。合志市では移動販売は行っていない。山鹿市でも移動販売は行っておらず、タクシー券などの移動支援事業を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「本市全体に移動販売を実施する場合、金額的にどの程度必要か計算したことはあるか。」との質疑があり、執行部より「計算したことはない。」との答弁がありました。

さらに委員から「高齢化率が高くなり、免許証の返納者も増えてくるため、必要性があると考え。引き続き拡充の検討をしていただきたい。」との意見がありました。

次に、児童福祉総務費の相談事業については、委員から「児童虐待DV対策等の具体的な内容は何か。」との質疑に対し、執行部より「家庭児童相談員 2 名と女性相談員 2 名を中心に、児童虐待やDVの相談があると速やかに、児童相談所や学校、保育園及び警察等と連携し、より良い支援策を実施している。」との答弁がありました。

次に、児童福祉施設費の私立保育園経費については、委員から「今後、子どもの数が減っていく中で、認定こども園や保育園についての数等の計画を持っているのか。」との質疑があり、執行部より「第 2 期菊池市子ども子育て支援事業計画には、保育所等への入所者のニーズと、それに対する受け皿について記載されており、計画に沿って実施している。ただし、令和 6 年度までの計画であるため、TSMCの影響等については、令和 7 年度からの計画において反映させていきたい。」との答弁がありました。

次に、予防費の各種検診事業については、委員から「提言の回答にもあったが、複合健診時に歯科検診も実施できるようになったがその結果についてはどうか。」との質疑に対し、執行部より「受診率は、令和3年度が6.3%、令和4年度は7.9%に増加した。」との答弁がありました。

また、委員から「各種検診について、年代別や、男女での受診率のデータはあるのか。」との質疑に対し、執行部より「データについては把握していない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後、データを取ることはできるのか。」との質疑に対し、執行部より「養生園で受診された場合はデータを取ることができる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「受診率の向上を目指すのであれば、年代別のアプローチが必要だと思う。今後どのような方法を考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「郵送で案内通知しているが、まずは開封をしていただく対策を行っていきたい。」との答弁がありました。

次に、母子衛生費の母子保健事業については、委員から「一般及び特定不妊治療の実績はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年度が、一般不妊治療13名、特定不妊治療12名、令和3年度が、一般不妊治療10名、特定不妊治療24名、令和4年度が、一般不妊治療4名、特定不妊治療26名である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「不妊治療の結果については把握しているのか。」との質疑に対し、執行部より「把握は行っていない。担当保健師が個別に把握している場合はあるかもしれない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「個人的な情報で、公表する内容ではないが、成果として把握する必要があるのではないか。」との意見がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、委員から「新型コロナウイルスが5類となったが、ワクチン接種の実績と今後についてはどうなっているか。」との質疑に対し、執行部より「ワクチンの接種率について、令和4年度までに5回目の接種を行った方は39%となっている。令和5年度は、春開始接種を5月から行い、秋開始接種が年度末まで行われる。これは全額公費負担で、全年齢を対象として行っている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「令和5年度までは全額公費負担で、その後は自己負担となるのか。」との質疑があり、執行部より「現在、国の方で協議が行われており、今後については決まっていない。」との答弁がありました。

次に、畜産業費の新型コロナウイルス感染症対策事業、及び畜産競争力強化対策緊急整備事業については、委員から「令和4年度は、すでに酪農環境が非常に厳しくなっていたと認識しているが、市内で酪農の廃業が出ているのか。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度では2件出ている。」との答弁がありました。

次に、林業総務費の予防伐採事業については、委員から「申請が多くて13か所に絞ったのか、13か所しかなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「17か所の申請に対して、13か所の補助金交付決定を行っている。」との答弁がありました。

次に、商工業振興費のキャッシュレス推進事業については、委員から「キャッシュレス決済をされるところが少ないと聞いているが、財布を持たない人が増えてきている状況なので、機械そのものを導入する必要があるのではないか。」との質疑に対し、執行部より「キャッ

シュレス決済を進めていただくために、新規で導入する事業者に対する事業を行ったが、申し込みが4件で、思ったより少なかった。改めて、商工会と一緒に進めていくべき事業と考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「P a y P a y だけじゃなくて、他にも交通系等もあり、そういったものにも対応できるような支援が必要と思うが、どうか。」との質疑に対し、執行部より「現在、商工会によるDXに関する講習会等が開かれている状況であり、一緒に進めていく事業と考えている。」との答弁がありました。

次に、観光費の菊池一族プロジェクト事業については、委員から「菊池ファンクラブの会員数の目標をほぼ達成したとのことだが、会員数の目標数は。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度の目標は4,000人である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「効果は書かれているが、抽象的な効果の表し方だと思う。1年ごとに倍、倍と増えていることに対して、効果をどんなふうに感じているのか。」との質疑に対し、執行部より「菊池ファンクラブの会員には、LINE、フェイスブック、ツイッター等で、菊池市の情報を発信しているが、ふるさと納税が増えたかどうか、また、ふるさと納税者がファンクラブに加入しているかどうかまでは分からないことが今後の課題だと思っている。今年度、観光協会が、ファンクラブの会員にアンケートを取られており、これを踏まえて、今後の対策を考えていきたい。」との答弁がありました。

次に、道路橋りょう総務費の桜の里プロジェクト事業については、委員から「事業を始めて何年になったのか。」との質疑に対し、執行部より「平成26年から始めて10年目となっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「10年前の桜が結構大きくなって見頃になる。成果をどのように感じているのか。」との質疑に対し、執行部より「観光地にふさわしい魅力ある景観づくりと、花見客等の経済効果があるものと考えている。また、桜の花が咲く頃には、お花見会等を通じて地域住民の癒しの場所としてつながっていけばと考えている。」との答弁がありました。

次に、公園費の公園施設整備事業については、委員から「具体的にはどの部分の工事なのか。」との質疑に対し、執行部より「菊の城側から下りると細い石段みたいな階段があるが、河川区域外であるため国土交通省では整備できないことから、本市で階段の整備を行ったものである。」との答弁がありました。

次に、教育振興費の適応指導教室事業については、委員から「不登校の子供たちに対して、ここに通っている児童・生徒の割合が少ないと認識しているが、令和4年度は何人のお子さんが、ここに通われたのか。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度において、通われたのは16名になる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「人数だけでは計れない面が大きいと思うが、逆に言えば16人以外のお子さんのサポートというのにも必要になってくると思う。やはりここだけに捉われない不登校支援を今後考えていただきたい。」との意見がありました。

次に、議案第69号の国民健康保険事業については、保険衛生普及費の保健衛生普及費について、委員から「複数の病院にかかり、多くの処方薬の服用による副作用や、残薬を捨ててしまうという、ポリファーマシーについて対策等は行っているのか。」との質疑に対し、執行部より「国民健康保険の被保険者に対し、事業の一環として、重複処方については、2か

所以上の医療機関との重複処方が確認された方、多剤処方については、同じ薬に対する処方を90日以上処方された方や、処方薬剤数8以上を条件とし、薬剤レセプトを抽出し、専門の業者が訪問により個別に指導を行い、医療費抑制、多剤服用による健康への悪影響への対策を行っている。また、国民健康保険の協議会で、薬剤師と情報共有を行っている。」との答弁がありました。

次に、**議案第70号**、及び**議案第71号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第72号**の水道事業については、委員から「逡次繰越になったのは何の工事か。」との質疑に対し、執行部より「穴川と旭志の水源地の工事の部分である。」との答弁がありました。

また、委員から「簡易水道分の繰り入れが半分になったのは、いつからか。」との質疑に対し、執行部より「平成26年度からが一部、木柑子など、平成28年度からがその他迫間、水源などを全部統合したので、平成28年度からである。」との答弁がありました。

次に、**議案第73号**の下水道事業については、委員から「貸借対照表の流動資産の現金預金が3億628万円3,204円、キャッシュ・フロー計算書の資金期末残高も同額であるのは、まれではないか。」との質疑に対し、執行部より「貸借対照表の流動資産の現金預金と、キャッシュ・フロー計算書の資金期末残高は、同じ額になるのではないかと考える。」との答弁がありました。

次に、昨年度決算時の提言について、執行部より当分科会に係る分についての報告がありましたので申し上げます。

まず、事業の見直しに関して、厳しい財政状況に鑑み、各事業の見直しを行うこと。見直しに当たっては、スクラップアンドビルドで行うことについては、執行部より「事業の見直しについては、毎年度施策評価を実施し、内部評価及び外部評価による効果検証を行うとともに、その結果を、中期財政試算及び予算編成に反映させることとしている。また、予算編成時において、新規事業を要求する場合には、可能な限り削減事業も同時に提案するといった取り組みも行っている。今後も事業ごとに必要性、緊急性を十分に精査した上で見直しを行うとともに、国、県補助金等の積極的な活用等、財源確保に取り組みながら、適正な予算編成となるよう努めていく。」との説明があり、委員から「これまでの市長の政策を検証して、事業ごとにどれだけ予算を使ってどれだけ効果が得られたかという一覧表を示していただきたい。」との意見に対し、執行部より「評価については、議会からの提言に対する回答のとおり、施策評価を毎年やっており、この決算審査においても、主要施策の成果で各課が報告している部分にも該当するものだと思うが、これを取りまとめる必要はあると考えている。」との答弁がありました。

次に、有害鳥獣の駆除に関して、近隣市町村と連携し広域的に、かつ1から2年間を重点期間として、個体を減らす取り組みを行うことについては、執行部より「広域的な取り組みについては、令和3年9月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から県が広域的な鳥獣被害対策の推進についての取り組みを始められたところであり、今後、県主導により近隣市町村と連携した捕獲の取り組みが推進されていくものと考えている。また、本市の取り組

みについては、令和5年度から2年間をイノシシ及びニホンジカ捕獲の重点期間と位置づけ、大幅に報奨金の予算を増額した捕獲強化計画を策定し、より効果的・効率的な捕獲活動を実施しているところである。さらに、本年度において、より個体数を減らすとともに市民の生命及び財産の被害を防止するため、鳥獣捕獲のDX化を導入する。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、市営住宅の管理に関して、条例に定める連帯保証人について、適正な手続きを速やかに進めることについては、執行部より「再度、個々の状況を精査した結果、菊池市営住宅条例第11条第3項の規定により免除したものが5名、その他8名については、連帯保証人の連署による請書の提出を依頼し、全員から連帯保証人の連署による請書の再提出いただいている。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

その後の、決算関係の議員間討議では、まず、**議案第68号**の基金の運用について「今一度、どういう目的で基金を積み立てていくのか、単にその予算を貯金しておく場所になってはいないか検証が必要である。運用が全く働いていない部分も見受けられ、長期的な計画の見通しを立てて運用を行うべきだと思う。」「事業効果は高いが、残高不足で今後事業を続けていくのが難しい基金については、ふるさと納税等を原資とした新たな基金を創設してでも事業は続けていくことも必要かと思う。」との意見がありました。

次に、デジタル化推進宣言について「いろんなものがデジタル化されているが、実際、このデジタルの経費はかかっても人件費が減っていないという状況である。安易にデジタル化をするのではなく、コスト面を考えて費用対効果の検証をしていただきたい。」との意見がありました。

次に、実質収支に関する調書について「令和4年度の決算においては、黒字の決算ということで7億円程度が実質黒字となっている。やはり単年度収支の観点から、今、市民の皆さんは生活が厳しい部分もあるので、もっと経済が活性化するような事業展開をすべきと思う。」との意見がありました。

次に、各種検診事業について「検診について、受診率の向上を目指しているが、現存の資料では把握が難しい。未受診者の年代別のデータや男女比等、データ分析を行い、未受診者への勧奨に取り組んでいただきたい。」との意見がありました。

次に、母子保健事業について「一般不妊治療費助成事業補助金及び特定不妊治療費補助金については、とても良い事業であると思うが、結果について把握されていない。費用対効果の確認も必要だと思う。」との意見がありました。

次に、高齢者生活支援事業について「地域移動販売事業補助金について、全域への拡充が必要と思う。」「買い物支援を移動販売事業で全て賄うのは、費用対効果の面からも難しいのではないか。」「住民の困りごとについて、アンケート調査等を行い、その上で検討する必要があると思う。」との意見がありました。

次に、鳥獣捕獲事業について「数年前から、いろんな情報の変化に応じた対応をされているが、決算において、今後、よりその結果を出せるような拡充策を期待したい。」「出産期に

捕獲数を増やす計画が立てられ評価していたが、出産期に捕獲数は増えていない現状があり、今年、来年、しっかりと検証しながら、DXの効果も確かめていかなければならないと考えている。」との意見がありました。

次に、予防伐採事業について「森林環境譲与税が財源となっており、人不足であったり、災害時の対応、インフラ整備等を考えると、今後、ますます需要が増えると考えられることから、もっと拡大していただきたい。」との意見がありました。

次に、キャッシュレス推進事業について「韓国、香港、台湾から、熊本空港への直行便が、どんどん増えてきている状況において、海外の方が熊本へ来られることが増えていくと思うので、この受け皿として、キャッシュレス化は必要である。」「いかに、いろんなところで使えるようにするかが集客につながる。例えば、Pay Payやd払い等、そういった国内向けではなくて、韓国、香港、台湾等の海外では、どんな決済が多いのかを調べるのも一つではないかと思うし、それを普及させていただきたい。」等の意見がありました。

次に、公園管理経費について「人口は減っているのに、公園を新しく作り、公園管理費が膨らむ一方といったことから、目標値を持って、公園管理費の削減に努めていただきたい。」「今回出ている要望書等も参考にすれば、公園の在り方を見直す非常によい機会ではないか。」「地元でできることと、公費でやっていくことと、しっかり協議しながら進めていくことが、これからますます重要になってくる。」等の意見がありました。

次に、「公民館事業で行われている公民館講座、また、キクロスカレッジは費用対効果が見えていないと思う。行政のほうから、こういう講座を行いますではなくて、やはり市民の皆さんに聞いていただき、今の時代にマッチしたような講座を今後は開いていただきたい。」との意見がありました。

次に、**議案第 69 号**の保健衛生普及費について「ポリファーマシーの問題は社会現象でもあるので、必要な施策について考えていただきたい。」との意見がありました。

次に、**主要施策の成果**について「成果をできる限り数値化していただきたい。」「数値化は、当然、できない案件もあってよい。」「数値化することは、事業を検証するうえで大事なことなので、是非、やっていただきたい。」「建設事業等において、工事の延長は書いてあるが工事費は書かれていない。後で課長が説明するのであれば最初から書いてあったほうが、説明時間の短縮にもつながる。」との意見がありました。

次に、**債権管理調書**の住宅使用料の不納欠損について「入居者が死亡された、また連帯保証人が死亡された、連帯保証人がいないなど、様々な要因はあると思うが、死亡されてもそれをどう相続するか、当然、仕方がないことがあるかもしれないが、あくまでも税金なので、不納欠損に対しては注力していただきたい。いろんな知恵を出して、減らして行ってほしい。」「限られたマンパワーをより有効に使っていき、生かしていくことを考えたときに、今、取り組んでおられるように、現年度徴収に力を入れていくことも一つの方法だと思う。」「収納率が令和4年で99.7%との報告があり、これはかなり努力されているし、昨年度の提言を踏まえて、連帯保証人のことも進めておられるので、落とすところは、落として取り組んでいくことも、効率的な面が出てくるのではないか。」「滞納関係のハードな部分については、

今、債権管理課で対応されており、そこで積極的に滞納分についてはやっていただき、現年度収納率を限りなく 100%に近づけることに注力することがよいと思う。」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、**議案第 62 号**から**議案第 67 号**、**議案第 72 号**、及び**議案第 73 号**については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第 68 号**については、委員より「本予算の執行が市民の暮らしを支えるという点で不十分である。問題のあるマイナンバーカード関連の支出にも反対であり、毎年指摘している部落解放同盟への補助金の支出にも問題がある。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 69 号**については、委員より「国保税の負担が市民にとって高過ぎる。市民の暮らしの実態に照らせば、一般会計からの法定外の繰り入れも行って、払える保険料に引き下げるべきである。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 70 号**については、委員より「令和 4 年度からは、保険料も引き上げられ、さらに昨年 10 月からは、一定の所得の後期高齢者には、窓口負担が 1 割から 2 割へと倍になった。二期連続の値上げであり、認められるものではない。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 71 号**については、委員より「本市では、第 8 期の保険料の引き下げが行われたが、市民の負担が重いものがあり、さらなる引き下げが必要である。一般会計からの繰り入れも行い、保険料の引き下げや必要なサービスの提供などを行っていくべきである。」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 68 号**から**議案第 71 号**については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の七つの事項を提言としてまとめました。

- 1 主要施策の成果については、事業を検証するうえで大事なことなので、成果をできる限り数値化すること。
- 2 基金の運用については、目的の確認を含め検証が必要である。また、長期的な計画の見通しを立てて運用を行うこと。
- 3 令和 4 年度の決算においては、実質収支額が 7 億 2,708 万 7,000 円となっており、単年

度収支の観点から、より経済が活性化するような事業展開を行うこと。

- 4 各種検診については、未受診者のデータ分析を行い、適切なアプローチを実施し、検診受診率向上の取り組みを行うこと。
- 5 ポリファーマシーの問題については、薬剤師会をはじめとした関係機関との意見交換を行う等、各種情報収集の上、さらに必要な取り組みを行うこと。
- 6 一般不妊治療及び特定不妊治療については、結果を把握し、費用対効果の確認を行うこと。
- 7 公園管理については、管理費が膨らむ一方であることから、目標値を持って管理費の削減に努めること。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。予算決算常任委員長報告を終わります。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和5年9月28日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

付 録

令和5年第3回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(8月30日・9月28日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第55号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和5年度菊池市一般会計補正予算 第6号)	原案承認
議案第56号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第57号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第58号	菊池市交流促進センター条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第59号	菊池市竜門ダム広場条例の制定について	原案可決
議案第60号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第61号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第62号	令和5年度菊池市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第63号	令和5年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第64号	令和5年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第65号	令和5年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第66号	令和5年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第67号	令和5年度菊池市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第68号	令和4年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第69号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第70号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

議案番号	件名	審議結果
議案第71号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第72号	令和4年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第73号	令和4年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第74号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第75号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第76号	令和5年度菊池市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
陳 情		
陳情第2号	要望書	採 択
報 告		
報告第16号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第17号	継続費精算報告について	原案報告
報告第18号	継続費精算報告について（菊池市下水道事業会計）	原案報告
報告第19号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第20号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第21号	専決処分の報告について	原案報告
報告第22号	専決処分の報告について	原案報告